

平成 28 年

塩竈市議会会議録

(第158巻)

第4回定例会 12月7日 開会
12月19日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 2 8 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 3 日 間 (1 2 月 7 日 ~ 1 2 月 1 9 日)

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
12. 7	水	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 3 号、議員提出議案第 17 号、議案第 8 0 号ないし第 1 0 2 号	1
8	木	休 会		2
9	金	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	3
10	土	”		4
11	日	”		5
12	月	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
13	火	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
14	水	本 会 議	一般質問 13 : 00 ~ ①鎌田 礼二 議員 ②阿部かほる 議員 ③小野 幸男 議員 ④志子田吉晃 議員	8
15	木	”	一般質問 13 : 00 ~ ⑤西村 勝男 議員 ⑥浅野 敏江 議員 ⑦菊地 進 議員 ⑧曾我 ミヨ 議員	9
16	金	休 会		1 0
17	土	”		1 1
18	日	”		1 2
19	月	本 会 議	委員長報告 13 : 00 ~	1 3

塩竈市議会平成28年12月定例会会議録 目次

(12月定例会)

第1日目 平成28年12月7日(水曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	3
鎌 田 礼 二 君	3
伊 勢 由 典 君	6
志 賀 勝 利 君	11
請願第3号	16
議員提出議案第17号	16
趣旨説明	16
採 決	17
議案第80号ないし第102号	18
提案理由説明	18
総括質疑	44
鎌 田 礼 二 君	44
山 本 進 君	49
志 賀 勝 利 君	54
土 見 大 介 君	61
阿 部 眞 喜 君	67
小 高 洋 君	72
伊 勢 由 典 君	77
散 会	82

第2日目 平成28年12月14日（水曜日）

議事日程第2号	83
開 議	85
会議録署名議員の指名	85
一般質問	85
鎌 田 礼 二 君（一問一答方式）	
（1）人口増加策について	85
①今年度の人口増加策の効果は	
②来年度の人口増加策について	
（2）本塩釜駅前商店街について	85
①本塩釜駅前商店街の現在の状況は	
②今後の展開について	
（3）いじめについて	86
①いじめ防止条例施行後の状況は	
②現在、問題は	
阿 部 かほる 君（一問一答方式）	
（1）地域防災計画	101
①災害予防対策について	
・避難準備情報等防災用語の周知について	
・災害弱者への防災対策	
・避難所等の確保	
・津波防災拠点施設整備計画について	
・児童生徒の安全対策	
・防災かるたの活用	
（2）新魚市場施設の新たな活用策	102
①新魚市場施設の利活用について	
②仲卸市場との一体活用について	
（3）子育て支援策	103
①市の産前産後の子育て支援の取り組みの状況について	

・子育て一時預かり利用拡大について	
・子育て支援のための各種講座・講演会の開催	
・育児支援ヘルパー派遣の対象拡大について	
②子育て相談の窓口一本化について	
(4) ふるさと納税	103
①市のふるさと納税のこれまでの取り組みと現況	
②企業版ふるさと納税を含めた今後の対策	
小野 幸男 君 (一問一答方式)	
(1) 防災・減災の強化	118
①防災教育について	
②学校における災害時の対応について	
③夜間の防災対策の強化について	
④タイムラインの作成について	
⑤障がい者など弱者対策について	
(2) 生活困窮者対策	119
①生活困窮者自立支援制度の拡充について	
(3) 子育て支援	120
①小・中学校入学時の準備支援について	
②読書習慣の取り組みについて	
(4) 健康増進について	120
①特定健診などの受診率向上について	
志子田 吉晃 君 (一問一答方式)	
(1) 市立病院事業について	135
①経営健全化対策について	
②病院事業の将来展望について	
(2) 震災復興計画について	135
①計画の進捗について	
②安全な地域づくりについて	
③産業経済の復興について	

④放射能問題の取り組みについて	
(3) アルツハイマー病を克服するまちづくりについて	136
①介護保険制度の対応状況について	
②音楽療法の活用について	
(4) 100円バスについて	136
①100円バスの利用状況について	
(5) 入札制度について	136
①競争性、公平性を高める対策について	
(6) 防犯灯の助成について	137
②LED防犯灯の拡充策について	
(7) 都市計画について	137
③遊休土地の活用について	
(8) いじめ対策について	137
①いじめ防止条例の効果について	
散 会	151

第3日目 平成28年12月15日（木曜日）

議事日程第3号	153
開 議	155
会議録署名議員の指名	155
一般質問	155
西 村 勝 男 君（一問一答方式）	
(1) 観光と交流のまちづくり	156
①勝画楼の再建に向けての市の対応について	
(2) 今後の土地活用計画	156
①宮町（公用車駐車場）本町（仮設店舗跡地）	
(3) 安心して暮らせるまちづくり	156
①通学路の路側帯のカラー化について	
②空き家・空き地等適正管理に関する条例制定に向けて	

③ 24時間在宅介護体制の構築に向けて	
(4) 環境にやさしいまちづくり	157
①ごみ処理施設の老朽化対策と最終処分場について	
(5) 今後の防潮堤建設	157
①北浜緑地・護岸整備工事からの北浜四丁目、新浜町一丁目、新浜町三丁目の 計画内容について	
(6) インフラの老朽化対策	157
①水道事業の民営化及び老朽化比率に基づく改修計画について 浅野敏江君(一問一答方式)	
(1) 定住促進について	171
①「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてこれまでの経過と効果	
②今後3年間の戦略について	
(2) 男女共同参画	172
①ワークライフバランスについて	
②「イクボス宣言」	
(3) 健康福祉について	173
①64歳以下の方を対象とした「インフルエンザ予防接種費用」の助成について	
(4) 人が集まるまちづくりについて	174
①海岸通地区震災復興市街地再開発事業の現状と今後の見通し	
②交流人口を増やすためのまちづくり 菊地進君(一問一答方式)	
(1) 政治姿勢について	188
①行財政運営について	
・行政運営で何を「選択と集中」したのか	
・事業のスクラップ・アンド・ビルドの成果について	
・費用対効果、評価の基準について	
・事業計画と予算の考え方について	
・住民、議会からの要望の取り扱いについて	
・平成27年度事業の復興事業での不用額が多い事について	

②新魚市場整備の費用対効果の目標について	
・ 備品等の稼働率及び効果について	
③海岸通地区震災復興市街地再開発について	
・ 計画変更と予算の整合性と妥当性について	
④福祉施策の充実について	
・ 重度障害児の親亡き後の施設整備について	
曾 我 ミ ヨ 君 (一問一答方式)	
(1) 子育て支援について	203
①県の小学校入学時の教材購入助成と市の取り組みについて	
②保育所の建て替えについて	
・ 国の待機児童解消加速化プランを活用し、保育所の整備を	
(2) 国民健康保険について	204
①基金を活用して国民健康保険税の引き下げを	
(3) 環境問題について	205
①放射能汚染廃棄物の焼却・埋め立て処分について	
・ 県の方針と市の考え方について	
・ 市民・利府町須賀・石田地区の住民に対する説明会について	
・ 中倉埋め立て処分場での受け入れに反対を	
②仙台港区における石炭火力発電所について	
・ 仙台港区における石炭火力発電所建設による環境への影響について	
・ 県による環境アセスメント条例制定について	
(4) 復興事業・長期総合計画の推進について	206
①浦戸について	
・ 浦戸の危険区域の復興計画について	
②商店街対策について	
・ 商店・事業所のリフォーム助成について	
③防災計画について	
・ 原発事故の避難計画を実効あるものに	
散 会	219

第4日目 平成28年12月19日（月曜日）

議事日程第4号	221
開 議	223
会議録署名議員の指名	223
議案第80号ないし第102号（各常任委員会委員長議案審査報告）	223
討 論	229
山 本 進 君	230
西 村 勝 男 君	232
採 決	233
請願第3号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	233
採 決	234
議員提出議案第18号及び第19号	234
趣旨説明	235
採 決	238
議員提出議案第20号	238
趣旨説明	238
採 決	240
議員提出議案第21号	241
趣旨説明	241
採 決	242
閉 会	242

平成28年12月定例会 12月7日 開会
12月19日 閉会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第83号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第84号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第85号	塩竈市市税条例等の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第86号	塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第87号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第93号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28. 12. 19
	議案第94号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28. 12. 19
	議案第95号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28. 12. 19
	議案第96号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	28. 12. 19
	議案第97号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	28. 12. 19
	議案第98号	町の区域を変更することについて	原案可決	28. 12. 19
	議案第100号	塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 19
	議案第101号	塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について	原案可決	28. 12. 19
議案第102号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19	
民 生	議案第80号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第82号	塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第87号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28. 12. 19

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
民 生	議案第88号	平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第90号	平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第91号	平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第99号	塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	28. 12. 19
産業建設	議案第81号	塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	28. 12. 19
	議案第87号	平成28年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第89号	平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議案第92号	平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	28. 12. 19
	議員提出 議案第17号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	原案可決	28. 12. 19
	議員提出 議案第18号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書	原案可決	28. 12. 19
	議員提出 議案第19号	セシウム8,000Bq/Kg以下の放射能汚染廃棄物の一般廃棄物との混焼による一斉焼却・埋立処理の再考を求める意見書	否 決	28. 12. 19
	議員提出 議案第20号	介護保険制度における軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書	原案可決	28. 12. 19
	議員提出 議案第21号	勝面楼の保存に向けての決議	原案可決	28. 12. 19

塩竈市議会 1 2 月 定例会 請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第3号	次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願	28.12. 1	民 生	採 択	28.12.19

平成28年12月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 3 号
受理年月日	平成28年12月1日
件 名	次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願
要 旨	<p>公的介護保険は、1997年に法制化され「介護を必要とする高齢者の介護等に係る負担（費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等）を社会全体で支援する為の保険制度」で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の公的な社会保険制度になっています。</p> <p>このような中、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（「骨太の方針2015」）では、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討する方針が出されています。</p> <p>しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具貸与及び住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。</p> <p>例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒及び骨折の予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、又は遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。</p> <p>仮に、軽度者に対する福祉用具貸与又は住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、これらのサービスの利用が抑制されることにより重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。</p> <p>よって、国においては、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、利用者の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう強く要望いたします。</p> <p>貴議会におかれましても、地方自治法第99条の規定により、次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを請願いたします。</p>
提出者住所・氏名	塩竈市北浜四丁目5-25 地域福祉を考える会 代表 下山 和則
紹介議員名	鎌田 礼二 議員、伊勢 由典 議員、曾我 ミヨ 議員

付託委員会	民生常任委員会
-------	---------

議員提出議案第17号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年12月7日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	伊藤	博章
志賀	勝利	今野	恭一
菊地	進	鎌田	礼二
志子田	吉晃	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて (衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)

議員提出議案第18号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年12月19日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」（5局長通知）や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6局長通知）の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014年施行）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。

そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師、看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含めた労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能を確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師、看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。
1. 医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

1. 改善のための費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保するなど、改善が利用者や患者の負担にならぬよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香取嗣雄

関係機関あて（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
宮城県知事）

議員提出議案第19号

セシウム8,000Bq/Kg以下の放射能汚染廃棄物の一般廃棄物との混焼
による一斉焼却・埋立処理の再考を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年12月19日

提出者 塩竈市議会議員

伊 勢 由 典 小 高 洋
曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

「別 紙」

セシウム8,000Bq/Kg以下の放射能汚染廃棄物の一般廃棄物との混焼
による一斉焼却・埋立処理の再考を求める意見書

東京電力福島第一原発事故に伴う、放射性物質で汚染（国基準）されたセシウム8,000Bq/Kg以下の廃棄物（約36,000トン）について、宮城県は県内23市町村において一般廃棄物と混焼し、各市町村の管理型処分場に埋め立てる方針を固め、平成28年11月3日開催の第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議に提案しました。

宮城県の説明では、平成29年1月に試験焼却後、夏頃から本格的処理に入り、市町村の焼却施設で混焼した焼却灰を搬送し塩竈市廃棄物埋立処分場に埋立てを行う事が検討されていますが、混焼を行う際の排ガス中へのセシウムの漏えいがあるとする論文に対し科学的に検証がされておられません。

塩竈市清掃工場では混焼はしませんが、近隣では利府町加瀬にある宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設があり混焼によって大気中にセシウムが放出され、人体に取り込まれれば内部被曝として悪影響を与えます。放射線ベータ線、ガンマ線によって、人間の遺伝子に損傷を与え、後年がん化することも指摘されています。また胎児や子供にはより大きな悪影響を与えます。

また埋立ての安全対策として「①厚み50cm以上の下部土壌層（放射性セシウムの吸着層）設置②分散しないよう埋立てし、層状埋立により安定性向上を図る③雨水浸入抑制のため、埋立て終了時には不透水層で覆う」としております。

塩竈市廃棄物埋立処分場は築21年が経過しております。塩竈市廃棄物埋立処分場の底部に遮水シートが張ってあるとはいえ、埋立てによる荷重と経年での劣化や、大雨や地震などによるセシウム汚染水の漏えいが懸念されます。塩竈市廃棄物埋立処分場のゴミから出た汚水は、除去プラントを通して処理し利府町須賀地区の松島湾に放流されていますが、セシウム等の放射性物質は除去できません。セシウムの漏えいがあれば放流により近隣や松島湾に汚染被害が生じます。埋立

てを行うことによる浅海漁業者などへの風評被害も懸念されています。

こうした点を踏まえ、宮城県に対し次の事を求めます。

記

1. 一斉焼却・埋立処理の方針について、十分な説明がなく関係住民との間で納得と合意が得られておりません。また被曝リスク・風評被害が考慮されておられません。特に風評被害につきましては、塩竈市の場合、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故のため、基幹産業である、水産業界・水産加工業界、そして関連する商工業界は、放射能に対する風評被害のため、未曾有の影響を受けることとなりました。

係る被害に対しては明確な救済措置もないまま、業界自らの努力により払拭せざるを得ない状況が未だ続いております。

ここに至り、更に今回汚染廃棄物の混焼となれば、混焼による放射能の漏えいの可能性も指摘されており、一部沈静化しつつある風評被害のさらなる拡大が予想されます。

よって、画一的に混焼を進める宮城県の処理方針を再考すること。

1. 県内各地の一次保管について、関係市町村住民と市町村が適切な管理処理方法で合意するまでの間、国が責任をもって「安全な管理」をすることを国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（宮城県知事）

議員提出議案第20号

介護保険制度における軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与
及び住宅改修の継続を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年12月19日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	伊藤	博章
志賀	勝利	今野	恭一
菊地	進	鎌田	礼二
志子田	吉晃	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

介護保険制度における軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与
及び住宅改修の継続を求める意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣
議決定された。

この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度
改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給
付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り
込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対
する生活援助サービス・福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担
する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による生活援助サービス・福祉用具貸与は、
介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が
福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとさ
れており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重
要な役割を果たしている。仮に、生活援助サービス・福祉用具貸与や住宅改修の利
用が原則として自己負担ということになれば、手すり・歩行器などの利用が減少
し、転倒・骨折などが発生しやすくなり、要介護度の重度化を招くことになりかね
ない。このことは、介護保険給付費の抑制という目的に反して、かえって介護保険
給付費の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

1. 今後の超高齢化社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利
用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

議員提出議案第21号

勝画楼の保存に向けての決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成28年12月19日

提出者 塩竈市議会議員

小野	幸男	菅原	善幸
浅野	敏江	西村	勝男
阿部	眞喜	阿部	かほる
山本	進	伊藤	博章
志賀	勝利	今野	恭一
菊地	進	鎌田	礼二
志子田	吉晃	土見	大介
伊勢	由典	小高	洋
曾我	ミヨ		

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

勝画楼保存に向けての決議

12月17日の新聞報道において、勝画楼の解体について報道がありました。

本定例会にて一般質問でもあったとおり、勝画楼は江戸時代の建築とされ、歴代の仙台藩主に愛され、明治天皇のご宿泊所にもなり、その後は料亭として長く愛され続けた歴史と愛着のある建物です。

また、鹽竈神社を中心にした、塩竈の歴史を物語る建築物として、積極的に後世に残すべき重要なものの一つであると考えます。

以上に鑑み、今後、勝画楼の保存に向けて、塩竈市としての取り組みが必要と考えることから、塩竈市は所有者である鹽竈神社の協力を得て、市民及び市議会と情報共有を図りながら、勝画楼の保存に向けて全力で取り組まれるよう求めるものである。

以上、決議する。

平成28年12月19日

塩 竈 市 議 会

平成28年12月定例会 12月7日 開会
12月19日 閉会

塩竈市議会会議録

平成28年12月7日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成28年12月7日(水曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第3号
- 第 5 議員提出議案第17号
- 第 6 議案第80号ないし第102号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村 淳君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	千葉 正君
会計管理者 兼会計課長	小林正人君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	建設部下水道課長	佐藤寛之君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	水道部業務課長	菅原秀一君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲君	教育委員会 教 育 長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	選挙管理委員会 委 員 長	坂井盾二君
選挙管理委員会 事務局次長	相澤 勝君	公平委員会委員	小倉和憲君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局次長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午後 1 時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る11月30日、告示招集になりました平成28年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番志子田吉晃君、15番土見大介君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、13日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は13日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成28年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。13番鎌田礼二君。

○13番（鎌田礼二君） 私のほうからは、監第41号一般会計並びに各特別会計例月出納検査の

結果についてお聞きをしたいと思います。

これは平成28年7月、8月、9月の3カ月間のものですけど、3ページに記載をされておりますが、歳出の部を見ますと、執行率が10%未満のものが見受けられます。その中でも5%に満たないものが3件もあります。この10%に満たないもの以外の平均率を見ますと32.1%というふうになるわけですが、この5%満たないもの、これについて私はちょっとこの3カ月であってもえらい低いんじゃないのというふうに考えるわけですが、執行率については各事業を所管するところであって、監査の管理ではないのかもしれませんが、監査としてどういうふうに考えられるのかお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 監第41号の報告の関係です。3ページには歳出の状況ということで、一番右側に執行率というのを記載しております。それで、この率は4月から6月及び7、8、9月と6カ月間の実際にお金を支出した部分ということの執行状況が、つまり9月末時点での執行率ということになります。それで、実際、お金の支出はしないけど、例えば契約してまだ工事等について前払いはしたものの完了していないので全部払ってないとか、いわゆる支出負担行為額とはまた別ということになります。それで、この時点で10%以下ですか、そういったものもありますけれども、例年執行率が低いのがどうしても出てきてしまうというような、数字的にはあらわれてきております。その事情についてはあと担当課のほうから答弁があるかとは思いますが、例年こういうような形で出てきて、最終的に決算のときに前年度も同じような状況でしたけれども、最終的な決算の段階ではほぼ執行されていると。ただ、ちょっと前年度、平成27年度につきましては、災害復興の関係でちょっと低い部分はありましたけれども、全体的には特に問題ない形での執行率までは達しているということになりますけれども、経過の中ではこういう部分が出てきてしまうということになります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） それでは、具体的には3ページに記載されております漁業集落排水事業会計につきましては、私のほうから執行率4.8%ということがございますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、漁業集落排水事業特別会計の予算現額につきましては、2億2,567万7,000円という金額でございますが、このうち昨年度から繰り越しをして災害復旧事業費として準備しておりました予算が約8,500万円、そして平成28年度の災害復旧事業費として現年度で措置したもの

が約1億1,000万円ということで、合わせて2億円弱の災害復旧事業費がございます。こちらは漁集排寒風沢と野々島の管路の布設替え等の事業でございますけれども、今年の6月に一部6,500万円規模の事業費について入札に付したところ、残念ながら応札者がなかった等々の理由によりまして、現在執行の状況がおくれているというようなことがございます。これにつきまして、こういった災害復旧事業の予算を除いたベースで執行状況のほうを改めて出しますと、およそ40.5%程度の執行率となっております。これにつきましては、現場の災害復旧事業、寒風沢、野々島の漁港の災害復旧事業等々とあわせて、なるべく早期に執行できるように今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 同じく3ページの下段から4段目、5段目でございますけれども、介護保険事業会計といたしまして2つの事業勘定を記載しております。

まず、上段が保険事業勘定、予算現額が約50億4,900万円、その下に介護サービス事業勘定として予算現額120万円ということで記載をさせていただいています。

ご案内のとおり介護保険の特別会計でございますけれども、保険事業勘定というのは皆様から頂戴いたしました保険料をもとに、さまざまな介護サービスを行うために充てる経費を算定する勘定でございます。もう一方の介護サービス事業勘定と申しますのは、市町村が独自に事業を行って得る事業収入でもって事業費に充てるという勘定でございます。平成28年度分として120万円の予算を組んでいるところでございます。

この主な内容でございますけれども、塩竈市では現在、地域包括支援センター、浦戸地区を直営で運営いたしておりますけれども、浦戸地区の支援センターが実施しております介護要支援者のケアプランを作成する事業経費でございます。大部分は毎年、事業実績に応じて12月に予算執行をいたしております。その理由でございますけれども、浦戸のセンターが担当している事務と申しますのは、このケアプラン作成だけではございまして、もう一方の勘定でございます保険事業勘定で行う事務もあわせて担当してございするため、会計上、事務の実績に応じて両勘定間の案分が必要とされるということになります。このため、平成28年度で言えば、年度当初に支出いたしましたケアプラン作成のための電算システムの使用料、ここに5万1,840円と記載してございますが、この5万1,840円以外の部分につきましては、今後事務の案分の作業を行いまして執行する見込みというふうになってございます。

ちなみに、昨年度、平成27年度でございますけれども、予算額が116万5,000円で執行額が

116万3,000円、ほぼ100%の支出を行っておりますので、あわせてご報告を差し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（鈴木康則君） 鎌田議員にお答えいたします。

北浜地区の復興土地区画整理事業会計につきましては、執行率4.5%というふうになってございます。予算現額が7億4,600万円ほどになっております。これにつきましては、平成27年度からの繰越事業が約2億5,000万円、今年度の当初予算で組みました平成28年度予算が約4億9,000万円ほどになってございます。支出済み額につきましては4.5%でございますけれども、既に契約を終わっておりますのが約3億円になっておりまして、率にいたしますと40%が現段階での契約済み額になってございます。これは工事等を完了いたしますと満額支払いになっておりますので、今後まだ契約済み額が40%ですので、今後大きな移転補償の契約もございまして、そういったものを進めながら、年度末には100%に近づきますように、今後区画整理事業を進めてまいりまして、事業を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君） 私も監第41号との関係で確認質疑させていただきます。

今、鎌田議員のほうからさまざま執行率についてなぜ低いのかという質疑がございました。それも踏まえて、次ページの4ページのところで現金現在高調書というものが監査の上での報告になっております。そこで理解を深めるといいますか、わからない表現もありますので、最初に例えば歳計現金というものはどういうものを指すのか。前月末残高でいいますと581億円ぐらいですかね、残高として受入額の総額が記載され、そして支払い高の関係がこの7、8、9月とあって、最終的に残高、10月末現在でしようけれども36億円の現金があるということと書かれておりますが、その歳計現金というものはどういう性格のものなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 歳計現金といえますのは、ちょうど前の表でいきますと、支出がありますけれども、一般会計から各特別会計を含めた形での歳計の現金ということ、具体的に表でいいますと2ページをちょっとお開き、見ていただきたいんですけども、2ページの一番右下に計の欄があります、合計の欄、一番右の一番下になります。これが歳入の合計で、この

金額から3ページの右から3番目、3列目に計がありますけれども、その一番下、歳出の合計額、これを引いたものがここで、4ページの一番の残高という形での数字であらわれてくると。各会計の歳入から歳出を引いてのプラスマイナスがここに出てくるといふ形になります。これが歳計現金という形になります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、歳計現金というのは先ほど述べたように、先ほどの2ページのところですか、2ページのところで、ここでいうと全部でどのぐらいの……約219億円ということですかね、約219億円で、その7、8、9月、前月までの累計も含めて歳入歳出の合計、歳入があり、歳出があつての、いわば差し引いた感じでのこれが約219億円ということなんでしょうか。ちょっと確認だけ。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 2ページの一番下にあります約219億円というのは、歳入だけのこの半年間の合計ということになります。それで、3ページの右から3番目、3列目の一番下にある約182億円というのは、その6カ月間の歳出ということになります。これらを差し引いた部分が合計になりますけど、4ページの一番左側の列にあります残高36億8,000万円ほどという数字がその引き算した残高ということになります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、それは現金ベースでこの分が現金化されているということと捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 現金で、実際は預金という形になるんですけども、現金で市のほうにあるという形になります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、隣の歳入歳出外現金というのはどういう性格の現金になるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 今のが歳計の現金ということになります。歳入歳出外現金というのは、例えば職員に給料を払うと、そして税金の分を差し引くわけです。所得税なり、地方税なりというものを差し引く、それを一旦市のほうで預かって、それをまとめて次の月の、たし

か5日か10日というのちょっと忘れちゃったけれども、納める間にそういったような共済の掛け金なんかもそうですけれども、そういったものを一旦預かっているという部分になります。それは歳計に入れられないものですから、歳計外という形での取り扱いということで、そういった現金がこのぐらいあるという形になります。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 一種の預り金的な性格ということですね。わかりました。

そこでお尋ねしたいのは、先ほど言ったように預金現金がありますよと、36億何がしありますということですが、それらも含めて最終的に今現在、隣の基金ですね、基金のところで前月末残高、上の上段のところ約303億円基金があると。最終的に8、9月期で受け入れをした金額がここに書かれておって5,000万円ほどですか、そして最終的に303億円に5,000万円加えてということですか。これは、基金というのはよく言われる全会計、決算でよく出てくる会計の基金の今現在の保有金額というふうになっているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 済みません、では私のほうからお答えします。

議員おっしゃるとおり、この基金については現段階、9月末現在高での基金の残高ということになります。なお、先ほどの5,000万円というようなお話をされた、これ5万円でございます、これは基金の運用による運用益が基金に積み上がったものでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、現金の流れもちょっと確認できましたし、今現在の基金の保有している金額については確認ができたところです。そこで平成27年度の決算を見ますと、塩竈市で保有している基金といいますと298億円ぐらいでしたかね、決算特別委員会で。これは全会計ね、全会計をまとめたのお話になります。そうすると、基金がふえているということになろうかと思うんですが、それはどういう、この間の歳入歳出いろいろ、歳計現金というんですか、あるいはちょっと預り金的なものとの関係もあるかもしれませんが、全体としては基金が300億円台を超えているというのは、この間の関係でいうとどういうことなのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 基金に関しましては、平成27年度の決算の残高、決算

特別委員会でお知らせいただきました数字、これからここに対してふえている理由でございますけれども、大きな部分に関してはやはり東日本大震災の復興交付金基金、第15回ですか、復興交付金が交付されましたので、その分が大きく基金を増とさせている要因になっているかと思えます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 復興交付金ですね、はい。そこで、この復興交付金も決算で見ると206億円ぐらいでしたかね、平成27年度の決算時点で示されたものは。この復興交付金自身の当時と決算上で比較したものと、今現在大体どのぐらいの金額になっているのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） まず、今監査の提出資料の中の303億円の中の東日本大震災の復興交付金基金に関しましては206億円、先ほどおっしゃったとおりかと思えます。5月末での東日本大震災が、残高が206億……、失礼しました、済みません、ちょっと訂正させていただきます。東日本大震災の復興交付金基金に関しまして、実際の現金を積み立てる行為って年度末にするものですから、数字としては現段階で、9月末現在の残高としては動きはございません。現在のところはないところでございます。平成27年度末の基金残高の合計が290億7,100万円、今回が303億円でございますので、先日の9月定例会で決算認定受けましたけれども、その決算の財政調整基金に積み立てを2分の1、決算剰余金を積み立てますので、その分が増になった大きな要因になっているかと思えます。済みません、先ほどの発言訂正させていただきます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。まあ、大きいものを占めるのは復興交付金というのがわかりましたし、問題は、例えば一般会計の財調にしても、当時17億円ぐらいなんじゃないかね。そういう基金の決算上の会計でいうと基金があると。先ほどもお話、回答がございましたとおり、303億円の関係で、特に復興関係ですか、ふえているということです。問題は今後こういった復興の基金の運用というのは取り崩しをしながら今後の事業執行に生かしていくものの運用になると思うんですが、大筋いって、今後、来年の2月の補正を見据えつつ、とりわけこの基金を運用し、歳入として入ってくるものを含めながら事業執行していくんだろうと思うんですが、そういうことも含めた今後12月、1、2、3月、4カ月間ぐらいの中

で、当初掲げたものの事業の中で、当初予算で掲げられている事業ありますね、長期総合計画、あるいは震災復興計画に基づく予算化がありますが、こういうものとの関係で今後これらを十分生かしながら平成28年度の事業の完成率というんですかね、到達するものをつくっていくものとしてこの基金が運用されていくんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 今後、平成28年度の決算に向けて基金がどういうふうに動いていくかというような、そういったご質問かと思えます。ご承知のとおり、例えば財政調整基金ですとか、ふるさとしおがま復興基金、あとその他特定目的基金に関しましては、現在お認めいただいている予算の財源として最終的に年度末に向けて取り崩しをしていくというものでございます。

それと、やはり額として大きいのが、先ほども申しましたが東日本大震災の復興交付金基金でございます。これも事業自体が非常に大きいので、事業の完成とともにそれこそ数十億円とか100億円ベースでの基金からの取り崩しというふうな動きになっていきます。要は年度末に向けて事業の財源部分が基金からどんどん取り崩されていくと、そういった動きになっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） あの事業で当初掲げた、あるいは補正で計上されたもの関係でいろいろ復興に関して事業を執行されていくと。一番懸念するのは要するに12、1、2、3月とほぼ4カ月間ぐらいの期間しかない中で、さまざまな繰り越しなり事故繰越等々が出てくるのかもしれませんが、こういった場合の対処方というのは基金の運用の仕方はどういうふうになるのか、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） まず、一つ言葉の確認なんですけど、運用というのは基金を例えば預入をして利子を稼ぐ、そういった意味の運用でございまして、それは本市としても基金残高を今銀行の大口定期預金に預けたり、そういった形で利子を稼いでいることはしております。あと、事業の取り崩しとして捉えますれば、先ほども申しましたとおり、事業の執行後、財源として取り崩すんですけれども、もし繰り越しを事業としてする場合には、基本的には繰り越しをするためにその財源を、その事業を当然予算化した年度の財源をもって充てなければならぬという大ルールがありますので、繰り越しをするに当たっては

基金からまずその財源分を取り崩して、翌年度に財源として持つていくというような形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。幾分か理解できたところでございます。

この大事な基金をどう運用するかということが長期総合計画でうたわれている平成28年度の事業なり、あるいは震災復興計画のほうにつながっていく課題ですので、こういった改めて基金にちょっと視点を移して質疑をさせていただきました。ひとつ残された期間の中でさまざまな事業執行に万全を尽くされるようお願いを申し上げまして、私のほうからの質疑を終わらせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君） 私のほうからも監第45号ですか、一応学校関係のことでちょっとお聞きしたいと思います。

まず、以前にも監査報告の中身で監査がチェックする資料等についてお聞きしたことがあるわけですが、例えば行政の場合、物品購入の場合は随意契約とか、それから入札の場合は指名入札、競争入札、一般競争入札、そういった制度があるかと思いますが、そういった特に指名入札制度、例えば監査が指名入札制度の場合、その指名業者がどういった経緯で決められたとかというようなことが監査としてのこれはチェックの範疇ではないのかどうか、その辺ちょっと。やっぱりあと入札関係ですね、そういったものが年間、我々は決算特別委員会の中でも入札した、応札した業者の方等、結果の報告みたいなものをいただいているわけですが、個々のそういった入札に関して、監査は全くチェックしないのか。それとも何かしらチェックしているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず、指名の部分について監査のほうでチェックしているかどうかということで、特に監査としては指名の中身といいますか、誰が指名した、どういう業者の方を指名して結果的にどうなったということについてはチェックといいますか、見ておりますけれども、どういう経過の中でその人が指名されたかということまではタッチしておりません。

あと、それから、入札ですけれども、入札についても、入札に立ち会ったりとかということとは当然こちらとしてはしておりませんし、その結果について、その経過を含めた形での書類を残してもらったものをチェックするという形で監査をっております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、一応指名入札の場合は指名業者がどこであるかということとはチェックしていますよというお答えでよろしいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 結果として入札した人がこういう人とかという形が出てきますので、そういう人が指名されたんだということはわかります。

あと、入札の通知のとき、起案の中にこういう方が指名されたということは、それはわかるという形、事後にわかるという形です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 結局、じゃあ結果としてそういった指名した入札業者が、全部終わった後に監査のほうに支払いのあれが回ってきて、結局、結果としてこういうのはわかるよということなわけですね。

それで、そうすると、そのときに指名業者がわかりました。その指名業者が例えば電気工事であるとか、下水道工事であるとか、上水道工事であるとかというときは、それぞれにそれなりの資格が、要件があろうかと思うんですが、その指名業者がそういった資格要件をきちんと整えている企業が指名されているのかどうかと、これはまあごく当たり前のことで、なければ指名はされないかと思うんですが、その辺のチェックというのは監査ではされているんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 登録の際にどのような形でなされているかというか、その時点での監査をしているかということだと、監査はそれは行っておりません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました、ありがとうございます。

それと、あともう一つお聞きしたいのは、例えば入札のときに最低落札価格というんですかね、市長が入れているということをよくお聞きするわけですが、その最低落札価格を入れたというものは、監査としては最終的にはそこはチェックしていないんでしょうか、しているんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 最低の落札価格については、こちらでは見ておりません。最低のと

いうのはちょっと意味がよくわからないんですけども、入札して、一番最低の人の入札書等について見ておりますけれども、おっしゃっている意味が最低制限価格の金額は幾らかという意味ですと、それは見ておりません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。

そうすると、この市長が決めたその最低価格というんですかね、それは一応、前にも私、言ったら見せてもらえるんですかって言ったらば、見せますよという答えはいただいていたわけですけど、そうすると誰もチェックされないままなっているということで、こういう制度が確かに制度上はあるんでしょうけど、例えば土木関係などは、市の場合は得意分野です。専門分野ですからそういったことでチェックはできるんでしょうけど、ただ、従来の市長はそれをやっていたのか、やっていないのか。従来からずっと前の市長もそういうふうにやられていたんですか、それとも佐藤市政になってからこういう形になられたのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 最低制限価格についてのご質問でありました。

入札関係の法令の中で、最低制限価格は定めなければならないという事業がありますが、それは金額によりまして、今議員のほうから全て市長がというような意味でご発言あったかと思いますが、金額に応じて、例えば私が最低制限価格を入れる場合もありますし、副市長が入れる場合もあり、私か副市長がという形で分担をいたしまして、最低制限価格を設定をさせていただいておりますが、それは法に基づいた内容で、誰がということではなくて、最低制限価格の調整者は市長ないしは副市長でありますということが定まっておりますので、その金額に応じて過去にも対応してきたものと判断をいたしております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） いつものように、私の問いかけに答えになっていないんですが、私がお聞きしたのは、その制度は佐藤市長以前の市長もそういうふうに行われていたんですかとお聞きしています。それだけのことです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ですから、今申し上げましたとおり、最低制限価格というのは法律に基づいてやることになっておりますので、当然我々は法令を遵守いたしておりますので、前任の

各市長方も同様に行われたものと考えておりますということでご発言をさせていただきました。
よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 「もの考える」ではなくて、はっきりした答え出してください。や
ってましたというのか、やってませんでしたというのか。「もの考える」ではなくて、そ
れだけのことです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私が市長に就任した平成15年度以降については、全てそのようにやって
おります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 市長、前の市長のことわからなければわからないでもいいんですし、
前の市長のことどうだったのということでしょう。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前の市長というのはどこまでの範囲なんでしょうか。そこまでは私は確
認をいたしておりません。あくまでも平成15年度から市の責任者として仕事をいたしておりま
すので、その分については確認はさせていただきます。

○10番（志賀勝利君） だったらわかる人答えてください。だって市役所でずっと土木のほう
やっている方、30年以上やっている方もいらっしゃるわけですから、その辺どなたかお答え
いただけませんか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 過去の部分についてのご質問でございます。今手元に資料ございま
せんし、記憶としても私、はっきり今ここでこうですというのはお答え申し上げられません
ので、調べた上でお答え申し上げたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） いや、それ調べるって、調べるほどのことなんですか。結局そういう
ものは制度があって、それでその制度にのっとってやっている。ただ、前の市長もそういう
制度に乗ってやってきたのかどうかということを知っているだけで、そういうことは役所
の方がいれば、そういうものは入っている、入っていないというのは、今まで議会で何十年
やってきて、そういうことが言われているわけですから、やってきていますよとか、やっ
ていませんよとかという、単純な答えじゃないかなって私は思うんですが、まあ余り単純
に考えて後でやっていないと言われて、やっていなかったとかいうと困るのでということな

んですか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 最低制限価格については、現在、3,000万円以上の事業につきましては最低制限価格を設定してございます。ですから、ちょっと契約の事務そのものの変遷がございまして、その以前等については今はっきりとこの場でお答えできる材料がありませんということです。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） たったこれだけのことが役所の人がわからないということはありませんよ。私はそう感じるんですけど、だって、今までここにやってきてここにやってきて、この何十年來入札というのがあって、その中でそういった最低制限価格というのがあったのか、ないのかというのは、結局、単純な疑問として市長さっき言ったように、土木の専門家ですから、そのところの積算能力は当然おありですから、まあ以前のはわからないですね、ただ、それ以前の市長方がそういうところに携わっていない方であれば、その最低制限価格というものを設けるといのは当然素人が設けるといのは至難のわざですし、結局そういうところでどうなのかなという、ただ単純に疑問に思ったものですから、ちょっとお聞きしているだけのことなんです、それが結局調べないとわからないということなんです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 最低制限価格の持つ中身をちょっとご説明させていただきます、（「中身はいいです」の声あり）いやいやそうではなくて、最低制限価格というのを別に積算するわけではないんですよ。基本となっている設計額の何%をもって最低制限価格にするかということで設定をすることになっておりますので、今志賀議員は最低制限価格を別に積算するというようなイメージをお持ちだったようでありますので、そういったことでありますので、当然のことながら全ての首長がそういうことをやっているかと思えます。ただ、私もそれは確認をしておらないものをやっておりますというご返事はできませんでしたので、今実情をこういふことであるということをお話をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） こういうことがわからないということは、私非常に疑問に感じます、正直言ってね。それで、今市長おっしゃったように、ざっくりというかということで、事細

かに算出するんじゃないなくてじっくり決めるんだというお話でしたけど、結局こういったことがやっぱりいろんな意味で問題を醸し出す温床になってくる可能性もあるわけですし、そういうところで今ちょっと聞いたわけです。何かね、我々こう、私もこの5年ぐらいやっていて、例えば入札価格が100%だったり98%だったりというようなことを見ていると、「こんなにうまく入札ってできるのかや」と思うところもあったりするものですから、そういうところでちょっとお聞きしたかったんですが、今の塩竈市の監査の制度の中にはそういったところをチェックする制度がないということがわかりましたので、一応この部分はこの質問ここで終わらせていただきたいと思います。

次に……、これは総括だからな、だめだね。じゃあこれで終わります。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第3号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、請願第3号を議題といたします。

今定例会において所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議員提出議案第17号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第17号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第17号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番小野幸男君。

○1番（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第17号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第17号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第17号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって議員提出議案第17号については、原案のとおり可決されました。



日程第 6 議案第 80 号ないし議案第 102 号

○議長（香取嗣雄君） 日程第 6、議案第80号ないし第102号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第80号から第102号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第80号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。所得税法等の一部改正に伴い、市民税の課税の特例として、分離課税となる特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を国民健康保険税の所得割額算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第82号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、雇用保険法等の一部改正により、65歳以上の雇用されている者が高年齢被保険者として定義をされ、また、求職活動支援費の支給制度が新設されたことに伴い、用語の整理等、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。平成28年人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与等について、本年度から給料月額を平均で0.2%、勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き上げるとともに、平成29年度以降の扶養手当の額について、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額をし、子に係る手当額を増額するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第84号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。議案第83号と同じく、平成28年の人事院勧告を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市議会議員並びに市立病院事業管理者に係る期末手当等について支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第85号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を分離課税とするほか、環境性能にすぐれた軽自動車に対する軽自動車税の軽減措置を平成29年度まで延長するとともに、医薬品等購入費の支払いに対する医療費控除の

特例措置の創設等が主な改正内容となっております。

次に、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例」であります。コンビニエンスストア等の多機能端末器により各種証明書を取得できる「コンビニエンスストア証明書自動交付サービス」を平成29年2月から導入することに伴い、関連する条例について所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第92号「平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」であります。国の経済対策に伴います補正予算を活用した事業予算といたしましては、経済対策臨時福祉給付金給付事業のほか、高齢者施設等の防災設備等整備のための高齢社会対策費や、月見ヶ丘小学校の第2期工事であります小学校長寿命化改良事業を計上しております。

また、東日本大震災復興関連予算といたしましては、平成29年3月11日に開催予定の東日本大震災追悼式開催費のほか、応急仮設住宅に入居いただいている被災された方々の自立再建支援のための事業などを計上させていただいております。

そのほか、通常事業といたしましては、浦戸地区におけます灯油輸送費等の助成を目的とした浦戸地区燃料輸送費助成事業や、次代を担う子供たちの育成等を目的とした塩竈アフタースクール事業、豪雨災害により被害を受けた漁業者の方々の経営安定を図るための水産業災害対策費資金利子補給補助事業などを計上いたしましたほか、平成28年度決算を見据えた決算整理を目的とした減額補正予算を含めまして、歳入歳出それぞれ7億7,734万7,000円を減額し、総額を393億6,727万7,000円にするものでございます。

主な歳出といたしましては、国の補正予算を活用した事業として、

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 経済対策臨時福祉給付金事業として | 2億1,948万5,000円 |
| 2. 同じく、高齢者施設等の防災設備等の整備に対する補助金として | 441万6,000円 |
| 3. 同じく、月見ヶ丘小学校の長寿命化改良事業として | 2億2,772万2,000円 |

東日本大震災復興関連事業といたしまして、

- | | |
|---|------------|
| 4. 東日本大震災追悼式の開催経費として | 437万5,000円 |
| 5. 同じく、応急仮設住宅入居者の自立再建支援のための被災者支援総合事業として | 224万1,000円 |

通常事業といたしまして、

6. 浦戸地区におけます灯油の価格差是正と安定供給を図るための浦戸地区燃料輸送費助成事業として 49万4,000円

7. 地方創生推進交付金を活用した、本市の次代を担う子供たちの育成のための塩竈アフタースクール事業として 300万円

8. 本市船籍の漁船に対しまして、AED（自動体外式除細動器）を設置するための費用を助成する漁船乗組員救急救命推進事業として 37万8,000円

9. 豪雨災害を受けた漁業者の経営安定を図るための水産業災害対策資金利子補給事業費として 2万5,000円

10. 塩竈市議会のケーブルテレビ放映のための委託料として 38万9,000円

また、決算整理に向けた減額といたしまして、

11. 平成28年度決算を見据え、補助金や契約額の確定、事業の進捗などにより、事業予算の決算整理を目的とした、東日本大震災復興関連事業、通常事業及び下水道事業特別会計繰出金の減額補正といたしまして 16億7,072万6,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

臨時福祉給付金や月見ヶ丘小学校長寿命化改良事業、被災者支援総合事業、塩竈アフタースクール事業などの補助事業に係る国庫支出金として 2億3,005万5,000円

漁船乗組員救急救命推進事業に係る市町村振興総合補助金として 18万9,000円

水産業災害対策資金利子補給補助事業に係る県補助金として 1万2,000円

東日本大震災追悼式開催費及び浦戸地区燃料輸送費助成事業に係る財源であります、ふるさとしおがま復興基金からの基金繰入金として 486万9,000円

減額補正予算に係る財源であります、震災復興特別交付税の減額補正として 1億3,744万7,000円

同じく、東日本大震災復興交付金基金からの基金繰入金の減額補正として 8億8,589万9,000円

などを計上いたしております。

繰越明許費につきましては、経済対策臨時福祉給付金給付事業の1件を設定するものであります。

また、債務負担行為につきましては、NEWしおナビ100円バス運行業務委託のほか、水産

業災害対策資金利子補給補助事業、集落基盤のかさ上げ整備に係る仮設住宅等の設置のための野々島地区漁業集落防災機能強化事業、玉川中学校に係る学校給食調理業務一部委託の4件を追加するものでございます。

地方債につきましては、月見ヶ丘小学校長寿命化改良事業に係る小学校施設整備事業の限度額を増額補正いたしますほか、決算整理に向けた減額補正といたしまして、公営住宅整備事業及び遊ホール音響調整卓更新事業の限度額を減額補正いたすものであります。

次に、議案第88号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。決算整理に向けた減額補正を計上します一方で、主に高額新薬の影響や医療費の増加などによる保険給付費の増額補正といたしまして、財源であります国庫支出金などの増額補正とあわせ、歳入歳出それぞれ1億7,342万3,000円を増額いたしまして、総額を75億6,225万5,000円とするものであります。

次に、議案第89号「平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。決算整理に向けた減額補正を計上いたします一方で、北浜地区災害復旧工事を増額補正いたしますことから、財源であります災害復旧費国庫補助金の増額補正等とあわせ、歳入歳出それぞれ26億1,990万1,000円を増額いたしまして、総額を115億2,030万1,000円とするものであります。

債務負担行為につきましては、北浜地区災害復旧工事の歳出予算の増額補正に伴いまして、公営企業災害復旧事業費を廃止させていただくものであります。

また、地方債につきましては、同じく北浜地区災害復旧工事に伴います公営企業災害復旧事業の限度額を増額補正いたしますほか、決算整理に向けまして、公営企業復興交付金事業の限度額を減額補正をいたすものであります。

次に、議案第90号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきましては、介護保険法の制度改正に対応するためのシステム改修費といたしまして、財源であります国庫支出金及び一般会計繰入金を増額補正とあわせ、歳入歳出それぞれ341万5,000円を増額いたしまして、総額を50億5,308万4,000円にするものであります。

次に、議案第91号「平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。収益的収入につきましては、肝炎治療に伴う医業収益の増として1億6,410万円を計上し、総額を31億1,605万6,000円とするものであります。

また、収益的支出につきましても、薬品費の増によりまして医業費用1億5,000万円を計上し、総額を30億5,985万8,000円とし、あわせまして、たな卸資産購入限度額を増額補正させて

いただくものであります。

次に、議案第92号「平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。決算整理に向けた減額補正といたしまして、資本的収入につきましては、災害復旧事業費の補助対象事業費の減に伴いまして、国庫補助金8,340万9,000円の減額補正を計上し、総額を6億8,814万8,000円といたすものであります。

また、資本的支出につきましても、県事業との施工調整に伴いまして、災害復旧事業費6,400万円の減額補正を計上し、総額を12億5,934万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第93号から議案第96号までは、「工事請負契約の一部変更について」でございます。

まず、議案第93号であります。内容につきましては25-復・交 中央第2ポンプ場（土木・建築）築造工事の一部変更でありまして、当初想定していなかった岩盤の出現により、土留工のくい数量が削減されたことなどによりまして、工事費が減となりますことから、契約金額15億7,896万円を2,232万9,000円減額をし、15億5,663万1,000円に減額変更するものでございます。

次に、議案第94号であります。内容につきましては、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）新築工事の一部変更でありまして、宮城県による岸壁等の災害復旧工事との干渉対策や敷地内におけます工事作業のスペース確保を図るための山留工事などを増工することになりましたことから、契約金額78億3,000万円を3億6,860万4,000円増額し、81億9,860万4,000円に増額変更いたすものであります。

次に、議案第95号であります。内容につきましては、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）電気設備工事の一部変更でありまして、ベルトコンベアや魚体選別機などの導入に伴います電気設備の仕様変更などによりまして、契約金額8億7,480万円を4,654万8,000円増額をし、9億2,134万8,000円に増額変更いたすものであります。

次に、議案第96号であります。内容につきましては、同じく塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）機械設備工事の一部変更でありまして、荷さばき所で使用する海水量を集中管理するための自動制御設備のシステム変更のほか、給水管の強度を高めるための管種の変更などによりまして、契約金額7億7,760万円を4,816万8,000円増額をし、8億2,576万8,000円に増額変更いたすものであります。

以上の内容につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、

提案をさせていただくものであります。

続きまして、議案第97号「あらたに生じた土地の確認について」でございますが、宮城県が施工いたしておりました芦畔町に隣接する公有水面埋立が竣工いたしましたので、新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決をいただくものであります。

次は、議案第98号「町の区域を変更することについて」であります。

議案第97号で確認を行おうとする、本市の区域内に新たに生じた土地を芦畔町に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」でございますが、塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者について、選定委員会の審査を経て候補者となりました特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」でございますが、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理について、選定委員会の審査を経て候補者となりました仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者に指定をしようとするものでございます。

次に、議案第101号「塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について」でございます。

これは、本市の公平委員会の事務を宮城県に委託するための協議を行うに当たり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第102号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を見直すとともに、介護休暇の分割取得を可能とするなど、平成28年の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

恐縮ですが、説明の都合上、資料No.6、議案資料13ページをお開き願います。

職員給与等の取扱いについてでございます。

今回提案いたします条例は、1. 概要にありますように、平成28年の人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正を行おうとするものです。

内容ですが、まず2. 民間企業との格差等に基づく給与改定といたしまして、（1）月例給では、行政職給料表で若年層に重点を置いて平均改定率として0.2%引き上げ、初任給は1,500円を引き上げるものです。

米印に記載をしておりますとおり、本市は条例ではなく規定で定めております技能労務職員、水道事業企業職員、病院事業企業職員の給料につきましても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げを行います。この扱いにつきましても、以下述べさせていただきます期末・勤勉手当、給与制度の改正に係る配偶者等に係る扶養手当の見直しについても同様の扱いとなります。下の表のところには例といたしまして職務の級に応じた改定額をお示ししております。

次に、（2）の期末・勤勉手当につきましても、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.20月分から4.30月分に0.10月分引き上げを行おうとするもので、勤務実績に応じた給与の推進のため、これを勤勉手当に配分をいたします。支給月数の表にございますように、平成28年度につきましても、12月期の勤勉手当で0.10月分の引き上げを行いますが、平成29年度以降は6月期と12月期の勤勉手当を0.05月分ずつに配分し引き上げるものです。

（3）実施時期等ですが、条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から遡及適用を行おうとするものでございます。

次に、3. 給与制度の改正ですが、（1）配偶者等に係る扶養手当の見直しとして、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それを原資といたしまして

少子化対策推進の観点から子に係る手当を増額いたします。具体的には、配偶者については現行月額1万3,000円を6,500円に、子については現行月額6,500円を1万円にするものです。

(2) 実施時期等でございますが、平成29年4月1日から、2年間をかけて段階の実施をいたします。

次の14ページには人事院勧告を受けた制度改正の動き、さらに15ページには人事院勧告と本市の給与改定の状況を、また同じ資料5ページから12ページには新旧対照表を記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第84号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

同じ資料の19ページをお開き願います。

19ページの特別職給与等の取扱いについてでございます。

提案いたします条例は、1. 概要にありますように、平成28年人事院勧告を踏まえ、本市の市長、副市長及び教育長のいわゆる特別職職員、市議会の議員の皆様及び市立病院事業管理者の期末手当等について所要の改正を行おうとするもので、3条例を一括して改正する整備条例となります。

2. 期末手当等の改正といたしまして、(1)の市長、副市長、教育長の特別職並びに(2)の市議会議員の皆様につきましては、いずれも期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ、現行の3.15月分から3.25月分にしようとするものです。

(3)の市立病院事業管理者につきましては、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当、年間合計では4.3月分にしようとするものです。

なお、いずれの場合も平成28年度においては12月期で0.1月分の引き上げを行いますが、平成29年度以降につきましては、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、引き上げるものです。

(4) 実施時期ですが、条例公布の日から施行し、平成28年12月1日から遡及適用するものです。

前のページ、16ページから18ページにつきましては新旧対照表を記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第85号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

同じ資料の39ページをお開き願います。

39ページの塩竈市市税条例等の一部改正についてでございます。

1. 概要にありますように、平成28年度の税制改正に関連した地方税法等の改正に伴い、塩竈市市税条例等について所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の主な内容ですが、大きく3点ございます。

まず(1)個人市民税の課税の特例で、これは平成29年1月1日施行でございます。法で規定する外国において設立された団体から国内居住者が支払いを受ける利子所得または配当所得等、これを特例適応利子等または特例適応配当等と言いますが、これらに係る所得を総合課税から分離課税とする内容となっております。

次に、(2)軽自動車税の経過税率措置の延長で、これは平成29年4月1日施行です。平成28年度から軽自動車税が引き上げとなっておりますが、この引き上げとセットで平成28年度が初年度課税の場合に限り適用されておりました、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた軽自動車に対しての軽自動車税の軽減措置が平成29年度にも延長適用されるものです。

下の表に車種の区分に応じた軽減税額等を示しております。

次に、(3)医薬品等購入費の医療費控除の特例で、これは平成30年1月1日からの施行となります。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの期間限定措置でございますが、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、医療用医薬品から自主服薬推進のため検診等の取り組みを行いました個人がスイッチOTC薬、これは医療用から移行した成分が用いられる要指導薬品及び一般医薬品のことですが、その購入費用について所得控除を受けられる内容です。

40ページのほうに移っていただきまして、①のとおり、現行の医療費控除では所得200万円以上の場合、自己負担が10万円を超えないと医療費控除の対象とはなりません、②のとおり新制度では医薬品の購入額が1万2,000円を超える場合には控除の対象となるものです。ただし、どちらかの制度の選択となります。

なお、同じ資料の前のほうのページ、20ページから38ページまでにかけて、条例改正の新旧対照表を記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

同じ資料の、続きまして43ページをお開き願います。

1. 概要にありますように、平成29年2月1日よりマイナンバーカードを利用し、コンビニ等の多機能端末機で住民票や印鑑証明書などの各種証明書を取得できるコンビニ交付の導入に当たり、関連する条例の改正を行おうとするものです。

2. 取得できる各種証明書ですが、コンビニ交付では、住民票の写し、戸籍謄・抄本、課税・非課税証明書、印鑑登録証明書を取得することができます。

3. 改正内容ですが、まず、印鑑登録証明書の取得についてですが、これまで市役所の窓口で印鑑登録証明書を取得するためには、印鑑登録証が必要でしたが、印鑑登録証と統合したマイナンバーカードでも市役所の窓口で印鑑登録証明書が取得できるようにするための改正とともに、コンビニ等の端末でマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を発行できるようにするための改正を行うものです。

なお、住民票の写し、戸籍謄・抄本、課税・非課税証明書のコンビニ交付につきましては、法律の規定によりましてマイナンバーカードで本人確認等が行えるため、本市条例の改正は必要のないものとなっております。

(2) 手数料についてでございますが、コンビニ交付の場合、システムの都合上、証明書の種類ごとに手数料を一律にする必要がありますことから、住民票の写しの手数料については窓口あるいは証明書の自動交付機と異なり、コンビニ交付の場合のみ一律200円にするための改正を行うものでございます。下の表にそれぞれの手数料額をお示ししております。

4. 施行日ですが、改正条例の施行日については、コンビニ交付の導入日と同じ、平成29年2月1日といたしております。

なお、前のページ、41ページから42ページにかけましては新旧対照表を掲載してございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明いたします。

同じ資料、続きまして44ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の12月補正後予算額の総括表です。今回補正いたします金額は、補正額の欄にありますように、一般会計では7億7,734万7,000円の減額。国民健康保険事業特別会計では1億7,342万3,000円、下水道事業特別会計では26億1,990万1,000円、介護保険事業特別会計では341万5,000円、合計では最下段にございますように、20億1,939万2,000円となるものでございます。

これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側にありますように、658億4,476万4,000円となりまして、補正前に比べますと3.2%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明をいたしますので、47ページ、48ページをお開き願います。

ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で費目1の議会費38万9,000円ですが、右ページ備考欄にありますように、議会運営事務は塩竈市議会のケーブルテレビ放映に係る委託料を計上いたしております。

この後、同様に各費目の主な内容を右側の備考欄でご説明いたします。

費目2の総務費1,181万3,000円ですが、訴訟及び行政不服審査請求事務は、緊急雇用創出事業に係る住民訴訟に伴う弁護士着手金を、東日本大震災追悼式開催費は来年3月11日の塩竈市追悼式の開催に係る事業費用、内部情報システム費は自治体セキュリティ対策といたしまして、本市インターネット接続を宮城県のセキュリティクラウド経由に変更するための事業費用、浦戸地区燃料輸送費助成事業は、浦戸地区における灯油の価格差是正と安定供給を図るための補助金を計上いたしております。

費目3の民生費1億3,694万1,000円ですが、経済対策臨時福祉給付金給付事業は国の補正予算を活用し、同給付金を給付する事業費用、被災者支援総合事業は被災者支援総合交付金を活用し、応急仮設住宅入居者の自立再建の支援を行う事業費用、高齢社会対策費は国の補正予算を活用した高齢者施設等の防災設備等整備に係ります補助金の計上のほか、決算見込みを合わせました地域医療介護総合確保事業補助金交付事業の減額を、介護保険事業特別会計繰出金は介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る繰出金を、飛びまして塩竈アフタースクール事業は地方創生推進交付金を活用し、次代を担う子供たちの育成と保護者の就労環境の整備のための事業費を計上いたしております。

費目4の衛生費140万1,000円ですが、ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業は、宮城県ドクターヘリの臨時離着陸場となっております市内3カ所に周知のための表示板を設置する事業費を計上いたしております。

費目6の農林水産業費1億4,847万7,000円の減額ですが、漁船乗組員救急救命推進事業補助金は、本市船籍の漁船に対し、AED設置の一部を補助する補助金を、浅海漁業復興事業は豪雨等の被害を受けた漁業者の経営安定を図るため、水産業災害対策資金の利子補給に係る事業費用、飛びまして、水産物供給基盤機能保全事業は、県が管理する漁港施設の機能保

全計画策定事業のうち、塩釜漁港に係る本市の負担金を計上し、一方、決算見込みにあわせまして寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業などを減額するものであります。

費目8の土木費9億1,407万2,000円の減額ですが、下水道事業特別会計繰出金は事業の進捗等に伴います繰出金の減額を、その他決算見込みにあわせまして新浜町杉の下線道路事業などを減額するものであります。

費目10の教育費2億3,046万6,000円ですが、小学校長寿命化改良事業は国の補正予算を活用し、月見ヶ丘小学校の第二期工事の実施に係る事業費用、中学校部活動備品等整備事業は、阪神淡路大震災1.17チャリティーサッカー実行委員会様からの寄附を活用し、市内中学校サッカー部の備品整備に係る事業費を計上いたしております。

費目11の災害復旧費9,580万8,000円の減額ですが、漁港施設災害復旧費は今年度の決算見込みより減額するものであります。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明をいたします。

前の45ページ、46ページをお開き願います。

費目10の地方交付税1億3,744万7,000円の減額ですが、災害復旧事業や復興交付金事業の減額により、地方負担額に充当いたします震災復興特別交付税を減額するものです。

この後、同様に主な内容を右側の備考欄でご説明をいたします。

費目14の国庫支出金2億3,005万5,000円ですが、国の補正予算において計上されました各事業実施のための交付金や塩竈アフタースクール事業に係る地方創生推進交付金、応急仮設住宅入居者の自立再建支援に係る被災者支援総合交付金などの計上のほか、漁港施設災害復旧費の減額に伴い、漁港施設災害復旧費補助金を減額補正するものです。

費目15の県支出金1億2,958万9,000円の減額ですが、事業費の減額に伴います地域医療介護総合確保事業補助金の減額のほか、漁船乗組員救急救命推進事業等の財源となります市町村振興総合補助金や宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金、水産業災害対策資金利子補給補助金などを計上するものです。

費目17の寄附金30万円ですが、市内中学校の部活動備品整備事業に活用いたします寄附金です。

費目18の繰入金8億9,131万7,000円の減額ですが、復興交付金事業などの減額に伴う財政調整基金繰入金や東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額のほか、東日本大震災追悼式の開催や浦戸地区燃料輸送費助成事業の実施に伴い、財源となりますふるさとしおがま復興基

金繰入金を増額するものです。

費目19の繰越金4,445万1,000円ですが、今回の補正に伴います新規あるいは増額計上いたします各事業に係る所要一般財源としての平成27年度決算における純繰越金の計上です。

費目21の市債1億620万円ですが、月見ヶ丘小学校長寿命化改良事業に係る小学校施設整備事業費の増額のほか、事業費の確定に伴い災害公営住宅整備事業や遊ホール音響調整卓更新事業費を減額するものです。

なお、この資料の49、50ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しており、また、51ページには投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

続けてで恐縮でございます。

平成28年度国の補正予算第2号を活用した補助事業についてご説明をいたします。

同じ資料の53ページをお開き願います。

1. 概要(1)趣旨にありますように、平成28年度国の補正予算が去る10月11日に可決・成立したことに伴いまして、本市の平成28年度12月補正予算におきまして、各種事業の予算計上し、事業の早期実施を図ろうとするものでございます。

(2) 予算額ですが、本市では事業費ベースで4億5,162万3,000円でございます。

(3) の国の補正予算についてですが、①概要にありますように、今回の国の補正予算は、本年8月2日に閣議決定されました「未来への投資を実現する経済対策」に計上されました総事業費28.1兆円のうち、平成28年度分について計上されたもので、基本的な考え方及び規模等につきましては、以下に記載のとおりでございます。②の表は平成28年度の国費の追加歳出の内訳についてあらわしたもので、Iの一億総活躍社会の実現の加速7,137億円のほか、合計4つの項目が計上されており、合計いたしまして4.5兆円の追加歳出となっております。

資料下段の一覧表にあります2. 予算計上事業についてでございますが、この表は今回の国の補正予算を活用いたしまして、12月補正予算に計上させていただいていました本市事業を記載してございます。このうち経済対策臨時福祉給付金給付事業、小学校長寿命化事業についてはこの後担当部からご説明を申し上げます。以上でございます。

○議長(香取嗣雄君) 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長(桜井史裕君) それでは、続きまして、一般会計補正予算のうち経済対策臨時福祉給付金給付事業についてご説明を申し上げます。

同じく資料No.6、それから資料No.3の補正予算説明書をご用意いたします。

初めに、事業の内容についてご説明を申し上げます。

資料No.6の54ページをお開き願います。

まず1の事業概要でございます。

この事業でございますが、ただいま市民総務部長からご説明差し上げましたとおり、国の平成28年度補正予算を活用し、一億総活躍社会の実現を加速させ、社会全体の所得と消費の底上げを図るため、臨時福祉給付金として給付させていただくものでございます。

2の(1)給付の対象者でございますが、平成28年度市町村民税の均等割が課税されていない方でございますが、課税されている方の扶養親族、それから生活保護を受けていらっしゃる方は対象外というふうになってございます。

(2)の給付対象者でございますが、約1万3,500人と見込んでございます。

3の給付額でございますが、1人につき1万5,000円でございます。

4の(1)申請先といたしましては、基準日でございます平成28年1月1日現在で住民登録している市町村に申請を行っていただきまして、金融機関への振り込みにより給付をさせていただきたいと考えております。

5の事業費でございます。給付費といたしまして2億250万円、事務費といたしまして1,698万5,000円、総額で2億1,948万5,000円を補正計上いたしており、その全額に国費が充てられることになってございます。

6のスケジュールでございます。この補正予算をお認めいただきましたら、1月から電算の給付システムの構築、そして制度のお知らせを行いまして、2月には申請受け付けの開始、3月以降、順次給付してまいりたいというふうに考えております。

次に、補正予算についてご説明いたします。

資料No.3の補正予算説明書11ページ、12ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明を申し上げます。

第3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の事業内訳欄、経済対策臨時福祉給付金給付事業として記載されております総額2億1,948万5,000円を計上するものでございます。その内訳でございますが、19節負担金補助金及び交付金に2億250万円、そのほかに事務費といたしまして13節に電算業務委託料として1,127万8,000円、12節役務費に通信運搬費といたしまして367万円などを計上いたしております。なお、この給付金の給付は、平成29年度にも及ぶこ

とになりますので、別途繰越明許費を設定いたしております。

次に、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入でございます。

第14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の説明欄の3行目に経済対策臨時福祉給付金給付事業費といたしまして2億250万円、その下段に同じく給付事務費といたしまして1,698万5,000円と記載されておりました、事業費の総額2億1,948万5,000円の全額に充当されるものでございます。

経済対策臨時福祉給付金給付事業については以上でございます。

引き続き、塩竈アフタースクール事業についてご説明いたします。

同じく資料No.6 定例会議案資料をご用意願います。

資料No.6の66ページ、67ページをお開き願います。

初めに、事業内容についてご説明をいたします。

まず、1の事業の概要でございますが、この事業は国の地方創生推進交付金を活用し、放課後に子供にとって魅力的な事業を提供し、次代を担う子供の健全育成を図る事業でございます。事業の実施に当たりましては、地域のコミュニティやボランティア、行政、さらにはNPO等の民間事業者等が協働しながら行う地域資源を活用したさまざまな事業をこの事業の事業主体が連絡・調整することによりまして、放課後の居場所づくりを行おうとするものでございます。

この事業を進めることにより、子供が安心して充実した放課後を過ごせるようになるため、保護者の皆さんにとりましては就労しやすい環境が整備されますので、定住促進にもつながるものと考えているところでございます。

なお、この地方創生推進交付金でございますが、ご案内のように国の一億総活躍社会を目指します地方版総合戦略に位置づけられておりました、地方公共団体の自主的・主体的な取り組みのうち先導的なものを支援するため、今年度新設された制度でございます。

これまで本市は、アフタースクール事業といたしまして3カ年総額で約5,000万円オーダーの計画をつくりまして、その採択に向けて国と協議を進めていったところでございますが、このうち平成28年度分につきまして、このたび、11月25日に国のほうから内示をいただきましたので、今回補正計上させていただいたものでございます。

2の事業期間でございますが、平成29年1月から平成31年3月までの3カ年を予定しておりますけれども、ここでこの事業のイメージをご説明いたしますので、67ページをごらん願いま

す。

67ページのイメージ図の真ん中にアフタースクール事業とございます。その周りに丸で囲まれましたスポーツ教室や放課後等デイサービス、子ども食堂、そして放課後児童クラブなど、現在実施されております主な事業が描かれておりますが、それぞれの事業には吹き出しで事業ごとに事業目的であるとか課題が記されております。これらの事業は、現在それぞれが独立して運営されておりますけれども、アフタースクール事業はこれらの事業の連絡調整等を行い、また、新たな事業の企画や事業の設立支援、PR等を行うことによりまして、放課後の子どもの居場所づくりを行っていかうとするものでございます。

このような取り組みを平成30年度まで継続して基盤づくりを行いまして、平成31年度以降はこの機能を子育て支援センター等に移転させまして継続実施してまいりたいというふうに考えてございます。

このようなイメージを実現するための事業内容でございますが、66ページにお戻りいただきまして、3に記載のとおり平成28年度にまず小学生の保護者等に対するニーズ調査を行ってまいります。この調査に基づきまして、平成29年度に塩竈アフタースクール事業を開始し、各事業の企画や関係機関への連絡調整を行いながら、新規事業の展開や既存事業の充実拡大に平成30年度まで継続して取り組んでまいります。平成30年度にはこれらの事業効果の検証を行いまして、各事業の継続実施につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

4の事業費でございますが、平成28年度分としての国の内示額が300万円でありまして、うち国の負担額が2分の1の150万円、本市負担分の150万円につきましては別途、財政措置が講じられる見込みとなっております。

5のスケジュールでございます。先ほど事業内容でご説明差し上げたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、補正予算についてご説明を差し上げます。

資料No.3にお戻りいただきまして、資料No.3の11ページ、12ページをお開き願ひます。

まず、歳出からご説明を差し上げます。

第3款民生費2項児童福祉費5目子育て支援費の事業内訳欄に塩竈アフタースクール事業として300万円と記載してございます。内訳でございますが、13節委託料に基礎調査業務委託料といたしまして291万6,000円、このほかに11節需用費といたしまして8万4,000円を計上しております。

次に、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入でございます。

第14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務管理費国庫補助金の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、地方創生推進交付金といたしまして150万円と記載されております。この全額が充当されることになってございます。

本市といたしましては、このような先駆的な事業に取り組みまして、放課後の子供たちの居場所づくり、それから保護者の就労環境づくりを通しまして、定住促進につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

塩竈アフタースクール事業については以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、私から一般会計補正予算のうち小学校長寿命化改良事業につきましてご説明申し上げます。

資料No.6の56ページをお開き願います。

まず、事業概要でございますが、国の平成28年度補正予算学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、平成29年度に計画しておりました月見ヶ丘小学校の長寿命化改良事業2期工事分を前倒しして行い、安全な学校施設の整備に早期に取り組んでまいるのでございます。

2期工事の概要でございますが、①の屋上防水改修工事を初めといたしまして、外壁改修、内装改修、建具改修、給排水設備、電気設備、消防用設備の改修事業を行うものでございます。配置図をごらんいただきたいと思います。月見ヶ丘小学校は1号校舎から4号校舎まで校舎は4棟になっております。このうち1号校舎並びに2号校舎につきましては、現在長寿命化改良事業などを行っております。平成28年度で完了する見込みでございます。今回行いますのは3号校舎、4号校舎でございます。これらにつきまして国の補正予算を活用いたしまして長寿命化改良事業を行ってまいります。

3の事業費及び財源の内訳ですが、事業費が2億2,772万2,000円、このうち国の支出金が7,174万8,000円、国の補正予算に伴います地方債が1億5,580万円、一般財源17万4,000円でございます。現状等につきましては、右の写真等をごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、補正予算について、この事業の補正予算についてご説明いたします。

資料No.3の19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費15節工事請負費に学校施設環境改善工事費といたしまして2億2,772万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

同じ資料の3、4ページをごらんいただきます。

第14款国庫支出金 2項国庫補助金 5目教育費国庫補助金 1節小学校費補助金に学校施設環境改善交付金といたしまして7,174万8,000円を計上しております。

続きまして、5ページ、6ページをごらんいただきます。

第21款市債 1項市債 7目教育債 1節小学校債に小学校施設整備事業債 1億5,580万円を計上しております。

月見ヶ丘小学校の長寿命化改良事業の説明については以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第93号「工事請負契約の一部変更」についてご説明を申し上げます。

変更しようとする内容につきましては、資料番号6を使ってご説明を申し上げます。資料番号6の79ページをお開きいただきたいと思います。

資料中ほどの表をごらんいただきたいと思います。

一番左側に本体作業土木でございますが、残土処分地の変更でございます。設計の段階では搬出先が未確定で、場内仮置きと計上しておりましたが、東松島市野蒜地内での施工中の復興道路事業の盛り土材として受入協議が調いましたことから、受入条件にのっとり土質の改良、その運搬に係る経費を追加するものでございます。金額は3,958万8,530円の増となるものでございます。

その下でございます。次に、減額用途となった工事内容をご説明をいたします。

まず、本体仮設工でございます。対応する写真は②及び③をごらんいただきたいと思います。

基本設計の段階では敷地内の7カ所のボーリング調査を行い、地質、施工の条件を積算をいたしました。想定よりも岩盤の位置が急激に高くなっておりましたことから、仮設工では連続地中壁場所打ち工102本が不必要になったため、5,894万9,150円の減、それから写真の④でございますが、吐出槽の部分でございます。下の平面図の④の場所、赤い枠線で囲っております場所でございますが、こちらの場所でも当初は長さ14メートルの鋼矢板による土

木、土留工を想定しておりましたが、浅い位置に岩盤が出現したことによりまして、写真のように土留工の必要がなくなったことから、オープン掘削へ変更したものでございます。金額はこのことによりまして1,885万4,368円の減となりました。

そのほか、本体築造工での減は、当初は軟弱な地盤を強固なものとするためにコンクリートによる置きかえを計上しておりましたが、こちらも岩盤が出現したことによって必要がなくなったために金額では3,509万7,307円の減額となりました。これら直接工事費が減額となりましたので、それに伴い共通仮設費などの諸経費が1,886万1,687円減となりました。これによりまして、減額は合計いたしますと1億3,176万2,530円となったものでございます。

先ほど申し上げました搬出土の変更、それからインフレスライドとして増となっておりますが、インフレスライドに伴います増分でございます。工事請負契約書第25条第6項に基づきまして、賃金等の急激な変動に対応するものでございまして、平成26年9月1日を基準日といたしまして、それ以降の残工事に係る資材単価や労務単価、機械器具損料の高騰額をインフレスライドとして算定したものでございます。金額は6,682万6,000円の増額となります。増額分が合計で1億641万4,530円、減額分を差し引き、2,534万8,000円となりました。これに工事の設計額と入札の結果の請負額の差である請負率81.564%を乗じまして、消費税込みの変更額がマイナスの2,232万9,000円となったものでございます。

議案第93号に係る説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 引き続きまして、私のほうからは、議案第94号から第96号の工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

資料番号6、同じく80ページをお開きいただきたいと思います。

変更しようとする工事につきましては、いずれも塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）の工事でございますが、第94号は新築工事、第95号は電気設備工事、第96号は機械設備工事となっております。

まず、80ページの新築工事の一部変更についてご説明をさせていただきたいと思います。

3の金額のところでございますけれども、変更前の請負金額に対しまして、3億6,860万4,000円増額をさせていただきまして、変更後の請負金額を81億9,860万4,000円にさせていただくものでございます。率にいたしますと4.7%の増額変更となるものでございます。

5の表のほうに主な変更内容を記載しております。まず、この表の表頭の右端、備考欄とい

うところをごらんいただきたいんですが、ここに①県工事との干渉と書いているものが1行目、2行目、一つ飛んで4行目、5行目、6行目、7行目と6項目ございます。この6項目につきましては、基本的にはこの県の工事との干渉ということが原因として変更させていただいているものでございます。

恐れ入ります、81ページの図面のほうをごらんいただきたいと思います。

上が平面図、下が断面図となっております。断面図の左側、青の当初設計というものをまずごらんいただきたいと思います。魚市場の敷地につきましては、ご存じのとおり宮城県の漁港用地となっております。今回の新しい魚市場の施設の建設に当たりましては、既存の建物をまず解体し、その後県による漁港岸壁の災害工事を行って、さらにその後に新設の工事を行うということで進めております。この左側の断面図に、左上から右下のほうに向かって茶色い線がございしますが、これは県施工の背後護岸のグラウンドアンカーというものでございます。この台形状に護岸がございしますが、この護岸が図面で申し上げますと左側に倒れないようなために、支持岩盤に打ち込んで支える役目を果たすものでございます。こうしたグラウンドアンカーにつきましては、おおよそ平面的には2.5メートルの間隔で施工されておりますけれども、このうち支持岩盤線が想定と異なるなどによりまして、市施工の魚市場A棟の山留の矢板ですとか、支持ぐいと干渉するということになりました。これがオレンジの丸で囲んだところというふうになります。このため、右側の断面図でしました変更設計と書かれたところでございますけれども、このようにグラウンドアンカーに支障のない位置に山留の矢板や支持ぐいを後退させ、同時にくいで支えている地中梁、このピンクのもので、薄いピンクでハッチングしたものでございますが、この梁のほうも構造計算上厚く大きなものに変更したということでございます。

また、上の図面のほう、平面図のほうをごらんいただきたいと思います。位置関係としましては、平面図の下のほうが海側になります。上が陸側になるということをごらんいただきたいと思います。平面的には中ほど、ちょうど真ん中あたりに丸A18というライン、丸A18というところから上に向かった茶色い線、隣の丸A19と書かれたところから上に向かった茶色い線、この2カ所でグラウンドアンカーとくいの位置が干渉することになってしまいました。当初の設計は青の丸で書かれたくいの位置でございますが、これがピンクの丸で書かれたくいの位置というふうに、陸側のほうに後退するという形に変更しておるところでございます。また、梁を支えるために真ん中にもう一本くいの追加が必要になったということで、ちょっと真ん中に丸い

ピンクの、四角の中に斜線形状してあります丸い円がございますが、この分が一つくいがふえているということでございます。

さらに、黄色で着色した範囲につきましては、海水の影響を受けるものの、止水対策を実施しなくても干潮時間帯で作業することが可能であったため、いわゆる潮待ち作業ということで施行させていただいた範囲となっております。

恐れ入りますが、前のページ、80ページのほうにお戻りをいただきたいと思っております。

ただいま説明申し上げました内容が先ほど冒頭でご説明しました①県工事との干渉と記載した6項目の変更理由となっております。

次に、この表の3行目の土工でございます。これは当初場内の発生土砂を、土砂につきましては場内に敷きならす予定であったものが、転石等が混入しているということで不適となりまして、6,500立米を東松島市へ搬出することにより、2,280万円増額とさせていただくものでございます。

そして、続いて8行目、表側でA棟の左官工と記載されているものでございますが、こちらは荷さばき所内の作業性を向上させるために床仕上げ磨きの分を増工させていただいたもので、1,056万円でございます。

次の解体工ですが、これは場内を基礎工事のために掘ったところを、従前の線路の基礎ですとか、くい等の障害物が出たための撤去処分費で、1,592万8,000円でございます。

また、ブリッジ土工としまして、魚市場の施設、A棟、B棟、C棟を結ぶブリッジの基礎の部分を実施するに際しまして、同一敷地内で実施しております魚市場の水揚げや出荷作業、あるいは県工事のスペースを確保するために、基礎の掘り込みをするに際しまして、山留の矢板を施工することとしたために、これによりまして7,613万円ということで増額させていただいているところでございます。

そして、その他の工事で147万1,000円とさせていただいております。

これらを合計しまして、1億8,138万1,000円でございますけれども、これに諸経費であります共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、そして当初契約から全体の工期が延びておりますことから、その分の共通仮設費や現場管理費を工期に連動させて算出した額を加えまして、1億6,131万9,000円を積算させていただいております。この合計額3億4,270万円に当該工事の請負率99.618%を乗じた金額にさらに消費税を加えまして、最下段の金額3億6,860万4,000円を変更契約の増額分とさせていただいたものでございます。

続きまして、82ページごらんいただきたいと思います。

第95号の電気設備工事の一部変更契約でございます。

こちら変更前の請負金額に対しまして4,654万8,000円増額をさせていただきまして、変更後の請負金額を9億2,134万8,000円にさせていただくものでございます。率にいたしますと5.3%の増額変更となります。

5の表のほうに主な変更内容でございます。

こちらは上から動力設備工といたしましてベルトコンベアや魚体選別機、電動フォークリフトの仕様に合わせた制御盤の回路等を追加したことによる1,477万3,000円の増工のほか、A棟の発電設備工、C棟受変電設備工の仕様の変更により小計で1,922万3,000円となります。これに諸経費であります共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工期補正分を加えさせていただいて、3,307万7,000円を積算しております。この金額の5,230万円に当該工事の当初の請負率82.425%を乗じ、さらに消費税分を加えまして、最下段の金額4,654万8,000円を変更契約額とさせていただいております。

続きまして、同じく83ページ、第96号機械設備工事の一部変更についてでございます。

こちら3の金額でございますが、変更前の請負金額に対しまして4,816万8,000円を増額し、変更後の請負金額を8億2,576万8,000円にするものでございます。率では6.2%となります。

具体的内容は5の表でございますが、上から順に自動制御設備工で、海水量を集中管理するためのシステムの変更で、614万4,000円の変更。

次に、給水設備工で、場内埋設の給水管を強度の高いダクタイル鋳鉄管に変更するもので、1,198万9,000円の変更、次が海水給水設備工で、ホースリールの数量を12個ふやしたことに伴いまして833万9,000円、そしてガス設備工におきましては、一元管理するためにガス給湯を電気方式に変更したことに伴う変更で、373万4,000円の減額と、そして最後のその他工事で4万円の増工となっております。

これに諸経費であります共通仮設費等を加えまして、3,222万2,000円を積算させていただいております。

この合計額5,500万円に当該工事の請負率の81.209%を乗じ、さらに消費税を加えまして、最下段の4,816万8,000円を変更契約額とさせていただいているものでございます。

以上、これらの変更契約につきましては、県施工の漁港工事との調整ですとか、あるいは当初平成31年4月完成見込みでありました工期を1年半短縮して平成29年10月完成にしたこと、

さらには先行して完成した荷さばき所東棟、これらを使用した利用者の声を反映したというような側面で、必要性の生じたものでございます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、続きまして議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

恐れ入ります、お手元の資料№.1 定例会議案、それから資料№.6 定例会議案資料をご用意願います。

まず、資料№.1 定例会議案の33ページをお開き願います。

この議案でございますが、提案理由でございますとおり、藤倉児童館、それから放課後児童クラブの指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定しようとする団体でございますが、2に記載のとおり、東京都豊島区の特設非営利活動法人ワーカーズコープでございます。指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者候補者の概要をご説明いたしますので、資料№.6の85ページをお開き願います。

この団体でございますが、4に記載のとおり平成13年9月に設立された従業員数約1,900人の特設非営利活動法人、いわゆるNPO法人でございます。

6の活動内容と主な事業でございますが、まず、活動の内容といたしましては、①の保健、医療、福祉の増進を初め、③の子どもの健全育成を図る活動のほか、④に記載のとおり、このような活動を行う団体に対する助言、援助等も行っております。

主な事業といたしましては、①から⑤に記載のとおり、高齢者支援の事業を初め、⑥の保育、学童保育、子育て支援等の事業、それから⑨以降の障害者の支援、そして⑫に記載のとおり、指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業等を行っている団体でございます。

このうち、児童館放課後児童クラブの運営実績といたしましては、7に記載のとおり児童館は全国で65カ所、うち県内では仙台市で7カ所、さらに放課後児童クラブでは、全国で145カ所、うち県内では仙台市で8カ所の運営を行っております。

次に、候補者の審査結果についてご説明をいたします。

86ページをごらん願います。

まず1の選定の経過でございます。本年10月4日に第1回の選定委員会を開催し、募集要項等を協議いたしました。その翌日、公募を開始いたしまして、11月2日に2つの事業者から申請がございまして、11月17日に第2回の選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーション、ヒアリング等を経まして、選定審査を行ってございます。

この選定委員会は、本市の職員と外部委員の合計8名で構成されまして、このうち外部委員といたしましては専門的知見をお持ちの大学教授、それから小学校の元校長先生、さらに放課後児童クラブの保護者2名の合計4名の皆さんに加わっていただきまして、ご意見を頂戴しながら審査を行ったところでございます。

次に、2の審査の概要でございますが、この8名の選定委員が施設運営等に関する12の評価項目を5段階で評価いたしまして、比重を掛けて配点いたしました提案内容と価格評価の8名の合計点数を2,800点満点と設定いたしました。この6割の1,680点をいわゆる最低基準と設定いたしまして、最低基準を上回った事業者のうちの最高得点者を候補者と選定いたしました。

3の審査の結果でございますが、選定委員8名の評価点数の合計が2つの業者のうちで高い1,992点ございまして、最低基準である6割を上回ったこの事業者を指定管理者の候補者に選定したものでございます。

評価のポイントでございますが、ポイント欄に記載のとおり、この事業者が全国及び仙台市での実績が豊富で、高齢者介護や障がい者福祉など、多様な事業を実施していることなどの評価を受けまして、選定委員会といたしましては総括の欄に記載してございますとおり、全ての項目でもう一方の事業者を上回りましたこのNPO法人を選定することが適当であるとの結論となったものでございます。

次に、評価点数等をご説明いたしますので、87ページをお開きいただきたいと思います。

4でございます。選定基準項目と候補者に選定したこの事業者の評価得点を記載してございます。

評価の項目といたしましては、1の団体の運営理念、基本方針から12の提案見積金額まで12項目を設定させていただきまして、項目ごとの評価得点は表記載のとおりでございますが、総合計が一番下に記載のとおり、2,800点満点中1,992点で、いわゆる得点率が71%となったものでございます。

なお、88ページから98ページには募集要項、それから99ページから109ページには業務仕様

書を記載してございますので、ご参照いただければというふうに思います。

議案第99号については以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 続いて、私からは議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定」につきましてご説明申し上げます。

資料番号1の34ページをお開き願います。

本議案は、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者候補者として選定いたしました団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定する団体名は仙台湾燻蒸株式会社、指定する期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

指定管理者候補者の概要をご説明申し上げます。

資料番号6をご用意願います。

資料No.6の109ページをお開き願います。

7に記載の主な事業内容といたしまして、アートギャラリーの経営、美術品の展示、ギャラリーショップの経営、各種イベントの企画制作、各種燻蒸作業などを行っております。

また、美術に関する実績といたしましては、アートギャラリーにおける企画展の実施や、美術館・博物館における展示などを行っております。

次に、選定の経過及び審査の結果につきましてご説明申し上げますので、110ページをごらんいただきたいと思います。

1の経過でございますが、平成28年10月3日に第1回の選定委員会を開催し、募集要項などを確認しております。翌日募集を開始いたしまして、10月12日に説明会を開催し、2事業者が出席しております。11月4日に1事業者から申請書の提出があり、11月9日に第2回選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び審査を行っております。

選定概要でございます。事業者からのプレゼンテーションを受けまして、8名の選定委員、これは内部委員、市の職員4名と外部委員4名、合計で8名でございますけれども、8人の選定委員が提案内容について選定基準に基づき審査・採点いたしました。

提案内容につきまして11の選定基準項目ごとに5段階で評価し、各項目の重要性に応じまして比重を乗じた提案内容評価を行っております。なお、提案内容評価につきましては、採用の基準となる最低制限得点として6割の480点を設定した上で行っております。

また、価格評価を行い、提案内容評価点と価格評価点の合計を総合評価点としております。

審査の結果でございますが、提案内容評価点として628点、これは率にいたしますと0.785ということで、8割弱ということになります。また、提案価格で80点でありました仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者候補者に選定しております。

主な意見、評価のポイントなどを記載してございます。管理運営方針「ひと+まち=文化 つながる／ひろげる 美術館」をテーマに、市民利用、利用者拡大、にぎわい創出につながる美術館が期待できる。講座やワークショップ等、豊富なアイデア・企画力・発信力があるなどの意見が挙げられております。

このようなことから、総括といたしましては、子供から高齢者まで幅広い対象者へのさまざまな体験の企画力と、市民が美術に関する事業に参加する機会の提供、まちなかの美術館としてまちのにぎわい創出につながる企画に高い評価を得ており、あわせまして条件といたしました最低制限得点を上回っていることから、仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者候補者に選定しております。

次に、評価の項目につきましてご説明申し上げます。

次のページ、111ページをごらんいただきたいと思っております。

ここに選定に当たっての評価項目、評価の視点等を記載してございます。

表の見方でございますが、左側にまず11の評価項目を挙げております。続きまして、評価の視点、委員の合計得点、配点となっております。

結果といたしまして、下から3番目になりますが、提案内容評価では800点満点中628点、価格評価80点を加えて708点という結果になっております。

以下112ページ以降につきましては、募集要項、業務内容の仕様書となっておりますので、ごらんいただければと思っております。

説明については以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 補足説明、最後となりますのでよろしくお願い申し上げます。

私から議案第102号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

説明の途中で恐れ入ります、資料番号8、議案資料その2の11ページをお開き願います。

1. 概要でございますように、本条例は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休

業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成28年人事院勧告を踏まえ、本市職員の育児休業及び介護休暇等について所要の改正を行おうとするものであります。

2. 主な改正内容といたしましては、3点ございまして、(1) 育児休業等に係る子の範囲の拡大ということでは、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものでございます。

(2) 介護休暇の分割では、現行制度では、一つの要介護状態ごとに1回、連続する6月以下の範囲で取得できるものを一つの要介護状態ごとに3回以下、かつ通算して6月以下の範囲で分割して取得できるように拡充するものでございます。

(3) 介護時間の新設では、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しない介護時間を承認できる仕組みを新設するものとなっております。

12ページのほうに移っていただきまして、12ページには介護休暇の現行と改正後のイメージを記載しておるところでございます。

(4) 実施時期でございますが、平成29年1月1日からとなります。

なお、同じ資料、この1ページから10ページまでにつきましては、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、補足等の説明終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時17分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第80号ないし第102号の総括質疑に入ります。鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

議案第87号及び議案第93号、94号、95号、96号、1つ目、インターネット接続セキュリティ強化について。2つ目、塩竈アフタースクール事業について。3つ目、工事の一部変更4件について総括質疑をいたします。

まず、議案第87号のインターネット接続セキュリティについてお聞きいたします。

この自治体情報セキュリティ強化に至る背景と全国的な動きはどうなっているのかをお聞かせください。

次に、同じ議案第87号のうち、塩竈アフタースクール事業についてですが、放課後児童クラブ以外の児童のスポーツや学びの場をボランティアや市民活動を通して体力向上や学力の向上を狙い、子供の貧困対策をも盛り込んだ事業となっており、広く捉えると子育てについての支援を個々に行っていたものを、それぞれ総合的に連携し、まちぐるみで子育てを行うんだらうと私は捉えております。

私は、一般質問などを通して、子育てや学力向上はまちぐるみで、それも市長がみずから先頭に立ち進めなければいけないと言い続けてきました。そういった形を目指した事業だと期待をしておりますが、この事業は所管する部も課も違いますが、将来基本的にこういった形にしていくのか、しようとしているのかをお聞かせください。

次に、議案第93号「中央第2ポンプ場築造工事の一部変更について」、議案第94号「塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）新築工事の一部変更について」、議案第95号「塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）電気設備の一部変更について」、議案第96号「塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）機械設備工事の一部変更について」、この工事はいずれも工事の一部変更となっており、第93号についてはマイナス補正となっておりますが、内容を見ますとそれぞれの工事項目でマイナスとプラスの補正があり、かなりの金額幅があります。また、マイナス補正以外の3件については、総額約5億円にもなります。いずれも工事を進める中で事情が変わることがあることは理解するものの、余りにも変更があり過ぎではないかと私は思います。

そこで、工事を入札する前に考えられる条件を吟味した上で設計を行い、仕様を決め、入札にかけるのだらうというふうに思いますが、基本的な入札の考え方をお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員からご質問いただきました案件に順次お答えをさせていただきます。

初めの議案第87号インターネット接続セキュリティ強化についてお答えいたします。

背景であります、ご案内のとおりセキュリティ対策は非常に大切なことであります。そういった中、総務大臣から平成27年12月25日付であります、新たな自治体情報セキュリティ対

策の抜本的強化についてというような通知がなされております。各自治体が業務用のパソコンをインターネットに接続する際に、これまでは民間のプロバイダを経由して接続をいたしておりましたが、今後については都道府県が整備を要請されており、その都道府県が整備をする自治体情報セキュリティクラウドというものを活用して、例えば宮城県内であれば各市町村がそれを活用して情報の保守・管理を行っていくということでもあります。

宮城県におきましても、この国の通知に基づきまして、現在、セキュリティクラウドを整備中であります。整備をいたしましたら、今本市におきましては民間のプロバイダと契約をいたしておりますが、それを解除し、県のセキュリティクラウドを活用させていただくという内容であります。

次に、議案、同じく第87号で、塩竈アフタースクールについてというご質問でありました。

初めに、所管ということでありましたが、この事業を予算要求をいたしました。国の地方創生推進交付金というものを活用させていただきましたが、その際には健康福祉部子育て支援課が中心となりまして、予算をまとめさせていただいたところでもあります。今後につきましては、当然多岐にわたる業務が内在をいたしておりますので、市役所の中の関係各課が協力をいたしまして、このような事業を推進していくものと考えているところでもあります。この事業であります。前段申し上げましたとおり、国の地方創生推進交付金を活用させていただいております。子供さんたちにとって魅力的な放課後の居場所を提供させていただくとともに、子供さんたちの主体的な活動を大切に育ててまいりたいという趣旨でございます。平成28年度がこのための基礎調査を行うということで、300万円の予算計上させていただいております。さまざまな視点、さまざまな観点から議論させていただき、今後地域の大きな核となるような努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、議案第93号から第96号までの工事請負契約の変更についての基本的な考え方についてご質問いただきました。

工事を発注する際には、まずは設計事業者それぞれの施設の設計業務を委託をいたします。例えば、第93号でありますと、下水道工事でありますので、そういった事業者。それから、第94号から第96号につきましては、魚市場の建屋の建設と附属する電気機械設備でありますので、そういった事業ができるコンサルタントのほうに業務を委託をさせていただきます。コンサルタントに委託をする際の基礎資料となるわけですが、例えば地盤条件であります。今回の第93号におきましても、地盤条件の変更が実は大きな要因となっているところでもあります。

発注時点では既存のボーリングデータ、それからこの工事のためのボーリングデータ6カ所ぐらいを合わせまして、地盤条件を推計をさせていただいています。推定岩盤線、推定地盤線という呼び方をさせていただいておりますが、そういったものをもとに発注設計書を策定をさせていただいております。今回、受注業者が確定をした後に、準備費を活用して7カ所の追加ボーリングを行っております。その結果、岩盤線が途中で著しく急激に高くなっている場所等が想定をされました結果、当初想定した300本を超えるくいを施工することではなくて、約100本ぐらいのくいを減らせると。具体的に申し上げれば、本数が312本から210本ということで、102本減らせる結果になったということでございます。

かように、以下につきましても基礎的な条件については一定程度推定ということはございます。その推定の範囲内、あるいは推定を超える変化というものが生じた場合には、設計変更という形で対応させていただいておりますほか、今回の全ての案件につきまして、例えば工期変更であります。あるいは物価上昇によりますインフレスライドといったようなものも適用させていただくことで、設計変更の費用算出をさせていただいているところであります。

同様に、議案第94号につきましても、実はこの現場につきましてもは県のほうが前面の岸壁の整備を行っていただいております。本市におきましては、背後に建設する魚市場の建屋工事を進めてまいるわけでありまして。前段で県と塩竈市のほうで調整会議を開催をし、それぞれの施工区域内の構造物について確認をさせていただいたところであります。ただ、この現場につきましてもは、先ほど担当部長からご説明をいたさせましたが、土どめのための擁壁を引っ張るアンカーがございます。そういったアンカーの定着長が当初設計した以上に結果として長さが長くなってしまったということでありまして。そういったところに旧来どおりのくいを打設いたしますと、アンカーを損傷してしまうことになりまして、あるいはアンカーの定着体力を減少させるということで、本市が施工するくいはどうしてもそういった現場から一定程度移さざるを得ないというようなことで変更となったところであります。

あわせまして、この建屋については、工期が大幅に延びておりますので、そういった部分の工期延長に伴う費用等も計上させていただいたところであります。

次に、議案第95号であります。荷さばき所及び補完施設の電気設備工事であります。ご案内のとおり、当初はこの新設する魚市場の中に魚体選別機というものは基本的に導入するという考えではなかったわけでありまして。しかし、その後、昨今の前浜物の水揚げの増加等を考慮し、漁業関係者の方々からぜひ新設する魚市場の中に魚体選別機を設置をしていただきたいという

強い要望をいただいたところでもあります。それらを踏まえまして、平成28年度の当初予算の中でも魚体選別機を計上させていただいたところでもあります。国のほうではなかなかご承認をいただけなかったということは事実であります。ようやくそういった選別機の整備の方向性が固まりましたことを踏まえまして、魚市場関係者とお話をさせていただき、今回、魚体選別機のうち、まずベルトコンベアを整備をさせていただくことになるものと考えているところですが、そういった電気設備の補強といえますか、そういったものをこの中で取り組ませていただいたところでもあります。

あわせまして、実はこのA棟の電気設備工事ではありますが、自家用発電機を設置をさせていただいております。ただし、自家用発電機の設置につきましては、塩釜消防署の許可を必要とすることから、塩釜消防署と話をさせていただきましたところ、病院などの緊急性の高い施設ではないので、発電機を起動させる場合には施設の安全確認を行った上で、手動モードで運転をするようにというようご指導を賜ったところでもあります。そういったことの内容も変更の要素の一つとなっているところでもあります。

最後に、議案第96号の機械設備についてであります。この部分については、A棟に整備する浄水及び滅菌海水の使用の中央管理をどうやるかということでありました。これまではそれぞれの施設を手動でということでありましたが、中央管理室で一括管理をさせていただきたいということで、今回このような変更のご提案をさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 塩竈アフタースクール事業については期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

最後に説明がありました工事の一部変更に関してですが、理由はいろいろお聞きはしているわけですが、まず第93号などに関しては、ボーリングを追加して7カ所ということで話しておられましたが、これはたまたまこの測定でマイナスに働いた、まあプラスに働いたので、くい数が減ったということで、総合的にはマイナス、いわゆる減額の補正になったわけですが、やはりこの地質調査をする本数やら何やらが、もともとの調査が足りないのではないのかなというふうに考えるわけです。

それから、次、第94号なんかに関しても、もうこれは県との工事の境になっているわけですから、最初からわかっていることで、県との打ち合わせが足りないのではないのかなというふ

うに思ったりもするわけです。

それから、第96号については、最初からこの集中管理やらなんやらやるべきものだと思うので、これはもともとやるべきものであるから、もう最初から計画段階できちんと入っていないといけないというふうに思うわけです。

まあどの工事もやはり設計、それから計画、それから仕様書の甘さがあるのではないかとこのように考えるわけです。今後とも、これ結構の後ろの3件については総合的に見ると5億円にも達しますので、やはりしっかりやってほしいなという思いがあります。以上、よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） いろいろご指導いただきまして感謝申し上げます。我々もできる限り既存の資料、あるいはこの工事のために必要な資料を収集した上で発注をしてきているつもりですが、なお発注に当たっては留意して取り組んでまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 風の会の山本 進でございます。

ただいまの議員の質問にもありましたように、私も議案第94号「塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）新築工事の一部変更について」お尋ねいたします。

変更理由が県工事との干渉というものを理由とされて、3億6,860万4,000円の増額を提案されておりますが、その理由についてお尋ねいたしますけれども、同一現場におきまして、県施工の工事とそれから市の親工事が競合することは当然わかっているわけございまして、先ほどの鎌田議員の指摘にもありましたように、県との事前協議及び事前調整はどのようにされたのかということが私は極めて不透明であるというふうに言わざるを得ません。

県工事の場合、岸壁工事でございます。矢板をぶって、そしてこの設計書を見ますと約15メートルのアンカーを設置するわけで、市の施工する親の基礎に接触する可能性はお互いの設計コンサルタントが設計協議すれば、それは当然わかっているはずなんです。しからば、今回の増額は市が全て負担をするんでしょうか。原因者が県であるならば、それを折半とかというふうな手法はできなかったでしょうか。

そして、先ほど鎌田議員も指摘しておりますように、今さら申すまでもなく契約変更とは設計当時、予見不可能な事実が発生した場合に認められる原則であります。具体的に言えば、自

然現象による天変地異、あるいは経済環境の急変による工事価格の変動、そして地下部分の予期できない地質等の変化であるというふうに理解しておりますが、今回の変更が指摘したどの部分に該当するのかお答え願います。

国土交通省のガイドラインによれば、請負者は工事施工に当たり、工事の目的が達成されるよう、発注者の意図を十分斟酌し、設計当初現場条件を確認する必要があるというふうに定めておりますが、いかなる現場確認されたかお尋ねいたします。

続きまして、同じく第95号の「魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及びC棟電気設備工事の一部変更」でございます。

変更理由として4,654万8,000円の増工変更であります。理由は、先ほど市長が回答されておりますように、ベルトコンベア、それから魚体選別機等の購入による電力のアップというようなことが理由とされておりますが、この塩竈において、いわゆる青物対策として今後広くカツオ、あるいはサバを魚市場に揚げるというのは、これは既に20年、あるいは30年来の一つのテーマでありまして、今さら業界の方々が「いやそのための魚体選別機が必要なんだ」というのは、きのう、きょう主張している声ではございません。ならば、この今回の市の魚市場を建設するに当たっては、やはり今、もう昨年度実績を上回っているサバのさらなる水揚げを期待すべく、また対応すべく、魚体選別機は業界の声のあるなしにかかわらず、私は設置すべきものであったというふうに考えます。ですから、今の段階で変更というのは、私は納得いかないというふうに考えています。

それから、フォークリフトにつきましても、これは県の環境税を財源とした補助事業であります。やはり高度衛生処理型の機能を有する荷さばき所であるならば、これはやっぱり当然電動フォーク、そしてホワイトタイヤは必須の要件ではなかったのかとふうに考えています。

それから、A棟の発電設備工であります。消防署の指導によって自動切りかえから手動に切りかえるとの説明がありましたけれども、この契約自体は平成27年2月定例会におきまして、A棟、C棟電気工事設備工事として議案が提案され、当該会社が8億7,480万円で既に請け負っております。そして、その後、今年に入ってから消防署との協議を経ておりますが、何故設計段階で消防との協議をしなかったのかというのは極めて不可解であります。消防の基準、つまり危険物の規制に関する規則第28条の57第2項第2号基準、危険物供給自動遮断装置につきましても、これは基本的には自動でありますけれども、魚市場においては安全性のために手動にしてくれというような指導は、当然この規則からすれば合致するわけでありまして、設

計段階で当然消防署に伺いを立てるといふのは、これは常識だといふふうに考えております。

一つは、やはり私は、設計コンサルタントの事務懈怠であると言わざるを得ないし、既に先行して導入した機器の費用はどのように精算されるのでしょうか。お聞きいたします。

最後に、公平委員会、議案第101号の公平委員会の事務委託についてお尋ねいたします。

今回、県への事務委託の理由として、事務の効率化を挙げていらっしゃいますが、これまでの独自の公平委員会を設置し、不利益処分、あるいはその他苦情等に対し、非効率であったとするならば、いかなる点が非効率だったのかご指摘願います。そして、県の人事委員会に委託することでより客観性、公平性が確保されると期待できるとされておりますが、その理由は具体的に何をもって客観性、そして公平性が期待できるかお答えいただきたいといふふうに考えます。

今年の人事院勧告の基本的な考え方にありますように、今後勤務条件、あるいは勤務時間、そして勤務成績の評価など、民間手法を取り入れた自治体運営が求められてきております。そういう中におきまして、職員からすればある不利益処分、あるいはもろもろの苦情等を訴える機関がワンクッションにおいて県ということになれば、ちゅうちょせざるを得ない。そして、問題が何ら解決されない、そういったようなことが危惧されるわけでありまして、今回委託することに至った経過についてお聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） （登壇） 山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。初めに、議案第94号塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所の変更についてであります。

県のほうとしっかり打ち合わせをやってこなかったからこういうことになったのではないのかというご質問であります。ご案内のとおり、この建屋と先ほど矢板と言いましたが、これは鋼管栈橋工法であります。鋼管栈橋工法でありますので、お互いが接触する場所で工事を行っていくということでもありますので、設計・施工いずれについても定例的な協議を行わせていただいているところであります。先ほど申し上げましたとおり、これらのくい打設につきましても、平成27年度にかけまして県のほうで施工されました。大切なポイントでありますので、大変恐縮であります。先ほど担当からご説明いたしました第4回市議会定例会議案資料の81ページをぜひお聞きいただきたいと思います。

ここで、当初設計時と変更設計時ということで下に図面が描いてあります。初めは、この茶

色い丸が2つあります。当初の設計ではこの上の丸のところでは岩盤に定着できるという設計がありました。したがって、そこから約3メートルぐらい離れたこの青い場所にくいを打設するというについては、県と塩竈市がお互いに話し合いをした上で決定したことであります。県は当初この上の丸で、このロックアンカーというんでしょうか、アースアンカーというんでしょうか、そういったものを施工しました。したそうであります。当然のことではありますが、一定の強度がなければこういったアースアンカー、ロックアンカーというのは全く用をなさないわけでありまして、打設をした後に、引っ張り試験をやったそうでありまして、そういったしましたところ、全体で四十数本のこういう、正式な名称で申し上げます、グラウンドアンカーを打設している中で何カ所かが強度が出なかったということが県の調査結果で判明したそうであります。結果として強度が不足した場所については、このような形でグラウンドアンカーの長さを延ばしたわけでありまして。

要は岩盤にしっかりと定着できるようにということで、これは県のほうの構造物として成り立つためにはどうしてもそういったことをせざるを得ないということで、このアンカーの長さが変わったということでありまして、したがって、左側の図面でごらんいただければわかるとおりであります。極論を言えばアンカーをした場所にくいを打ってしまうということになれば、そもそもどちらの構造も成り立たないということになるわけでありまして、先行して県がこういう施工をいたしましたので、塩竈市はこのアンカーの位置を外して、この図面の赤の部分であります、赤の場所にくいを並行移動せざるを得なかったということでありまして。これは、ですから県の施工の結果としてこういうものが出てきてしまったということでありまして。

したがって、その部分をどっち、こっちという話ではなくて、これは当然のことながら、魚市場の建屋工事に含まれる部分でありますので、塩竈市のほうの設計でこういったことを計上させていただき、県のほうからもご理解をいただいて進めてきているということでありまして。それが議案第94号の変更の中身でありますことをまずはご理解いただければと思います。

それから、第95号であります。議員から何十年頑張ってきて青物、前浜物を入れる、おっしゃるとおりであります。ただ、今まで結果としてそういったものがほとんど入ってこなかったというのが塩竈の実態だと思っております。これは我々の責任でもあります。ようやく昨年度ぐらいから、例えば北茨城、波崎といったようなところからサバを積んだ船が今頻繁に入ってきております。現在も入ってきております。これはここ1年ぐらいの話です。そういった状況を踏まえながら、もう一つはカツオの冷凍を今一生懸命揚げてくれております。年間5億円を

超えるような水揚げを記録するところまできております。そういったことを踏まえまして、平成28年度の当初予算でようやく魚体選別機というものを予算計上させていただいております。ただ、先ほど申し上げましたように、水産庁ではなかなか認めていただけないという実態もございましたが、先日ようやく水産庁のほうではベルトコンベアの部分については現在の工事の費用の中でやってよろしいですというような、大変うれしい、ありがたいお話をいただきましたので、それを踏まえた今回、このような形で対応させていただきたいということでもあります。

それから、消防署についても、確かに山本議員おっしゃるように、設計段階でということもあったのかと思います。ただ、我々は自家用発電機については、基本的にはやっぱり自動的に入るということを前提に今まで取り組んできました。例えばポンプ場の自家用発電機についても、当然人がいないから入らないということでは困りますので、塩竈市内の今ポンプ場で設置しております自家用発電機についても、全部自動でということに取り組んできたわけでありました。したがって、我々もこの施設についても当然自動でよろしいんだらうと、人がいなくても必要となればスイッチが入るような形でという思いであったことは事実であります。そういったことで進めてまいりまして、いよいよ整備という段階になりましたので、こういった自家用発電機でよろしいですねということの確認に参りましたら、そういった緊急性というのは比較的薄いのではないのかと、そういったことを考えれば、手動式でということでのご指導をいただきましたので、これから機械を整備してまいりますので、そういった形で変更させていただけないかということで、ご提案をさせていただきました。

我々も不足する部分が多々あるかと思いますが、今後もしっかりと対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

大変答弁漏れでおわびを申し上げます。

公平委員会についても質問いただきました。

宮城県に委託することによりまして、本市の事務の軽減が図られるとともに、我々といたしましては、第三者の立場であります県の人事委員会が事務の窓口となりますため、申し立てをする職員にとりましては、自分の職場に対する心理的負担が軽減されるのではないのかというようなことを考えたところであります。また、このことによりまして、これまで以上にスムーズな審議が図られ、さらなる客観性、公平性が確保されるのではないのかと期待をいたしております。議員のほうから非効率的というような発言があったというご指摘でありましたが、このような理由によりまして、効率化という表現をとらせていただきました。ただい

ま申し上げましたように、職員がこれまでよりも相談をしやすい環境を整えてまいりたいということが大きな目的でありますことをご理解をいただければと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございました。

総括質疑でございますので、詳細については所管委員会で十分ご審査賜りたいというふうに考えます。ただ、やはり設計段階も含めて、施工管理に当たっては、やっぱりきちんと発注者である市側も十二分に関与して、そしてやはり言うべきことは言う、そして実際あと施工に反映させるというような姿勢は、私は肝要ではないかなというふうに考えておりますので、今後とも。

それから、私、青物と言いましたけれども、十数年前も魚体選別はカツオですね、カツオを揚げたいということで、やっぱり業界の方々が魚体選別機を要望された経過があるわけです。また予算的なことでできなかったということで、やっぱり業界というか、卸売機関にしてみれば、やっぱり効率的な荷役という、それはやっぱり船主にアピールするために魚体選別機というのはやっぱり長年の願いだったということだけ一つお話して、今回実現したということについては、感謝申し上げたいというふうに考えます。

それから、公平委員会ですけれども、これは行政改革の一環としてこの公平委員会の県事務委託を考えておられるようですけれども、恐らく行政改革ではなくて、やはり実際案件がある、そしてまた潜在的にやはりいろんな疾病を患って、長期に休まれている職員もいらっしゃる、前に聞き及んでおります。その原因が何かまだ把握はしておりませんが、やっぱりそういった意味で、やはり身近なところに駆け込み寺じゃないけれども、やはりその要望なり苦情なり、あるいは悩み等々を受けてくれる、そういった機関があつてしかるべきではないかなというふうに考えたわけでありまして。

委員会が県にもし委託するとなれば、それで変わって、やはり人事政策の一環として、そういったセルフカウンセラーというものを、そういったものをやっぱり十分対応できるような組織に、あるいは環境をつくっていただきたいというふうに要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利君。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 私のほうからは、議案第100号杉村惇美術館指定管理者の指

定について総括質疑させていただきます。

まず、この杉村惇美術館は、平成25年国のリノベーション事業の採択を受けて、旧公民館を約9,000万円かけて改築をして、杉村惇美術館として生まれ変わったわけですが、開館以来2年ちょっとが過ぎております。その間の例えば入場者数、この資料には書いてありますが、この入場された方の年齢構成別とか、市内外別とか、有料・無料別とか、こういったことを統計をとられているのかどうかお聞きしたいと思います。あと、わかればその数字も教えていただければと思います。

それと、設立当初、市民への文化の提供、そして交流人口を呼び込み、中心市街地の活性化を図るという大きな2つの目的を上げて開館したわけですが、この目標に対しての達成度というものはどうなのか、そのところについてお伺いいたします。

そして、今後どのような形で存在価値を求めて運営していくのか。目標的にはどういう、例えば入場者数でも結構ですし、まちに対する貢献度でも結構です、そういったものがどの程度まで考えて運営をされていくのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」ご質問いただきました。

初めに、入館者数の年齢構成別、市内外別、有料・無料別、有料入場料金額等についてのご質問でありました。

平成27年度の決算ベースでお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、入場者数の年齢構成についてでございますが、美術館の平成27年度年間イベントアンケート集計結果から、ワークショップなどの参加者につきましては、20代までが42.7%、30代、40代が27.2%、50代以上が30.1%となっております。

また、12月から3月期間で行った展覧会アンケート等からは、20代までが19.5%、30代・40代が25.2%、50代以上55.3%という結果でございました。

次に、来館された方々の市内外別のご質問でありました。美術館平成27年度年間イベントアンケート集計結果から、ワークショップなどの参加者につきましては市内が54.5%、市外が44.4%で、市外のうち仙台市が19.1%、近隣市町等が22.8%、そして県外が2%という状況でありました。

展覧会アンケートからは、市内が36.9%、市外が61.9%、そのうち仙台市が44.7%、近隣市町等が13.8%、県外3.4%という状況でありました。

続きまして、美術館の有料・無料者の入館者数についてのご質問でありました。平成27年度は、常設展及び特別展が7,820人、企画展示が3,467人、大講堂で開催した際には5,653人で、美術館利用者数は1万6,940人でありました。そのうち、展示の有料入場者数が5,283人となっております。

入場料金につきましては、平成27年度1年間ではありますが、185万4,070円となっております。

設立当初の趣旨に沿った効果の達成度についてのご質問でありました。開館に際しまして、美術館来館者については、年間1万人を期待値といたしておりました。平成27年度には美術館事業で1万6,940人の来館者となりました。開館以来、市指定文化財の建物を活用し、本市ゆかりの杉村画伯の作品を保存・展示をするとともに、さまざまな文化・芸術活動を通じて、地域の文化・芸術の振興を図り、新たな情報発信拠点として情報を発信し続け、中心市街地のにぎわい創出に一定程度の貢献を果たしているものと判断をいたしております。

総合評価というご質問でありましたが、平成27年度の内部評価で大変恐縮ではありますが、86点といった評価をさせていただいたところであります。

今後、どのような存在価値を求めて運営していくのかというご質問でありました。美術館としては、やはり杉村画伯の作品の保存・展示を中心に、あわせてやっぱり調査・研究を進め、作品の価値を高めていくとともに、さらに市民の方々の啓発を行ってまいりたいと考えております。

一方で、壺番館1階の作品展示でありますとか、商店街へのフラッグ掲示、あるいは店頭や避難デッキに子供さんたちの絵画作品を展示するなど、まちそのものが美術館といったようなイベントも展開をし、周知、PR、中心市街地のにぎわいの創出に努めているところでございます。

市といたしましては、今後も美術館とまちづくりの連携を図りながら、さらにまちの活性化につながるような取り組みを促進をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） まず、この資料番号6の112ページのところで、数字の確認をさせていただきたいと思っております。

ここに平成26、27、28年度ということで、利用者数が書いてあるわけですけど、この本町分室の例えば平成27年度、2万670人、杉村惇美術館1万6,940人と書いてあるんですが、これはそれぞれ別なんですか、それともこの2万670人のうち美術館に来た人が1万6,940人だということなのか、ちょっとお答えください。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） お答えいたします。この数字でございますが、左側の公民館本町分室は本町分室の貸館として行っているもので、その貸館として行っている本町分室の利用者が2万670人でございます。

それから、右側の杉村惇美術館は、これは美術館事業として行っている際の入館者数でございまして、杉村惇美術館の美術館施設のほうに入場していただいている人数というのが1万6,940人ということで、これは別のものがございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） はい、わかりました。じゃあ純然たる分室の利用者が2万人で、美術館に入った人が1万6,940人と、美術館の事業ですね、美術館に入った人じゃないんですね。そうですね。あの美術館に入った人は有料だから5,200人なんでしょう、ということですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 美術館事業といたしましたのは、若干ちょっとわかりにくい部分がありますので、そのような表現をいたしました。まず2階の部分は完全に美術館として分離しておりますので、美術館事業イコール美術館の利用者ということになります。ただ、大講堂なんですけれども、これにつきましては美術館事業で利用する場合と、それから本町分室の一環として貸館として利用する場合に分かれますので、大講堂につきましては両方の使われ方もしております。それで、こちらの美術館としてカウントしているものについては、美術館事業として大講堂を使った場合の人数としてカウントしているということになります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ちょっとよく聞き取れないんですけど、先ほどの市長の答弁からあったように、有料が5,213人ということで、有料の人数はいいですよ。そういう理解ですよ。その後の方は、1万1,000人というのは美術館の事業でやって、その展示室に有料で入ったわけではないんでしょう。無料で入った人もいるんですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 済みません、ちょっと細かい話になるんですけども、ご説明いたします。

美術館への入館者数でございますが、まず展示室への入館者というものがございます。これが常設展、そして美術館で行っております特別展でございますが、これについて有料で入館している方が先ほどお示した数字になります。それから、美術館には企画展示室というのが2階にございます。これは美術館が主催事業特別展として行う場合もあるんですが、市民の方にお貸しいたしまして、市民の方の美術展示を行うという使われ方もしております。そういった場合には美術館の有料入館者数には数えておりませんので、この企画展示室の市民が使われた方々が3,400人ほどいるんですが、そういう方がいらっしゃいます。それから、もう一つ、先ほどの大講堂なんですけれども、大講堂は展示のチケットを買って入るのではなくて、大講堂で行うイベントとか、それからワークショップ、そういったことで大講堂を使う場合の入館者がおまして、5,600名ほどでございます。これにつきましては、展示室のチケットも買うということではないので、なかなか詳細な数字をつかむのは難しいんですけれども、これも何らかの有料でイベントのチケットを買って入って来ていらっしゃる方も当然多くいらっしゃいます。その分について5,600人ほどでございますが、いらっしゃるといことで、先ほど申し上げましたのは、展示室に常設展では200円とか、特別展であればもう少し高いんですけれども、そういったチケットを買って展示室に入館した方が先ほどの五千何がしという人数だということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） なんかごちゃごちゃごちゃって聞き取れないんで申しわけありません。年間、杉村惇さんの絵を見に入った人が5,200人だということ、理解でいいんですね。はい。ですから、それ以外の美術館、その絵を見る以外の方が多く訪れていると、イベントでね、それはそれで、今まで来なかったところに人が集まるというのは結構なことなんです、もうちょっと絵を見に来る、有料で見に来る方がもうちょっとふえるように頑張っていたければなど。そうすると、せっかく展示しているわけですから、何かイベントだけで、イベントがメインで、絵の展示を見る方がサブという形ではね、ちょっと本来のちょっと目的からずれているのかなど。イベントやるならエスプでもできるわけですし、まあエスプのほうもそういったことで人が減っているのかふえているのかわかりませんが、本来のこの美術

館の働きというものをやっぱりもうちょっと頑張っていたいただければなと思います。

それと、今来場者数も市内外のお聞きしました。結構市外から来られている方もいるようなので、またそういった方々が本町を歩かれて、何がしか購買につながっているかと思うんですよね。その辺の経済効果なんかは調査されているんですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 経済効果ということでは、我々のほうでは調査はしてございません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） はい、わかりました。まあまちのにぎわいというのは、人が歩くこともぎにわいなんですけど、結局人が歩いてそこにお金を落としてももらわないと、にぎわいの本来の目的がちょっと達成できないのかなとも思いますので、集めることはまず2年間やって集まるようになったと。もう一段、その辺のところを頑張っていたいただければなと思います。

それと、113ページですね、同じ資料の、ここに欠格事項ということで書いてあるわけですが、今回のこの指定管理者の方は、現在返還請求の訴訟が起きている対象の事業者なわけですね。それで、そういったことがこの欠格事項ということには書いてはいないわけですが、その裁判の結果で返還請求が決まったということになったときに、この指定管理者というのはどういう扱いになるのか、その点をちょっと確認したいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 私どものほうで指定管理者に指名している条件といたしますのは、この公募の際に行っている条件でございますので、これに合致する場合には、合致してくる場合にはそのような扱いとなるということになると思います。今の議員おっしゃられたことがどのようなことに該当するのか、それはちょっと我々まだその内容について十分に把握してございませんので、それを把握しながら調査していく、検討していくといたしますか、どのようなのに該当するのかについて検討していくということになろうかと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） やっぱり、いろんな意味で危機管理という観点から、そういったことも万が一ということあり得るわけですから、絶対何もないということでもないと思いますし、そういったところからやっぱりその次の手というのをきちんと段取りしておかないと、決まりました、はい改めましたということでは、ぐあい悪いと思いますよ。当然今の回答だと、

何か裁判でそういったことが決まったときは考えるという受け取り方でいいんですか。それとも全く考えないという受け取り方でいいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 先ほど申しあげましたように、内容について十分把握してございませんので、先ほど申しあげましたのは一般論としてお答えしたものでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 把握していないということないでしょう。私さんざんこの議場でいろんなこと言っているんですから。聞いていないんですか全然、話。そういう形で逃げないでください。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 議場ではお聞きしておりますが、この欠格事項に該当するかどうかということについては、十分把握していないということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 結果じゃなくて、返還請求の決まったらどうするんですかということだけです。決まったらどうするんですかと。結果としてじゃないです。結果はそうなったらどうするんですかと聞いているんです。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 済みません、はっきり言葉のほうが発音できなくて、欠格事項に該当するかどうかという点について十分に把握していないということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 把握していないということは、じゃあそのまま何もしないでやり過ごすということですか。そういうことなんですか。そのところをちょっと市長お答えください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今ここで仮定のお話にお答えすることについてはご容赦をいただきたいと思っております。状況を的確に見きわめた上でということで、ご判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 常に都合悪いと仮定の話と言うんですけど、これは仮定の話で全て物事進むんですよ。予算だって仮定の話でしょう。だからそういうことなんですから、そういう問題が先々控えていたら、必ずそれに対してどう対処するかということ、これは当然危機管理上やらなければいけない。だって危機管理というのはそうでしょう。津波が来るかもしれないってつくったんでしょ、あのデッキを16億円かけて、あれだって仮定の話じゃないですか。いつ来るかわからないわけでしょう。そういうところにそれだけの金使って、同じことですよ。避難所だってそうですよ、いつ来るかわからない仮定の話で、それで避難所つくって、歴史的に言えば、証明しているのは100年、200年あと来ないわけですよ。そうすると、あの避難所にしてもデッキにしたって、100年もたないんですよ。なくなっちゃうんですよ。だから何も役立たずに終わってしまうわけでしょう。それを市長はつくられたわけですよ。けども、その仮定の話だから答えられないじゃなくて、仮定をして、そのときどうするかという対策を立てないと、私はいけないんじゃないかなと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 比較が私は適切ではないと思いますが、津波は必ず来ますよ。これは仮定じゃないですよ。津波は必ず来るということでありますからこそ、今我々は次の津波に備えた準備をやっているわけでありまして。防潮堤はつくりまして、そういった地域を、そういったものからいかに守るかということ、これを当然のことながら現実の姿として我々は取り組んでいるわけでありまして、決して仮定の話ではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 15番土見議員。

○15番（土見大介君）（登壇） つなぐ会の土見大介です。

私のほうからは、総括質疑として指定管理者選定について質疑させていただきたいと考えております。

今回、議案の中には2件の指定管理者選定に関する議案が上程されております。どちらもそれぞれ3年間の契約で、児童館及び放課後児童クラブのほうは3億7,500万円、そして今お話があった公民館本町分室及び杉村惇美術館、こちらが6,900万円と非常に多額の費用を要するものになっております。

しかしながら、これらの施設の運営について市としてどのような狙いがあるか、もしくは戦略としてどういうふうなものを持っているかということがいただいた資料からだけでは読み取ることができませんでした。

そのため、このそれぞれの指定管理者、選定される候補の方々に対しても、どのように評価したらいいのかというのが今のところ現状としてなかなか不明瞭な状態になっております。その中で、児童館及び放課後児童クラブに関しては、私の所属する委員会のほうに付託される案件ですので、ここでは省略させていただき、今回は公民館本町分室及び杉村惇美術館の事業についてお伺いしたいと思います。

資料番号としては6番の109ページ、議案第100号になります。

公民館本町分室及び杉村惇美術館というものは、先ほど志賀議員の質疑の中にもあり、そして市長や担当のほうからの答弁の中にもあったように、その美しい特徴的な建築様式と、そして公立においては非常に珍しい個人の画家の名前を冠している美術館というふうになっております。そんな中、答弁の中にもございましたように、この建物と、そして杉村惇氏の作品を目玉に、このまちのにぎわい創出というのをやっていくということをご答弁の中でありました。そのため私も目的をもう一回確認しようとは思ったのですが、その部分に関しては省略させていただきます。

一方、目的と実際の事業者の方が行っていただく事業との間に実はちょっと乖離があるのかなど私は感じておまして、それはなぜかと言うと、目的、その次に本来であれば市としてどのような、この美術館を活用してどのような方向へまちを持っていきたいのかというような戦略というものがなかなか見えてこないというところがあるからです。そのため、私からの一つ目のお伺いとして、塩竈市としては、この杉村惇美術館及び本町分室ですね、公民館の本町分室というものに対して、市としてはどのような運営戦略を持っているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

ここで言う運営戦略というのは、この杉村惇美術館及び本町分室、公民館の本町分室というのをを使って、この後市にどういうよい影響を与えていくのか。目的は先ほどご説明いただいたので、その目的に達するまでどのようなシナリオを描いているのかという、そういうところを戦略としてご回答いただければというふうに思います。

続きまして、実際の審査に用いた審査方法についてお伺いしたいと思います。

資料の中では、それぞれの審査員の方々の評価の総合得点というものが示されているわけな

んですけども、議案の説明の中ではそれぞれの審査員の方々が5段階評価でそれぞれの項目に対して評価を行い、それぞれに重みづけを行って総合点数を決めているというお話がありました。その情報だけで考えると、どうしても各審査員の方々の評価基準というものが実は曖昧なのかなど、明確に示されていないということが感じてとれます。そのため、ご回答いただきたい内容としましては、各審査員が点数をつける際に、例えばこういうものを達成できたら5点です、達成できなかったら3点、1点です、そういうような基準というものは存在するのか、それをご回答いただきたいというふうに思います。

以上で1回目の質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま土見議員から議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」のご質問でありました。

目的については省略をさせていただきます。

戦略的な取り組みについてというご質問でありました。

開館から2年余りであります。本市ゆかりの杉村惇画伯の作品の保存・展示を行う美術館として、またあわせて市指定文化財を生かした建物としての話題性と、美術に関する情報発信拠点として活用していきたいという考え方であります。事実、新聞を初めさまざまなメディアでこの美術館を取り上げていただいております、また、多くの市民の方々のみならず、県内外の皆様方がそういった情報を入手されて、この美術館に行ってみようかということで訪れていただいている方々の数が相当数ふえてきております。

また、中心市街地に立地する美術館としては、やはり単に美術館のみならず、今周辺に所在します建物等をめぐるようなコースも設定をさせていただきたい。例えば、亀井邸であります。あるいは旧ゑびや旅館であります。そういったところを順次ご訪問いただきながら、塩竈のいわゆる明治以降の建物の文化・歴史というものを勉強していただく機会としてもぜひ活用させていただきたいというふうに考えております。そういったことを通じて、やはり大切な建物を保存していくことの大切さといったようなことについても、多くの市民の皆様方に考えていただくきっかけとしていきたいと思っておりますし、またそういうことを通じて中心市街地のにぎわいでありますとか活性化に結びつけてまいりたいと思っております。

今後とも市民や来訪者、あるいは子供さんたちから高齢者の方々まで、幅広い方々を対象に、さらなる情報の発信、さらには商店街との連携企画といったようなものを積極的に進めさせて

いただきながら、事業を継続し、充実を図り、美術館とまちづくりの連携といったようなものを模索をしてみたいというふうに考えているところであります。

次に、評価について基準項目が明確になっていないのではないかというようなご質問でありました。

まず、プロポーザルの評価方法についてであります。市の職員4名と学識経験者2名、そして市民代表者2名からなる選定委員会を設置をさせていただきました。提案者からのプレゼンテーション後に質疑が行われ、その後審査会を行いました。審査会では各委員の皆様方からプレゼンテーションを受けての所感をお互いに述べ合っただき、その後採点ということになりました。提案内容については、11の選定基準項目を設定をさせていただいております。その11の項目ごとに各項目の重要性に応じた比重を乗じた点数が総点という形になっております。なお、本市が求める一定の基準をやはり満たすことが重要となりますので、11の選定基準項目ごとに最低制限得点を設置したほか、全体の点数についても最低基準約6割であります。そういったことを設け、審査に当たったところであります。

今回、結果といたしましてであります。全体の得点率78%ということでございましたので、候補者として選定をさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ご答弁ありがとうございます。

まず初めに、戦略のほうからもう1点ずつお伺いしたいんですけれども、先ほどご答弁いただいた内容としては、杉村惇画伯の作品の保存と、そしてその展示、そして情報発信をしていきたいと。あとは建物としてのこの価値というものをもっと広めていくとともに歴史の勉強をしていただいたりとか、あとはその建物保存の大切さをということだったんですけれども、大きなビジョンとしてはそれで理解はもちろんできるのですけれども、じゃあそこに向かう間にどのようなステップを踏んでいくのかというところが、どうしても私としてはまだ理解ができていないなというふうに感じております。

なぜここを、詳しく、しつこく聞くかと申しますと、実際に各シナリオを描いたときのステップによって指定管理者に必要な能力というのはどんどん変わってくるというふうに考えられます。その中で今回の指定、この時点での指定管理者にはどういう能力が求められるのか、そういうところがどうしても曖昧なことが私自身プロポーザルの公開プレゼンテーションのほう

に参加させていただいて、傍聴として参加させていただいたときにそう感じました。そのため今回は戦略というものはどういうふうを持っているのか、市として戦略というのはいくつ持っているのか。それに応じて指定管理者としてどういう戦術を使えばいいのかと、そのところがお互いのすみ分けが全然今のところできていないのかなど。どうしても市としては大きな目標はあるけれども、その先の戦略、戦術は全部今指定管理者にお任せしているような状況に見てとれてしまったために、今回このような質問をさせていただきました。

続きまして、ここから実際の評価方法のほうにちょっと話を移させていただきたいんですけども、評価の仕方というものは先ほどご説明いただいたので理解いたしました。そうすると、各委員の方々が所感を述べ合った後に、それぞれが1から5点というか、点数を各11項目についてつけていくということだと理解しています。

この場合、今回指定管理者の選定に候補として上がったのはこの1者のみとなってみますと、その評価方法というものはあくまでその場に2者以上の対比ある候補者がいた場合には有効だと正直思うのですが、1者を選定するときの評価基準としては絶対的な基準がない以上、なかなか難しいのではないかと思います。

そこで、6割という最低制限得点というのをつけましたという話があるのですが、この6割という数字にも1者の場合ほとんど意味をなさないのではないかと私としては感じますが、この6割という数字というもののまず根拠と、絶対基準がない中でこのような評価をしたときに、どうしても指定管理者によほどの、プレゼンテーションとかを見て問題ありそうだなという指定管理者ではない限り、かなり高目に点数というのはいってしまうように統計としては感じられるのですが、その場合に対するリスクの管理というものはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） まず6割についての考え方がございますが、プロポーザル方式ということで、公募でございます。公募する場合に、これは備えていただきたいという水準はやはり設定する必要があるということから設けたものでございます。実績であるとか、専門性、技術力、企画力、創造性、そういったものが総合的な点数としてどのぐらい必要かということのやはり水準は設けなければならないということから6割としたわけがございますが、この6割の意味なんです、5段階評価でございます。その中で3をつけた場合、3が標準ということになるんでしょうか、なると思います。平均で3の場合に6割にな

るわけでございます。ですから標準的なものを備えているという方が選定委員の方々が判断したのであれば、それは採用していい水準だろうということで設けたのが6割ということでございます。今回の場合ですと、1者ということでございますが、相対的な評価をしたというよりは、逆に絶対評価というのでしょうか、1者だけですので、誰かと比べた評価ではなくて行っているということがあることが逆に言えるのかなとも思います。

それで、評価に当たっての基準ということなんですけれども、我々としては仕様書に書いてあるような内容をより具体的に考えてみた場合に、どのような評価の視点を持つべきかということで考えたのが111ページの表でございまして、その中に評価の視点というのがございます。例えば3の教育普及活動ですと、講座やワークショップの企画に魅力があるのか、学校との連携が考えられているのか、そして3点目が芸術・文化の教育普及・啓発活動の取り組みに魅力はあるかというふうな具体的なことを3点ここでは挙げております。それにつきまして各委員が提案内容を照らし合わせながら点数づけをしたというふうなことで、設置者側としての意図というのがこの評価の視点のほうに盛り込まれたというふうにお考えいただければいいのかなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 土見議員。

○15番（土見大介君） ありがとうございます。

設置者としての意図というのは、もちろん私のほうとしてもこの評価視点を見る限り読み取ることにはできるのですが、例えば今挙げていただいた3番の教育普及活動の中の視点としての項目の中に、学校の連携とか、その後の教育普及・啓発活動というものが書いてあるんですけども、実はこのとき点数をつけるときの評価基準が皆魅力はあるかという1点にとどまってしまうということがあって、そこに対して1から5というのをつけるというのは非常に難しいものがあるんじゃないかなと思うのと同時に、実は3番で今お話が、評価項目の3番としてお話がありましたが、5番のほうにも実は比較的似たような評価項目というのがあります。各連携団体・施設などとの連携というものを図られているのかと、そういうふうにもどうしても評価項目というのが非常に曖昧になっているのではないのかなというところが思います。

一方、先ほどの3番というのは、比較的高い90%の得点をとっているのにもかかわらず、5番のほうというのは72点、72%程度と、実はこの事業者の評価の中ではかなり低いほうのランクに入ることによって、どうしてもそのばらつきというか、ふらつき、評価基準のふらつきというものが見えるというふうに感じております。なのでこういう質問をさせていただいたとい

うところでは。

最後に、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

110ページの下のほうですね、下段のほうに評価ポイントとして4点ほど挙げられてあります。最初のご説明の中であった管理運営の方針と、あとは講座やワークショップ等に豊富なアイデアと企画力があると、企画力・発信力があるというのと同時に、その後のほうに小学生等を対象とした鑑賞プログラムなどの学校との連携や、あとは学芸員の資格取得などの実習生の受け入れ、大学との連携を図ろうとしているということが評価ポイントとして挙げられることがあったのですけれども、一方で、この杉村惇美術館というものを市長がおっしゃっていたように建物や杉村惇氏の作品というものを使ってにぎわいをつくっていくというような目的はなかなかこの中には評価ポイントとして挙げられていない。

同様に、111ページの選定基準のところを見ると、得点として得点率の低いものを3つ挙げてみると、1つはやはり杉村惇氏の作品に対する調査研究と発信というのは、もう評価点ぎりぎりです、6割しかとれていないと。あとは、先ほど言ったような地域の芸術文化、連携施設・団体等との連携もしくは人員体制、経営能力というものに対してここの事業者としては弱いんじゃないかという評価結果になっており、評価ポイントと実際の評価基準、点数というものが必ずしも一致はしていないのですけれども、この評価結果から見て評価ポイントというのはどうしてこのような形になったのか、それをお答え願いたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） 評価ポイントに記載しているものでございますけれども、評価されている項目の代表的なものを挙げております。評価ポイントの、そうしますと111ページでいいますと、3番、それから6番、7番、こういったものが高くなっておりますが、それに関連するようなご意見をこちらの110ページのほうに挙げております。

それから、先ほど町のにぎわいにつながる点のコメントということでございますが、この管理運営の方針に合ったテーマがまちのにぎわい創出につながる美術館事業、こういったものがアイデアとして多数ありまして、これはまちのにぎわいということなんですけれども、いろんな項目に影響を及ぼしているんですが、そういった点では結果としてはまちのにぎわいの創出につながるという点も評価されたことの一つでございます。

○議長（香取嗣雄君） 5番阿部眞喜君。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） オール塩竈の会阿部眞喜です。総括質疑をさせていただきます

す。

議案第87号から一つ、それと第99号から、2点でございます。

1点目は、塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブ指定管理者候補者の概要についてです。

今回、プロポーザル方式により2者の一般公募があったと報告を受けておりますが、我々に届いております議案資料には今後受け持つことが決まった1者のみの評価点数のみでございました。候補者となった団体が決め手となった部分があればぜひとも教えてください。

2点目は、塩竈アフタースクール事業についてでございます。

前段で鎌田議員からもご質問がありましたが、私からは違う目線でご質問させていただければと思います。

地方創生推進交付金を活用し、放課後に子供にとって魅力的な事業を提供し、次代を担う子供の育成を図る事業ということではあります。現在企画している状況で考えられる今後のメリットは何か。また、3年計画で5,000万円ほどかかるということになりますが、どこにそんなに一番お金がかかるのかを教えてください。

また、いろいろと事業があるみたいではございますが、参加可能な上限人数などがあるのであれば教えてください。

以上、2点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から議案第87号「平成28年度一般会計補正予算」のうち、アフタースクール事業についてのご質問をいただきました。

繰り返しになりますが、国の地方創生推進交付金というものの制度があります。今回、なぜこのアフタースクールに至ったかということをご説明をさせていただきたいと思うんですが。今回、藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理制度導入につきまして、担当部、担当課関係者の方々とかんかんがくがくの議論をさせていただく中で、やはりまだまだ塩竈市内にはクラブに通う子供さんたちだけではなくて、地域の全ての小学生が自主的に活動を行えるような居場所というのが不足をしているのではないかという問題に突き当たったわけでありまして。こういった対策がまだまだ必要ではないかということで、国に対し新たに事業提案を行い、今回採択となったところであります。

アフタースクール事業の実施に当たりましては、既存の学童保育だけではなくて、その枠組

みを超えて地域の資源、人材を活用し、さらに現在学校で取り組まれております放課後のスポーツ教室や学習支援、今後新たに構築をする事業を相互に連携をさせ、いわゆる横展開を図りながら、地域のコミュニティやボランティア・行政、さらには専門的な知見や保護者等のさまざまなお知恵をおかりして、地域協働のもとで取り組みをさせていただきたいという内容であります。

今後3年間、どういったことを展開していくのかというご質問でありましたが、今申しあげましたような基本理念を具体的にどのような形で実現していくのかということについては、参考資料でお配りをさせていただいた資料の中で模式図的なものは作成をさせていただいております。ただ、どういったものをどのようにということについては、いまだ固まった段階ではございません。まず初年度には放課後の小学生の皆様方がどのような形で過ごしておられるのかと。また、そういった方々のニーズというものを調査し、分析等を行わせていただきたいと思います。また、的確にニーズを把握するためには、やはり有識者やご父兄を初めとする関係者の意見を取り入れる検討会的な組織が必要ではないのかというふうに考えているところであります。子供と保護者、地域のニーズに沿った事業づくりというものをまずは初年度に目指してまいりたいと思っております。

2年目であります、子供たちが主体的に活動できる放課後の居場所づくりを段階的にやはり進めていかなければならないんだろうなと思っております。初めから目標に到達できるということはなかなか至難ではないのかなと考えております。段階的にどのような形で地域のニーズにお答えをしていくかというような計画を策定をさせていただき、その第一段階については、平成29年度には着手をさせていただきたいというふうに考えております。

平成30年度、3年目であります、平成29年度の基盤をさらに充実・発展させながら、3年間の事業効果の検証を行わせていただきたいと思います。しかる後、それ以降についてどのような事業が必要になってくるか、予算はどうするのかと言ったようなことを分析をし、把握をした上で、また議会の皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

もう一つ、放課後児童クラブもあったんですけど、済みません。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 答弁漏れがございましておわびを申し上げます。

塩竈市の藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理の指定についてご質問いただきました。

まず、事業者選定に当たっての詳しい内容については、後ほど担当部長のほうからご説明をさせていただきますが、この指定管理者の公募に当たりましては、4つの管理運営の基本方針を定めさせていただきました。

第1点目であります、放課後児童クラブ運営方針等に基づき、専門性の向上を図れないかということでもあります。

2点目であります、クラブでの生活指導を通じた生活習慣、学習習慣の定着を図っていきたいということでもあります。

3点目であります、障がいを持つお子様たちを受け入れていくための体制の充実を図ってまいりたいということでもあります。

4点目として、地域の人生経験豊かな高齢者との地域交流を通じて、子供さんたちの主体性を育てまいりたいというような4つの基本目標を掲げ、今回のプレゼンに当たったところであります。

結果につきましては担当部長からご説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 放課後児童クラブ等の指定管理者の選定の結果ということでございました。

2つの事業者それぞれの採点の結果についてご報告を差し上げたいというふうに思います。

まず、今回指定管理者候補者として選定した事業者でございますが、先ほど議案説明でご報告申し上げたとおり、選定委員8人の評価点数を合計した総得点でございますが、1,992点でございました。これは選定委員8人の各持ち点350点の合計2,800点を満点とした場合、得点率でございますが71%という得点になったということでございます。一方でもう一つの事業者でございますが、個人的には敗者にもリスペクトをとというのがありまして、なかなか具体的な点数というところまでは申し上げにくいのでございますが、得点率としては約62%ということございまして、まず両者には開きがあったということでございます。

さらに、評価項目12について比較したということをご報告申し上げたところでございますけれども、指定管理者候補者として選定した事業者については、全ての項目におきましてもう一

方の事業者よりも高い評価を得て、なおかつ8人の選定委員全員が選定した事業者の得点が高く、全会一致という結果となったところでございます。

特に、これまでほかの自治体での実績であるとか、人材の確保・育成の項目で候補者は評価が高く、指定管理者の候補者に選定することが適当であろうという評価に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

放課後児童クラブの指定管理者、先ほどの土見議員からもありました美術館のものもですが、やはりこういうものは全体点数がもちろん出て決まってくると思うんですけど、PDCAというか、最終的にやっぱり目標値ですよ。達成してじゃあそれに対してどうだったのかというところがやっぱりこれから必要になってくるのかなと思いますので、こちらの業者は71%ということでしたけれども、任せてみたらばすごくよかったとやっぱり言っていただけるような形に運営していってもらえればなと思いますので、以上でございます。

アフタースクールでちょっと質問させていただきたいんですけど、もちろん新しく企画する部分もあると思うんですが、こちら、もちろん今まであったものを、なおかつ多分一緒に統合させてよりよく、円滑に回していきましょうということだと思っておりますけれども、果たしてこれが定住の促進につながるのかということをご質問させていただきたいんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） アフタースクールの事業を推進することによってそれが定住の促進になぜつながるのかというご質問でございました。

資料No.6の67ページをお開きいただきたいと思います。これは国のほうともこのような形で事業を進めてまいりたい。まだイメージの段階で申しわけございませんが、このような内容で協議をさせていただきました。中心にアフタースクール事業ということで、連絡、調整、あるいは企画等を行うコアとなる事業がございまして、その周辺に既存のそれぞれ独立した事業がございまして、スポーツ教室、放課後等デイサービス、子ども食堂等でございます。私ども、中心となるアフタースクール事業を通じてさまざまな既存の事業を活性化することによって、このような事業に参加される小学生がふえるであろうと。安心して放課後を過ごすことができるようになるのではないかとこのように捉えているところでございます。

そうすることによりまして、自宅で小学生を見ている保護者の方々が仕事につくことができれば、ひいては保護者の皆様の就労にもつながるのではないかと、そういう全体の枠組みの中で、今回国のほうに事業提案させていただいたところでございます。

最終的には一番下書いてございますように、住みよいまちづくりになり、ひいては定住促進にも資する事業になるであろうと。私どもとしてはそういう事業を目指してこのアフタースクール事業を推進してまいりたいという考え方を持って臨んでまいりたいということでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 5番阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

私、定住、やっぱり促進していく部分には一番教育だと思っています。もちろん雇用があったりとかという部分もあると思いますが、やっぱり教育の部分をしつかりと訴えていくということが大切だと思うので、こういう本当にすばらしい制度ができ上がったときに、どう伝えていくかということにもなると思うんですね。塩竈は放課後にしっかりと子供たちも預かる場所があって、なおかつ働くところもありますのでぜひ来てくださいというのをいかに発信をしていくかということになると思いますので、整えたはいいが、住んでる人たちにしか知る由のないような情報提供では全く意味がなさないのかなと思いますので、そういうところまでどうしていくのかということをしつかりと決めていただけるような団体にこちらはお任せしていけるような形にさせていただきたいなと思います。

また、例えばですけれども、放課後に、これからは私は英語、語学だと思うので、そういう勉強を個人的にやられている方たちも多分いらっしゃると思います。そういう地域の個人的にやっている団体にもやはりこういう情報を提供して、一緒に取り組んで、巻き込んでやっていくというような形をつくっていくことが必要なのかなと思いますので、もちろんこれからつくっていくものということでございますので、ご期待をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（香取嗣雄君） 議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたします。

17番小高 洋君。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、12月定例会に提案された議案に対する総括質疑を行ってまいります。小高 洋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

今回お伺いをするのは、議案第94号、第95号、いわゆる魚市場の関係、そして議案第102号育児休業、介護休暇等の拡充についてであります。

前段、さまざまご質問ありましたので、重複する点さまざまありますので、そういったところを避けてお伺いをしてまいりたいと思います。

それで、議案第94号についての1点目、質問であります。この変更額3億6,860万4,000円と非常に大きな額となっているわけであります。その内容、宮城県施工の護岸工事における護岸構造物と干渉する部分が出てきたための干渉対策というところで、これが全てというわけではありませんが、やはり先ほど来質問にもございましたとおり、そもそも県施工の工事と設計段階から協議をする中で、この干渉するというのを予想、把握できなかったのかという思い、これもやはりなかなかぬぐえないところでもあります。その国費、県費、あるいは市の単独費用であっても、大もとはやはり国民、市民の皆さんの血税でありますので、設計段階で協議の上、干渉しないような設計というのができなかったのかと、こういった思いがございます一方で、先ほどさまざま詳細なご答弁いただく中で、設計段階での推定を大きく超えた、そういった部分があったということも一定理解をするところではございます。そのいたし方ない部分、さまざまあるとしても、その設計調整協議の段階で避けられるところをしっかりと避けていくというところで、ここの部分に関しての質疑は省略をしたいと思います。

そこで、確認ではあります。今回の工事、この変更点があったために岸壁の支え、あるいは建物自体の安全面、そういったところにおいて懸念される場所はないのかを確認をしたいと思います。

そして、続きまして第95号に関してであります。こちらにもさまざま先ほど来質問がございました。魚市場からの要望としてかねてから魚体選別機、あるいは電動フォークリフト、こういったものなどの導入が要望として強く出されていたということもありまして、党市議団としてもさまざま聞き取りを行いまして、党の国会議員あるいは県議とも連携をして、関係省庁などにもお伺いをしながら要望の実現に尽力をしてきたという経過もございます。そうした状況の中で、ようやくかと、ようやくだといったような感がありますけれども、確認をこの点でもさせていただきたいのですが、今回の変更によりこの要望として出されていたもの、これが道筋がついてかなうということになるのか、あるいはまだ課題があるのか、その点を確認をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

そして、続きまして議案第102号育児休業、介護休暇等の拡充についてであります。今回

のこの育児休業、介護休暇というところに対して、これまで変更前の段階であります、この制度を活用された事例があったのか。なかったとすればどういった理由があったのかと。そして、今回の変更について、こういった制度の活用が推進されるものとなるのか、そのあたりの考え方をお聞きをいたします。

以上、3議案についてお聞きをいたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小高議員から3点にわたって質問いただきました。

第1点目の議案第94号については、変更の趣旨についてはご理解をいただくものの、県との調整が不十分ではなかったのかというようなお話をいただいたところであります。今後も同じ場所で県の岸壁工事と私どもの建屋工事を並行してやってまいりますので、なお工事は続いておりますので、そういった連携を緊密にしながら、できるだけ経済的にいいものができるように努力をさせていただきたいと思っております。

それから、第95号であります。魚体選別機が実現するまでの課題というのはないのかというようなご質問でありました。先ほど、前段申し上げさせていただきましたが、今現在、当初予算では魚体選別機として1億2,000万円を計上させていただいております。ただ、計上はいたしました、残念ながらまだ国のほうで特定第三種漁港の整備予算の中で認めていただけていないという状況でありました。つい先日も水産庁のほうに足を運びまして、その必要性については説明をさせていただいたつもりであります。そういった中から、まずベルトコンベア部分については、現状の特定第三種漁港の整備事業項目を拡大をすればできないということではないだろうというようなお話をいただいたところであります。したがって、今後、別工事でベルトコンベアの部分を発注をさせていただきたい。これは平成28年度中にという意味であります。ただし、魚体選別機本体、約5,000万円ぐらいの費用がかかりますが、この部分については残念ながらまだ現行の特定第三種漁港の整備予算の中には入っていないというようなお話でありました。我々としては、ぎりぎりでも来年度の早い時期に何としてもお認めをいただきたいという切実な状況をご説明させていただいてまいりました。最終的に現在取り組んでおります魚市場がグランドオープンするのがいつですかというようなお話もいただきました。9月末で工事を終了し、来年度の10月にはグランドオープンという運びになりますと、そういったことを意識しますと、もう年度当初に、しかも早い時期に予算をつけていただかないと、十日の菊になってしまいますというようなことも申し上げさせていただきました。そうしたとこ

る、できる限りご要望に沿うように努力をいたしますという回答をいただいてまいりましたので、今回このような形で電気工事を追加で増工事をさせていただくということになったところでもあります。

次に、議案第102号であります。職員の勤務時間、休暇に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてのご質問でありました。

まず、現在の育児休業、介護休暇の利用状況についてのご質問でありました。育児休業につきましては、現在、女性9名、男性1名の10名が取得をいたしております。介護につきましては、現在取得をしている職員はおりませんが、過去にこの制度を活用された方が5名いるというようなことで伺っているところでもあります。

次に、制度拡大による影響等についてということについての若干の懸念をいただきました。本条例改正に伴い、担当課からまだ紹介は受けておりませんが、制度の拡充により特に介護にかかわる休暇取得については、より柔軟に対応ができるようになるのではないかというふうに考えているところでもあります。

今後とも育児・介護をする職員が働きやすい職場環境を整備して、職員に周知を図りながら、仕事と生活の両立を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

第94号に関しましては、ぜひその連携を緊密にというところで、その財政面も両立できるような設計、あるいは協議というものをお願いをしたいと思います。

それで、第95号に関してであります、なかなか国のほうではっきりとしたお答えをいただけないというようなことで、完全に道筋がついたものかどうかという、ちょっとあれかなというような思いもしたわけでありましてけれども、ぜひ10月のグランドオープンというところに向けてしっかりと今後も国のほうにも、私どもでも物を言っていきたいというふうに思いますし、ぜひ市のほうでも再三足を運んでいただきまして、実現に向けてさらなる努力をお願いしたいというふうに思うわけであります。

それで、今回のその関係、第95号の関係で、供用開始のスケジュールに向けて、いわゆる供用開始といいますか、グランドオープンといいますか、いわゆるそのおくれが生じるかもしれないとか、そういった懸念というのは今のところは考えてはいないということよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 第95号関連ということでよろしいでしょうか。

このA棟及び補完施設の電気設備工事については、建屋のほうが順調に進んでおりますので、当然建屋が完成しないと電気も機械も施工できないということでもありますので、まずは建屋の建設が計画どおり進められるように努力をさせていただきたいと思っております。

我々も100%安心ですって申し上げることができないことについては、大変恐縮をいたしておりますが、まずはベルトコンベアが認められたというのは、もう一角は崩せたのかなと思っておりますので、あとは引き続き本体のほうについてなお努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

それで、第102号の関係であります。過去にそういった方々が利用されたと、制度を活用したということはあったようではありますが、その一方で、周知、実際に使うという決断をしていただくということの努力とは別に、市としての体制として、例えば休まれている間の人員の考え方、あるいはそういった制度を活用しやすい、とりやすい職場環境をいかに構築をしていくかというような観点からお考えがあればお聞きをしたいと思えます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤総務課長。

○市民総務部次長兼総務課長（佐藤俊幸君） お答えをさせていただきます。

現在もそうなんです。育児休業あるいは介護休暇の申請をいただいた場合というのは、希望どおりに今原則としては承認をさせていただいております。その休んでいる間の期間の職場対応という部分につきましては、まずは代替として非常勤職員、あるいは臨時的任用職員等を期間わかりますので、そういった期間配置するなどして職員が制度を使いやすい状況に今努めさせていただいている。これは今後も継続してまいりたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

私も民間出身でありましたので、そういった民間の視点から見た場合に、なかなか制度を申請をすれば承認をされるということはあるのかもしれませんが、その前段階でなかなかそういったことを言い出しにくいというような風潮があるような職場が多々あるということも聞いて

おりますので、市役所内でそういったことはないかとは思いますが、ぜひそのあたりもご検討いただきながら、こういった制度の活用が広がっていきますように、ご努力、ご尽力いただきますようお願いを申し上げます、短い時間ではありますが、私からの質疑とさせていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典君。

○16番（伊勢由典君）（登壇） いよいよ総括質疑も最終になりまして、皆さんお疲れだと思いますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

日本共産党市議団を代表して総括質疑を行います、伊勢由典でございます。

質疑は議案については第87号の「一般会計補正予算」、並びに議案第89号「下水道会計特別会計補正予算」、議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブ指定管理候補の概要について」について総括質疑を行います。

質問の1番目は、議案第87号一般会計補正予算についてであります。一般会計補正予算は合計で言いますと、これ一般会計ですが、7億7,734万7,000円の減額で、主たるものは農林水産業費1億4,847万7,000円、土木費が9億1,407万2,000円、災害復旧費が9,580万8,000円などなどであります。一方、新規事業として9月定例会で議会として議決をした浦戸諸島の燃料輸送、あるいはドクターヘリランデブーポイント、先ほど議論になりましたが塩竈アフタースクールなど、こういったものがございます。

そこで、今回の補正予算の中で塩竈のいわば元気につながる予算は大体どういうものなのか、お聞きをしたいと思います。

質問の2番目は、平成28年度の一般会計、特別会計、当初予算であります、当時628億9,150万円、一般会計当初予算で392億9,000万円、これらは施政方針で示されて、主要事業でまちづくりの基本である第5次長期総合計画、これは定住、交流、連携の横軸政策の相乗効果、こういったもの、それに基づいてこの長期総合計画の絡みで言いますと、予算としてはこちらの当初予算の施政方針の中の概要の後ろのほうで、改めて金額を確認しましたら27億3,432万7,000円、そして復興の道筋を明らかにした震災復興計画、住まいと暮らしの再建、産業経済の復興など5つの方針を含めて185億5,691万6,000円を両輪に位置づけるという形になっております。

質問の第1点目は、平成28年度当初示した当初予算とまちづくりの基本である第5次長期総合計画と復興の道筋を明らかにしたこの震災復興計画、既に予算としての具体化はされており

ますが、こうした予算とあわせて、今回の12月定例会での補正予算に照らして、2つのこの計画の到達点をどのように総括的に捉えればいいのかお聞きをいたします。

質問の2点目は、平成28年度末、これは補正をかけていくわけですが、来年の2月補正が出てまいりますが、この2つの計画にかかわって解決すべき課題は何なのか、現時点でお答えできる範囲でよろしくお聞きをしたいと思います。

次に、議案第89号下水道事業特別会計補正予算であります。26億1,990万1,000円でございます。これは北浜地区における災害復旧工事29億6,221万8,000円は、当初予算として債務負担行為3カ年が設定され、9月定例会において契約案件として承認されたものであります。債務負担行為の設定で議会も認めた案件であります、今度は債務負担行為の廃止ということで、急遽の補正予算の提案であり、9月定例会の契約案件での承認は一体何だったのかなという思いがございます。

そこで、第1点目は今回の提案の予算の前倒しの経過についてお聞きをいたします。

2点目は、急遽の予算提案であり、年度内執行につての懸念がございます。その点についてどうなのか。そして、当然ながら繰越明許費、事故繰越ということも考えられますので、こうしたことにならないようには願うものの、そうした点も含めてお聞きをしたいと思います。

次に、第99号塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理候補の概要と審査結果についてお尋ねをしたいと思います。

この藤倉児童館と放課後児童クラブについては、2者が応募になりました。私も直接プレゼンテーション、11月17日の日に立ち会わせてお話を聞かせていただきました。先ほどの報告、提案がありましたように、特定非営利活動法人ワーカーズコープということでの選定であったということで提案されております。

そこでお聞きしたいのは、当日、審査が行われた際に、傍聴者の方も多数詰めかけまして、成り行きや質疑といえますか、さまざまプレゼンテーションについて聞かれました。その際、指定管理の評価の関係で、傍聴者の方からも文書による審査意見というものが渡されております。そこでこの文書についての傍聴した方々のこうした意見なりについて、審査の過程の中で審査員の皆さんの中にこうした傍聴者の方々の評価点がつけ加えたのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、こうした改めて公開プレゼンテーションを行って、そして過般の9月定例会で附帯決議も行いましたので、そういう点で市民との共有が今後大事になってくるだろうというふうに

思います。指定管理で3年間、はいそれで終わりというのではなく、やはり必要な事業のさまざまな検証が1年ごとに私は必要ではないかなと思います。保護者の皆様、そして親の方々のこうした、あるいは子供さんをこの放課後児童クラブ、あるいは児童館のほうで業者の皆さんで指定管理としてしっかり子供さんを見守っていく、支援をしていくという点でも市民の皆さんにちゃんとした公開をすべきではないかと思いますが、まあこれは私どもの一つの提案でございますので、こういったことも含めて市長並びに関係部局の考えをお聞きをし、総括質疑の第1回目とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員からご質問いただきました。

初めに、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」の基本的な考え方についてのご質問でありました。

今回、お諮りをいたします一般会計の12月補正予算につきましては、7億7,734万7,000円を減額補正となり、補正後の予算額であります、393億6,727万7,000円、増減率は1.9%の減となっております。内訳であります、国の経済対策に伴います第2号補正予算を活用した補助事業費4億5,162万3,000円の計上のほか、平成28年度決算を意識した整理予算として16億7,072万6,000円の減額補正を計上させていただいております。また、第5次長期総合計画の実現に向けた事業といたしまして、地方創生推進交付金を活用して実施をいたします塩竈アフタースクール事業や、浦戸地区におけます灯油輸送費等の助成を目的とした浦戸地区燃料輸送費助成事業などを計上させていただいております。

元気・活気につながるというご質問でありましたが、全て元気・活気につながるものと思ひ予算を計上いたしましたところでありました。

次に、長期総合計画との関連と課題を総括的にというご質問でありました。

まず、第5次長期総合計画に基づく平成28年度の当初予算の重点事業といたしましては、定住分野として子育て支援の充実や学校教育の充実、さらには快適で便利なまちづくりなどについて。また、交流・連携分野といたしましては、水産業、水産加工業の振興や企業誘致の推進、さらには観光振興や商業の振興などについてお認めをいただいております。その後の補正予算につきましても「みなと塩竈・ゆめ博」開催事業でありますとか、塩竈水産品ICT化事業など、関連をいたします予算についてご承認をいただいたところでありました。

進捗率についてのご質問でありましたが、ソフト事業は含まれてはおりませんが、復旧・復

興分も含め、第2・四半期までの工事発注率で申し上げますと74.8%、金額では54億8,581万7,000円であります。

なお、今後も引き続き着実な事業実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っています。

なお、平成28年度における主要な事業の進捗状況につきましては、例年実施をいたしております長期総合計画進捗報告会を来年2月ごろ開催し、その中で取り組みの状況についてご報告をさせていただきたいと考えているところであります。

また、東日本大震災の復興交付金についてのご質問をいただきました。

平成27年度までの集中復興期間におきます復興交付金事業全体の進捗率といたしましては、総額586億1,410万円の事業費を採択いただき、事業費ベースでの実績として発注済み額は419億円であります。この予算のうち、執行済み額では約272億円となり、率にいたしますと発注率で約7割、執行率では約5割程度の状況でございます。

次に、現時点における復興交付金事業の取り組みを総括的にとのご質問であります。本年4月には藤倉地区区画整理事業におきまして、権利者の皆様への宅地返還を開始いたしましたほか、津波避難デッキの供用を開始いたしました。また、8月には新魚市場の施設のうち復興交付金を活用した荷さばき所補完施設C棟が完成をいたしました。災害公営住宅につきましては、9月末までに清水沢地区170戸が完成し、全体で289戸、率にいたしますと約74%の整備が完了いたしております。残る北浜地区31戸、錦町東地区70戸につきましても、3月までに整備を完了させ、全地区災害公営住宅について被災者の皆様の入居をいただく予定といたしております。下水道につきましては、藤倉雨水ポンプ場の増設工事が本年3月に、中の島地区に整備を進めておりました中央放流渠が11月に完成をいたしております。そのほか、国道45号の地下に埋設をする中央第二貯留管のシールド工事が完了いたしており、残る中央第二雨水ポンプ場、越ノ浦雨水ポンプ場、北浜・藤倉地区土地区画整理事業関連の下水道事業につきましても、早期完成に向け事業の促進に取り組んでいるところであります。

本年度を見据えた課題についてのご質問でありましたが、既に震災から5年が経過をいたしております。やはり被災者にとりましては事業の早期完了こそが最優先される課題というふうに理解をいたしております。既に復興創生期初年度に入っておりますが、本年度におきましては約8割の発注完了を目指して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第89号「下水道事業特別会計補正予算」についてご質問いただきました。一体何だったのかというご質問であります。私どもは国からの予算をもって事業を完遂をしていか

なければならぬわけでありまして、当初は平成28年度から平成30年度までの3カ年計画で債務負担をお願いをしたところでありまして、このたび国のほうからは北浜地区下水道災害復旧工事につきましては、平成28年度に全額を交付をいたしますということがつい先日通知をされたところでありまして、したがって、申し上げましたとおり、約29億6,000万円の債務負担行為を破棄せざるを得ないという状況であります。しからば、平成28年度にこの事業費を全て整備をできるのかということでありまして、とてもそういったことは不可能であります。したがって、我々としていたしましては、債務負担行為が解消された以上、今考えられる手だてとしていたしましては、繰越明許、あるいは、場合によっては事故繰越等も活用しながら、何としましてもこの事業を完了させるということが我々の課せられた課題ではないのかというふうに考えているところでありまして、私たちが何だったのかと言いたいところでありまして、それは我々の立場で申し上げることではないということでありまして、このようなご答弁をご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」ご質問いただきました。

まず、1点目であります。プレゼンテーションで傍聴の方々から出されたご意見カードは審査の中で生かされたのかというご質問であります。

今回の指定管理者選定に係るプレゼンテーションは、公開とさせていただき、傍聴した方々は16名でありました。そのうちご意見カードを提出いただいた方々が12名でございました。提出されました意見の主なるものを申し上げますと、子供の主体性を尊重することを基本に置いてほしいといった内容であります。また、人材確保ができて、安心して預けられる事業者を選定してほしいというような内容であります。さらには、子供中心の地域社会の支え合いの場所を実現するために、地域で育てる仕組みづくりの一助となるようなというようなご要望を賜ったところでありまして、これらのご要望につきましては、審査委員会では審査に入る前にこれらの寄せられたご意見の写しを全ての選定委員の方々にお配りをさせていただきました。審査を行うに当たりましては、各委員がこれら頂戴したご意見を初め、事業者のプレゼンテーションの内容、提出書類の内容等を総合的に勘案をし、審査を行っていただき、公平かつ適切な審査結果に結びついたものと考えているところでありまして。

次に、この事業を指定管理に移行した後に、毎年度計画的な進行管理を行うべきではないのかというご質問でありましたが、既に指定管理を委託した全ての事業につきまして、担当部、

担当課のほうでは1年度単位で進行管理、実施についての成果を確認をさせていただいているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明8日から13日までを常任委員会開催のため休会とし、14日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明8日から13日までを休会とし、14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後5時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月7日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 土 見 大 介

平成28年12月14日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成28年12月14日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川 村 淳 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 達 也 君
建設部次長 兼都市計画課長	阿 部 光 浩 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴 木 康 則 君
水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君	市民総務部 危機管理監	千 葉 正 君
会計管理者長 兼会計課長	小 林 正 人 君	市民総務部 市政策課長	相 澤 和 広 君
市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君	市民総務部 税務課長	武 田 光 由 君
市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君	健康福祉部 子育て支援課長	木 村 雅 之 君
産業環境部 水産振興課長	並 木 新 司 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊 藤 勲 君
教育委員会 教 育 長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教 育 部 長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡 辺 常 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠 山 勝 治 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	相 澤 勝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	安 藤 英 治 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
議事調査係主査	平 山 竜 太 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番伊勢由典議員、17番小高 洋議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

それでは、13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

今回の一般質問では、人口増加策と本塩釜駅前商店街、そしていじめの3点に絞りました。この3つについてはしっかりと議論をしていきたいと思ひます。

では、通告に従ひ質問をいたします。

まず、人口増加策について。

平成28年度、市長の施政方針に数々の人口増加策が盛り込まれておりましたが、主な人口増加策を挙げ、今年度のその効果はどうだったのかをお聞かせください。

もうことしも残すところ2週間余りとなりました。来年の予算の審議も始まることと思ひますが、来年度の人口増加策につながるような目玉となるような事業や政策をお聞かせください。

次に、本塩釜駅前商店街1番地区2番地区についてお聞きをいたします。

思い返すと、ことし2月定例会でこの駅前商店街関連で約4億円余りを附帯決議つきで承

認をしました。そして、9月定例会ではいまだ6名の地権者の承認をいただけていないということでした。あれから3カ月が経過しておりますが、現在の状況はいかがでしょうか。

また、今後の展開をお聞きしたいと思います。

最後に、いじめについてお聞きをいたします。

昨年、塩竈市独自のいじめ防止条例を制定いたしました。ことし4月に施行されておりますが、いじめ防止条例施行後の状況はどうなっているのかをお聞かせください。

また、この条例を運用し、現在問題はないかどうかをお聞きをしたいと思います。

以上、3項目について、簡単ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、人口増加策についてお答えをさせていただきます。

まず、今年度実施した人口増加策について、その主なるものというご質問でありましたが、第5次長期総合計画の重点戦略の一つであります定住の促進を図るための事業として、人口減少対策の克服に現在取り組んでいるところであります。

新たな事業を中心にご説明をさせていただきますと、子育て世代、若者世代等にいつまでも住みたい、住んでみたいまち塩竈をアピールする施策といたしまして、子ども医療費助成外来分を中学校3年生まで拡大をいたしますとともに、新たな事業として特定不妊治療費助成事業などに取り組み、子育て支援の充実を図ったところであります。

また、塩竈独自の小中一貫教育の推進や不登校対策の充実を図る子どもの心のケアハウス事業に取り組み、学校教育の充実を図っておりますとともに、NEWしおナビ100円バスの新規ルートを拡大し、快適で便利なまちづくりの創出に努めているところであります。

一方、国が進める地方創生の理念に基づき、今年度、本市が実施する人口減少の克服と雇用創出に向けた主要事業といたしまして、国の地方創生加速化交付金を活用した塩竈水産品ICT化事業を実施し、水産加工業のデータベース化による流通の効率化や販路拡大等を図っているところであります。加えて、ぜひ海外輸出等にも拡大をいたしてまいりたいという思いでございます。

また、本定例会におきまして補正予算を計上させていただいたところでありますが、地方創生の促進を図るため、今年度創設をされました地方創生推進交付金を活用し、子供さんたちの放課後の居場所づくりや女性の就労促進を図る塩竈アフタースクール事業に取り組んで

まいります。

次に、今年度実施した人口増加策の効果についてのご質問でありました。

人口増加に向けた対策につきましては、効果が発現されるまでにはやはり一定程度の時間を要するものと思われませんが、初めにまず本市の人口の状況についてご説明をさせていただきますと思います。

取り組みの基礎データとなる国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口では、平成27年度、推計人口が5万3,474名となっております。本市が昨年度実施をいたしました国勢調査人口が5万4,187人。若干ではありますが、推計人口を上回る状況ではあります。

また、年齢構造別につきましても、年少人口で309人、生産人口では613人、上回っている状況にあります。こういった状況を踏まえますと、これまでの取り組みが一定程度人口減少の抑制につながっているものと推察をされますが、依然として第5次長期総合計画で目指しております将来人口目標5万5,000人を既に下回っておりますことから、引き続き人口増加に向けた取り組みが最重要課題であると認識をいたしております。

なお、最近の人口動態であります。自然増減につきましては高齢化の進行により平成25年度末で327人の減、平成26年度末で337人の減、平成27年度末では421人の減と、減少幅が残念ながら増大の傾向にあります。

一方、社会増減につきましては、平成25年度末で127人の増、平成26年度末で118人の減、平成27年度末で84人の減と、毎年増減を繰り返してはいるものの、増減幅が縮小傾向となっており、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の一つとして目指しております社会増減の均衡へ向かい始めているものと推察をいたしております。

また、今年度から取り組んでおります具体の事業につきましては、現段階で実施効果をはかるのは難しいと判断をいたしますが、昨年度、総合戦略に係る国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施した事業のうち、地方創生先行型として取り組みましたみなと塩竈・ゆめ博開催事業、食のまち塩竈観光プロモーション事業、保育所等遊具整備事業、水産加工がんばる塩竈支援事業の4事業につきましては、市民代表や学識経験者が参画をしていただき、まち・ひと・しごと創生懇談会におきまして重要業績評価指標、KPIと呼んでおりますが、達成状況を検証していただいております。結果といたしまして、4事業全てにおいてKPI達成に有効であったとの評価をいただいたところであります。

次に、今年度の実施結果を踏まえた来年度における人口増加策の取り組みについてであり

ますが、塩竈アフタースクールにつきましては、3カ年事業として国の地方創生推進交付金の採択を受けておりますので、来年度以降も継続して取り組みを進め、年少人口の増加策に取り組んでまいります。

また、同じく地方創生の取り組みであります塩竈水産品ICT化事業につきましては、実施財源として新たに地方創生推進交付金の活用を図りながら来年度以降も実施をし、販路を海外マーケットに求める取り組みを通じて水産加工業の雇用力をさらに促進をいたしますとともに、生産人口の増加と定住人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、本塩釜駅前商店街についてのご質問であります。

お尋ねの海岸通市街地再開発事業の現在の状況についてであります。まず権利者の同意状況といたしましては、59名中54名、91.5%の方から同意をいただいております。面積に換算いたしますと97.7%の同意を得ている状況となっております。未同意の権利者5名の方につきましては、権利変換の中で転出及び金銭給付の取り扱いとなり、事業の進捗には影響しないような制度とはなっておりますが、やはり組合では今後とも引き続き全員からの同意を目指して取り組むという内容であります。

次に、今後の展開及びスケジュールについてであります。

現在、再開発組合では、事業費の縮小に向けまして業務棟を4階層から2階層に設計を変更するとともに、あわせてさらなる工事費の見直しを行いながら、総事業費44億円を圧縮する取り組みを進めておられます。

今後であります。1月初旬に宮城県に事業計画の変更認可に向けて申請手続きを行い、2月末までには認可を受けてまいります。また、3月初旬には権利変換計画の認可申請を行いまして、3月末には認可をいただくスケジュールで事業を進めているところであります。

その後、5月ごろから建物の除却工事に着手をし、順調にまいりますれば平成31年夏には1番地区2番地区とも竣工できる予定となっております。海岸通市街地再開発事業は、本市中心市街地の復興・再生という大きな位置づけを有しており、産業基盤構築や定住促進の役割を担っているところであります。

本市といたしましては、この事業の政治姿勢をより確実なものとするため、組合運営の支援や人的支援を継続しながら、駐車場棟や業務棟の財産取得を行うことにより、補助対象事業費による財政支援を行ってまいります。今後とも、事業の促進に向けて本市も組合と一体となって取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目であるいじめについてでございますが、いじめが子供の心身に及ぼす影響の大きさからも、いじめは学校教育における大きな課題であります。本市では、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止のための対策について基本理念を定めますとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するための施策を盛り込んだ塩竈市いじめ防止対策推進条例を制定し、子供が健全に成長できますよう、いじめのないまちづくりを目指しております。

ご質問のいじめの状況、取り組み等につきましては、この後、教育長よりご答弁をいただきます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、いじめについてでございます。

まず、いじめの状況についてであります。教育委員会としては、いじめの芽やいじめの兆候もいじめであるという認識に立ちまして、毎月市内の小中学校からいじめの認知件数、解消した件数、継続指導中の件数と、それらの状況の報告を受け、いじめの実態の把握に努めておるところでございます。

11月末現在のいじめの認知件数でありますけれども、38件であります。うち36件が解消しております。認知数は昨年度同月比22%の減少となっております。解消率は94.7%で、23%の増加ということになっております。

また、現在まで重大事態の報告はございません。一部SNS等を介したいじめの事案も見られますが、ほとんど冷やかしやからかいなどの直接的な言葉による事案となっております。

しかしながら、このような事案がいじめにつながることもありませんので、実態を把握しながら未然防止を心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、学校の取り組みの変化についてであります。

第1に、いじめ防止に関する具体的な対策を検討するための本条例で設置したいじめ防止等対策委員会の答申を各学校に周知徹底し、答申に基づいた取り組みを進めた結果、いじめへの組織的で迅速な対応、関係機関との連携強化が図られ、いじめへの初期対応、これは72時間以内に対応することが必要だというふうに言われているんですが、初期対応がより適切に行われるようになりました。

また、家庭からの相談を受けた後、早い段階から学校と家庭が密に連携し、適切に対応ができた事案もふえているなど、以前に比べて変化が生まれてきていると認識しておるところであります。

第2に、今年度より各学校ごとにいじめ対応計画を策定し、具体的な取り組みを計画的に行っております。例えば、いじめ撲滅月間の設定、いじめ防止プロジェクト会議の設置などがあります。

また、今年8月に実施いたしました「アルカス☆塩釜☆」による「いじめNo! ディスカッション」の成果を各校の児童会、生徒会の活動に反映させるということで、児童生徒がみずからいじめ防止に取り組む活動も行っているところがございます。

次に、教職員の意識の変化についてでございます。

これまで全ての学校でいじめ対応研修会を実施するなど、教師のいじめに対する意識の高揚を図ってきており、いじめを一つでも多く見つけ、一つでも多く解決しようという意識の変化が見られております。

いじめは大きな問題行動でありますので、今後とも、慎重かつ真摯に対応して、いじめの未然防止と早期発見に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 回答ありがとうございます。

まず、人口増加策について。今、いろいろ市長のほうから説明いただいたわけですが、はっきり言ってやっぱりこの増加策が効いているという要素はないのではないかというふうに私は思うのです。それはそれらしきものはあるし、確定的ではないと私は思うんです。そんな中で、何か先ほどちょっと聞き損じたんですが、評価をしてどうのこうのというのが後半にありましたが、あの評価は誰が評価したのかということをお聞きしたいと思うんです。外部の何かの機関にお願いをしたとかということであれば、私はそれなりの説得力はあるのかなと思いますが、内部評価でしょうか、それとも外部評価でしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） それでは、外部評価の委員構成につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年、平成28年3月策定しておりますが、その際に策定の懇談会の委員として参画をいただいた皆様に改めてその策定にかかわっていただき、そして

その後どうなったかということで、具体的な取り組みを評価していただいたということで、学識経験者の方を初め、市民の代表の皆様、そういった方々の外部評価ということで捉えてございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今のお話を聞きますと外部評価ということですが、その人たちが策定したやつをその人たちが評価したということですね。そこちょっと確認したいんですが。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 策定にかかわって、市がこのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たってご意見を頂戴してかわりをいただいた委員の方ということでございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 厳格に言えば外部評価とは言えないのではないかと私は思うんですが、これにこだわっているいろいろな論議しているとほか進まないのをやめますが、できればそういった評価を外部の団体やら何やらにお願いして、外部から見た形できちっと評価をして進むべきものではないかと私は1つは思います。

それで、問題は、今までやってきたことの評価ももちろん大切ですが、今後どうするかが問題なんですね。やはりこの人口問題についてはいろいろと後々みんな効いてきて、最終的にはやっぱり人口が減るだけではなくて市税の減収にもつながるし、活気もなくなると。それが悪循環でどんどん減っちゃうというそういう方向に行く場合もあり得るわけですし、要素として、ですからかなり私はこれは力を入れてしっかりとやっていかないと大変ではないかと。これは全国的にももちろんこういう傾向ではあるわけですがけれども、中にはもちろんふえている市町村もあるわけですね。そんなところでは、やはりいろいろ毎回私一般質問で取り上げてはいるわけですがけれども、ほかではやっていない、その市町村でしかやっていないような独自の施策があるわけです。そういった施策が私はやっぱり必要ではないかというふうに思うんです。ありきたりの各市町村でやっていることももちろん必要だと。そのほかにやはりやっていないもの、目玉となるものをぼんと持ってこないとやっぱり人はふえないのではないかというふうに思うんです。いろいろ回答の中でアフタースクールとか教育に関することを挙げていただきました。私は常々思っているんですけれども、やっぱり学力向上が人口増加策の一つになるのではないかと考えてはいるわけです。いわゆる塩竈に來れば子

育てがいい、それから子供を育てて学校も出してあげられる。行く行くは勉学もできて、ある程度そういった力が蓄えられれば働くこともできるということで、やはりこの教育というのは物すごく大切なものだと思うのです。そんな意味で、先ほど来年度の方向性を聞いたわけですが、新たなものは大してなくて、今までの引き継ぎに近いという、そういうふうに私は捉えたわけですが、やはり目玉となる先ほど言ったような新しいものが必要だと思うんですが、その考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 鎌田議員から人口、我々も長期総合計画の中で人口減少に歯どめをかけるという対策に取り組みをさせていただいているところではありますが、人口減少により歯どめがかかればということで、まずは塩竈独自というお話でありましたが、例えばみなと塩竈・ゆめ博覧会を開催をさせていただきまして、まずは多くの方々に訪れていただいて、塩竈のまちがどういったまちかということを理解をし、認識を深めていただきながら、できれば将来はぜひ塩竈に住んでみよう、暮らしてみようというようなところまでつなげてまいりたいという考え方があります。

また、実は、今年度から既に始まっているので先ほどご説明申し上げませんでした、小中一貫教育というものについてもいよいよ来年度から本格実施ということになります。ことしから始まっておりますが、ことしは準備期間ということで、さまざまな調査ということに時間をとらせていただいているところでもあります。まさに小中一貫のモデルが浦戸にあるわけでもありますので、そういったものを我々はもっともっと育てていくということが必要ではないのかなと思っております。平成29年度からそういったところに取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、たびたびで恐縮ではありますが、放課後の子供さんたちの居場所、そして自主的に自分たちの誇りを持って時間を送っていただきたいということで、塩竈アフタースクールに手を挙げさせていただきました。いろんな事業の中で、この地方創生推進交付金を使ってこういった事業に取り組むということについては、全国でも数少ないというふうに自負をいたしているところでもあります。

また、これから先というご質問でありましたが、今さまざまな視点・観点から予算編成をスタートさせていただいているところでもあります。各議員の皆様方から賜ったご指導、ご要望等につきましては、その編成過程の中でしっかりと検証させていただきたいと思っていま

す。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 来年度の予算編成に当たっては、先ほど市長が申されたように、しっかりとそこを踏まえてやっていただきたいなというふうに思います。

このアフタースクール、この間、常任委員会で説明がありましたが、いわゆる総括的に子供たちを幼稚園児から中学生までですか、全部広範囲に課やら部を取っ払って子供たちをやっ払いこうという、あれはすごい素晴らしいことだなというふうに思っていますので、そこをもっと充実させて、もっと飛躍させて、少しでもいい方向に持って行っていただきたいなというふうに思います。

それで、やはり教育やら何やらもちろん大切なんですけど、この人口増加策で一番効いてくるのは何なのかと考えると、やっぱり働き場だと思うんです。やっぱり仕事をする場が塩竈にあって、じゃ近い場所で住みましょうというふうになれば、仕事関連が一番大きいのかなと思います。そんなわけで、そういった誘致活動やら何やらにやはりかなり力を入れていただきたいなというふうに思います。

それから、去年といいますかことしの今年度の予算特別委員会の委員長を私やらせていただいて、ここにちょっと委員長報告があるんですが、あの折に予算の中でいろいろ意見が出されました。その中で、ちょっとまとめて、この市場関係でこういうことを盛り込んであるんです。ちょっと、もちろんこれは頭に皆さん入っていることだと思うんですが、産地間競争が、新しい市場ができて、そっちこちみんな新しい市場ができています。ですから、もう一直線に並んでいるとは思いません。産地間競争が一層激化することが予想されるため、漁船誘致や水揚げ奨励助成事業などを積極的に進められ、本市への水揚げが増加されるよう努力されたいと。加えて、卸売機関の一元化についてはということで、一元化をしてほしいということで、ここにもう取り上げて委員長報告をしているわけですがけれども、この中で漁船誘致、その後どうなのか。やはり魚が入ってくれば、それなりに量が多ければ、それなりの人手もかかるし、人も集まるだろうし、やはり一つの大きな要素になると思うんです。この市場の状況、漁船誘致、それから水揚げ状況、これがどうだったのか。そして、一元化に向けての方向性としてはどういうふうに進んでいるのか、その辺、ちょっと2点お聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、漁船誘致についてお答えをさせていただきます。

塩竈市魚市場であります。今まではマグロに特化した水揚げであったということについては、多くの議員の方々もお認めいただけるところかと思っております。これから先、気仙沼、石巻、そして塩竈といったような特定第三種漁港がまさに魚市場の改築工事を進めております。既に石巻については完成をいたしているわけでありまして、間もなく気仙沼、そして塩竈も完成をいたします。高度衛生管理型の魚市場というだけでは、もう売り物にならないという時代に間違いなく突入してまいります。そういったことを踏まえまして、やはり船をいかに多く入れていただくべきかということが今後の大きな課題だと思っております。私も、先日といいますか大分前になりますが、焼津のほうに行っていました。焼津の生産者の方々をご訪問させていただきました。ぜひ塩竈にカツオの水揚げをとというような要請活動をさせていただきました。その後に水産振興協議会の皆様方と北茨城市とそれから茨城のほうにお邪魔をさせていただきました。こちらのほうについてはサバの水揚げをぜひ塩竈で扱わせていただけないかというようなお話をさせていただいてまいりました。12月末で大体平成28年次の水揚げ金額がまとまるようではありますが、おかげをもちまして、サバあるいはカツオといったような魚種については、前年度をかなり上回るような状況ではないのかなと思っておりますが、まだまだ必要であります。これはほんの第一歩だと思っております。これからは本当に産地間の競争に我々打ち勝ていかなければならないと思っておりますので、関係者、総力を挙げてこのような活動を展開していかなければならないと思っております。

2点目であります。そういった産地間競争に打ち勝っていくためにも、やはり卸売機関を一元化した上で、塩竈が一本になってということについては、積年の思いであります。たびたび両卸売機関の責任者の方ともお会いをしながら話し合いを進めてまいったところではありますが、いよいよ南棟の第1工事が完成をいたしました。事務室が1つということになります。これが我々の思いであります。もう事務所は1つなんですからぜひということについては、その後も継続的にお話をさせていただいております。まだ若干時間はかかると思っておりますが、引き続き卸売機関の一本化につきましては、行政としてできる限りの努力をいたしてまいりまして、塩竈市魚市場が将来に向けた新たな第一歩を踏み出すことができますように、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 一元化については、やはり少しでも早いタイミングでやるべきではなかったかというふうに私は思っているんですが、今まだ成り立っていないと。この全部が完成するまでにはやはりしっかりとその辺やっていただきたいなというふうに思います。

人口増加策の話ばかりで終わるとあれなんです、ちょっと一言二言言わせてもらって、先ほどの学校教育やら学力向上やら、それから職場開拓、そういったところもありますが、私も一般質問でたびたび言っているんですが、やっぱりこのまちに住みやすいという観点も大きな要素ではあると思うんです。そんな意味で、大半の町内会で今街路灯関係の電気出費が多くて大変だということがありまして、何とかこの一、二年の間に計画的にLED化を図って消費電力の低減を図って負担を軽くしていただきたいなということと、あとは私道の整備です。国道も、県道も、それから市道も、それから私道もみんなつながっているわけですから、道路は。使っている人にとっては、一部が悪いと大変だというふうになりますので、不便ということになりますし、やはり私道の整備も必要だと思いますので、これについてもあと時間をまた後日とりたいなというふうに考えております。

こればかりですと、もう時間が大分経過しましたので、本塩釜駅前の1番地区2番地区について移りたいと思います。

早い話が、先ほど59名の地権者のうち54名が同意された。そうすると、まだ5名が同意されていないということによろしいんですか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどのご質問にご答弁いたしましたときにもそのように申し上げましたが、あわせまして未同意の権利者5名の方々につきましては、面積が比較的小さい方々であります。こういったの方々につきましては、市街地再開発法の中で権利変換については転出及び金銭給付という取り扱いができるということになっておりますというご説明をさせていただきました。したがって、法律的にはそうではありますが、やはり組合としては引き続き全員からの同意を目指してまいりますというようなご答弁を申し上げたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） いわゆる面積が低ければどうのこうのという話がありましたが、私はそういう問題ではなくて、やはり何かを始めようとする場合、やっぱり全会一致というか、みんながもうそれに一直線にベクトルを合わせて進むのか、一人、二人、何人か違う方向を

向いているのかでやっぱり失敗、失敗ということはないんですけれども、効率がかなり違ってくと思うんです。そんな意味で同意を求めることが必要だとは思いますが、そんな中、平成31年にはもう竣工したいという話をされておりましたが、いや、その後問題はいろいろないのかなというふうに考えているんです。これも今年度の予算特別委員会で審議されて、これについては復興交付金が約4億円でしたっけ、それから一般会計から4億3,000万円の計8億4,000万円を私たち議会として認めてはいるわけですね。でも、その中で、これはやっぱり危ういんじゃないかと、これはやっぱり大丈夫なのということで、附帯決議をさせていただきました。その中で、私も委員長をやっていたのでその附帯決議について頭に残っていたわけですが、こういった項目がずっとあります。海岸通地区震災復興市街地開発事業の事務事業を執行するに当たって、ビジネスとして当該再開発事業を組み立て、事業後予測されるキャッシュフローを銀行団とも調整し、開発可能な採算ラインを理解できるようにすべきであると。いわゆるキャッシュフロー、お金の流れもきちんとしっかりしているのというところをしっかりとさせなさいよということが1つありました。それから、公的支援及び保留床処分等に係る経過について、情報公開の基本監視の今日、常に問題を正確に把握し、問題を先送りせずに速やかに市民や議会に報告すること。ここで問題は、今までのそれはなかったのか、この2点、簡略にちょっとお聞きしたいと思います。まだちょっといっぱい聞きたいところがあるので。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどもご説明、ご答弁の中で申し上げておりますが、やはり資機材が高騰している中で、全体予算が大変厳しいと。先ほどおっしゃられたキャッシュフローを考える上でも、全体事業費がやはり重いということで、今全体事業費を圧縮できないかということできざまな検討をしているということについてご説明をさせていただいたところがあります。

具体的には、業務棟を4層階から2層階にすることによってどういったキャッシュフローになるかといったようなことについて、今さまざま組合のほうで検討中であります。いずれ組合から本市に対しましても、その結果については報告がなされると思いますので、そういった状況についてはまた議会の皆様方にも4層階を2層階に見直したことによりましてこういった状況になりましたと、また今ご質問いただきました恐らくは一般会計からということについては、駐車場とそれから子育て支援施設を本市として整備をさせていただくという中

身でありますので、そういったものについても全体の事業費の中でどのように変わっていくのかといったようなことについて、今組合が中心になりまして検討をいたしておりますので、結果がまとまりましたら、また議会の皆様方にもつぶさに状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） あそのこの駅に向かって右側が1番地区でしたっけ。どっちだっけ。狭いほうが、駐車場があったほうということなんですね。あそこに最初はホテルだとか、それからその後はマンションになってきて、マンションも若い層がということですが、途中から高齢者も入るといようなそういう方向性になったような気がするんですがね。反対でしたっけ。シニアから若者でしたっけ。そういう方向もあったし、あとはその後に児童関係の施設が入るといふうにだんだん変わってきているわけですけども、何か先ほどの署名しない人があるというのは、私はいわゆるトーンダウンしてきているというか、何というかそういうふうには私としては見てしまうんですが、本当に先行き大丈夫なのかという、ちょっと私は不安が残るわけですけども、本当に大丈夫なのかどうかをお聞きして、次に移りたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 業務棟のワンフロアをお借りして子育て支援センター的な施設を整備するということについては、これまでもご説明を申し上げてきました。また、マンション棟につきましては、当初、若干入居者数が多かったと記憶をいたしておりますが、経済的、効果的、効率的なということで、今はたしか62戸か64戸か、そういった戸数に見直しをされたということについては、私も了知をいたしているところであります。

それから、今後についてであります。繰り返し申し上げますが、先ほどの同意率の話であります。例えば2坪、3坪という土地を所有されている方々と、いまだ条件面について合意ができていないということでもありますので、ぜひ引き続き全員から同意をいただきたいということで今努力中だという報告を受けておりますので、私がお説明申し上げましたのは市街地再開発法の中ではこういう取り扱いもできますがということをお申し添えさせていただいたつもりでありますので、関係者は今全力で全ての方々の同意をいただくべく努力をいたしている最中だと認識をいたしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） この委員長報告では、最後にこの部分についてはこういうふうに結んでいるわけです。簡単に言えば、いわゆる市当局に言っているわけですが、責任を持って事業執行に努めることというふうに締めてありますので、ぜひともきちっと責任を持ってしっかりとお願いしたいと思います。

そして、最後のいじめのほうにちょっと移らせていただきます。

今回、県内でも全国でも珍しい、珍しいといいますかかなり踏み込んだいじめ条例を、ほかにないいじめ条例をつくっているわけですが、先ほどいろいろ説明をいただきました。先ほど説明した内容については、今までいろいろいじめについて取り上げて報告いただいた内容と余りさほど変わりはないかなというふうに思っているんです。そうは思うものの、いわゆるいじめ条例がほかにはない条例をつくっているの、それなりのものがちょっと出てくるのかなという期待が若干あったんですが、いじめが出ればよいという、件数が出ればよいという話ではありませんけれども、ただ学校の先生の対応といいますか、これがもういわゆる素早くなったということですかね。

それから、ここで私が心配しているのは、ちょっと古い話になるんですけども、私の子供を小学校に通わせた当時に、私もPTA活動を一生懸命やったものですから、その中で、後から聞いてびっくりしたんですが、私に対する腹いせを子供にしていた教師がいるんですね。うちの子供がかなりいじめられていたと。それはいじめたのが先生だったというところがあるんです。これはなぜ思い出したかという、昨今、新聞をにぎわせておりました。仙台市でもありました。中学校教師が暴言を吐いて子供を反対にいじめていたということになるわけですね。先ほど教師からの生徒の対応は十分お聞きしました。それなりにやっているんだろうとそういうふうには評価をするものの、このニュースをお聞きして、それ以降、教育委員会では、いわゆるこれについて一つの題材にしていろいろ考えていること、ないしは対応したこと、そういうことはあるんでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 新聞で読みまして、非常に怒りを感じたところでございました。このことが新聞ではいじめという書き方をしておりますが、あくまでいじめは子供同士の、今回改定になった中ではこのようにあります。児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与えるという行為ということですので、新聞ではいじめとっておりますが、あれは不適切な指導ということになるんだと思うんですが、私たち、来年度から、先ほども市

長からありましたとおり、一貫教育を進めるということの大きな一つの狙いは、小学校・中学校の指導の仕方を継続していくといたしますか、大きな差がないようにうまく連結をしていくというのが1つございます。

それから、もう一つは、ちょうど新学力向上プランの変換期でありまして、前回は議場でご説明を申し上げたと思うんですが、一人も見捨てないという教育というのを根幹に置きましょうということを提唱しております。これは、子供はやっぱり学ぶ時間であるとか、理解する時間、それぞれ差があるわけでありまして、言葉かけ一つ、それから指導の手だて一つでぐんと伸びる時期があるわけなんです。別な言葉で言うとゴールデンエイジというんですが、一生に1回だけ物すごくぐんと伸びるときがあるわけでありまして、そういったところを見逃さないで子供を育ててまいりたいというふうなことを今教員、校長会、教頭会を通して全職員に徹底を図っているところでありますし、そういった不適切な指導があったときには教育委員会としてすぐ捉えて、そういったものについては是正を図ると。それから、場合によっては保護者の方に謝罪をし、ご理解をいただくような手だてを講じているところでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 先ほど子供が急に伸びるときがあるという話をされたんですが、それに対してはやっぱり私もちょっといろいろやっているものですから、そうだなというところがあります。それはやっぱり意識改革だと思うんです。いわゆる志を持つとか、子供なりの。そういった、自分としての将来こういうふうにやりたい、これやりたい、これが必要だということを自覚すればどんどん伸びる話なんですけれども、それについてはちょっと今論議の題材でないのかもしれませんが、先ほど先生からのそれはいじめではないという話をしたけれども、私はいじめ、それはそれこそいじめではないかと思うんです。社会でも、子供たちのことだけ考えればそうかもしれないけれども、私もいろいろ話させてもらって、保護司をやっているの、いろいろな対応もあって、やっぱり職場でいじめられている人もいるわけなんです。私も会社員時代もありましたが、ある程度のそういったパワハラ的なこともあるし、仲間同士のちょっとしたこともあるし、これは大人子供関係ないし、僕はいじめだと思うんです、学校で発生したそれについては。そんなわけで、捉え方をそういった限定をせずにやっていただきたいなというふうに思います。

この中では、新聞報道では仙台市の中学校のものもありましたけれども、今回の震災で福島から避難している子の菌づけの騒ぎなんかもありますし、私はやっぱり今、塩竈市の教育委員会では子供同士のことしか、今そこしか目を向けていないと思うんですが、やっぱり視点を変えていただいて、教師だっていじめるんだということに成り立って、そういう視点から新たに物事を考えていただきたいなというふうに考えるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほど申し上げました大人といいますか教師による生徒・児童への不適切な指導、これをいじめというのかどうかということにつきましては、あくまでいじめ防止法の法上の捉えとして、あくまで子供のことを対象にしたものですから、そういう中ではいじめには当たらないということをお願いしたところでありまして、当然、そういった先ほどのような行為があったとすれば、これは非常に不適切な教師としてあるまじき指導でありますので、そういったものは許せないということは当然であります。

それから、補足になりますが、先ほど福島の件がありました。私も、新聞を見て非常に心配をしまして、直ちに市内の転入状態を調べましたところ、2つの家族が本市に来ているということがありまして、その子供の今の状況について確認をしたところ、非常に伸び伸びと部活動も学習もやっているということを確認しまして非常に安心をしたところでございます。

なお、今後とも、先生方の指導については子供を伸ばしていくんだということを中心に徹底してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） このちょっとよく、よくというか私なりに考えてみれば、生徒と学校の先生とのかかわり合いもあるだろうけれども、原因として、もしかして、これはいわゆる教職員間の人間関係やら、あとは学校長を含めた上司とのやりとり、そういった、あと、これは話を広げれば切りがないんでしょうけれども、ほかでの、家庭でのこととか、そういったストレスやら不満やら何やらの一つのはけ口とかなり得る可能性もあるので、私としてはいわゆる子供たちだけというところの視点ではなくて視点を広げていただいて、今後やはり教育委員会として、さすがこのいじめ防止条例をほかの他市町村に先駆けてつくった塩竈市だと言われるようなそういった教育委員会であってほしいなというふうに思いますので、その辺を期待をいたして、時間ちょっと残っていますが、私の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、鎌田礼二君の一般質問は終了いたしました。

6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君）（登壇） 平成28年12月定例会、オール塩竈の会、阿部かほるでございます。

一般質問の機会をいただきました同僚議員の皆様、感謝を申し上げます。また、市長を初め、当局におかれましては、誠意あるご答弁をどうぞよろしく願いいたします。

平成28年、この1年を振り返りますと、災害の多い年であったと実感いたしております。4月16日のマグニチュード7.3の熊本地震による土砂災害及び大雨や洪水、防風、高潮、そして竜巻被害。特に、8月末の超大型台風9号、10号は、本市の養殖漁業にも甚大な被害をもたらしました。

また、11月22日早朝、福島沖を震源とするマグニチュード7.4の地震により、1.4メートルから2.2メートルの津波が宮城県沿岸に襲来いたしました。今後も、余震が続き、マグニチュード7程度の地震があるものと予想されております。

そこで、今後のさらなる充実した対応策として、地域防災計画災害予防対策について、6点質問させていただきます。

まず初めに、避難準備情報等、防災用語の周知についてであります。

今回の地震発生直後、宮城県では津波注意報が出され、その後に津波警報に切りかわりました。警報発令時の避難情報区分として、避難準備情報、避難勧告、避難指示、また津波注意報、津波警報、大津波警報などの防災用語がありますが、これらの警報に基づいて市民がどのような避難行動をとればよいのか理解されていないのではないのでしょうか。周知の徹底と今回防災計画に基づいた避難ができたのかどうか、検証することが重要と思いますが、伺いいたします。

次に、災害弱者への防災対策について。

災害時、高齢者や乳幼児連れの家族、障がい者、認知症、持病のある方など、避難所においては、それぞれの対応策として指定避難所である学校の音の漏れない遮蔽された音楽教室や空き教室など、障がいに応じた対応と支援のニーズの聞き取り調査も必要ではないでしょうか、伺いいたします。

次に、離島における避難所等の確保について。

浦戸朴島では、地震津波指定避難場所として神明社境内となっております。社殿は小規模

の建物で、雨や寒さを防げる場所ではありません。朴島では安全に避難できる避難所がない状況であります。どのような対応策をお考えか、お伺いいたします。

次に、津波防災拠点施設整備計画について。

地域防災計画の中に（仮称）石浜地区にも津波防災拠点整備として計画位置図があります。石浜地区のどの場所に整備計画される予定なのかお伺いいたします。

次に、児童生徒の安全対策についてであります。

たび重なる地震や台風等により、通学路に面した建物や塀、道路上の落下物等、通学路に危険はないのでしょうか。目につかない危険箇所はないのでしょうか。安全点検が必要ではないのでしょうか。お伺いいたします。

また、緊急事態に備えて小学校低学年には学校に子供用防災ヘルメットを備品として常備されてはいかがでしょうか。今、子供たちの安全を担保する地域防災計画が求められています。お考えをお伺いいたします。

次に、防災かるたについて。

11月5日に第11回塩竈市教育フェスティバルが開催されました。その中で展示された防災かるたは、避難所でのルールを守ることや思いやりの心、優しい言葉でマナーを学ぶことができる教材として最適であります。この内容は道德教育に通じるものがあります。ぜひ子供たちに防災教育の一環としてご活用いただきたいと思っております。

また、各家庭でもかるた遊びを通して親子のコミュニケーションが図られ、防災の心構えを親とともに学ぶ機会をつくっていただきたいと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

大きな2点目といたしまして、新魚市場施設の新たな活用策についてお伺いいたします。

11月5日に魚市場南棟に完成後初めて魚が水揚げされたことがニュースで報じられました。高度な衛生管理を徹底し、品質を保ち出荷するシステムが稼働いたしました。また、新たな魚市場施設の中には市民にも開放された多目的使用の施設として展示ホールやキッチン、会議室、広いデッキなど、利用価値の高い施設となっております。この施設の目指す利活用について、どのような施策があるのかお尋ねいたします。

また、仲卸市場との一体活用についてお伺いいたします。

新魚市場施設と仲卸市場とを一体活用することで、交流人口の拡大や観光資源としての新たな位置づけ、連携することで、宮城の魚食文化の源泉として発信できるのではないのでしょうか。その効果が期待されていると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

次に、大きな3番目といたしまして、子育て支援策についてお伺いいたします。

本市の産前産後の子育て支援の取り組み状況について、3点お伺いいたします。

初めに、子育て一時預かり利用拡大について。

現在、本市では一時預かり保育は新浜町保育所のみと伺っておりますが、利用拡大と充実についてお伺いいたします。

次に、子育て支援のための各種講座・講演会の開催について。

昨今の母親としての意識の希薄化を踏まえ、子育ての不安解消のため、親子間の愛情を育む事業、プレママセミナーや10代のティーンママ、晩婚化に伴う高齢出産支援のための講座・講演会を開催してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、育児支援ヘルパー派遣の対象拡大について。

産前産後の最も母体の大変な時期、支援を必要とするとき、誰もが利用できるように産後ヘルパー派遣対象拡大を図っていただきたいと思っております。これは、少子化解消の最も重要な施策であります。

以上、3点についてお伺いいたします。

2番目に、子育て相談窓口一本化について。

核家族化で孤立する子育て世帯がふえている中、妊娠中から子供が就学するまで、さまざまな相談、子育ての情報を1つの窓口で切れ目なく対応することが重要であると考えております。利用者支援を推し進めるためには母子手帳の交付や子育て相談、児童手当の支給、保育所の事務管理など、この3つを構成する窓口一本化が望ましく、多様な子育てニーズに対応できるものと考えますが、お伺いいたします。

4番目といたしまして、ふるさと納税について。

平成20年にスタートいたしましたふるさと納税は、自治体に寄附することによって都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につなげることが狙いで、多くの自治体が返礼に特産品を送り始めたことから、利用が拡大しております。これは、一方で販路の拡大に大きな効果をもたらしています。最近ではポイント制を利用する自治体がふえてきております。ポイント制は、寄附者が好きなタイミングで返礼品を選ぶことができる制度です。市のふるさと納税のこれまでの取り組みと現況をお伺いいたします。

2番目に企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、2016年4月に新たに創設されました。地方公共団体が行う地方創生の取り組み事業に対する企業の寄附であります。この寄附

について、税額控除の優遇措置を設けた制度であります。本年8月2日、全国102事業が認定されました。2回目が11月下旬、3回目は3月に行われる予定であります。認定事業が増加していく中、企業版ふるさと納税を含めた今後の市の対応をお伺いいたします。

以上、ご質問申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から大きく4点にわたりご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、地域防災計画についてのご質問でありました。

まず、災害予防対策について6点のご質問をいただきました。

避難準備情報等防災用語の周知徹底と避難行動についてのご質問でありました。避難準備情報などの災害関連情報の意味や内容につきましては、平時からその知識の習得と理解が必要でありますことから、本市では平成27年4月、全戸に防災ガイドブックを配布をするとともに、地域の説明会や出前講座等を通して、その内容の周知に努めてまいりました。しかしながら、災害発生時において同報無線や緊急速報メール、またホームページ等でさまざまな災害情報や避難情報を発表いたしますと、その都度内容のお問い合わせをいただき、我々の周知不足を痛感をいたしているところでもあります。今後とも、市民の皆様方が混乱することなく適切な避難行動をとっていただけますよう、本市の総合防災訓練はもちろん、地域の防災訓練などの機会を活用させていただきながら、防災知識の周知に努めてまいりますとともに、災害時の各避難行動に関する情報がより市民にわかりやすく理解が得られる伝達方法等を模索をさせていただきます。

また、避難行動についてであります。本年11月22日に発生いたしました福島県沖地震の際、津波注意報の発表を受けまして同報防災無線や緊急速報メールを活用し、午前6時2分に市内全域に避難準備情報を発令をし、午前7時45分には沿岸部に避難勧告を行いました。午前8時9分に避難警報に切りかわりましたことから、同報無線により避難勧告を継続をさせていただいたところでもあります。その結果であります。指定避難所への避難者数、最大で535人であり、対象となる多くの市民の皆様が避難行動をとられなかったという実態がございましたことから、今後は避難を促す手段の見直しが必要であることを痛感をしたところでもあります。

次に、避難弱者への防災対策、とりわけ避難所の環境整備についてご質問いただきました。

今後の大規模災害に備え、平成26年3月の本市地域防災計画の見直しの際に東日本大震災時の最大避難者数である8,771人に対応するため指定避難所を6カ所追加をして20カ所に拡大し、全ての指定避難所におきましては、高齢者、障がい者、妊婦等の女性、乳幼児、傷病者などの災害弱者に配慮したさまざまな選択肢を用意をさせていただきました。

また、全指定避難所に災害弱者に配慮したプライベートルームやパーテーションなどを備蓄し、さらに小中学校におきまして、空き教室等を活用し、災害弱者の状態に応じて、また障がいに応じて教室を活用させていただくことといたしました。

また、災害弱者の中でも介護認定を受けられているご高齢者や障がい者の方などは、通常の指定避難所での生活が困難と思われまことから、高齢者施設や障がい者施設等を福祉避難所として利用ができますよう、社会福祉法人等と災害時における福祉避難所施設利用協定を締結させていただき、現在、10カ所の施設が利用できる状況になっているところであります。

次に、朴島地区の避難所等の確保についてであります。

現在、朴島に指定避難所はなく、島の最も高い場所にある神明社を指定緊急避難場所として使用をいたしております。11月22日の福島県沖地震による津波警報の際、島民の方々は避難勧告が発表された7時45分から神明社に避難し、勧告が解除された10時30分ごろまで社殿の中で寒さをしのぎながら過ごされたとお伺いをいたしました。指定緊急避難場所である神明社への毛布、暖房器具、燃料等の備蓄について、神社管理者や区と協議をいたしますとともに、あわせて住民等の不安解消につながる避難所の確保について今後検討させていただきたいと考えております。

また、石浜地区の津波防災拠点施設整備事業についてであります。平成26年3月に見直しを行った地域防災計画では、石浜地区に津波防災拠点施設として一時避難場所及びコミュニティ防災拠点施設を整備することといたしております。敷地ではありますが、石浜字本石浜の高台に既に土地の取得を終えており、石浜地区の集落道や避難所を整備する桂島地区漁業集落防災機能強化事業の中で平成29年度に一時避難場所として造成を行ってまいります。

なお、この一時避難場所へのコミュニティ防災拠点施設の整備につきましては、今後も石浜地区の皆様とその用途や整備内容につきまして引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、災害発生時の児童生徒の安全対策についてのご質問をいただきました。

地震、津波、台風等の災害発生時には市の災害対策本部会議と教育委員会が密接に連携し、市内各小中学校に情報提供し、登校または臨時休校、あるいは時間をおくらせての登校等の指示を出しながら、児童生徒の安全第一を念頭に置き、対応をさせていただいております。登校を開始する際、または下校を開始する際には学校ごとに教職員が通学路の点検を行い、異状が見つかれば教育委員会が報告を受け、対応をすることといたしております。また、本市は狭隘道路等も多いため、毎年定期的に学校、警察、道路管理者などの関係機関と合同の通路の安全点検を実施し、通学路の安全の確保に努めているところでございます。

本市の地形的事情により、道路の拡幅や歩道の設置が難しいなどの問題もあり、歩道設置が困難な通学路には歩行者の通行帯を示す路側帯のカラー化により対応を図っておりますが、災害時に限らず、今後も地域の皆様のご協力を賜りながら、見守り活動のより一層の充実も含め、通学路の安全対策を推進をいたしてまいります。

議員から災害時に身を守る防災ヘルメットについてのご質問をいただきました。

震災直後は第一中学校に防災頭巾の設置を行うなどの対応をさせていただきましたが、現在ではヘルメットは浦戸小学校のみの設置となっており、他の小中学校には未設置となっております。実際の災害発生時には児童生徒の安全な登下校が可能か否かについて慎重に現地確認を行い、確実に、そして安全に登校できる、また下校できる状況を学校長が判断した後に登下校の指示を出しております。各学校へのヘルメットの設置についてのお話をいただきましたが、今後、学校長、父兄等のご意見を拝聴しながら検討させていただきたいと思っております。

続きまして、防災かるたについての活用についてのご質問でありました。

議員には教育フェスティバルの際にこの防災かるたをごらんいただいたということで、心から感謝を申し上げます。現在、市内3つの小学校におきまして、生活科の授業で活用させていただいております。

この防災かるたにつきましては、全国的にさまざまなものがございますが、本市の小学校で活用している防災かるたは平成26年度に宮城県総合教育センターの防災教育研究グループが開発したものでございます。この防災かるたは、遊びを通じて避難所でのルールやマナーを学ぶことができる教材でございます。幼稚園の年長から取り組むことができ、繰り返し学ぶことによって自然とルールやマナーを身につけることができると判断をいたしております。防災かるたを活用している小学校からは、「取り札の裏に丁寧な解説がついており、その内

容を児童に指導することで、自助・共助について具体的に学べることができた」、また、「防災かるたの活用を通して思いやりや感謝の心を育てることができた」などの教育的効果についてご報告をいただいているところでございます。

また、この防災かるたは、宮城県総合教育センターのホームページから誰でもダウンロードができますので、親子のコミュニケーションを図りながら親子で防災の心構えを学べるツールとしてご家庭でもぜひご活用いただければと思っております。

今後の取り組みについてであります。この防災かるたには小学校高学年向けや中学生向けのプログラムもございますので、校長会、教頭会、防災主任者会等で防災かるたの積極的な活用を促してまいりたいと考えているところであります。

次に、新魚市場施設の新たな活用策についてご質問いただきました。

新魚市場整備のコンセプトの一つとして、施設の使いやすさ、親しみやすさを掲げ、周辺一帯を「海辺の美味しいゾーン」と位置づけ、新たな観光拠点としており、観光や学習、あるいは市民の憩いの場として幅広い活用を考えているところであります。このコンセプトに基づき、ハード面では1階を産業活動主体、2階を市民の学習機会や観光など一般来場者にも開かれた施設として整備を現在進めております。

また、南棟2階には塩竈の漁業や水産を楽しみながら学べるような展示ルームを整備したいと考え、現在基本設計を行っているところであります。ソフト面では、これまでも小学校の遠足や校外活動などにご活用いただいております。今後は、南棟の展望デッキを公園のようにくつろげる憩いの場としてお使いをいただくなど、特別ではないふだん使いの場所として利用をいただきたいと考えております。

例えばであります。ふだんは見られない魚市場のバックヤードの探検や水揚げ作業体験など、例えばであります。魚市場探検隊的な活動を、より身近に感じていただき、生きのよさやわくわく感を味わっていただけるような取り組みなど、観光や教育、子育てなどのさまざまな視点から活用方策を拡大いたしてまいりたいと考えております。

また、卸売市場との一体活用についてご提言いただきました。

常々、魚市場と仲卸市場の2つの市場が連携することによりまして相乗効果が発揮され、塩竈の魅力がさらに増すものと考えております。例えば、近隣の宿泊客をターゲットとした魚市場で競り見学と仲卸市場のマイ海鮮丼の朝食コースのようなアクティビティの提供など、宿泊施設と提携した取り組みも検討いたしてまいります。

このためには魚市場と仲卸市場の間の動線をどのように整備していくかという課題が残されており、自家用乗用車であれば移動は極めて簡単であります、徒歩の場合でも移動する人々にとってわかりやすく、また移動そのものに楽しみや魅力が感じられますような工夫が必要ではないかと考えているところであります。

仲卸市場との連携につきましては、水産都市塩竈、新鮮な食のまち塩竈の魅力の増大に必ずつながるよう、市場関係者だけではなく幅広い皆様方からのお知恵をおかしながら一体的な活用に取り組んでまいります。

次に、子育て支援策について何点かご質問いただきました。

初めに、市の産前産後の子育て支援の取り組み状況について、3点についてご質問いただきました。

子育て一時預かり利用の拡大についてでございます。

一時預かり事業は、保護者の方が緊急な用事等でお子さんを預けたい場合に保育所で一時的にお預かりする事業であります。先ほど議員のほうから新浜町1カ所というご質問でしたが、本市では現在、北部地区の新浜町保育所と南部地区のあゆみ保育園の計2カ所で実施をさせていただいており、年間で延べ約1,900名のご利用をいただいております。このほかに新浜町保育所では緊急時等以外でも保護者の方々が心身のリフレッシュを図るためにご利用いただけます子育てリフレッシュ事業を実施をしており、1歳4カ月から就学前までのお子さんを年4回無料で一時預かりを利用いただいております。年間の利用者数であります、約130人となっております。

利用拡大についてというご質問でありましたが、一時預かりの1日当たりの利用定員であります、新浜町保育所、あゆみ保育園ともに10名とさせていただいておりますが、今現在の1日当たりでの平均といたしますと、新浜町保育所では2名、あゆみ保育園が5名となっており、いずれも定員の10名まで若干余裕がある状況でございます。したがって、当面、それぞれの保育所の一時預かりを広くご活用いただきますよう、一層のPRをさせていただきたいと考えております。

なお、一時預かりの今後の拡充策といたしましては、現在進めております海岸通地区市街地再開発事業での子育て支援施設の整備において、駅前という利便性の高い立地でありますことから、一時預かり事業の機能を付加できないかどうかといったようなことにつきまして、今後あわせて検討させていただきたいと考えております。

次に、子育て支援のための各種講座・講演会の開催についてお答えをいたします。

ご高齢での出産を予定されている方向けの講座や講習会を開催してはとの趣旨でありましたが、ご指摘のご高齢での出産は昨今の晩婚化傾向の進展から増加傾向にあり、母体への負担や早産、流産のリスクが高まるとされております。これを踏まえまして、本市といたしましては、10代の妊娠などのハイリスク層を対象とした取り組みに加え、ご高齢での出産を予定されている方向けのサークル活動の展開支援や産婦人科の先生をお招きし、ご高齢での出産に特化した講演会を開催するなど、支援の拡充に向けて取り組んでおります。

なお、現在も行っておりますご高齢での出産を予定されている方への支援につきましては、今後とも保健師が寄り添いながら、母子健康手帳の交付から妊婦訪問や出産後の家庭訪問等を通じ、産前産後の切れ目のない支援に努めてまいりたいと思っております。

ちなみに、日本産婦人科学会では、35歳以上の出産を高齢出産と定義をされており、本市の平成27年度新生児訪問の統計によりますと、新生児302人のうち、35歳以上の年齢でご出産された方は65名で、全体の約22%という状況でございます。

次に、育児支援・ヘルパーの派遣対象の拡大についてのご質問であります。

この事業は、児童福祉法に規定された国庫補助事業であり、現制度は出産後1年程度の乳児がいるご家庭のみを対象といたしております。乳児全戸訪問事業により各家庭の実情を把握した上で、乳児の養育や家事に対し不安や困難を抱える家庭、あるいは児童虐待のおそれがあるなど、養育上の問題を抱える家庭に対し、育児支援のためのヘルパーを派遣するものでございます。市といたしましては、産後の鬱や育児不安等を抱える世帯への子育て支援策としてヘルパーの派遣は大変重要な位置を占めているものと認識をいたしておりますので、より利用しやすい制度となるよう、そのあり方を検討させていただきます。

なお、派遣対象の拡大につきましては、乳児の対象年齢の拡大と出産前の若年層の妊婦や妊娠期からの継続的な支援を要する家庭までの拡大が考えられるところではございます。

また、支援の対象とする家庭を現在は保健センターの母子保健担当者等で構成する育児支援会議において詳細なケース検討を行いながら決定をさせていただいておりますが、これを申請主義とし、希望者に拡大すること等も考えられますので、ご要望の趣旨につきましては、これらを軸に検討を深めさせていただきたいと思っております。

次に、子育て相談の窓口の一本化についてであります。

本市では、現在、海岸通市街地再開発事業で整備を検討している子育て支援センターここ

るんの移設に合わせて子育て相談窓口の一本化についても検討を進めているところでございますが、これまでの経過をご説明をさせていただきたいと思っております。

いわゆる子育て世代包括支援センター、法律上の名称では母子健康包括支援センターとなりますが、これにつきましては平成28年6月に母子保健法が改正され、市町村に対し平成29年4月からの設置が努力義務となりました。また、平成27年4月から国の子ども・子育て支援新制度におきましては、地域こども・子育て支援事業の一つといたしまして利用者支援事業が位置づけられ、市町村が地域の実情に応じて実施をすることとなっております。

利用者支援事業は、幼稚園、保育所などの施設や子育てサークルなどの子育てサービスに限らず、妊産婦の困り事等の母子保健を含めて情報の提供や支援の紹介などを行う事業でございます。

一方で、子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業の内容に加え、妊娠期から子育て期にわたるまでワンストップの相談窓口として専門的な知見と当事者目線を生かして切れ目なくサポートを行ったり、必要なサービスを円滑に利用できるように支援をするものでございます。

現在の本市における体制として、産前産後の母子保健に関する相談などを行う保健センター、そして保育所等の入所相談などを行う子育て支援課、育児等に関する相談を行う子育て支援センターなどがそれぞれ別々の場所で相談業務を行っておりますが、相談者から担当以外のご相談があれば関係各課への連絡役を果たし相談に応じる体制はとっておりますものの、なお一本化につきましても今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてお答えをいたします。

本市のこれまでの取り組みについてのご質問でありました。

本市では、平成20年7月からふるさと納税に取り組んでおります。昨年度からはクレジットカードで払い込みが行えるシステムを導入し、ふるさと納税の利便性向上を図ったところでもあります。さらに、今年度からは、寄附者への返礼品を送る寄附額を従来5万円でありましたものを3万円に引き下げをさせていただき一方、寄附額に対する御礼品の金額割合につきましては5%から10%程度まで引き上げを行い、ふるさと納税の利用拡大に努めるとともに、その返礼品につきましても、全て塩竈の地場産品とするなど、その拡充に取り組んできたところであります。

本市のふるさと納税の現況についてでございますが、本市へのふるさと納税の件数、納税

額に関する実績であります。平成26年度につきましては寄附件数が93件、寄附額が1,213万円となっております。

また、平成27年度の実績につきましては、寄附件数が前年度比で60%増の146件、同様に寄附額では20%増の1,441万円となっております。昨年度からの利便性の向上に向けた取り組みの成果が一定程度あらわれた証左ではないのかなというふうに考えているところであります。

次に、企業版ふるさと納税を含めた今後の対策についてご質問いただきました。

まず、ふるさと納税に関する今後の取り組みといたしましては、他自治体における成功事例等を参考にしながら地元特産のPR、観光誘致などにつながり、また地元企業や地域の活性化に結びつくよう、制度の充実についてさらに検討を進めてまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、本年4月から始まった制度であり、制度開始以来、全国の都道府県及び市町村で157事業が対象として国の認定を受けており、県内では石巻市や多賀城市、岩沼市など、7事業が対象事業として認定をされております。一部には企業版ふるさと納税に対し、企業にとって経済的利益につながらない事業に寄附を求める仕組み自体の難しさを指摘する報道もあるようでございますが、本市といたしましては先行自治体における実施状況や問題点、課題などを調査研究しながら、企業が賛同する、応援したくなるような魅力ある事業の構築・認定を目指し、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁、まことにありがとうございました。大分時間も少なくなっておりますけれども、2回目の質問といたします。

ただいま防災対策といたしまして避難準備情報等、用語の周知徹底というところで、私も今回いろいろ調べてみまして、初めて新たに自分でも確認した部分がございます。と申しますのは、避難準備情報といいますと、避難をするために準備をする期間というふうに受け取っていたんですが、実はそこには高齢者や障がいのある方、乳幼児を持つ人は、もう避難開始という意味を持たせているということがわかりました。その後に津波のときなんですけれども、津波注意報、これは高いところでは0.2メートルから1メートル以下という基準がございます。ところが、津波の塊、これが押し寄せてきたときには50センチで成人男性の8割が流されるという実験結果が出ております。そうしますと、この津波注意報で誰も逃げない。

そして、警報が出て初めて「あ、逃げなければ」という意識を持ったときには、もう注意報で0.2メートルから1メートル、以下なんですけれども、50センチの高さの重要性というのを非常に感じました。この辺のところは今後どのように市民の皆さんに周知していくかということがあるんですが、もしお考えがあればお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 先ほど市長のほうからもご答弁させていただきましたように、市民向けに防災ガイドブック、これは配布をさせていただいているところがございます。ただ、今ご質問いただきました津波の警報・注意報については、お話しいただいたような形でお示しをさせていただいていますが、50センチの津波が押し寄せた際に成人男子が流されるというそういう具体的な表現はちょっと入れてございませんので、そういった具体的なものをもう少しお知らせできるような、そういうものを今後考えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。具体的に説明しますとわかりやすくすぐ納得できる部分がございますので、なかなかこの用語、私も、いや、わかんないよという、幾らその警報が出て、注意報だといえれば注意すればいいのかなということで、皆さんがどのように受け取られたのか大変危惧しましたので、今回質問に載せていただきました。

今市長から、11月22日の地震のときに避難なさらなかった方が大分多かったということで、大変私たち大きな地震を経験しておりますので、どうもこのぐらいなら大丈夫という大変安心なところといいますか、なれたといいますか、これは震度3ぐらいとか、4ぐらいとか、仮定で皆さんがやっぱり推しはかっている部分もございますので、その辺は一般の方はまだしも、障がいのある方とか、高齢者の方、準備に時間が必要な方に対しては、もう少ししっかりとした報告をよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に心配するのは台風なんです。9号、10号、市のほうでも警報を鳴らしていただきまして、もう土のうとかも全部配布していただきました。本当にありがとうございます。ですが、この台風、避難注意報と言われていると、注意しましょう。いざ避難してくださいというときにはどんどん状況が悪くなっている状況なんですね。それで私も、避難してくださいと言われてから避難したのでは、雨はひどい、風はひどいという状況の中で、大変危惧いたしま

す。やはりある程度そういった高齢者の方とか、赤ちゃんを持った方、障がい者の方には、台風が来る段階で避難をしていただくというほうがむしろ安全かなというふうに思いましたけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 台風等につきましては、あらかじめ被害の状況等が気象庁の情報でありますとかそういったもので予測されますので、私どものほうといたしましては、早い段階からそういった対応が必要だという場合には早く情報を提供させていただくというようなことに心がけてはいるところではございますが、なお今議員のほうからご指摘いただきました内容につきまして、今後、検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） どうぞよろしく願いいたします。

今回のご報告ですけれども、本市においては、災害用トップページの導入ということで、大変迅速に広報していただいたということで、私たちも今市内でどのような被害状況なのか、あるいはどのように対応なさってくださっているかということが随時、タイムリーにわかりましたので、とても助かりました。今後、このような徹底した対応によって市民の安心・安全を確保していただきたいことをお願いを申し上げます。

もう一つは、災害弱者への防災対策なんですけど、まず乳幼児を持ったお母さんのほうから、体育館に避難したんですけれども、子供を泣かせまいと思ってもう必死だったと。本当に大変だったんですというお言葉。それから、もう一つは、ちょっと発達障がいのあるお子さんでしたけれども、動き回るので、その子供を押さえつけて何とか動かないようにしようという、このことが大変だったということ。それから、もう一つは、特に障がい者とは見られない排せつ障がいのある方から大変苦慮したというお話が寄せられました。こういった方の対応、今ちょっと市長からお伺いいたしました。避難所を個室のような状況で対応するということとお話を伺いまして安心いたしました。とにかく市内1カ所でもいいですから、そういった方たちの対応をできる空間をつくってほしいということで、それから看護師さん、または対応できる人を1人置いてほしいという切なる願いが届いておりますので、何とぞ今後のこの防災計画の中で取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、今、朴島あるいは石浜の状況は市長から説明していただきました。何とぞよろ

しくお願いしたいと思います。朴島の人たち、いつまでも避難場所にいられなくてうちに帰りましたという、寒くていられなくて帰りましたというお話も伺いました。これは大変危険なことですので、早急をお願いをしたいと思います。

それから、申しわけありません。お答えを随分頂戴いたしましたので、この辺は、子供の安全対策、児童の安全対策はぜひ、避難訓練のときに子供用の防災ヘルメットというのがやはり出ていまして、やはりこれは子供たちに必要だな、特に1年生、わからないで避難しなきゃならないような状況の中で、せめて1年生には防災ヘルメットを常備していただけたらというふうに思います。

それから、防災かるた、これは非常に素晴らしい内容がございます。一つ、二つ、ご紹介させてください。「ルール決めみんなで守ろう避難所生活」「忘れない感謝の心いつまでも」「譲り合い支援物資にありがとう」、非常に感謝の心と、それからみんなで避難所で譲り合って頑張って耐えていこうといったことが随分入っております。これは本当に防災というよりも道德教育にもつながることですので、ぜひこれは活用していただきたいというふうに思います。

時間が差し迫っておりますので、ちょっと魚市場の施設の新たな活用法、今市長からいろいろ伺いました。探検隊とかそういったこともいろいろと楽しい企画としてあります。私、11月26日に、昨年9月決算特別委員会で魚市場の利活用というところで仲卸市場との連携、役割をしっかりと考えて活用してほしいということ、それから子供たちに対して魚市場の水揚げから流通、食卓へという学び、そして魚の種類や食べ方、直接食べるという日本食の文化を学ぶということに提供してほしいというような話をしました。それで、今回、仙台市の方たちをちょっと授業を組み立てましてお招きをしたんですけれども、大変好評でございました。皆さんが大変塩竈というものがよくわかったと。それから、魚の水揚げから食卓までの流れを子供に説明することで、それぞれの場面でいろいろな職種の方がかかわっていることがわかったというようなこともお伝えされました。一番感激したのが、ちょうどデッキの上から眺めたんですが、サバの水揚げがございました。ちょうど11時に浅海漁業の方が水揚げされるということ、情報をいただいたので、そこに時間を合わせてお連れしたんですけれども、ちょうどサバの水揚げで、本当に皆さん感激して、めったに見られることのない情景でしたので、喜んでいただきました。

展示室におきましては、魚の種類とか三陸の海底の状況とか、3Dで見せられるようなそ

ういった地震のメカニズムなどを展示してはいかがかということも考えておりますけれども、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 新しい魚市場につきましては、来年の秋完成ということで、今事業を進めております。市長答弁のほうにもございましたとおり、南棟の2階にいろいろな水産業、あるいは水揚げから流通、食卓までと今議員おっしゃられたようなことが手に取って、あるいは目に見て、あるいは映像でわかるような施設ということで、展示ルームにいろいろな仕掛けのものをつくろうということで、今設計をしておるところでございます。そういった中に、各種模型ですとか、あるいはそういった海からの恵みというような中で、地震関係ということで直接入れられるかどうかというのはありますけれども、そういったところも含めて今基本設計のほうで検討させていただいておりますので、その中でいろいろな方の議論を頂戴して決めていきたいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、子育て支援策のほうで今お答えをいろいろいただきました。一番大切なのが産前産後のケアでございます。もう子供を持った方ならどなたでもわかりますけれども、女性にとって産前産後というのは非常に厳しい状況にあります。今家庭支援ヘルパー派遣事業というのがございまして、塩竈では育児支援ヘルパー事業ということなんですが、これは申請なんですか、それとも前もっての予約登録ということになっておりますでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま育児支援ヘルパーの派遣についてご質問をいただきました。基本的には申請という形ではなくて私どもの保健師がお子さんを出産されたときに、生まれたときに各家庭を訪問するこにちは赤ちゃん事業というものを行ってありますが、その中で支援が必要であるというふうに把握したものについて、持ち帰りまして健康推進課の中でいろいろ事前検討いたしまして、こちらのほうから支援のために派遣のお話をさせていただくという形になっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） 今川崎市などで行っている産前産後ケアといった制度が広まってき

ております。これは、誰でもがこのヘルパー派遣を受けられるような制度に変えていこうと
いうことです。つまり必要に応じて子育てをしている家庭に応じてあげましょうという制度
なんですけれども、こういった制度も介護保険と同じように取り扱いということになってい
くだろうというふうに思うんですけれども、本当に厳しい子育ての中で、こちらが大変です
ねと言ってきちっとそれが位置づけられないとヘルパーが派遣されないではなくて、お母さ
んがきょうはとてむぐあいが悪いと。どうしようもないというときに、助けてくださいと言
ったときの支援というものが非常に大切になってくるわけですので、その辺のご検討をいた
だいて、今後の、申し込み制といいますか登録制にして、あるいはカードを発行してこうい
ったシステムを誰でもが使えるような制度にさせていただいたら、これは本当に塩竈市とし
ては特徴のある子育て支援になるかとは思いますが、その辺のお考えをちょっとお聞
きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 使い勝手ということでご質問いただきました。先ほど市長か
らご答弁申し上げましたとおり、この事業そのものは現行では児童福祉法に基づく国庫補助
事業という枠組みの中で実施されておりますので、先ほど差し上げたその手続ということに
なっております。私どもではそのような使い勝手等を考えたときに、ただ単にそういう手続
を踏まなければ派遣されないのかということもありますので、場合によっては申請主義とい
うんですか、お申し出いただいたものについてはこちらのほうで派遣の検討をするというよ
うなことも含めまして、より利用しやすい方法を検討してまいりたいというふうに考えてい
るところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○6番（阿部かほる君） ぜひよろしく願いいたします。これは、ヘルパー派遣によってハ
イリスク層へなってしまう部分を非常に予防する効果がございます。やはりお母さんがぐあ
い悪くて子育てが大変だ、大変だと思ふことは、子供に愛情が育っていかない部分ござい
ます。これは、育児は楽しい、子供はかわいいと思えるそのゆとりをつくってあげるという
部分では、非常に大事なことかというふうに思います。育児のその軽減してあげる、体のぐ
あいが悪いときは誰かが助けてくれるという部分ございましたら、本当に安心して育児に
取りかかれるということで、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それで、窓口一本化はぜひどうぞ今回新たな海岸通の施設にそういった窓口を設けていた

できれば大変ありがたいと思います。

それから、ふるさと納税についてですけれども、今塩竈市では5万円から3万円ということですが、大体全国的にはもう5,000円、1万円というような数字も出ております。1万円だったらすごく気楽にふるさと納税できるのではないかというふうに思いますし、また返礼品が5%、10%は大変少ない。全国の資料を今見っていますが、大体50%は返礼として戻しているんですね。ところが、それは返礼ではなくてある意味特産品を届けることですから、本当に特産品をPRする、非常にそういうPR料も皆入っているわけですので、その辺のご検討をひとつよろしくお願ひしたいと思います。もしご意見があればお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 相澤政策課長。

○市民総務部政策課長（相澤和広君） 今阿部議員よりふるさと納税についてご質問いただきました。まず第1点目の寄附をいただく際の最低の価格といったことだったかと思いますが、今ご紹介いただきましたとおり、県内でも1万円というのが多い状況になってきていることは確認しておりますので、今後その金額、最低価格といったものにつきましては、情報を集めてちょっと検討を進めてまいりたいと思います。

また、返礼品の割合でございしますが、これは何度かご説明の機会を設けさせていただいているのですが、総務省のほうから通達がございまして、余り高額にならないようにというふうなことも各市町村に今年度も来ておりますので、そういったことも参酌しながら、ちょっと今後の課題というふうにさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） 平成28年12月定例会におきまして公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長を初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、防災・減災強化について5点お伺いをいたします。

1点目に、防災教育についてお伺いいたします。

防災教育については、6月定例会でも質問をしており、教育長よりみずからの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊厳や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識と理解を深める学習など、防災教育の3つの狙いについてお話をいただきました。

防災教育には、さまざまな手段や活動の仕方がありますが、東京都の教育委員会では防災ノートを活用し、小学1年生から3年生、4年生から6年生、中学生と、テーマを掲げ、子供たちと保護者を対象に親子防災体験学習を開催しております。こういった災害を疑似体験するなど具体的な取り組みにより、子供たちの防災意識も高まると思います。

そこでお聞きいたしますが、防災体験など具体的な防災教育の推進について本市のお考えをお聞きいたします。

2点目に、学校における災害時の対応についてお尋ねいたします。

東日本大震災から5年9カ月が経過し、なお数多くの災害が発生をしております。この1年を見ても、関東・東北豪雨を初めとする豪雨災害、台風などの災害、平成28年4月に熊本地震が発生をしております。今後も、地球温暖化に伴う気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増なども心配されています。

11月22日、午前5時59分には、福島県沖を震源とする地震が発生し、6時2分には津波注意報、8時9分には津波警報が発表されました。地震災害が起きたときに学校の判断、対応については、児童生徒の安全を第一に考えられていると思います。

そこでお聞きいたしますが、地震など災害の際には、児童生徒、保護者の方への早急かつ的確な情報の提供が求められますが、本市の地震など災害発生時の対応についてお伺いいたします。また、登校や休校など、どのような基準で判断されているのかお尋ねをいたします。

3点目に、夜間の防災対策強化についてお伺いいたします。

夜間には、災害が発生したときには避難所への安全・適切な誘導が必要になります。三重県松阪市では、災害時に停電となっても点灯する避難誘導看板と、揺れを感知して自動的に開く地震解除ボックスを備えつけた新型のLED防犯灯を避難所となる小中学校などに導入し、地域の安全・安心につなげる取り組みを推進されております。東日本大震災以降、防災と防犯の機能を兼ね備えた設備は全国に広がってきていると聞いております。

そこでお聞きいたしますが、災害発生時には特に夜間時は避難所への安全な誘導が必要であります。本市の夜間時の防災対策についてお考えをお聞きいたします。

4点目にタイムラインの作成についてお尋ねいたします。

タイムラインとは、災害前から災害時にかけて防災の関係者がとるべき行動を時系列にまとめたものです。首長や役所の職員方がとるべき防災行動や役割などを議論しながら、いつ誰が何をするか細かく規定するので、災害時の役割が明確になります。自治体では、職員一人一人の役割が明確になるので、担当職員の混乱も解消され、先を見越した早目の対応により被害の軽減につながることを期待されております。

そこでお聞きいたしますが、特にソフト面の防災・減災の取り組みとして注目をされているタイムラインの作成について、本市のお考えをお伺いをいたします。

5点目に障がい者など弱者対策についてお聞きをいたします。

東日本大震災などでも被災された障がいをお持ちの方などから、意思が伝わらず、避難所などで支援を受けづらいなどの声もありました。そこで、現在、「困った」をサポートするヘルプカードの作成が全国に広がっております。ヘルプカードは障がいのある方が緊急時や災害が起きたときなどに、周りの人の手助けを必要とするときにカードを提示し、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

そこでお聞きいたしますが、本市でも必要な方が安心して生活が送れるようにヘルプカードの導入をと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

次に、生活困窮者対策、生活困窮者自立支援制度の拡充についてお聞きいたします。

仕事や健康などで深刻な問題を抱えた方の相談に応じ、就労や住居の確保といった必要なサービスにつなげる生活困窮者自立支援制度は、スタートから1年半以上が経過いたしました。

生活に窮する方にどこまでも寄り添い、自立へ向け背中を押していけるよう、制度の拡充をと考えます。また、就労訓練や家計の相談支援、生活困窮世帯の子供の学習支援など、任意事業について実施している自治体は増加傾向にありますが、実施状況について自治体間格差が大きいと聞いております。

そこでお聞きいたしますが、本市の現在までの生活困窮者制度の取り組みの成果と課題についてお伺いをいたします。

また、学習支援事業など4つの任意事業がありますが、本市としての対応と今後の取り組

み強化についてのお考えをお聞きいたします。

次に、子育て支援について2点お伺いいたします。

1点目に、小中学校入学時の準備支援についてお聞きいたします。

宮城県では、小学生入学用品費等助成事業について、市町村向けの説明会を開催し、意見交換を行い、検討に入られていると聞いておりますが、新たに小学校に入学する第3子以降の児童の保護者を対象と考えられているようです。

私は、さらなる充実をと考えております。近隣市町を見ても、利府町において小学1年生及び中学1年生等の入学に必要とする学用品などの一部について、保護者の経済的負担を軽減するため助成をしております。小中学校へ入学、進学が重なる4月は、どの家庭でも教育費の出費が多く、家計を直撃するとの声が聞かれます。

そこでお聞きいたしますが、新入学児童生徒の保護者負担軽減を図るために、小中学校の入学時に学用品など一部について支援できないかと考えております。佐藤市長の見解をお伺いをいたします。

2点目に、読書習慣の取り組みについてお聞きいたします。

公明党は、これまで子供の感性や学力を高める取り組みとして乳児と保護者に絵本を送るブックスタート事業、小中学校などでの朝の10分間読書などを推進してまいりました。2001年に制定された子ども読書推進法に基づいてことし5月に策定された第3次基本計画では、子供の読書離れを防ぐ取り組みの強化や読書環境の整備などが掲げられております。

そこでお聞きいたしますが、小中学校での読書活動推進の取り組みと効果についてお伺いをいたします。

また、本市では平成22年11月より7カ月健診時に本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするえほんデビュー事業を行っております。このような絵本の読み聞かせなどを通じた乳幼児のブックスタート事業は、全国各地で定着してきております。

そこでお尋ねいたしますが、えほんデビュー事業の現況についてお聞きいたします。

また、子供の読書離れを防ぐ強化対策として、セカンドブック、サードブック事業への展開をと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、健康増進、特定健診などへの受診率向上についてお聞きをいたします。

現在、働き盛りの世代などが健康づくりへの関心を高め、楽しめる取り組みとして、特定健診や各種がん検診、成人病予防講習会、ボランティアなどの社会参加など、市町で決めた

健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると特典が得られるマイレージ制度があります。健康づくりのきっかけにしてもらい、健康診断の受診率の向上へつなげようと取り組んでいる自治体も多くなっております。

そこでお尋ねいたしますが、早期発見・治療の観点から、健診など積極的に受けられるような環境整備や健診などへの意欲を高めるためにも、マイレージ制度を導入し、各種健診の受診率向上と健康づくりへの機運を高められてはどうかと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

あわせて、今年度の受診率の動向と今後の受診率向上策についてお聞きをいたしまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員から4点にわたりましてご質問いただきました。

初めに、防災教育についてお答えをさせていただきます。

東京都が行っている親子防災体験についてであります。東京都教育委員会では、防災ノート「東京防災」を作成し、平成27年度から都内全ての児童生徒に配布しております。親子防災体験は、この防災ノートの活用促進を目的としたもので、希望する親子が防災ノートを持参し、都内7カ所の防災体験施設で地震体験や消火体験等を行うものでございます。

本市の現状であります。宮城県教育委員会が作成した防災教育副読本や本市が独自に策定をいたしました東日本大震災体験作文を集めた防災教育副読本を活用した防災教育の授業を小中学校のカリキュラムに位置づけをしており、東京都が行っている防災ノートの役割をこれらの施設で対応させていただいているところであります。

また、市内の各小中学校で一斉に行う本市独自の総合防災訓練の際には、先ほどの東京都の親子防災体験をより実践的なものとした体験活動を行っております。実施当日には保護者参加による引き渡し訓練や通学路点検に加えて避難所で役立つ認知症サポーター講習を行ったり、濃煙体験や身近な物品を使った防災グッズづくり、心肺蘇生法などを児童生徒が実際に体験することで防災に備えようとする、いわゆる備える災害、備災の意識を高めるための各種体験活動を既に実施をさせていただいております。

防災教育は、みずからの身を守るための実践力、あるいは地域と協力する行動力を育成するという視点が極めて大切であり、これら自助と共助の意識を高めることは地域の防災力の向上に欠かせないことと考えております。

教育委員会と連携し、先ほどのような他自治体の例も参考にさせていただきながら、なおご提案をいただきました必要な施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校における災害時の対応についてのご質問でありました。

まず1点目ではありますが、災害時における児童生徒保護者への情報提供についてのご質問でありましたが、本市におきましては、学校から保護者へ連絡メールを一斉送信することができる連絡システムを既に導入いたしております。災害時には、このシステムを活用し、迅速かつ正確に情報提供を行っております。さらに、受信状況が確認できますことから、受信の確認ができない保護者へは電話連絡や場合によっては家庭訪問を行うなどのきめ細やかな対応をさせていただいているところであります。

また、登校・休校の判断基準についてであります。まずは児童生徒の安全が何よりも肝心であります。判断の基準といたしましては、気象庁が発表する警報・注意報を最大限に収集し、地震による津波の場合には海面の潮位変動の予測でありますとか、台風でありますれば進路情報や降水量予測等々、それぞれの災害の状況に応じて市と教育委員会とで確認を行った上で、教育委員会が市内統一の方針を判断をいたしております。その後、塩竈市立学校の管理に関する規則に基づき、最終的な決定権者であります学校長が学校としての休校、あるいは時間をずらしての登校といったようなことを決定をさせていただいているところであります。

次に、防災・減災の強化についてご質問いただきました。

議員のほうから三重県松阪市の事例ということでご紹介をいただきました。ありがとうございました。夜間の防災対策の強化についてのご質問でありました。夜間時における避難行動は、昼間以上に迅速さとともに安全の確保が極めて重要であると認識をいたしております。現在、本市には国道管理者や県道管理者の協力もいただき、津波浸水区域から指定避難所や津波避難場所、具体的には津波避難ビル等への避難誘導をするための津波避難誘導標識が約50個設置されております。標識は、単独の設置のほか電柱や既存の案内板等も活用しながら、ピクトグラム、いわゆる絵文字を使用し、誰にでもわかりやすい表示となっております。ただし、夜間時のご質問でありました。現在は、街路灯ができるだけある場所にとということで取り組んでいるわけではありますが、電力が完全にストップした場合には、現在の標識は夜間の場合には見えないということになるのは現実であります。大規模災害時には当然停電といった事態も予測されますことから、夜間の避難に対応した避難誘導標識の整備については今後

特に照明をどうするべきかといったようなことについて検討課題とさせていただきたいと思
います。

次に、タイムラインの作成についてご質問いただきました。

タイムラインについては、災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害時に発生する
状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ誰がどこで何をするかに着目して防災行動と、
その実施主体を時系列で整理した計画でございます。

本市の災害対応は、地域防災計画に基づいて実施をいたしており、地域防災計画に規定を
されている災害時の各種対応条項につきましては、塩竈市災害対策本部運営要綱により、そ
れぞれ担当部署を明確にさせていただいております。

また、職員の災害に備えた心構えや災害が発生した場合の対応等について取りまとめを行
いました災害時の職員活動マニュアルや円滑な避難所開設、運営を実現するための避難所運
営マニュアルなどを定め、避難所配備職員、警戒配備時の配置職員、防潮堤門扉班を指名す
るなど、発災初動時のとるべき行動や役割をマニュアル化し、災害に備えた体制をつくっ
ているところであります。

さらに、防災関係機関とは毎年開催しております塩竈市総合防災訓練において、それぞれ
とるべき防災行動と役割について確認・点検を実施し、課題等があれば見直しを実施して
おりますが、ご提案いただいたタイムラインの重要性を踏まえ、本市でさらなる安全性の向上
に向け、どのような活用をすべきであるかという視点で整理をさせていただきたいと考
えております。

次に、障がい者など弱者対策としてヘルプカードを導入してはいかがかというご質問であ
りました。

本市としては、このヘルプカードは緊急時や災害時等に障がいのある方などが周囲に支援
を求める際必要なものと考えておりますので、その実現に向けて努力をいたしてまいります。

なお、作成に当たりましては、支援を必要とする方と支援を行う方を適切に結びつけるコ
ミュニケーションツールでありますことから、より効果的に活用いただけますよう、障がい
のある方やそのご家族、関係団体等と今後意見交換を行い、より効果の高いヘルプカードの
作成を模索いたしてまいります。

ヘルプカードについては、視覚や聴覚に障がいのある方や内臓などに疾患のある内部障が
い者、知的障がい者など、コミュニケーションがうまくとれないために困難な状況に陥って

いることが周囲に伝わらない方が支援を求める際に意思表示するために必要なものであります。このヘルプカードには、一般的に名前や緊急時の連絡先、困ったときに支援してもらいたいこと、配慮してもらいたいこと等を記載することとなります。東日本大震災の教訓や今後予測されます大規模な災害に備えて、県内では仙台市、石巻市、名取市、亘理町、蔵王町で既に作成されているとお伺いいたしました。また、全国多くの自治体でも作成する取り組みが進められているようであります。本市でも、その実現に努力をいたしてまいります。

次に、生活困窮者対策として生活困窮者自立支援制度の拡充についてのご質問でありました。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月からスタートいたしました。この制度は、従来の社会保障や福祉制度等のセーフティーネットの対象とならず、仕事や健康で問題を抱えながらも支援が行き届かない、いわゆる生活困窮者の方々に生活保護に至る前に支援を届ける仕組みとして設けられたものでございます。本市では、現在、自立支援相談員2名、就労支援員1名を配置し、壱番館庁舎1階に設置した生活困窮者自立相談支援窓口で相談対応を行っているところであります。

ご質問の生活困窮者自立支援制度のこれまでの取り組みと成果についてであります。まず活動指標となる平成27年度に受けた相談件数であります。1年間で76件の事案について延べ321回の相談対応を行っております。成果指標といたしましては、76件のうち情報提供や相談対応のみで終了するなど、支援開始に至らなかったケースが約64%の49件、相談支援員による自立支援を開始したケースが36%の27件となっております。

支援開始の対応状況といたしましては、失業者への住居確保給付金の支給が5件、就労支援が17件となっており、ほかに家計管理のアドバイス等の支援を行った結果として15世帯におきまして収入の増加が見られるなどの成果が上がったところであります。

平成28年度の11月末までに受け付けた相談であります。既に昨年度1年間の実績を上回り、82件の事案について延べ444回の相談対応を行っております。そのうち支援開始に至らなかったケースが約70%の58件、約30%の24件については支援を既に開始をいたしております。支援の内訳といたしましては、住居確保給付金の支給が2件、就労支援が15件などとなっており、結果として9世帯において収入の増加が図られたところでございます。昨年度と比較して相談件数がふえた要因であります。地域の民生児童委員や医療機関、介護事業所等の関係機関に生活困窮者自立支援事業の周知が及ぶことにより、地域の生活困窮者の発見

につながったものと受けとめているところでもあります。

任意事業の取り組みについてご質問いただきました。

生活困窮者自立支援制度の任意事業といたしましては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、そして生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業の4事業がございます。本市では、これら任意事業につきましては現在実施いたしておりませんが、就労準備支援につきましては、現在、就労支援員が相談の中で適切な支援を行うことで就労支援の対応を行っており、一時生活支援につきましては、住宅確保給付金の給付とフードバンクを活用することで、また家計相談員は相談の中で家計支出の聞き取りを行う中でアドバイス等を行って任意事業の対応とさせていただいているところでもあります。まずは必須事業の2カ年間の実績を分析し、効果の検証を行って任意事業の必要性や優先順位を整理してまいりたいと考えております。

ご質問の学習支援につきましては、家庭の所得と子供の学歴・学力に相関関係があると指摘をされており、世代を越えて貧困が連続するいわゆる貧困の連鎖が社会的な問題となっており、この解決を図るため、平成28年度におきましては全国の901の福祉事務所のうち423福祉事務所で実施をされており、実施率が47%と他の任意事業に比べて特段に高い状況にあります。このことを踏まえまして、本市におきましても、貧困家庭の子供を将来の自立に導くために非常に有効であるという認識のもと、その必要性、有意性を判断をしながら、現在、平成29年度からの事業実施に向けた検討を始めさせていただいているところでもあります。

次に、子育て支援についてお答えをいたします。

小中学校入学時の準備支援についてであります。

宮城県では、少子化対策の一環として教育費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、新たに小学校入学準備支援制度の創設を表明いたしました。この助成制度の詳細については、県がこれから交付要綱等を策定していくこととなりますが、現時点で県が示している案といたしましては、小学校に入学する第3子以降の児童を監護する保護者に対し、市町村が入学時に必要となる学用品や通学用品、その他教育に要するものの購入費、または入学祝い金を支給した場合にその経費の一部を県が補助するという内容であります。具体的には、補助対象経費の上限は第3子以降の児童1人につき3万円で、その経費の2分の1以内の額を県が補助するという内容であります。なお、今回の県の助成制度には中学校入学時の助成は含まれておりません。

本市としては、多子世帯の経済的負担軽減については、少子化が進む中、必要な施策と捉えておりますので、まずは県の動向を確認しながら、小学校に入学する第3子以降の児童を対象とするこのような制度の活用に向けて今後検討させていただきたいと思っております。

また、ご提案の第3子だけでなく小学校、中学校に入学する全てのお子さんへの助成拡大というお話でありましたが、相当額の財源が必要となりますので、財源状況を踏まえながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

次に、読書習慣の取り組みについてご質問いただきました。

まず、これまでの読書運動の効果についてのご質問でありました。

本市では、塩竈市子ども読書活動推進計画に基づき、成長の過程にある児童生徒が良書に出会い読書活動を促進するために、市民図書館ではおはなし会や読み聞かせなど読書に親しむ事業を展開するとともに、移動図書館を初め、団体貸し出し、職場体験など、学校教育との連携を図りながら読書活動を推進いたしております。

最近では、子供の読書記録帳事業におきまして、30冊以上の本を読んだお子さんを図書館内で紹介するなど、読書意欲を喚起する取り組みも始めているところであります。また、学校におきましては、朝読書でありますとか、図書ボランティアによる読み聞かせ活動など、本に親しむたくさんの機会を提供しており、読書の習慣が身につき休み時間も読書をする生徒がふえてきた、あるいは読書に対する意欲が高まり図書室の貸し出し冊数が増加したなどの効果が既に報告をされているところであります。

続きまして、えほんデビュー事業のまず現況についてご報告をさせていただきます。

本市では、平成22年11月からブックスタートとして7カ月健康相談時に絵本をプレゼントするえほんデビュー事業を開始をいたしました。絵本とともにメッセージカードを添え、手づくりのブックリストやおはなし会などのお知らせを贈呈させていただいております。これまで対象者の81%に当たる延べ1,637人に手渡し、当日お渡しできなかった方にはご案内を差し上げながら、次回の相談時や図書館でお渡しできますよう努めているところであります。今後も、事業定着させながら読書習慣の向上を目指してまいります。

セカンドブック、サードブックの導入というご質問でありました。

本市といたしましては、まずは市民図書館内に次のステップにふさわしい本のコーナーの設置、例えばセカンドブックコーナー、あるいはサードブックコーナーを新設したり、あるいは小中学校に合ったブックリストを作成するなど、年代に応じた取り組みを促進するため

の手助けを始めさせていただきたいと思っております。

次に、健康増進についてご質問いただきました。

特定健診などの受診率向上の取り組みとしてマイレージを導入してはとのお尋ねでございました。マイレージ制度は、国保特定健診の受診はもちろんのこと、市主催の健康講座や講習会、あるいはボランティア活動等に参加した場合にポイントがつき、たまったポイント等で各種の景品や特典と交換できる仕組みであり、他自治体におきましても、さまざまな取り組みが行われております。

本市としては、市民の皆様方にとってポイントをためる楽しさもあり、健診受診率の向上だけではなく健康づくりの動機づけやモチベーションの向上策として効果が期待できるのではないかと関心を持っているところであります。ご提案を踏まえ、対応に向けて市としてどのような取り組みができるか検討させていただきます。

今年度の各種健診の受診率の動向と受診率向上策についてのご質問でありました。

特定健診につきましては、6月、7月に市内各所で実施をいたしました集団健診と集団健診を受診できなかった方々を対象に10月に実施をいたしました追加健診を合わせ、総受診者数は4,355人となり、受診率は41.8%、前年度と比べてマイナス0.9ポイントという状況であります。ただし、このことにつきましては、職場等で健診を受けたという方々の割合も一定程度あることが判明をいたしております。詳細な数値が把握できますよう、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、各種がん検診の受診率であります。現在実施中の個別検診もございまして、推計値となりますが、主要な5大がん検診の受診率は昨年度よりも若干下回るような状況になるのではないかと考えているところであります。例えば胃がん検診であります。平成27年度28.2%でありましたが、27.7%、0.5ポイントの減であります。大腸がんにつきましても、昨年度47.4%、今年度45.5%。1.9ポイントの減という状況でありますので、さまざまな観点から受診状況の把握を行い、受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） ご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、防災・減災の強化から順次質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、防災教育についてでありますけれども、防災教育の現状として学習指導要領の枠内で行われていると思っておりますけれども、防災教育という特定の教科があるわけではなくて、やっぱりさまざまな教科の中で防災の狙いに沿った要素を取り入れながら防災教育が進められていると以前にも聞いたことがあるかなという記憶をしているわけですがけれども、学校現場での総合的な学習の時間を設け、既存の教科ではない形で防災教育を取り上げるのも可能になっているというような、そういったお話も聞いておるわけですがけれども、こういった点、いかがなんでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） まさに小野議員のおっしゃるとおりでありまして、防災教育につきましては、各教科、そして領域、そしてまた総合的な学習の時間等をクロスに絡めながらやっているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） そういうことで、やっぱり防災を中心としたそういった取り組みというかそういったことも大切ではないのかなと思いますので、その点、やっぱり何らかの科目に絡めるのも一つだと思いますけれども、その防災、そういった意識、やっぱり教育の部分でそういったことも取り入れられるのであれば、やっぱりその防災に限った、そういった勉強というか訓練的なものも取り入れられてはどうかと思っております。

この防災教育では、今回親子防災体験の部分为例にして挙げさせていただきましたけれども、やっぱり頭で理解をただけでは行動に結びつかないということもございまして、その行動に結びつかないということは本番でもできないというような、そういうような課題も聞いておりますので、今さまざまな、先ほどもかるとかそういったお話もありましたけれども、防災運動会とかそういったものも取り入れて、防災運動会にはやっぱり防災のかかる競技もありますし、またたくさんのグッズから防災グッズを選んでリュックサックに入れる、そういった運動会とか、そういった種目もいっぱい取りそろえられている状況です。また、クロスロード、これはまたカードを使ったイエス・ノーの判断をする、こういった取り組みなどさまざま今ございますので、こういった具体的なやっぱり取り組みをやっていくべきではないかと思っておりますけれども、この点、再度質問いたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） さまざまな防災教育のやり方というのはあるのかとは思

います。ただ、本市も含めて、あの3.11の東日本大震災を受けている、そういう地区の子供たちでありますので、まずは教訓をつなげていくということが大前提にあるのではないかと。そして、その中で学んで、自分たちの命、人の命を大切にしていこうということが大事かと思えます。そういう意味から、本市におきましては、ほかの地区では行っていない総合防災訓練、これを全市を挙げてやっていると。そして、その中身については、各学校独自に子供たちの実態、地区などを考え合わせながら、さまざま工夫して体験的な活動を行うことで防災に関する意識づけをしているという現状でございますので、また他の地区でさまざまな取り組みですぐれたものがあれば、そういったものを学びながら推し進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） はい、わかりました。総合防災訓練の中でという、それはわかっているんですけども、やっぱり大人と交わって、大人の姿を見せて、子供にその姿を見せて語り継いでいくという、そういった取り組みも一つあると思うんです。やっぱりそういったことも大事、親子で取り組むというと地域で進められたところもありますけれども、そういったこともあるのかなと思っています。

あと、防災教育はやっぱり学校教育に限ったものではないということもあると思うんですけども、イベント的であれば、仙台では数カ月前にご当地アイドルと防災を学ぶということでイベントをしております、復興アイランドということで5回目が開催されているみたいですけども、見て、触れて、楽しく学ぶということで、こういったところでは災害時の対応についてということで、遊びながら学習できる防災かるた、またはロープを使った避難、あとは家具の転倒防止のそういった実演をしたりと、いろんなそういったイベントも開催して、その中にも子供たちが大勢参加しながらそういったこともありますし、あとは地域や職場体験ということで、この間消防のほうで、清水沢復興住宅のほうでの防災訓練をやりましたけれども、こういったところには多賀城の中学生の子たちが職場体験ということで、5名ほど来て、初期消火訓練とかそういった自分たちも実演したし、大人も姿を見せて、いろんなそういった子供たちの勉強になったというそういった声なども聞かれておりますし、あと秋田県大館市ではジュニア救命士を育てる取り組みとして、心臓マッサージの方法、AEDの使い方を教えていると。これは消防署と連携をとって、やっぱり消防署のその職場の中でやっているというそういった職場連携、そして学校以外での取り組みということで、この点

については本市ではどういったお考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 特筆する対応としては、例えば神戸の床屋組合といえますか、理容組合の方からのご招待を本市の小学5年生がここ5年間受けております。そして、あの阪神・淡路の悲惨な状況を防災センターなどを見学する中で体験をして、それから向こうの高校生との交流などもする中で学んできております。そして、こちらに戻って各小学校でそういったものを報告する中で、過去のそういう災害から学んだことを伝えていくなどということもやっております。

それから、先ほど申し上げました総合防災訓練の中におきましては、地区の区長の方々と学校が話し合ひまして、ともにできるものについてはやってみようというような動きも出ております。さまざま学ぶのはこういうイベント的なことではなく、先ほど学校教育課長も申し上げましたとおり、教育課程全体を通して学ぶということでもありますので、過去には、ある学校では地震は休み時間とか授業時間とかかかわりなく起こるということで、例えばその場に教師がいなくても子供たちだけで避難ができることを求めてということで、抜き打ちで「今地震です」というようなものを入れて避難をする訓練をしたり、さまざま工夫をしながら行っておるところでありますし、今後、機会があればほかのところとの交流、それから新しいやり方、いずれにしても、子供たち自身がみずから自助、共助という力を身につけて、非常の場合には命を守るという力をつけてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） はい、わかりました。今回、親子防災体験ということで例を挙げさせていただきまして、こういったことはやっぱり家族間のコミュニケーションを図っていくという部分、または親子で防災について話し合うことで、子供たちに触発されて親の防災意識も高まっていくということが期待をされているところでもあります。例えば、家具の転倒防止や防災備蓄の確認と点検とか、地域の防災避難場所の確認など具体的な行動に結びついていくのではないかとこういうお話なんです。先ほども今回の地震のときに避難される方が少なかったというそういうお話もありましたけれども、そういった部分でもやっぱり子供たちからきちっと避難という声が上がれば親の意識も全然違ってくるというような、そういう子供から親というか、そういう家族間の話し合いというのは非常に大切ではないか

など思っております。子供のころからの防災など、教育は大変重要と考えておりますので、引き続き力を注いでいただいて、強化の部分で図っていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

あと、続きまして、学校における災害時の対応ということで、学校の立地とか環境、学校の規模的な部分もあると思いますが、通学する児童生徒の年齢とかも違いますし、状況はさまざまあると思っております。

各学校におきましては、災害発生時に児童生徒の命を守るということはもちろんですが、登校または下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図っていくという、こういったことが求められてきているんだと思いますけれども、実は11月22日の福島沖の地震の際の学校の対応が、うちは違いますけれども、ほかの自治体ではまちまちであったというようなそういった声があつて、私もいろんな話を聞いた上で、本市ではどうなのかなということまで今回こういう質問をさせていただいたところでもありますけれども、本市の11月22日のそういった際は、統一された学校の判断ということでよろしかったのでしょうか。対応についてお聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 渡辺教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（渡辺常幸君） 11月22日の学校の対応ということでの質問でした。地震発生、6時ごろ、すぐに津波注意報に変わりましたので、午前6時30分に教育委員会として、まず連絡あるまで自宅待機という方針を出しまして、各学校長のもと、保護者の皆さんに一斉メールをまず行わせていただきました。その後、災害対策本部との情報の共有、あとは連携を密にしながら午前11時に教育委員会として児童の安全を第一にまず登校というような方針を出しました。具体的には、避難勧告が解除されたこと、あとは午前10時17分の満潮時を過ぎ、潮位が減衰したというようなことをもって通学時の安全点検を行った上で児童生徒を登校させるようにと。なお、その際に児童生徒全員の安全確認を行うようにというような形での方針を一応出させていただき、学校側でそのような対応をしていただいたということでございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。時間もなくなってまいりましたので、先ほども学校の緊急の連絡体制とか、または児童生徒在校時に地震が発生した下校時の安全確認だったり、通学路の点検だったりという部分におきましては、市長の答弁にもございましたので、次に

行かせていただきたいと思います。

次に、夜間の防災対策の強化ということで質問をさせていただきました。それで、避難路のそういった整備とかいろんな部分はありますけれども、1点だけ聞きますけれども、そういった地域の方との、やっぱり住民の意見に耳を傾けるというそういった点で、そういった意見交換などはどれくらいの頻度というかどういった形で行われているのか、その点だけお聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 住民の方との意見交換というご質問でございます。

本市の場合、毎年6月に総合防災訓練を実施してございますが、この際に全町内会を対象といたしました説明会等を開催させていただいてございます。こういった中で、いろいろ地域の課題、問題というようなことでのご意見等、寄せていただいているところがまず1点ございます。あと、そのほか自主防災組織が町内会単位で実施されます地域の防災訓練。こちらのほうにも市の職員が出向いて実際に訓練等に参加をさせていただいている中で、いろいろそういった意見交換をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） わかりました。ほかにもいろいろあるわけですが、災害時、夜間はやっぱり商用電力に頼らない誘導灯を設置するというか、そういう夜間災害対策の自治体が広がってきておりますので、この辺も鑑みながら、この夜間対策の強化にご尽力をいただきますように心よりお願いを申し上げます。

また、タイムラインの作成につきましては、こういったものはタイムラインはどんな災害に向けても有効であるという、そういった取り組みの効果の声なども聞かれておりますので、この点もよろしくお聞きをしたいと思います。

次に行かせていただきます。

障がい者などの弱者対策というところで、ヘルプカードを質問させていただきました。このヘルプカード、利用者が事前に人工透析をしていますとか、コミュニケーションが苦手ですなど、持病の詳細、配慮事項欄を記入すると。緊急時とか災害時だけではなくて日常生活におきましても支援が必要な場面で提示できるというそういったところもあります。障がいへの理解を広げる、障がい者の方が安全・安心に暮らせるようにしっかりと先ほども導入す

る方向で考えていただけるというお話がありましたので、そういった本当に利便性の高い、実用性のあるそういったヘルプカードを作成していただきますよう、お願いをしておきたいと思えます。

これは病院等でも受診のあれと一緒に出すと、先生にいろんなことがわかっていただくというようなそういった効果もありますので、その点もよろしくお聞きをしたいと思います。

あと、障がい者の方へのこういった災害時の連絡体制の部分だけちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

ファクスで連絡もらったほうがよりいいという方もいるし、または障がい者、今防災ラジオを配付していると思えますけれども、やっぱりそういった障がい者用に販売されているワンセグ、ラジオもあるんですね。操作ボタンが大きくて点字表記や操作のほうも音声で語られている、そういった強化についてもしっかりと取り組んでいただきたいということ、この部分だけちょっと短くでいいので、お聞きいたします。

○副議長（伊藤博章君） 千葉危機管理監。

○市民総務部危機管理監（千葉 正君） 障がい者の皆様に対する情報伝達というようなことでございます。災害時には民生児童委員の皆様や町内会の役員等の方々のほうからのそういう情報伝達、もしくは避難誘導というようなことをご協力をお願いしているというようなところでございます。

防災ラジオにつきましては、今現在、避難行動要支援者台帳のほうへ登録をしていただきました皆様の方には市のほうから配付をさせていただいているところでございますので、ぜひこういった登録制度のほうも活用していただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） ありがとうございます。いろいろ声がございますので、そういった声を取り入れながら推進をしていただくようお願いをしておきます。

あと、生活困窮者自立支援制度の中で、こういった相談に行かれたときに関係各所の連携により多種の支援を提供できるワンストップ化が図られているかどうか、その点だけお聞きをしておきたいと思えます。違ったところだからと、そっちに行ってくれとかたらい回しみたいなそういった関係になくて、ワンストップでそこできちっと連携をとってその人にきちっと相談事項をしっかりと伝えられるかという点、お聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 川村生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（川村 淳君） ワンストップでの相談対応というお話でございますけれども、基本的には全ての相談内容を社会福祉事務所、生活相談支援員がお伺いをしながら、やはり専門的な機関をご紹介するケースというのはございますので、そういったつなぎをさせていただく中でワンストップは対応させていただいております。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 1番小野幸男議員。

○1番（小野幸男君） 本当に自立支援に向けて支援が必要な人はまだまだ多いと思いますので、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

その次に行かせていただきますけれども、小中学校の入学時の準備支援ということでお話をさせていただきました。まずは県のほうの対応の部分でということでお話がありましたけれども、所得制限とかそういった部分があるところはいっぱい施策があるんですが、やっぱり入学、そういった所得制限がなくて支援できるというのが少ないのかなという部分で質問をさせていただきましたので、この辺もどういったことでと、検討という話もございましたので、しっかりよろしくお願をしておきたいと思います。

あと、最後に特定健診の受診率向上について、マイレージ、質問をさせていただきました。生涯を通じた健康づくりの動機づけ等の支援、または実施でありますけれども、こういった部分、実施の検討をするどのような課題があるのかをお伺いして、またこの辺も喜んで健診が受けられるような施策としてぜひ取り組んでいただきたいということを申し伝えて、この何が課題であるのかをお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 特定健診等の受診率向上に向けたマイレージ制度、課題は何かということでご質問を頂戴いたしました。実は、県内各市どのような取り組みをしているかということ調査させていただきましたところ、県内14市のうち実施しているのは2つの市でございました。ただし、その2つの市でも健診を対象としてはおりませんで、健康づくりの一環とする例えばスポーツを行ったであるとか、ウォーキングを行ったというようなことでございます。健診ということになりますと、初めての試みということもございますので、その辺を総合的に検討させていただきながら実施に向けての枠組みというんですか、そ

うものを考えさせていただければなというふうに思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。

本日、12月定例会におきまして一般質問の機会をお与えくださいました関係各位の方々に感謝申し上げます。

本年2月の平成28年度の施政方針において市長は、東日本大震災を乗り越え、新たなまちの形を創生していく復興・創生の年とするとして予算案を出され、私も市の復旧・復興事業がいよいよ大詰めを迎えつつあることが見えてきた事業費であると受けとめたところでありました。本日の私の質問8項目は、本市の復興・創生に対し、足かせとなるボトルネックの懸念がある項目です。少子高齢化に伴う復興にブレーキをかける阻害要素を取り除くべく、復興・創生を実現されますよう、期待するものであります。

1、市立病院事業についてお伺いいたします。

病院事業は、震災復興関連の事業予算がなかなかつきにくい事業のため、復興から取り残されないか心配なところと考えています。

①経営健全化対策についてですが、具体的質問として経営健全化の取り組みの状況はどのように進めているか。そして、公立病院の役割を果たしながらも、経営健全化にどのように結びつけているか。また、病院事業に対する繰入金は4億円余りとなっているが、他の病院と比較して繰入額はどのくらいの水準なのか。さらに、現金収支で黒字化して事業運営に頑張っていると思いますが、今年度の見通しはどうか、それぞれお聞かせください。

次に、②病院事業の将来展望についてお尋ねします。

市立病院施設は、相当年数が経過し、老朽化が進んでいると思いますが、施設の老朽化への対応、医療機器の老朽化への対応、駐車場利用への対応など、患者の要望する取り組みはどのように行っているかお聞きします。

また、患者の利用増加を図るに当たり、施設の老朽化が病院選びにハンディを背負っていると思います。患者の負担が同じであれば、患者の集客に苦勞し、健全化は難しくなると思います。そこで、良好な医療環境が必要だと思いますが、新たな建設の展望についてお聞かせください。

続きまして、2番震災復興計画について4点お尋ねします。

まず1点目、計画の進捗について。本年は、復興・創生の年として復興関連事業費に199億円を予算化されましたので、これまでの全体計画の進捗度をお聞かせください。

2点目、安全な地域づくりについては、特に津波による浸水対策についてお知らせください。

3点目、産業経済の復興については、水産業・水産加工業の再生・復興、港湾機能の強化促進、商工業の再生・復興、観光の再生など、進捗状況をお聞かせください。

次に、4点目。④放射能問題の取り組みについてお伺いします。

塩竈市震災復興計画の平成28年度実施計画には、放射能問題に対する取り組みとして安全・安心な市民生活の確保と産業復興に向けた放射能対策が定められていますが、これまでどう取り組んできたか、風評被害の現状はどうなっているのかお聞きします。

また、風評被害の心配がある限りは復興は終わらないと考えているところですが、県の汚染廃棄物一斉焼却処理の方針について、市長はどう受けとめているかお聞かせください。

続きまして、3アルツハイマー病を克服するまちづくりについてお尋ねします。

最初に、①介護保険制度の対応についてお聞きしますが、国内では認知症の急増で、65歳以上の4人に1人、460万人が認知症となり、軽度認知障がいMCIを含めて800万人が該当しております。そして、認知症絡みの事故やトラブル、悲劇、認知症のドライバーによる交通事故がふえております。五感の衰えは認知症の始まりと言われますが、市の対応と認知症の予防対策をお聞かせください。

次に、②音楽療法の活用について。歌は、認知機能の改善に効果があり、歌うと脳の血行が活性化し、脳梗塞による失語症を改善する事例が数多く報告されております。介護予防事業にカラオケを活用する自治体が増加していますが、音楽療法の取り入れの考えはあるかお聞きします。

続いて、4番目、100円バスについて。

NEWしおナビ100円バスの利用状況についてお尋ねします。昨今の社会問題として高齢化率が上がりドライバーの免許返納がふえているところですが、100円バスの利用状況はどうなっているかお聞きします。

続いて、5番目、入札制度について。

競争性、公平性を高める対策についてお尋ねします。平成27年度決算特別委員会でも明らかになったように、本市では入札の不調と入札率の高どまりに二分しておりますが、質問は、入札制度の現況と指名入札制度の現況についてお聞かせください。

また、予定価格の事前公表制の再開は考えておられるのか、お尋ねいたします。

続いて、6番目、防犯灯の助成について。

LED防犯灯の充実策についてですが、市内の各町内会の経費のうち、防犯灯などの電気料金に占める割合が相当数で大きな負担になっているのが現状です。そこで、質問ですが、防犯灯の塩竈市内全体の戸数とLEDの占める割合、そして市の助成金額、それからLED化充実策はどのように進めるのか、3点お聞きかせください。

続きまして、大きな7番目、都市計画についてお尋ねします。

遊休土地の活用について、これは都市マスタープラン改定にかかわる取り組みが現在なされておりますので、この取り組み状況をお聞かせください。

最後に、8番目、いじめ対策について。

いじめ防止条例の効果についての質問ですが、いじめ防止条例の運用状況と特に教師に対する条例の浸透策をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、8項目、復興への懸念状況を中心にお尋ねいたしました。これで第1回目の質問を終わります。ご清聴、ありがとうございます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員から8点にわたりご質問いただきました。

初めに、市立病院の経営の健全化についてご報告を申し上げます。

まず、公立病院としての役割と経営の健全化についてであります。本年度は5カ年間の計画期間とする新改革プランの初年度であります。プランは、市立病院が果たすべき4つの役割を明確化いたしております。1点目であります。急性期病棟の維持と積極的な救急患者の受け入れであります。2点目であります。地域包括ケア病棟の運用による在宅復帰支援であります。3点目であります。療養病棟による慢性期医療の提供であります。そして、4点目は在宅医療の充実。この4つの課題を掲げて今プランの推進に当たっているところであります。二市三町唯一の公立病院として、これらの役割をしっかりと果たすとともに、当然のことではありますが、プランに掲げた経常収支の均衡に向けてなお一層経営の健全化に取り組んでまいります。

そういった中で、今現在、塩竈から市立病院に対して繰入金を拠出いたしておりますが、その水準についてのご質問でありました。病院の規模や機能が異なるため、総額での単純な比較はできないところではあります。収益勘定に対する県内における市立病院7病院の平

成26年度の決算の繰入金をお知らせをさせていただきます。最大で1ベッド当たり560万円です。平均では320万円となっておりますが、本市におきましては340万円という状況でございます。

今年度の収支の見通しについてのご質問でありました。平成28年度における上半期までの収益状況ですが、入院外来、合計の収益目標の11億7,283万9,000円に対しまして実績が11億8,264万7,000円となっており、達成率でまいりますと100.8%でございますが、薬品費等の費用も大きく伸びており、収支的には楽観視できない状況であると考えておりますが、なお引き続き患者数をふやす取り組み等を進め、経営の健全化に取り組んでまいります。

市立病院の将来展望についてであります。施設については、建設から相当年数が進んでおります。議員のほうからも大分ご心配をいただきました。現状では、非常勤職員を配置し、日々施設の巡回や修繕を行うとともに、業者による定期点検等を行うことによって安全で安定的な医療の提供に向けて全体として努力をさせていただいているところであります。ただ、残念なことでありますが、先日の台風のときには病院内で十数カ所の雨漏りということもあったことも事実であります。

次に、医療機器の整備についてであります。毎年度、購入費用として2,000万円を予算計上し、計画的に更新をさせていただいているところであります。さらに緊急で購入する必要がある場合には補正予算を計上し、対応させていただいているところであります。

駐車場不足についてもご心配いただきました。市立病院の駐車場のほか、病院前の調剤薬局の駐車場もご利用いただけることといたしております。なお、NEWしおナビ100円バスやぐるりんこバスなど、玄関前まで乗り入れをしている公共バスの利用についても、患者様にご協力をお願いをいたしているところであります。

新たな建設の展望についてというご質問でありました。いろいろお話いただきました良質な医療環境を提供させていただくためには、喫緊の課題というふうに認識をいたしておりますが、一方、新病院の建設に当たりましては、費用の半分を一般会計が、残りの半分を病院が負担するというようになっておりますので、病院がその費用を賄い切れるだけの収益を毎年度安定的に確保することが必要となります。

したがって、まずは新改革プランに掲げた収支目標を確実に達成でき、病院建設に向けたしっかりとした経営基盤が築かれた後の取り組みということで考えているところであります。

次に、震災復興計画の進捗状況についてご質問いただきました。

東日本大震災による本市の被災総額1,216億円と推計をいたしておりますが、これを踏まえ、本市が震災からの力強い復興をなし遂げるため計画をいたしております事業費は、災害復旧事業費、復興交付金事業費、災害関連事業費を合わせまして総額1,250億円と把握をいたしております。

事業の進捗状況であります。執行率ベースで申し上げますと、集中復興期間の最終年度でありました平成27年度末時点では約6割と推計をいたしました。事業別の進捗状況であります。災害復旧事業が約6割、復興交付金事業が約7割、震災関連事業が約8割という状況であります。

このうち全体費用の約5割を占める復興交付金事業については、全地区災害公営住宅の整備が完了いたします本年度終了時点においては、執行率は8割程度に達するのではないかと予想をいたしているところであります。

次に、震災復興計画において安全な地域づくりにおけます事業、特に浸水対策についての現状についてというご質問でありました。やはり浸水対策の大前提は、防潮堤という第一線の施設で地域を守ることにあるのではないかと思いますので、防潮堤の現在の取り組み状況についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

防潮堤の高さについては、県では数十年から数百年に一度の津波を対象としたいわゆるレベル1の津波については、海岸保全施設、防潮堤を整備して人命及び資産を守ることといたしております。また、今回の津波に代表されるような千年に一度のレベル2の津波については、構造物による対策の限界を超え、まずは人命を最大限守るために必要な措置を行うという方針であります。この方針に基づきまして、レベル1対応の防潮堤が建設をされているところであります。本土側は平成27年8月に宮城県が策定をいたしました仙台湾沿岸海岸保全基本計画により、計画高、T.P.プラス3.3メートルの防潮堤について貞山地区から港町地区、北浜地区、さらに新浜町までの延長約11.7キロの整備が計画をされており、全ての区間について県事業として整備が進められております。

平成28年度11月末現在の進捗状況であります。貞山地区からマリングート周辺まで延長5.5キロの復旧延長の進捗率は工事費ベースで82%となっているところであります。

また、新設部につきましては、延長6.2キロのうち、北浜緑地護岸部分の延長685メートルが工事着手されており、北浜緑地護岸部分の進捗率に限りますと工事費ベースで91%という

状況であります。

浦戸地区につきましては、外洋に面する部分の防潮堤高をT.P. プラス4.3メートルとし、その他の部分は当初による津波の減衰効果が確認されましたため、T.P. プラス3.3メートルの高さで、また8月に見直しをされた桂島、野々島の内湾部につきましては2.1メートルでの整備が決定いたしておるところであります。浦戸につきましても、全ての地区で防潮堤高が決定いたしましたので、今後整備促進が大幅に図られるものと期待をいたしているところあります。

次に、産業経済の復興についてご質問いただきました。

震災で特に大きな被害を受けた津波浸水区域内の産業復興のため、さまざまな支援が得られますよう、宮城県及び県内自治体共同で、まずは民間投資特区、いわゆるものづくり特区を制定をさせていただきました。また、本市独自の千賀の浦観光特区も新たに認定をいただいたところあります。

これまで本市の基幹産業であります水産加工業を初め、臨海型工業、そして商工業の再建、復興や観光振興に取り組んでまいりました。これらの制度活用により、ものづくり特区の区域内におきましては、特区制度のほか、国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金でありますとか、本市が復興交付金を活用して創設した8分の7を上限に補助する水産業共同利用施設復興整備事業補助金等を利用し、平成28年11月現在で31社が工場や倉庫等の新設、増改築に取り組み、稼働を開始しているところあります。

また、観光特区におきましては、グループ施設等復旧整備補助金を活用した施設の復旧に加え、特区制度を活用した事業者が事業拡大によりまして83名の新規雇用を創出したところあります。

こうした取り組みの結果として、市内の水産加工品生産額であります、震災時の平成23年には461億円まで落ち込みましたが、平成26年には553億円と震災前の水準を上回りつつある状況であります。

また、市内の事業所数であります、震災後の平成24年には2,553事業所まで縮小いたしました、平成26年は2,730事業所と回復をしてきており、行政側の基盤整備工事等の進捗とともに産業経済の復興も着実な歩みを始めているものと判断をいたしております。

次に、放射能問題についてご質問いただきました。

東日本大震災発災後の放射能汚染問題であります、早急な対応が望まれた課題の一つで

ございました。そのため本市といたしましても、安全な市民生活の確保と産業経済の振興に向けた放射能対策にこれまで取り組みを行ってまいりました。

まず、生活環境における放射能測定といたしまして、市内空間放射線量について平成23年7月から測定を実施しております。市役所本庁舎、東部保育所、月見ヶ丘小学校、第三小学校、第二中学校の5地点につきましては、土日祝日を除く毎日測定をいたしており、その他市内全域にわたる49地点では週1回測定を継続いたしております。測定当初は、平均0.10マイクロシーベルト毎時であったものが、その後徐々に低下し、ここ数年は平均0.05マイクロシーベルト毎時となっており、ほぼ平常時に回復していることが確認できる場所でございます。文部科学省の暫定基準による屋外活動の制限値1.0マイクロシーベルト毎時を超えたことはこれまでございませんでした。

次に、食品等における放射性物質の測定であります。水道水を初め、学校及び保育所、保育園の給食の食材、市民の方が持ち込む食材、それと魚市場で水揚げされる水産物について実施をしております。測定の結果は、いずれも不検出あるいは基準値以下という状況でありました。特に、風評被害が心配をされます水産物については、平成23年6月より宮城県全体で漁獲される水産物を週に5検体、水産庁の委託先であります財団法人海洋生物環境研究所に送り、検査を実施をいたしました。さらに、平成23年10月、宮城県水産業振興課から無償貸与されました放射能簡易検査器を開放実験室と魚市場に設置し、魚市場では設置以降、毎日水産物の測定検査を実施をしております。これまで申し上げました各測定値の結果につきましては、本市ホームページでも公表させていただいているところであります。

風評被害についてもご心配いただきました。水産庁が平成26年から青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の水産加工業者300社を対象に行っているアンケート結果によりますと、復興における問題点として、施設の復旧、人材確保、原材料の確保、販路の確保、風評被害、運転資金の確保その他の6項目の中で、販路の確保、風評被害が最も多く、平成26年は31%、平成27年も31%、平成28年は44%となっております。販路の確保、風評被害の回答割合がふえた要因としては、他の問題が解消されてきている中、依然として風評被害による販路の確保が難しい状況にあると把握をいたしております。

次に、県内の放射能汚染廃棄物を一斉焼却処理するという県の方針に対する市の考え方についてのご質問でありました。去る11月3日に第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議が県の主催により開催されました。指定廃棄物とならない8,000ベクレル以下の汚染廃棄物約

3万6,000トンを県内全ての自治体が協力する広域処理一斉焼却という県の方針が示されたところであります。これまで5年以上にわたり仮置き保管を続けてきた民間の保管者の方々が一番の被害者であり、その負担を早急に解消する必要があります。8,000ベクレル以下であれば通常の廃棄物処理方法によって安全に処理できるという県・国の方針を受けて、汚染廃棄物の保管の有無にかかわらず、国と県及び県内全市町村が協力して処理を進めるという内容であります。

本市の考え方であります。これまでの市町村長会議において議論していくに当たり、確認をされたことといたしまして、自分のところに汚染廃棄物がないからといって他人事としてはいけない。一致協力し、県内全ての市町村の問題として取り組んでいこうという方針でございます。このことを前提といたしまして、これまでたびたび会議が開催され、議論を続けてまいりました。本市におきましては、汚染廃棄物はありません。また、本市の清掃工場での焼却は行われぬという県の方針につきましては、既に全員協議会の中で私のほうからご説明をさせていただいたところであります。しかし、民有地に保管を続けている県内の地域の方々のご負担、その地域の自治体が発生させたものではない汚染廃棄物により困った状況が続いているということをご考慮いたしますと、全部の市町村が協力して焼却処理を進めていくというこのたびの方針については、これまで進まなかった問題の解決策の一つとして真摯に受けとめていかなければならないと認識をいたしているところであります。

次に、アルツハイマー病を克服するまちづくりについてご質問いただきました。

本市では、大変恐縮であります。アルツハイマー病に関する正確な統計データがございませんが、認知症の半数以上と推定されておりますので、ここではまず認知症の状況をご報告をさせていただきます。

平成28年3月末現在、認知症の方々は1,718人で、介護保険の被保険者数1万7,496人に対する割合は9.8%であります。また、要支援・要介護認定者の合計3,016人に対する割合は、先ほど議員のほうからも触れていただきましたが、約57%という状況であります。

今後、本市でも、ご高齢の方がふえるに従って認知症を発症する方もふえていくものと予想いたしております。このような中、本市では第6期介護保険事業計画に基づき、認知症対策として認知症になっても地域で暮らし続けることができますよう、認知症予防や発症した方と家族の方の支援策などに取り組む必要があると考えております。具体的には、これまでの「脳げんき教室」の開催に加え、平成27年度には認知症家族会の自主運営の支援でありますとか、

認知症カフェの新設による相談体制の強化、そして認知症サポーター養成講座を増強し、登録者総数は956名増加の3,106名という状況であります。平成28年度は、市内5カ所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、さらに認知症の状態に合わせた対応方法を示す本市独自の認知症ケアパスの作成の検討などを進めております。

音楽療法についてご質問をいただきました。音楽療法については、議員からもご紹介いただいたとおり、認知症対策の効果事例がマスコミなどで既に取り上げられております。本市のデイサービスセンターや特別養護老人ホーム等におきましては、体操などのほかに、音楽療法の専門家によるものではございませんが、認知症予防などのため音楽を聞く機会や歌を歌う機会を既に取り入れている事業者もございます。一例として、市内で活動されている合唱サークルの皆様も、たびたび施設をご訪問いただき、すばらしい歌声を聞かせていただいたり、あるいは一緒に童謡を歌ったりし、入居者の方々と歌を通じて交流する機会を提供いただいております。認知症予防として専門家による音楽療法の導入をいかに推進していくべきかについては、継続調査とさせていただきたいと考えております。

今後ますます認知症予防などの対策が重要となつてまいりますので、認知症予防に効果が期待できますものについて研究を行い、改めて本市ならではの認知症予防策を打ち出してまいりたいと考えているところであります。

次に、100円バスについてご質問いただきました。

まず、市内循環しおナビ100円バスの利用状況についてであります。平成27年度の利用者数が34万5,356人となっております。同様にNEWしおナビ100円バスの利用者であります。5万3,866人、本年7月から新たに試験運転をいたしております新ルート便の利用者につきましては、10月末現在で9,633人となっております。なお、一部のバス停での満員通過、いわゆる乗り残しが平成27年実績で213人ございましたが、4月からの新ルート便運行開始以降につきましては、10月にのみ9名ということで、大幅に減少しておりますことから、新ルート便の運行が乗り残しの解消に大きな効果があったものと考えているところであります。

入札制度についてご質問いただきました。

まず、本市の入札の現状についてというご質問でありましたが、後ほど担当課長からご説明をさせていただきますが、私からは入札の競争性、公平性を高めるために予定価格の事前公表についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成18年7月から東日本大震災発生の直前まで一般競争入札におきまして本市でも試行的に

実施した経過がございました。しかしながら、平成23年8月25日付の総務大臣及び国土交通大臣からの通知であります公共工事の入札及び契約の適正化の推進におきまして、予定価格の事前公表の見直しが要請されたほか、本市の復旧・復興事業に係る発注件数が急増し、請負業者の受注量が飽和状態になることで落札価格が高どまりになる恐れもありましたことから、現在では全ての入札におきまして事後公表として取り組みをさせていただいているところでございます。

続きまして、防犯灯の助成について、特にLED化を促進してはどうかというご質問でありました。

本市におきましては、約4,900基の防犯灯が設置をされております。本市では、平成23年度から県の環境交付金や民間企業からご寄附をいただいたLED灯を活用し、新設や従来の蛍光灯のLED化に取り組んでおり、平成27年度末までに643基を整備をいたしました。ほかに県の防犯協会や町内会等の整備したLED灯、また安全・安心防犯ロード整備事業によるエバーライト等も含めると1,387基が更新をされております。町内会が所有する防犯灯と環境交付金や安全・安心防犯ロード整備事業で設置した市の所有となる防犯灯を合わせると全部で4,900基となりますが、市では防犯灯維持管理助成事業によりまして電気代の半額を助成をさせていただいております。多くの町内会の皆様方から「LED化によりまして電気料が格段に安くなった。いつとも早く全ての防犯灯をLED化をしていただきたい」という切実なご要望を数多くいただいているところであります。早期整備のため、どのような事業を活用できるかということについて今検討させていただいているところであります。

次に、遊休土地の活用についてご質問いただきました。

ご案内のとおり、本市では、市域のほとんどが市街化をされており、北部及び東部地区に丘陵などの未利用地がわずかに残されている状況であります。これらの未利用地につきましては、取りつけ道路がない、あるいは岩山で開発の採算性が極めて厳しい、あるいは遺跡等で手がつけられないなどの問題がありますことから、今日まで開発が見送られてきたものと推察をいたしております。

しかし、これらの未利用地は、地域に残された数少ない開発可能な都市空間であり、その活用につきましては、現在、改定作業を行っております都市マスタープランにおきましても、地域の課題として捉え、地域の皆様や所有者の方々からもご意見を賜りながら、まちづくりと一体となった土地利用が図れるよう、検討を始めているところであります。

また、本市では業務系の未利用地活用のため、これまで県の企業立地セミナー等に参加しながら、さまざまなシティーセールスを行い、新たな企業の誘致に努めているところでありますし、今後とも、なお一層そのような努力を継続させていただきたいと思っております。

ご質問の8点目であるいじめ対策についてであります。

先ほど鎌田議員にもご答弁を申し上げましたとおり、いじめは学校教育における大きな課題であります。本市では、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、現在、塩竈市いじめ防止対策推進条例を制定し、いじめ防止に向けたさまざまな取り組みを学校で開始をいたしているところであります。詳細については教育長からご答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） いじめについてのご質問でございました。

いじめの現状、それから学校での取り組みの変化については、先ほど鎌田議員のときにご答弁申し上げたとおりでございますが、1点、教職員についての条例の浸透策についてというご質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、塩竈市いじめ防止対策推進条例につきましては、校長会、教頭会を通して先生方にまずご理解をいただくという努力を続けておりますし、学校ごとにいじめ対応計画、いじめ撲滅月間の設定、いじめ防止プロジェクト会議の設置などを通して、これらの趣旨についてさらに深めていただいているというところでございます。

また、仕事をする上で、よく3つのものが必要だと。理念、理論、方策が必要だと言われるんですが、この中での理念部分が多分条例に当たるんだらうな、こういう思いで子供たちのいじめをなくしましょうと。明るく元気に生活できましょうということがここに当たるかと思っております。理論については、各いじめ対策についての委員会で専門家を交えてのさまざまな答申を受けております。そういったものを各学校に流すことで、それがバックボーンとなって具体的な対策に生かされていくんだらうなと思っております。

新聞にあるところで載っておったんですが、今回の定義は非常に広いということで、何がいじめに該当するのかということが非常に見えにくくなっているということが指摘されております。そういったことから、本市におきましては、研修会の中で具体的ないじめの事件を取り上げまして、それがどういう形で発見され、どうやって指導され、そして解決していっ

たのかということをもとに研修をすることで一つ一つ深めていくというような形の研修会を行っているところでございます。そういったことを通して条例の持つ意味合いについて浸透を図っているところでございます。

以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） では、私のほうから入札制度につきまして、本市の入札の現況のご質問でございました。

震災以降、入札件数、非常に大変多くなっております。同時に受注者側の請負量が非常に大きくなっておると。それによりまして人件費の高騰、資材費の高騰、あとは技術者の不足、そういったことから、議員ご指摘のとおり、入札の不調、それと入札のものによっては入札率が非常に高どまりになっているというような状況にあるかと思えます。こういった状況の中で、一日も早い復旧・復興を実現するための対策といたしまして、例えば国の通達にある要件緩和でございますけれども、現場代理人の常駐義務の緩和ですとか、主任技術者の専任要件等を緩和等々について本市においても対応しているところでございます。かつ、さきの9月定例会のほうでも内容等について説明させていただきましたが、総合評価落札方式を一般競争入札において導入させていただきまして、工事の品質の確保、それと競争性を高めるといったところを目的とした制度として取り組んでおるところでございます。

なお、公共工事の発注状況としましてですけれども、第2・四半期までで先日発表しましたのが74.8%の発注率、金額ベースでございますけれども、発注率を達成しております。これは昨年と同じ第2・四半期ベースですと50%ちょっとでございますので、発注率でいえば前年度よりも上回っている状況になっているというふうなところでございます。こういったところで効果として多少あらわれてきているのかなというのが現況かというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもいろいろご丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。2回目、全てを聞くのは無理ですので、絞って2回目以降の質問をしたいと思えます。

それで、入札制度のことですけれども、1つ確認したいことがありまして、指名入札制度の中で、指名ということについては、入札資格者、指名されてもいいということに対して問うと。ところが、資格者でないと指名を受けないと思うんですけれども、何か今回配水

管の工事で有資格者と無資格者がどちらも指名されて入札されたというようなことがあるんじゃないかということなんですけれども、その辺のところ、お考えをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、その点。そういうことはあり得ないとか、間違ったとか、ありませんか。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 済みません、ちょっと詳細は私わかりかねるのですが、基本的に指名競争入札ですと本市のほうの指名競争入札参加資格登録簿というのに登録していただいて、その業者を対象として競争入札を実施しております。その無資格、有資格の件については、申しわけございませんが、詳細はわかりかねます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） ここだけちょっと詳しくやるとあれなので、ちょっと調べて、また言いますので、そういうことがないということなんだけれども、入札に呼ばれたということのをちょっと聞いたので、ちょっと後で確認したいと思いますので、宿題にしておきたいと思うんですが。

それから、市立病院のほうなんですけれども、新たな建設の展望ということなんですけれども、結局は市のほうで一般会計から半分、病院のほうから半分といっても、病院のほうでも半分くらい出せるくらいの収益が上がらないことにはできないということだと、ちょっとこれこのままいくとジレンマかなと思うんですけれども、半分出すまでいかない成績だったらいつまでたっても新しいものをつくれな。新しい建物を建てないと患者がなかなか来てくれない。そうするといつまでたってもということになりますけれども、それだけですとこのままでいっぱいふやすといってもなかなか施設が古くて来ない。これジレンマになりますよね。ですから、その辺のところではかの新たな展望というかそれ以外の展望は何かもう考えないと、永久に新しい病棟は建たないというふうに私は考えるんですけれども、その辺の基本的な考え方だけ、将来こうあってほしいとか、その辺のところの大ざっぱなやつでいいんですけれども、いついつまでということはないんでしょうか。その辺のところの考えがあるかどうか、新たな建設の展望を聞かせてください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどの志子田議員のご質問に大変恐縮です。私は原則どおりのお話をまずさせていただきました。特に病院の収益については、少なくとも赤字を計上するよう

な中で病院を建設するということは至難のわざだと思います。やはり単年度黒字と言わず、経常収支を整えるところまでは何とか病院にも頑張っていたいただきたいという思いでそのようなご答弁をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。別なことを聞きます。

震災復興計画のうち、放射能問題の取り組みでございます。県のほうの汚染廃棄物の処理の方針については市長から聞いたので、そのところはいいです。置いておきます。これは市のほうの方針でしょうから。それで、風評被害のことが全体の足かせになって産業の復興がなかなかいかない、水産加工を初め。そういうことが、ここが解決しない限りはやっぱり復興というものがなかなか終わらないというふうに、これが一番やっぱり放射能問題に対する取り組みはしっかりしていなかった。それで、どのように安全宣言というか塩竈から安心を発信をしていくか、その辺の方策についてもう少し積極的にやらないと、いつまでたっても風評被害はなくならないと思います。それで、きょう、登庁、入ってくる時に駐車場見たんですけども、市の玄関、0.03マイクロシーベルトです。もう本当にこれが1.0ということになれば、少し心配がある基準だと、国の基準が1.0ですからね。0.03です。0.03というのは、たしか東京でも0.04、名古屋のほうでもそれくらいのほどですから、塩竈のほうが低いくらいの数字になっているということを積極的にいろんな商売のチャンスのときに発信していかないといつまでたってもなくならないと思うんです。そういうことで、ただ風評被害を受けるだけでなく積極的なアピールが必要だと思うんですけども、その辺のことについては市としては何か対策を考えているんでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま議員おっしゃられるとおり、空間線量につきましては、実際0.03マイクロシーベルトということでございますとおり、ほかの本当に首都圏とかほかの地域に比べて決して高くないということでございます。そういったことも機会を捉えていろいろPRしていきたいと思います。私どもとしましては、やはり東京以南、東海、関西、さらに南のほうに行きますと、やはり地理感覚等も含めて、どうも塩竈を含めてまだまだ放射線量が高いんじゃないかというふうに思われている部分がございます。そういったこともございまして、ことしの3月、あるいは2月に名古屋圏の大規模小売店舗のほうで塩竈フェアということで開催をさせていただきましたところ、やはりそちらに買い求めに来られ

る方、そういった心配はないんですかということをよく聞かれるわけですがけれども、全国的に展開しているこういった小売店舗のほうで扱っていただける商品なんですよというようなお話をしますと、「ああ、そうですよね」と、「それなら安心ですよ」というようなことでご納得いただくようなケースなんかもございましたので、やはり方々に出かけてあらゆる機会を通じて風評被害をもう払拭できるよというような状況をPRしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。そういうふうにいるいろいろこちらのほうから安全面を打ち出さないと、いつまでたっても奪われた販路は戻ってこないということになりますので。それで、今部長言われたように、ある程度の規模の量販店、そこが日本で一番厳しい基準だということで、そこで売ってもらえば逆にそういうところで扱えるから安全なんだと逆な理論が成り立つということでございますので、そちらのほうにも関西のほうにもいっぱいそのところを通して販売されることが安全宣言に結果的にはつながるのではないかと思うので、たびあるごとに、何かの機会あるごとにフード見本市とかそういうときに目に見えるような形で、もうこれしかないというのを数字だけ言うんじゃなくて、ここの写真撮ったやつで、あるいはほかのところの場所と数字を比べた表をつくったりして宣言すると、もうこういう風評被害はやっばりとまると思います。だから、その対策をずっとやっていただきたいと思います。

それと、きょうのここの議会では、塩竈市では病院の先生も当事者で来られているので、ちょっとどのくらい、国のほうで基準になっている1.0マイクロシーベルトというのは健康に被害を及ぼさない数字だということをおっしゃりたいので、100シーベルトくらい浴びれば健康被害になるかもしれないけれども、1シーベルトではないよということで、それを0.0何ぼというシーベルトですから全然健康被害がないということをもう少し、そんなに被害被害があるんじゃないかというふうに思わないで、医学的にも大丈夫ですということをおっしゃってほしいと思っております。というのはなぜかということ、病院の、市立病院でエックス線検査を受けても、たしか6シーベルトぐらい受ける。そうしたら、1シーベルトで騒いでいて、検査に行ったら6シーベルト浴びる。これ矛盾するんですよ。多少の放射線治療というのは、多少の放射能が当たったほうが健康にいいということでやっておるわけですから、そういう温泉もありますので、そういう意味で安全というものを大いに発信していかな

いと、いつまでたってもこの風評被害がなくならないと思いますけれども、私のこの考え方は医学的に間違っているかどうか、ちょっと検証のために先生に意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 志子田議員おっしゃるとおりでございます。例えばCTなんかをやるともうかなりのミリシーベルトを浴びてきますし、自然界においても宇宙からもこれ放射線来ているわけですね。0.03とか0.05なんか全く問題にならない放射線だと理解していいと思います。世界中を見てみますと、自然にもうかなりの高濃度の放射線を浴びている地域もあるようです。それも、特別それで健康被害出ているかというところもないと思いますので、以上です。

○副議長（伊藤博章君） 14番志子田吉晃議員。

○14番（志子田吉晃君） そういうことで、余り心配し過ぎるからいつまでも風評被害がなくならないと私はそのように思って、大いに安全を発信していただきたいと思います。それで、早くこの風評被害を取り除いていきたいと思って質問しました。

それから、アルツハイマー病のことについてですが、これも先生おられるのでちょっと医学的に聞ける、ここは塩竈市の議会というのはこういう便利な議会だということでございますので。それで、結構アルツハイマーとかパーキンソン病を含めてそのような認知症の方がふえていると。これは本当に全国的社会問題です。いろいろなものが出てきます。だから、市のほうでもそのための予防策、その前に自分がアルツハイマーなのか、なったんではないかと家族が見たり、あるいは疑いがあるというようなときのその辺のところの検査してもらって安心するとか、検査して予備軍ですよと言われた場合にはどのような対応をしたら医学的にいいのかとか、そういうことをやっていただけるといっばい市立病院のほうにも患者の方が、これ大切だから、こんなにいっぱいいるわけですから、いっぱい来てくれて、そして予防につながると。もう一石何鳥にもなるということでございますが、その辺のところ、どのように受けたらいいのか。あるいは、どのような、私が調べたのでは、いろいろ栄養素とか何か関係あると。食事療法。それから、ミネラル、糖鎖、レシチン、オメガ脂肪酸なんか脳の方にいいので、そういう要素をとると予防になると。先生の意見だけ一言いただいて終わりにします。

○副議長（伊藤博章君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 認知症は、明らかにアルツハイマーとなる以前にいわゆるプレクリニカルといえますか、認知症の前にMC Iがあつて、さらにもうちょっと前の段階、これ20年ぐらいあるというんですよ、実際は。それがどうやって予防したらいいかという、やはり例えば運動療法。これは週3回以上やる人は、やらない人より認知症になる危険が少ないと言われていています。それから、あとはやはり糖尿病にならないとか、高血圧とか、それから食事療法も含め、議員がおっしゃるようなお魚を食べたほうがいいというんですよ、できれば。そういうことをしっかりやっていくこと。それから、認知症の疑いがあればいろいろ鑑別診断もする意味がありますので、もう脳のMR Iとか画像診断を見てもらうと、一つの診断の一助になってまいります。そういうことを含めて、それから認知症と言われていても、治る認知症もあるんです。例えば正常圧水頭症とか、硬膜下血腫とか、急にぼけてきたとって頭の画像を撮ると頭の中に水がたまっているとか、そういうのでは外科的な手術をやると治る認知症もあるということで、そういう症状が出ましたら早目に頭のMR Iとか、CTじゃないので放射線浴びませんので、ぜひ受けていただければと思います。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月14日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 小 高 洋

平成28年12月15日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成28年12月15日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川 村 淳 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 達 也 君
建設部次長 兼都市計画課長	阿 部 光 浩 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴 木 康 則 君
水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君	市民総務部 危機管理監	千 葉 正 君
会計管理者長 兼会計課長	小 林 正 人 君	市民総務部 市政策課長	相 澤 和 広 君
市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君	市民総務部 税務課長	武 田 光 由 君
市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君	健康福祉部 子育て支援課長	木 村 雅 之 君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴 木 宏 徳 君	産業振興部 水産振興課長	並 木 新 司 君
産業環境部 環境課長	菊 池 有 司 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊 藤 勲 君
教育委員会 教育長	高 橋 睦 磨 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡 辺 常 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠 山 勝 治 君
選挙管理委員会 事務局長	相 澤 勝 君	監査委員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安 藤 英 治 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
議事調査係主査	平 山 竜 太 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

昨日の志子田吉晃議員の一般質問に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、水道部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） 昨日の志子田議員の一般質問の中で、配水管布設工事の指名競争入札に際し、資格のない業者が指名業者に入っているのではないかとのご質問がございました。配水管布設工事につきましては、水道部の発注案件でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ご指摘の工事につきましては、水道管布設工事の竣工後に仮復旧となっていた道路の舗装を行う工事が主たる工事内容であり、一部に水道管の布設を含む複合工事となっております。このことから、主たる工種であります土木工事の資格を有する業者を選定して、指名競争入札を行ったものであります。したがって、この工事の発注に当たっての指名要件には問題はありませんでしたので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番曾我ミヨ議員、1番小野幸男議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

4番西村勝男議員。

○4番（西村勝男君）（登壇） オール塩竈の会の西村勝男です。

一般質問の機会を与您いただき、心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。誠意ある回答をよろしくお願い

します。

初めに、まちづくり交流施設事業、勝画楼についてお伺いします。

勝画楼は、塩竈市景観計画の景観重要建造物の指定候補とされ、歴史・文化性の価値が高いと言われています。勝画楼再建に向け、市の対応についてお伺いします。

勝画楼は、鹽竈神社別当法蓮寺の書院跡であり、明治9年6月、明治天皇が東北巡行の際、宿泊所になりました。「勝画楼からの眺めは画にも勝る」と意をもって仙台藩歴代藩主に愛された建物です。現在、所有者であります鹽竈神社の意向では、安全性に問題があり、解体に向けて進んでいるとお聞きしております。鹽竈神社を中心とした歴史、文化、観光の点から見て、勝画楼の再建は重要な価値があると思われませんが、市としてのお考えをお聞かせください。

次に、市所有の土地利用についてお伺いします。

宮町（公用車駐車場）、本町（仮設店舗跡地）、行政財産をどのように活用するかによって、鹽竈神社、また塩釜文化景観賞受賞建造物である佐浦酒造さん、荻原醸造店さん、太田與八郎商店さん、旧亀井邸、旧ゑびや旅館、勝画楼、また国の登録有形文化財である丹六園さんなど、その地域の観光資源が有機的に結びつき、町の観光発展につながると思います。今後の土地利用計画がありましたらお知らせください。

次に、安心して暮らせるまちづくりについてお伺いします。

通学路の路側帯カラー化についてお伺いします。

通学路で悲しい事故が相次いでいます。ことし10月、横浜市の市道で集団登校の小学生の列に軽トラックが突っ込み、児童1人が死亡して、6人が重軽傷を負っています。11月にも、千葉県八街市の国道で登校中の小学生らにトラックが突っ込み、児童4人が重軽傷を負っています。また、高齢者の事故もふえる状況の中、ドライバーに対して注意喚起のため早急に通学路の安全対策を進めなければなりません。路側帯カラー化事業の進みぐあいと今後の予定についてお伺いします。

次に、空き家・空き地等の適正管理に関する条例制定についてお伺いします。

現在、全国の自治体1,718の中で450余りの自治体が空き家管理条例を制定しております。全国で空き家率13.5%、2033年、16年後には31%を超え、3軒に1軒が空き家になると統計が出ております。9月定例会で、菅原議員を初めこれまで多くの議員が心配され、質問を重ねてまいりました。そして今、空き家に関する相談件数もふえてきております。解決策とし

て、条例を制定することで迅速な対応ができる先進事例も報告されています。空き家・空き地等の適正管理に関する条例制定に対し、塩竈市はどのように捉えているのかお伺いします。

次に、24時間在宅介護体制の構築についてお伺いします。

2025年、団塊の世代が75歳、後期高齢者に達します。しかし、政府は増加する医療費を抑えるため、2025年度までに病院のベッド数を135万床から115万床へ約20万床減らすという目標を示されています。これに伴い、全国で35万人余りがやむを得ず介護施設や自宅での治療となります。高齢者が安心できる病院と介護現場を結ぶ新たなシステムが必要になってまいります。長期的視点に立ち、市立病院を中心に新たな医療と介護の連携による24時間在宅介護体制の構築を考えられないかお伺いいたします。

次に、環境に優しいまちづくりについてお伺いします。

ごみ処理施設の老朽化対策と、最終処分場がいつまでもつのか、また広域行政の中でどこまで宮城東部衛生処理組合との調整が進んでいるのか、また処理施設の今後の方向性についてお知らせください。

次に、今後の防潮堤建設計画とその内容についてお伺いします。

宮城県の事業ですが、北浜緑地護岸工事以降の北浜四丁目東塩釜駅前付近、また新浜地区に対する防潮堤計画をお知らせください。

現在、新魚市場の周辺については工事が始まっていると聞いております。造船所を初め、籬神社周辺に停泊している遊漁船の方々に対しての説明などを初め、工期と概要をお知らせください。

最後に、インフラ老朽化対策、水道事業についてお伺いします。

国は、水道事業への民間企業参入促進のため、条件整備を進めています。持続的な水道事業の運営に向け、市として民営化に向けた対応、今後の取り組みについてお伺いします。また、現在の民間への委託状況と成果、そして今後どのような形で委託を進めていくのか、お考えをお示しください。

また、老朽化比率に基づく改修計画についてお伺いします。水道管路の耐用年数は40年であり、高度経済成長期に整備された管路の更新がなかなか進まないため、老朽化比率が上昇しています。全国平均で老朽化比率が約10%、管路更新比率が0.7%となっており、全ての管路を更新するのに約130年かかると想定されています。今後、人口減少による使用水量の減少、水道料金の変化などを踏まえ、塩竈市の管路改修計画をお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 西村議員から6点にわたりご質問いただきました。

初めに、観光と交流のまちづくりについてお答えさせていただきます。

勝画楼の再建に向けての市の対応についてというご質問でありました。

かつて法蓮寺の書院であった勝画楼は、明治4年の廃寺の際、解体を免れ、明治天皇の東北ご巡行の際の仮の御所である行在所となり、その後は料亭として使われ、昭和36年以降、鹽竈神社の所有となり、以来神社が管理をしておられます。

この建物であります、まず江戸期中期ごろの書院建築で、清水寺の舞台のように柱を格子状に組んで、崖地に張り出すいわゆるかけづくりという構造になっており、その眺望が「画にも勝る」ということから、5代藩主伊達吉村公が勝画楼と名づけられたと言われてるところであります。また、藩主ご参拝の折の休憩所であり、大名などの部屋に用いられる格子状に組まれた格天井といった格式の高い天井で、武家文化を色濃く残す建築物となっております。

しかし、周辺の崖地の安全性を確保するため、神社関係者の方々から勝画楼を解体するとの話が伝わってまいりましたので、今年6月、私から神社関係者の方々へ解体を待っていただけないかとのお話をさせていただきました。その際に関係者の方々より、建物も老朽化をしているため、地域の皆様方の不安解消にはやはり解体という方向で検討してまいりたいという説明でありました。

このことを受け、今年9月30日に県のみやぎ景観アドバイザー派遣制度を活用させていただき、学識者によりまして勝画楼現況調査を実施をし、保存・活用等に関する所見が取りまとめられました。その内容では、多角的な見地からの評価が可能な物件であるという評価と、公益的な価値が正当に評価されないまま解体、除却することは適切とはいえないとの見解をいただき、あわせて堅実な保全までの道のりについて応急診断調査や市民共創による活動計画などのご提言も賜ったところであります。

所有者であります神社関係者の方々にも、この所見を提出させていただきますとともに、11月10日に宮司さんを初め責任役員の皆様と私が直接お話し合いをさせていただく機会をいただきました。近隣の皆様が不安に感じている崖地についても、市としても考えられ得る安全対策について、一定程度支援策を提案させていただきながら、あわせて勝画楼解体計画と

この崖地の保全を分離して検討いただけないかというようなお話を申し上げたところであり
ます。本市といたしましては、あくまでも所有者であります鹽竈神社様の意向を尊重しながら、
ご理解とご協力をお願いし、今後の対応策を検討させていただきたいというふうを考えて
いるところであります。

次に、今後の土地利用計画についてご質問いただきました。

1点目の宮町の公用車駐車場及び本町の仮設店舗跡地についてであります。この周辺は
本市の中心市街地として高い都市機能を有しておりましたが、商店街の地盤沈下やドーナツ
化現象、あるいは東日本大震災などにより空洞化が拡大をしております。このため、にぎわ
い創出に向けた中心市街地の再生を図ることが急務となっており、現在改定作業を進めてお
ります都市マスタープランにおきまして、地域の皆様からご意見をいただきながら、一体的
な課題解決が図られるよう検討を始めております。

1点目の宮町旧庁舎跡地であります。都市マスタープランでは観光の強化に向け、裏坂
観光拠点の整備として位置づけてまいりたいと考えております。しかし、現在36台の公用車
の駐車場として利用いたしておりますので、今後土地利用を図るためには壺番館周辺に公用
車の必要台数を確保しなければならないという課題がございますので、あわせて検討いたし
てまいります。

また、2点目の本町の仮設店舗跡地であります。実は隣接する南町地区の皆様から、現
在の一方通行の解消と町なか居住空間の確保に向けた活用をしたいという意向が示されてお
ります。このことを踏まえまして、周辺住民の皆様方のご理解をいただきながら、都市マス
タープランにもご要望の趣旨を踏まえた土地利用を位置づけてまいりたいと考えているとこ
ろであります。

現在、南町の皆様方とは定期的に周辺地域の交通ネットワークの整備や沿岸の町並み整備
の問題・課題解決に向けた勉強会を開催させていただいておりますが、あわせて本町の仮設
店舗跡地周辺につきましては本町地区と南町地区が一体となったまちづくりを展開できない
かということにつきまして、今後地域周辺の皆様方の意向調査を行い、ご意見をいただき
ながら、地域全体の問題として検討を進めさせていただきたいと考えております。

次に、安心して暮らせるまちづくりについて、通学路の問題に触れていただきました。

児童生徒の安心・安全、何よりも優先される課題でございます。本市におきましては、通
学路の路側帯のカラー化に取り組んできております。平成20年以降、年1回、教育委員会、

各小中学校、PTA、スクールサポーター、そして国、県、市の各道路管理者、さらには塩釜警察署と連携し、通学路の合同点検を行っております。その結果を受けて、歩道の設置が困難な通学路におきましては、歩行者の通行帯を明確にするため、路側帯のカラー化を進めてきたところであります。

カラー化の進捗状況であります。小学校周辺を中心に第1期計画として整備を進めておりました12路線、延長4,000メートルにつきましては、昨年度末までに全てが完了いたしております。

今後の取り組みであります。地域の方々からは新たに例えば月見ヶ丘小学校や第三小学校通学路のカラー化の要望や、既に整備した部分が一部滑りやすい等々のご意見をいただいております。このようなことから、今月に予定されております通学路の合同点検の結果を踏まえ、地域や学校関係者、道路管理者、塩釜警察署と話し合いながら、第2期の計画を策定し、安全・安心な通学路の整備に継続的な取り組みを行ってまいります。

次に、空き家・空き地等適正管理に関する条例制定についてのご質問をいただきました。

本市に空き家・空き地等の適正管理のためには、条例を制定し、迅速な対応をすべきではないのかとのご質問でありました。

老朽化等が進み、周囲に影響を及ぼしている空き家の増加が全国的に問題となっていることを受けまして、平成27年5月であります。空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法が完全施行されました。この空き家法は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家対策と、まちづくりのための空き家の利活用対策を総合的に推進するため、国が基本指針を策定することや、市町村は空き家等対策計画を作成することのほか、空き家等に関する施策を推進するための必要事項が定められているものがございます。特に、このまま放置すれば倒壊するなど著しく保安上危険であったり、あるいは著しく衛生上有害な状態になるおそれがあるなどの特定空き家につきましては、その所有者に対して市町村が改善や撤去に関する勧告や命令ができること、またそれに従わない場合の過料規定、さらには行政代執行の手続に関することがこの法律の中で定められております。以前は市町村が独自に空き家対策に取り組むためには条例等が必要でありましたが、この空き家法の施行に伴い、条例を制定せず空き家対策に取り組むことが可能となったところであります。

本市のこれまでの取り組みであります。本市に対する相談のほとんどが周辺に悪影響を

及ぼしている空き家に関するものでありましたことから、まず本市ではその実態を把握するため、平成26年度から27年度にかけて空き家調査を実施いたしました。平成26年度の町内会等の調査による空き家データをもとに、平成27年度には老朽化などで危険と思われる空き家51件を対象に、市民安全課と定住促進課が改めて実地調査を行い、そのうち18件については特に危険度が高いことが確認をされました。51件の空き家は特定空き家に該当することが想定されますことから、空き家の実地調査結果、所有者等、建物もしくは土地の状態、対応方針や方策などを記載した空き家カルテを作成し、特に危険度が高い空き家の所有者に対しては文書による改善要請を既に行ったところであります。

ご提案いただきました空き家対策を推進するための条例の制定につきましては、空き家の適正管理を盛り込んだ空き家法が施行されたこともあり、その後は全国独自の自治体の空き家条例の施行は減少傾向にございます。本市の空き家対策を推進する上で、空き家法では補い切れない面があるのかどうか、また周辺に悪影響を及ぼす空き家対策と、定住につながる空き家の利活用対策を総合的に本市の実情に合った施策として推進するため、条例制定が必要なのかどうかにつきまして引き続き検討させていただきます。

続きまして、24時間在宅介護制度の構築についてのご質問でありました。特に病院と介護の連携についてという視点でありました。

本市では、2025年問題の解決の対策として、24時間在宅医療介護体制を目指すため、介護保険事業の充実に向け、今年度、地域密着型サービス事業者の公募を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者を選定し、その事業者において年度内に定員20人程度でのサービスを開始する予定となっております。従来の訪問介護や訪問看護は、1回につき一、二時間程度、週数回の訪問が基本でありましたが、この定期巡回・随時対応型の訪問介護看護は、1日のうち必要な時間帯に分散して訪問を行う定期巡回訪問と、夜間を含む24時間の随時訪問・随時対応を組み合わせたサービスが提供できることとなり、今後の24時間在宅医療介護の推進を図る上で重要なサービスであります。

また、市立病院では地域包括ケアシステムによる医療関係の役割として、昨年6月から3階病棟を急性期病棟から、急性期の治療が終了した方に対し、在宅復帰に向けた医療や支援を行う地域包括ケア病棟に転換をいたしております。あわせて、二市三町地域で唯一24時間往診が可能な体制を確保し、訪問看護ステーションと連携して、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保している病院に認められる在宅医療支援病院の認定を受けております。訪問

診療や訪問看護、あるいは訪問リハビリテーションなどの在宅医療を今後積極的に推進いたしてまいります。

今後におきまして、医療と介護の連携が極めて重要であり、現在塩釜地区二市三町と塩釜医師会との共同で、県の指導のもと、定期的な連携推進会議のほか、医療と介護の各種合同の研修会、検討会を開催して、この地域のあるべき包括ケアシステムに向けた検討を行っております。

また、在宅医療介護対象者の情報共有につきましては、二市三町職員による検討チームが早期に着手可能な連携手段として、医療介護関係機関での情報共有シート作成と、活用ルールの検討に既に取り組んでいるところであります。議員ご提案の情報通信技術を活用したネットワークシステムにつきましても、この二市三町職員による検討チームの内容と合致するものと考えているところであります。

次に、環境に優しいまちづくりについてご質問いただきました。

環境に優しいまちづくりの中で、まずごみの広域処理についてのご質問でありました。

このことにつきましては、これまでも議員の皆様方から同様のご質問を頂戴いたしたところであります。その際に、将来広域処理に参画をしていくこと、具体的には宮城東部衛生処理組合に参画をし、一元化の方向に進んでいくということを明確にお答えさせていただいており、その認識は従前どおりであります。近い将来に、宮城東部衛生処理組合に加入させていただき、二市三町としてごみ処理の取り組みをさせていただきたいということは、宮城東部衛生処理組合にも私からも継続的にお願いをさせていただいているところであります。

組合の意向であります。今後お互いに新たな施設整備に着手する時期に、塩竈市にも加入していただくということではいかがかというお話をいただいております。具体的に塩竈におきましては中倉埋立処分場の容量があと六、七年で満杯となりますことから、その時期が一定の目安となるのではないかと考えているところであります。引き続き同組合と調整を図りながら、二市三町が一体としてごみ処理に当たっていくことを目指し、協議を重ねてまいります。

2点目であります。清掃工場と中倉埋立処分場の現状についてのご質問でありました。

清掃工場は、ご案内のとおり昭和51年に供用開始をし、既に40年を経過した施設であります。老朽化に対応するため、毎年定期的な整備を実施しているところでございます。また、平成27年度には工場建屋の躯体調査等を行いました。経過年数はあるものの、比較的良好

な状態を保っているとの診断をいただいたところであります。

中倉埋立処分場につきましては、ごみの減量化やリサイクル処理、破碎処理を行って延命化を図ってまいりましたが、本年7月の測量実施によります残容量は約1万4,600立米でありまして、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、あと六、七年で満杯となるものと予想いたしております。

どちらの施設につきましても、宮城東部衛生処理組合に加入するまでの間、適正な維持管理を行いながら、施設の状態を良好に維持し、安定的かつ継続的な使用を続けてまいります。

次に、北浜地区を初めとする市内の防潮堤の整備状況についてのご質問をいただきました。

北浜緑地護岸整備工事から北浜四丁目、新浜町一丁目、新浜町三丁目の計画内容についてご質問いただきました。

防潮堤につきましては、北浜地区の港湾区域、新浜地区の漁港区域とも、管理者である宮城県が整備を行っております。計画の内容と、平成28年11月末時点の進捗状況についてであります。北浜地区の土地区画整理事業の施工区域に隣接する北浜緑地護岸整備工事では、緑地面積3.1ヘクタールとあわせ、沿岸沿いに計画高がT.P. プラス3.3メートルの防潮堤を建設する予定であります。現在は、北浜地区水路側の箇所を施工いたしておりますが、今後は背後の緑地工事と水路に新設される水門工事が主な工事内容となり、平成29年度末の完成を目指して努力をしているというふう聞いております。

次に、区画整理の東側から東塩釜駅までの区域であります。県の港湾課におきまして、国道45号沿いに計画高、同じくT.P. プラス3.3メートルの防潮堤整備の計画がございます。防潮堤の高さであります。現地盤高から高いところで1.5メートル、低いところでは60センチメートル程度になると伺っております。また、門扉につきましては、東北ドック鉄工周辺に2カ所設置するという予定であります。今後、国道管理者との協議を行った後、具体的な整備内容がまとまりましたら、スケジュール等もあわせて示されることになるものと判断をいたしております。

また、ご質問の国道45号の籬入り口から漁港区域となり、基本的には岸壁と背後の道路の間にT.P. プラス3.3メートルの護岸を整備する区間ありますが、東北ドック鉄工前から籬の岸壁までの区間については、現在土地所有者と防潮堤整備位置について協議中であります。今後、協議が終了いたしましたら、早速整備に着手するというようなお話をいただいております。

また、魚市場前につきましては、道路と魚市場内の境界に防潮堤ができることとなります。また、魚市場に入場するための正門前につきましては、改めて門扉を設けず、直接道路が乗り越えをして、場内に入っていくという形になります。いわゆる乗り越しという形状になるというお話であります。岸壁が魚市場の東側及びマイナス6メートルの岸壁につきましても、岸壁と背後の漁港道路の境界に胸壁型の防潮堤を整備する計画となっているところであります。

漁港区域の防潮堤の整備時期についてであります。魚市場前につきましては交差点改良工事とともに既に着工いたしておりますが、東仮設荷さばき所があった部分につきましても、岸壁の災害復旧工事とあわせて発注を行う準備を進めておるといふふうにお伺いをいたしているところであります。

次に、インフラの老朽化についてであります。具体的には、水道管の老朽化対策についてのご質問でありました。

まず、水道事業の民営化についてのご質問でありました。

現時点におきまして、我が国におきまして水道事業そのものを全面的に民営化という事例はございません。なお、先進事例を申し上げますと、例えば横浜市ではPFI方式による浄水場管理運営が既にスタートいたしているところであります。本市につきましては、平成25年度から料金徴収などの窓口業務を委託し、平成27年度からは梅の宮浄水場の運転管理を一部委託としたところであります。

委託事業の効果や今後の考え方についてのご質問をいただきました。

本市における業務委託の効果といたしましては、民間事業者のノウハウを生かしたセキュリティやチェック体制により、適切に運営がされており、利用者からの大きな苦情も今のところない状況であります。また、防災訓練や市民まつり、ダム清掃への参加など、地域貢献も果たしていただいております。さらに、双方の委託業者と災害時における応援協定を締結し、万が一の際には迅速な復旧に資するものと考えております。財政的な効果といたしましては、窓口業務が委託後3年間で3,700万円、また浄水場の委託は2年間で約1,600万円のプラスが見込まれるところであります。

次に、管路の老朽化比率と今後の見通しについてのご質問をいただきました。

市内の送水配水管の総延長であります。323.2キロメートルであり、そのうち法定耐用年数の40年を超えた管が79.14キロメートル、老朽化率は24.5%という状況であります。な

お、震災後、補助制度の中で有利な補助率であります災害復旧事業を積極的に活用しながら、老朽化の進行の抑制に努めさせていただいてまいりました。

本市の水道管の更新状況であります、平成27年度は1.03%となっております。平成26年度の全国平均の0.76%を若干上回る状況ではありますが、しかし老朽管の更新事業をこのまま継続をいたしたとしても、年を追うごとに新たに耐用年数を超えた老朽管がどんどん発生をすることになりますことから、今後平均で年1%程度の老朽化の進行が予想される状況であります。管路の老朽化は全国的な課題であり、財源が限られている中で有効な打開策はなかなか見つからず、現状のままでは老朽化の進行が避けられない状況でありますことから、既に国に対しましては補助制度の老朽化対策への拡大を要望し続けているところであります。

今後の管路の改修計画についてであります、現在実施している老朽管更新事業、第6次配水管整備事業、そして災害復旧事業の3つの事業のうち、老朽管更新事業、第6次配水管整備事業につきましては、平成30年度に完了の予定となっております。このため、平成31年度以降の老朽管更新につきましては、次年度から基礎調査を実施し、管路の老朽化の状況や口径、重要施設への配水経路、埋設土壌、事故歴などを勘案した計画を策定し、あわせて耐震性の向上と整備の促進を図ってまいります。

なお、計画を進めるに当たりましては、限られた財源の中でありますので、補助制度を最大限活用して、取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 4番西村議員。

○4番（西村勝男君） ご回答ありがとうございました。

では、初めに勝面楼についてお伺いします。

同じような認識といいますか、私も大事なものであると、歴史的なものでもあるということでお話を承りまして安心しました。どうしても個人所有といいますか、鹽竈神社様の所有ですので、そう強くは言えないまでも、ただ塩竈市の、また塩竈市民の財産であります。これをどう残すか、どう後世に伝えていくかが問われている今の時代だと思います。そこにいるのが今の佐藤 昭市長でありますので、最終的なご決断をしていただくということで、きちんとお話をしていただければ幸いです。

私は塩釜ユネスコ協会に所属しています。ユネスコは国連教育科学文化機関、世界遺産として各所を認定しております。文化遺産、自然遺産、複合遺産、それは地球の品位を守ると、

未来永劫人類の宝物として伝え残していく活動ですと言われております。やはり塩竈市民、また塩竈市の品位を保つ上でも、ぜひとも強い意志を持って残していただき、それを神社様に伝えていただいて、確固たるものを残していただければ、市長4期16年のレガシー、遺産となるべきものでもあるような気がします。その辺につきまして、市長の覚悟をお話してください。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員ご案内のとおり、例えばこういった事業を行うにつきましては、当然予算が、財源が必要であります。財源につきましては、市民を初めとする皆様方のご協力をいただいております。私のいうよりは、多くの市民の皆様方がこういったことについてどのようなご意見をお持ちなのかということをやはり広く確認をするべきではないのかというふうに考えているところであります。多くの皆様方が、ぜひこういったものを残していこうということでありましたら、それはどういった手法でどういった費用を活用してということを改めて議員の皆様方にはまたご説明をさせていただき、予算化をするという手続が当然必要でありますので、そういったことをこれから進めさせていただきたいということをお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） そういう諸条件の整備が整わなければというお話ではありますが、先日、NPOみなとしほがま定期総会で記念講演がありました。「塩竈と勝画楼」ということでしたが、やはりこれは残すべきだという大学の先生のお話もあります。文献から見た勝画楼ということでのお話でした。その最後には、じゃあ皆さんで募金を募って、そういう声を上げていこうかというお話も出てきております。やはり市としてこういう方向で向かいますという市民に対してのアピールがなければ、市民にもなかなか理解していただけない部分もありますので、その辺は市長、ご覚悟をいただき、もっとその辺の存在価値をPRしていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、2番目、土地利用についてお伺いします。

宮町におきましては公用車駐車場、現在36台、以前にあそこの「社とさかなのまち」のお膝元の駐車場が何で公用車なんだという話で1回質問したことがあります。そのときは八十何台というお話で、なるべくシェアして少なくするというお話でした。現在36台。しかし、先ほどお話ししましたように、宮町、本町、西町の観光資源となる商店の方々が幾ら頑張っ

ても、接続点としての宮町の土地の利用はあのまま変わらず、これからも3年、4年と続くとすれば、やっぱりあったら開発ができないのではないかと思います。早急にあの土地はやはり観光としての目的を持って、それも地元の方々との協議もあるでしょうけれども、まとめていただいて、何か駐車場ではなく新たなものできないものか、神社様との協議でしょうけれども、博物館を下におろしていただく、例えばですよ、やはり観光の目玉として西町、宮町、本町を活気づけるためにはということで、新たな発想の中で何か考えられないか、そういう利用も考えられるかどうか、ご検討をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前のご質問の際にも西村議員にはお答えさせていただいたんですが、決して私どもも公用車の駐車場として活用するということが本来の目的ではないと思っています。ただ、被災後、さまざまな地域からご支援をいただきながら、復旧・復興活動をさせていただいてまいりました。そういった職員としての活動の中で、やはりどうしても駐車場がないと効率的な仕事ができないというのも一方にあるわけでありまして。代替の駐車場もいろいろ手を尽くして探しましたが、ご案内のとおりであります。なかなか空き地がない中で、やむを得ず今日まで活用させていただいてまいりました。これから先、海岸通1・2番地区の再開発が一定程度整備されます中で、公共駐車場、前にも公用車の駐車場として一定数は活用させていただきました。そういったことを今日途に、その後の土地利用ということで、今マスタープランに一生懸命取り組んでいるところであります。一日も早くそういったことが実現するよということと、あわせてどういった土地利用をすべきかということにつきましても、地域の皆様方の声というものを大切にさせていただきながら、プランを策定してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ですが、いつまでという期日を決めるとすると、海岸通の再開発事業が終了した時点までとなりますと、やはり多くの観光客の方々に大変不自由をかけるということになります。早急にその対処策を考えていただき、あそこはやっぱり観光のために使っていただきたい。宮町は、どうぞよろしくをお願いします。また、本町についても、今南町と本町を含めて新たな方向性を見出すということですので、やはりそこもどう活用するかによって本町の商店街がどう潤うか、どう活性化するかも決まってきます。その辺も含めて、早急に対処方よろしくをお願いします。

次に、安心して暮らせるまちづくりの路側帯カラー化事業についてお伺いします。

先ほど大分進んでいて、全国では5,500カ所ほどまだ不十分な場所があるという調査が出ています。塩竈市でも、先ほど出ましたように月見ヶ丘小学校に向かう赤坂から大日向に向かう道路を含め、旭町はマンションが随分建っておりまして、そこに小学生の方が大分いらっしやいます。その方々が国道45号線まで行く道路が通勤時間には大分狭くなって危ないと。先ほど事例を紹介しましたが、もし何かあってからでは遅い、早目早目にご検討いただければ幸いです、最終的にいつまでこれは完了されるのかお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 通学路の路側帯のカラー化についてですけれども、先ほど市長が答弁申し上げましたように、第1期計画としては昨年度をもって終了したというところでございます。今、通学の際に車が突っ込んでというふうな事故が頻発しておりまして、整備の必要性、整備要望というのも我々建設部のほうに大変寄せられているところでございます。そんな中で、どういうふうにどの路線を計画に位置づけてやっていこうかという私どもの計画のよりどころとしておりますのは、地域の方、町内会の方、それから学校関係者、道路管理者、そういった方々と通学路の安全点検というものを定期的にとりつか、ついこの前、今週終わったばかりですけれども、そういったところから出てきた路線を計画をつけてやっていくというふうに考えております。それから、カラー舗装したところもだんだん、平成25年ぐらいに着手したところも薄れてきておりますので、そういったところも再度手をつける、それから勾配が急なところは少しざらざらしたようなカラー化をしていくというふうな計画を2期計画の中で取り組んでいきたいと思っております。ただ、これはいつ決められるんだということですが、来年度に向けての財政要求を今しているところでございますので、その中で明らかにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） 来年度には全て終わらせていただくよう、よろしく申し上げます。

次に、空き家対策の件でご質問申し上げます。

空き家対策条例をつくってほしい、しかし空き家対策特別措置法ができたのでそれに準じてやっていくというお話でした。ただ、迅速な対応という部分ではやはり条例は簡素化したものであってもつくったほうがいいのではないかと考えています。その辺について、もしご検討いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

ある地域では、空き家活用に関する相談窓口というものを自治体でつくっているところもあります。空き家のままで置くのではなくて、どう活用したらいいだろうかということで、横須賀市都市計画課住まい活用促進担当というところで、空き家をどう活用していったらいいのかという窓口もつくっております。

また、横須賀市エンディングプランサポート事業、終活ですね。つまり、亡くなる前に葬儀、死亡届、納骨、延命治療意思、リビングウィルの支援プランを作成してということで、つまり持ち家、またはアパートのお住まいでも、最終的な自分の身の回りの処理を事前に、これも福祉部生活福祉課が対応しているということでした。ですから、空き家になる前、空き家になってからの対応は条例なりいろんな法律の中で管理していきますが、その前の段階。そこでお聞きします。現在ひとり住まいの高齢者、または2人で老々介護といいますが、2人住まいでいらっしゃる塩竈市民の方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。わかりましたら教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま塩竈市内でひとり暮らしのご高齢の方が何人ぐらいかというご質問をいただきました。ことしの10月末現在でございますが、市内でひとり暮らしの高齢者というのは3,600世帯いらっしゃいます。それから、2人暮らしのご高齢者というのは、世帯の数で申しますと約2,900世帯でございます。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） ありがとうございます。そういう対象者、これからの空き家予備軍ではないんですけども、これからなる可能性のある方々がいらっしゃるということです。そうなる以前にどう対応していくか。ちょっと難しいです。ただ、これも行政でやられています。横須賀市の場合、年間50体ぐらいの身元の引き受け手のない遺体が出てきて、全て税金で賄っているというお話を聞きました。その中で、そうならないためにということで、行政側が担当し、福祉課なり各部署で対応して、その人の最終終末の終活を行っているという話も聞いています。これは空き家対策とは関係ないと思いますが、ただ空き家に対する予備軍のためのそういう対処を今からしておくと、今出ていました人数の方々相談窓口を設けて、今お家を持っていますけれどもどうしますか、今後もし亡くなったらどうしますかと。身寄りがいなくなれば、今後じゃあこういうことをしたほうがいいですよと。そこで出るのが、市の職員だけではどうしようもありません。ですから、司法書士、行政書士、弁護士がかか

わって、その対処策を市から紹介されて動いていらっしゃるということもお聞きしております。現在、山形では行政書士会と山形県が合同で空き家に対する対応をしていると聞いています。そういう空き家に対する相談窓口を設けることができないかお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ひとり暮らしのご高齢者が亡くなったケースでございますけれども、大体は地域の皆さん、あるいは身寄りの方がいらっしゃいまして、そのような皆さんにしっかり対応していただいているということでございます。ただし、年に二、三件はなかなか身寄りが見つからないというケースがございます。そういう場合には、私ども担当課のほうでしっかり焼骨から納骨まで担当をさせていただいているという状況でございます。そのような状況でございますので、制度の構築もさることながら、地域の中での支え合いというんでしょうか、そういう助け合いの土壌をつくっていくことが大切ではないかというふうに私どもは考えているところでございます。それがひいては介護保険の地域包括ケアシステムの構築にもつながっていくのではないかとこのように考えておりますので、地域の結びつきを今後とも強めるような取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 西村議員。

○4番（西村勝男君） その辺もご検討いただきまして、対処策を講じていただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

24時間在宅介護体制の構築については、これはいろんな情報通信技術が進んでいる中で、これから10年後、長期的な視点で考えていただけないかということでご質問させていただきました。大学、病院、介護施設等の連携の中で、今後とも検討していただければ幸いです。

では、時間がなくなりましたので、観光に優しいまちづくりについてお尋ねします。

6年後までには結論を出すというお話でした。ただ、6年後にはもう最終処理施設がなくなる。今、北海道では循環型社会の形成と解決に向けてということで、ごみ処理を炉を使わないでやっている、倶知安町を含め7町村でやってらっしゃいます。炉を使わない、燃やさない、つまり最終処分場に終わった廃棄物は行かないというような処理施設です。燃えるごみは固形化燃料にすると。それで、いろんな暖房に使ったりボイラーに使ったりしているということです。二酸化炭素の排出はゼロ、ダイオキシンも発生せず、リサイクル率46%、塩竈市は19.1%、再資源化率が82%。このごみ処理が、今5万人という目標の中で塩竈市のご

み全体の35%から40%を処理しながら今進んでおります。新たなごみ処理の発想も、一つ考えていかなければならないのかなと思っています。これは二市三町に提案すべきなのか、塩竈市独自でやるべきなのか。今循環型社会、CO2削減ということで、世界で統一した中で進んでおります。その中で、二市三町、塩竈市でこれを始めると新たなブランド化にもなるような気がするんですが、いやこれは広域でやるべきだというお話も出ています。今回、東部衛生で焼却炉を建て直すとなれば、新たな環境アセスメントの中で住民合意を得て新たにつくらなければならない。前回70億円かかっております。6年後、どれだけの金額がかかるのかわかりませんが、それを負担しなくてはならないと。そうすると、こういう方法もある意味では必要なのかなという考えを頭に置いていただき、今後のごみに対する行政の取り組みを考えていただければと思います。もしお答えがあればお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今、西村議員のほうから廃棄物固形燃料化についてのご提案を頂戴いたしました。私どもとしまして、そういった固形燃料化の処理の仕方を含めまして、そのほかにも可燃ごみを炭化する方法ですとか、生ごみのみを分別して微生物による堆肥化をする方法など、資源化を図るためのさまざまな処理方式というものが今あるようがございます。それぞれにメリット、デメリット等もございますし、また先ほど市長申し上げましたとおり、塩竈市単独でこういったことを考えるということだけにはならない方向性もございますので、そういったことについて広く研究を深めて、選択ということになってまいるかと思っておりますので、そういったRDFも含めてこれからもいろいろと勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 平成28年度12月定例会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き、公明党会派を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。市長初め当局の誠意あるご答弁をお願いいたしまして、4項目お尋ねいたします。

1点目は、定住促進についてお伺いいたします。

平成26年12月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」は、世界的にも類を見ないスピードで進む少子高齢化によって起きている人口減少に歯どめをかけ、東京圏への一極集中を是正し、国民が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社

会構築を目的とした施策を実施するためにつくられた法律です。国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、雇用の創出、観光など、地域資源を生かした産業振興策などに地方自治体の知恵と主体性を生かした真に活力ある政策を実行できることを目的としています。

本市におきましても、平成17年の国勢調査による人口は5万9,357人となっており、第5次長総が終わる平成32年には5万1,201人と、平成17年に比べて13.7%減少すると将来人口が予想されています。市民の地方創生の意識調査におきましても、「積極的に人口増加や少子高齢化対策を講ずべき」34.7%、「現在の人口を維持すべき」28.6%、「急激な人口減少を抑制すべき」20.5%、人口増加や高齢者対策に対する市民の意向は、合わせると83.8%に達します。このことから、人口対策は本市の命題であると思われまます。

平成27年度から策定した「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5カ年にわたる施策であり、地方自治体の積極的な取り組みに予算が交付されます。そこでお聞きしますが、この間の市の取り組みと成果について、また今後3年間の具体的な戦略についてお聞きいたします。

次に、男女共同参画について2点お聞きいたします。

仕事と生活のバランス、いわゆるワーク・ライフ・バランスという考え方に関心が集まり、議論がされて久しいですが、依然仕事とプライベートな生活のバランスがうまくとれていないのが実情です。労働者の慢性的なストレス、体調不調、病欠に加え、家庭的にも大いなる影響があります。保育所の待機児童の問題、女性の活躍の場の担保、母親の過重労働の問題など、課題が山積みしています。特に子育て中の共稼ぎの場合、子育てに父親がどれだけの時間をかけているのかが問われています。総務省統計局のデータによりますと、就学前の子供がいる家庭での父親の1日の育児時間は、フランスでは約40分、アメリカ、ドイツ、イギリスなどは1時間を超えている一方、日本では25分にすぎない。加えて日本の男性の家事に要する時間はさらに少ないと、残念なデータが出ております。

そこでお聞きしますが、本市においてまず職員の、特に子育て世代の職員のワーク・ライフ・バランスはどの程度図られているのでしょうか。育児休業取得の割合について、女性職員と男性職員別にお聞きいたします。

また、市内の企業について、ワーク・ライフ・バランスの調査はされているのでしょうか。静岡県浜松市では、来年1月から積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる市内

に所在する企業、NPO、個人商店などを認証する制度を創設すると発表しました。企業のブランドイメージを図り、就活中の学生や取引先などに向けてアピールできることが狙いのことです。ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、イクボス宣言についてお聞きいたします。

ワーク・ライフ・バランスの観点から、仕事も子育ても同じくらい頑張りたいという男性はふえています。しかし、育児休業を初めとする両立支援制度を利用する男性はまだまだ少数です。その理由として、制度を利用しづらい職場の雰囲気が挙げられると厚生労働省では分析しています。さらに、管理職に両立支援の知識や配慮がなく、長時間労働を前提としたマネジメントを行ってれば、自分だけが育児を理由に休むことはできないと考える部下も多いのではないかと見ています。その改善策として、時間制約の中でも成果を出せるような職場の業務改善が必要であり、みずからも率先して定時退社し、仕事と生活のバランスを図れる管理職をイクボスと称し、その存在がこれからの日本の企業にとって不可欠であると推進しています。イクボスとは、仕事と生活の調和推進リーダーのことです。

去る11月28日、全国知事会においてもイクボス宣言が全会一致で採択されました。その内容は、「私たち全国の都道府県知事は職員の仕事と子育てや介護などの生活の両立を支援しながら、組織としての成果も出しつつ、みずからも仕事と生活の充実に取り組むイクボスとなり、先頭に立ってこの取り組みを推進します。さらに、私たちは都道府県にイクボスをふやすために企業等への働きかけを積極的に行い、仕事と生活を両立しやすい日本の実現を目指して全力で取り組みます」という大変力強い宣言でありました。このイクボス宣言について、市長のご感想をお聞きいたします。また、本市においても県内の市町村に先駆けてイクボス宣言をしてはいかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

質問の第3項目めは、健康・福祉についてです。

12月に入り、ことしもインフルエンザの流行が懸念される季節になりました。我が国のインフルエンザの発生は毎年11月下旬から12月上旬に始まり、翌年の1月から3月ころにかけて患者数が増加し、4月から5月にかけて減少する傾向にあります。特に高齢者にとって死に至る重篤な病状に至ることも少なくないことから、毎年インフルエンザ予防接種には65歳以上の高齢者に対して各自治体でも接種費用の助成が図られています。

インフルエンザの予防接種費用は、それぞれの医療機関によってまちまちです。総じて1

回の接種費用は3,000円から6,000円と幅があります。しかも、子供の場合は2回の接種が有効とされています。子育て中の家庭にとって、その負担は決して軽いものではありません。特に乳幼児を抱えた若い世代の家庭においても、その費用の負担が大きいとの声があります。インフルエンザ予防接種において、一定額の助成は家計も助かり、そのことによって予防が促進されることは、高齢者のみならずあらゆる世代に必要であると考えます。特に学童期における子供たちは集団生活の中で常にインフルエンザ等の感染症が一気に広がりを見せ、毎年どこかの学校で学級閉鎖等のニュースが報道されます。

そこでお尋ねいたしますが、本市におきましても64歳以下の世代にもインフルエンザ予防接種費用の助成を拡大するお考えはないでしょうか。多賀城市におきましては、平成26年より65歳未満の国保に加入している市民を対象に2,000円を上限に1人1回、13歳未満の子供に関しては2回までインフルエンザ予防接種費用を助成しています。しかも、事前の申し込みは不要で、指定の医療機関の窓口を設置している申込用紙に記入し、助成分を差し引いた費用を会計に支払うという事業を行っております。本市におきましても、医療費の抑制と感染予防の観点から、助成年代の拡大を図ってはいかがでしょうか。市長のお考えをさらにお聞きいたします。

最後に、あの東日本大震災より5年9カ月を迎えました。市内では、震災復興住宅が来年春までには全て整備され、塩竈市魚市場も復興のシンボルとして高度衛生管理型の新魚市場として来年秋には全ての建物が完成し、水産都市塩竈にふさわしい全容が整います。残すところは、塩竈市の顔と言うべき玄関口に当たる海岸通地区震災復興市街地再開発事業です。

そこでお尋ねいたします。この事業の現状と今後の見通しについてお聞かせください。また、本市の交流人口をふやす上でも、観光客の皆様がまずおり立つJR本塩釜駅に隣接する1番地区、2番地区の全体像をお聞きして、1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から4点にわたるご質問をいただきました。初めに、定住促進についてであります。

「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これまでの経過と効果についてまずお答えをさせていただきます。

本市の総合戦略につきましては、人口の現状と将来展望を踏まえ、雇用の創出や新しい人

の流れ、あるいは結婚、子育ての希望の実現など、5つの身近な目標を基本目標として掲げ、その達成に向けた取り組みの推進に努めているところであります。

総合戦略の計画期間の1年目に当たります昨年度におきましては、総合戦略の施策の方向性として位置づけております地域経済を支える基幹産業の振興や、安心して産み育てられる環境づくり、活気ある港町づくりによる魅力の発信を目指すべく、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金というものを活用し、子育て世帯応援券事業や割増商品券事業、みなと塩竈・ゆめ博覧会事業、水産加工がんばる塩竈支援事業等々に取り組みさせていただきました。

計画期間の2年目となります今年度につきましては、国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金の採択を受け、本市で製造される水産加工品のデータベース化を行い、流通の効率化や販路拡大を図る塩竈水産品ICT化事業に取り組んでおり、水産加工業の振興と海外への輸出拡大等を推進することで、基幹産業の振興を図る内容であります。

また、今年度から創設されました地方創生推進交付金の採択を受け、子供さんたちが充実した放課後を過ごせますよう、事業の企画や連絡調整等を行う塩竈アフタースクール事業に取り組むため、本定例会において補正予算を計上させていただき、安心して産み育てられる環境づくりの実現を目指すものであります。

これまで実施してきた総合戦略の取り組みの成果についてでございますが、昨年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施した事業のうち、地方創生先行型として取り組みましたみなと塩竈・ゆめ博覧会事業、食のまち塩竈観光プロモーション事業、保育所等遊具整備事業、水産加工がんばる塩竈支援事業の4事業につきましては、市民代表あるいは学識経験者が参画した「まち・ひと・しごと創生懇談会」におきまして、重要業績評価指標、KPIと申しておりますが、KPIの達成状況を検証させていただいております。結果といたしまして、4事業全てにおきまして達成に有効であったという評価をいただいたところであります。なお、これらの取り組みによりまして、交流人口ではみなと塩竈・ゆめ博覧会開催により約10万7,000人の効果、水産加工がんばる塩竈支援事業を通じた新たな商品開発により、経済の活性化が図られたものと考えているところであります。

また、今後3年間の戦略についてのご質問でありました。

例えば塩竈アフタースクール事業につきましては、3年間の事業として地方創生推進交付金の採択を受けておりますので、来年度以降につきましても引き続き事業を継続し、子供の

放課後の居場所づくりや女性の就労支援といったようなことに3年間で取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、塩竈水産品ICT化事業につきましては、現在採択を受けている地方創生加速化交付金は今年度限りの制約がございますことから、次年度以降も継続的に事業を実施するための新たな財源の確保策と、改めて地方創生推進交付金の活用を図ってまいります。なお、塩竈アフタースクール事業、塩竈水産品ICT化事業につきましては、その実施結果につきまして毎年「まち・ひと・しごと創生懇談会」での検証を行い、PDCAサイクルに基づいた取り組みに努めているところであります。

次に、ワーク・ライフ・バランスについてお答えをいたします。

初めに、子育て世帯の職員のワーク・ライフ・バランスについてのご質問でありました。

本市におきましては、子育て世帯の仕事と生活の両立支援として、通勤緩和、産前産後、育児時間、乳幼児健診等の各特別休暇制度や、育児休業や早出・遅出勤務の制度を整えるなど、男女ともに職員が子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の創出に努めております。

また、ワーク・ライフ・バランスを考える機会の提供として、市では公益財団法人せんだい男女共同参画財団と連携し、本年10月14日に子育て世代の職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関するワークショップを開催し、男性の育児休業制度を周知しながら、男女共同参画への男性の理解の促進や意識啓発を行っております。

現在策定中の第2次しおがま男女共同参画基本計画におきましても、基本目標の一つである職場における男女の平等・共同参画の実現における主要課題、家庭を持つ男女労働者への支援では、労働時間の短縮に向けた取り組みとしてワーク・ライフ・バランスの推進を盛り込んでおり、計画策定後は職員向けのワーク・ライフ・バランスに関する啓発事業やワークショップ等の開催などにより、取り組みを深めてまいりたいと思っております。

なお、当該計画や「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」など各種計画を策定する際には、子育て世代の職員の積極的な参加を促すなど、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意見反映を図ってまいります。

そういった中で、育児休業をとっている職員というご質問でありました。たしか今10名ありますし、男性職員は1名かと思っております。あわせて、市内の企業の状況についてもご質問賜りましたが、後ほど担当から詳細説明させていただきます。

次に、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについての考え方があります。

ただいま申し上げましたような子育て世代の職員に対する制度的な支援、あるいはご家族の介護が必要となった場合の制度については、今後とも法改正や人事院勧告の内容を踏まえ、環境づくりに努めてまいります。

一方、本来のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、やはり職員がご家族と健康に過ごす時間を十分に確保できる取り組みも必要であると考えております。東日本大震災後は職員の皆さんに直面する震災からの復旧・復興に関する業務や、増大する事務事業に本当に心血を注いでいただき、その結果、長時間の勤務をお願いする状況もございます。ご家族を含め、大変なご苦勞をお願いしておりますことを深くおわびを申し上げるところであります。

本年の人事院勧告の報告では、ワーク・ライフ・バランスの点からも長時間勤務の是正や心の健康づくりが我が国全体での課題と述べられております。本市におきましても、毎月の勤務状況を把握しながら、長時間労働の是正や、職員が家族を大切にしながら、みずからが持つ能力や経験を十分に発揮しながら、心身ともに健康で働ける環境づくりに取り組んでまいります。

そういった中、議員からイクボス宣言というお話をいただきました。私もつけ焼き刃で勉強させていただきました。イクボスは、非特定営利活動法人ファザーリング・ジャパンが平成26年3月からスタートさせたイクボスプロジェクトにおいて提唱されたものと認識をいたしております。このイクボス宣言につきましては、自治体におきましても全国知事会や指定都市市長会などで宣言がされており、県内では宮城県知事と仙台市長が宣言をされたようであります。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、今後とも息の長い取り組みが必要であります。そうした取り組みにつきましては、公務職場だけではなく、市民や地域の企業においても十分な理解をいただき、浸透していくことが何よりも肝要ではないのかというふうに私も判断をいたしております。

議員から「市長もイクボス宣言をされては」というお話をいただきましたが、先ほど申し上げました、東日本大震災発災以来、もうきょうで2,107日であります。職員に本当に過酷な条件を突きつけてまいりました。全く申しわけなく思っているところであります。退庁時刻の厳守、私から守れずにおりますし、家庭を大切にということにつきましても私自身がそうなかったという反省だったりもあります。家事に至っては台所にも立ったことがないという私が、名目的なイクボス宣言をするのは本当に職員に申しわけなく思っております。ご

容赦をいただければと思います。

次に、インフルエンザ予防接種の助成の実施についてのご質問をいただきました。

これからいよいよ流行期が始まります。インフルエンザにおける本市の予防対策についてではありますが、高齢者への重症化予防対策として65歳以上の市民を対象に予防接種費用について自己負担額を2,000円とし、それ以上かかった分につきましては市が負担をさせていただくという制度であります。議員から、多賀城市では本市と同様であります65歳以上の市民に対する助成のほかに、65歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に1回当たり2,000円、また13歳未満の子供に関しましては2回まで助成する事業については了知をいたしております。

塩竈市国民健康保険対象者に医療費抑制と感染症予防の観点から、ぜひインフルエンザ予防接種費用を拡大してはいかがかというご提案でありました。

前段、若干触れさせていただきますと、各県内の地方自治体、健康増進のためにさまざまな取り組みをされております。本市におきましても、65歳以上の方々に今申し上げましたようにインフルエンザの予防接種、例えば人間ドック助成事業、あるいは脳ドック助成事業、がん検診助成事業等々、さまざまなメニューを用意させていただいているところであります。まだまだ足りないと思っております。我々もでき得る限り新たな財源を生み出しながら、なお一層の助成の促進に努めてまいりたいと考えておりますが、まずはこのインフルエンザ予防接種につきましては前段申し上げましたような今日まで取り組んでまいりましたさまざまな健康増進のための施策の検証をさせていただきながら、これから先、インフルエンザ予防接種について本市がどのような対応をしていくべきかということについて、考え方を整理をさせていただきたいと思っております。若干お時間をいただければと思っております。

最後に、海岸通1・2番地区の中心市街地再開発事業についてご質問いただきました。この質問についてはお二人の方からご質問をいただいておりますが、若干重複するかもしれませんが、まず現況について触れさせていただきます。

再開発組合では、やはり事業費のさらなる圧縮を図らなければならないという視点から、かつては53億円でありました事業を一旦44億円というところまで圧縮をしたわけですが、やはりまだまだ将来の安定性を考えますときに、さらに事業費が圧縮できないかということで、さまざまな検討をされております。私もマンション建設予定者の方々のところに再開発組合の役員の方とお伺いをいたしまして、協力要請等もさせていただいているところで

ありますし、また国、県のほうにも足を運びまして、厳しい環境の中での市街地再開発事業でありますので、またさらなる支援策というものについてご賢察をいただけないかということについて要望活動等もさせていただいているところであります。

今後、年明けから宮城県への一連の認可手続を進めながら、5月ごろに建物の除却工事、現在ある建物を一旦更地にするという工事であります。そして、7月ごろに本体工事に着手の予定となっております。工事が順調に進みますと、平成31年の初夏の時期には1番地区、2番地区ともに新しい海岸通の町並みが完成すると期待をいたしているところであります。

次に、この再開発事業が地域の活性化にどのようにつながるのか、特に本塩釜駅前を意識したときというご質問であったかと思えます。

再開発組合では、海岸通地区の整備方針を鹽竈神社とJR本塩釜駅をつなぐ門前町として、何度でも足を運びたくなる古くて新しいまち塩竈直会横丁と位置づけ、地区全体のデザインコンセプトはモダンとし、鹽竈神社の門前町にふさわしいまちづくりに取り組んでおられます。具体的な事業展開といたしましては、1番地区では本市への定住促進を促す63戸のマンション等の建築、さらに本市の子育て支援施設を設置することによる、マンション居住者のみならず駅前という利便性を生かした新たな子育て政策を展開できないかというのを検討させていただいています。2番地区では、地権者の皆様方の店舗を中心とした飲食店を整備する予定であります。そのほかに最高の食材にこだわった専門店街を集積し、業種の垣根を超えて食を表現する場を創出するという取り組みであります。特に町並みにつきましても門前町にふさわしいものを計画しており、市民の皆様のみならず、本市を訪れる観光客の皆様が気楽に立ち寄り、滞在し、食や買い物を楽しんでいただける新しいまちの誕生となるものと期待をいたしているところであります。松島観光に訪れる方々や、できますれば海外からの観光客にもお立ち寄りいただける魅力あふれるまちの創出を、組合の方々とともに本市も一緒になって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤総務課長。

○市民総務部次長兼総務課長（佐藤俊幸君） それでは私から、今ご質問ございました職員の育児休業の取得状況ということで、お答えをさせていただきます。

議員からは、男女別の職員の割合ということでご質問を頂戴したところでございますが、職員全体から見ますと育児休業をとっている職員というのは非常に少なくなりますので、本

日は平成27年度中に新たに父親あるいは母親になった職員のうち、どの程度の職員が育児休業を取得しているかということでお答えをさせていただきたいと思ます。

まず、男性職員でございますが、平成27年度中に父親になりました職員が10名おりました。このうち、育児休業をとった職員はございませんでした。ゼロ%でございます。一方、女性につきましては平成27年度中に母親になりましたのが9名おりました、このうち全員9名が育児休業を取得しているところでございます。100%でございます。男女で総合いたしますと、19名のうち9名ということで、47.4%ほどということになる人数でございます。

なお、先ほど市長からの答弁の中で、10名ということで人数を申し上げたところでございますが、こちらは平成28年4月1日時点の育児休業の取得者ということでございまして、男性が1名含まれております。これにつきましては、年度をまたいで平成26年度から継続的に育児休業をとっている職員が1名、それから女性が9名という内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 浅野議員から民間でのワーク・ライフ・バランスはどうなっているんだというお尋ねがございました。大変申しわけございません、民間企業におきましてのワーク・ライフ・バランス、例えば育児休業等の制度等が具体的にどのような形でとられているかというデータは残念ながらございません。

ただ、私ども「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしますとき、去年の9月になりますが、市内307事業所に対しまして地域産業を支える人材の確保等々、アンケート調査を実施させていただきました。307事業所のうち、51.5%の158事業所からご回答いただいています。その中で、例えば「雇用環境に関する意識・関心」というところでは、事業の経営者の視点になりますが、「育児、介護、家事などに対する支援が必要である」とお答えになっている方が35%いらっしゃった。あと、もう一つ別の項目では「少子化対策、ワーク・ライフ・バランスに関する意識・関心」ということではどういうことが必要かということに関しましては、「出産・育児休暇をとりやすい環境づくり」と27%の企業がお答えになっております。既にいろんな制度等をとられている会社もあるかとは思いますが、非常にこういうことが重要だとお考えになっているということは、まだまだこれからそういう意味での力を入れていかなければいけない分野というふうに考えているのかなというふうに考えている

ところでございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ご丁寧なご回答をいただきまして、大変ありがとうございました。

今回4つの質問をしましたのは、全部一つの流れがありまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も人口増加という部分でありますし、そのことを基本に考えますと、当然それに対する対応はどのようなことが必要なのかという流れの中で4つの質問になりました。

市長のほうからご回答いただいた中で、特に今年度、平成28年度の第2回目の地方創生推進交付金の対象事業として、宮城県の中では塩竈市を含めて4事業が採択されたと。これはこれまでの単年度的な事業とは違いまして、3年間継続で使うことができる。その中で、本市におきましては先ほど市長からご答弁ありましたように塩竈アフタースクール事業を取り上げた。これはまさに子育て世帯にとって、また女性の社会進出にとって大変重要だと市が捉えられて、この事業を発案されたと思います。この間の委員会の中でも、まだまだこれからという部分もございまして、市民の皆さんからのどういったものが必要なのかというお答えもありますし、また今都市部で騒がれていますように貧困の子供たちを対象にした子ども食堂ということもそのコンセプトの中に入っていると聞きました。このことによって、確かに3年後、この事業が終わった時点で効果がすぐに出るものではないと思いますが、これを通じて全体的な子育て支援を今後どのように考えてらっしゃるのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 定住促進の一つの大きな課題が、子育て支援環境を地域の中にどうつくっていくのかということでもあります。ご案内のとおり、本市は少子高齢化にまさに突入しているわけでもあります。ただ、その中にあります我々行政が、そういったことを嘆くだけではなくて、そういった活力をどのように生かしていくのかということではないのかなと思っております。ご高齢者の方々にも、働きやすい環境をいかにしてつくっていき、生涯現役というような環境をこの中でどうやったら創出できるのかということでもあります。

もう一つであります。やはりお母さんお父さん方の最大の関心というのは、子供さんたちをいかにいい環境の中で育てていけるかということに尽きるのではないのかなと思っております。我々は、小中学生の教育の基本というのは知・徳・体だと思っております。今回ご提

案させていただきました塩竈アフタースクール事業については、その知・徳・体を一体として学べるような、そういったネットワークをこの塩竈というまちの中に醸成していくということではないのかというのが今現在の私の思いです。ただ、これらについては今後関係者の方々から幅広く意見をいただきながら、今申し上げました学校教育の基本である知・徳・体をどのような形で具現化していくかということについては、またさまざまなご意見を拝聴しながら、できる限りのメニューを用意させていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今回の塩竈アフタースクール事業を一つの核にいたしまして、恐らく切れ目のない子育て支援をしていかなければ、また一人の子供さんの成長だけでなく、あらゆる子供さん、障がいをお持ちのお子さんとか、そういった幅広い、例えばなかなか家庭環境が厳しくて、進学、またふだんの生活の中でも食事に事欠くとか、そういったあらゆる地域に住む子供たち全てを押しなべて、やはり底上げをしていかなければ、これからの人材というものを生み出すことはなかなか難しいかなと思うわけで、今回3年間継続するというこの交付金におきまして、そういった今後の基盤を、塩竈アフタースクール事業ということに特化するだけでなく、今後の塩竈市における例えば子育て支援のセンター、今包括支援センターは高齢者の部分でございますけれども、それを今から子育ての部分に広げていこうというのが国の考えでありまして、その拠点をどこに設けるか、既にやっている自治体もでございますけれども、そういった意味で広い観点からの子育てを根本的に考えていく、そういった機会が今回この3年間というスパンでチャンスを与えられたんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった部分において、これからあらゆるアンケートをとっていかれたり、さまざまな親御さんからのご意見なども伺っていったり、専門家の意見も伺っていくと思いますけれども、これからの塩竈市が人口減少を踏みとどまって、これから若い方たちがこの塩竈市に移り住んでこられるような、そういった一番大事な肝になるような事業にさせていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私の思いについては前段述べさせていただいたとおりであります、ただ本当に今回この地方創生推進交付金でこのような事業ができるということについては、

職員間で議論を重ねさせていただきましたときにもかなり否定的な意見もあったわけであり
ます。地方創生推進交付金の対象にこういったものになるかということでありましたが、若
手の職員がかなり頑張ってくれまして、「いや、チャレンジしましょう」ということを言っ
ていただきまして、提案させていただきました。宮城県内で採択された4事業のほかでも、
東北管内でもこういった子育てのための事業に地方創生推進交付金を活用されたという事例
はなかったようでありますので、これは大切に育てながら、ぜひ塩竈でこういった成功事例
をつくることによって、国のほうでも改めてこういったことが大切だということを取り返っ
ていただけるのではないのかなど。今まで地方創生推進交付金というのはどちらかといえば
産業とかそういった分野に特化してきたわけでありますが、そうではなくて、ソフトな部分
で地域全体を盛り上げる、活性化させるということについての端緒になればというのが私の
思いでございます。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、ワーク・ライフ・バランスですが、先ほどご答弁ありましたように平成27年度では
取得する方が男性はゼロだったと。今年度はずっと継続している方が、私たちも知っている
職員の方で1名いらっしゃいますけれども、やはりなかなかこれは男性がとりにくい。両方
とれるんですよと言っても、先ほど市長がおっしゃったようにあの震災からこの5年9カ月、
本当に皆さんが死に物狂いで、帰る時間もなく、本当に震災当初は市長も部長も皆さんひげ
はぼうぼうで、誰が誰だかわからないような、そういった顔をされていたときを思い出し
ますが、本当にあれから5年9カ月たって、今日ようやくそのめどがいろいろ見えてきたと
いうこのときにおいて、職員の方たちもそうですけれども、家庭の中にもこのしわ寄せがた
くさん行っているという、それが事実なんですね。市民のために仕事優先なのは当然です。
しかし、それを効率よくマネジメントしていくというのも大変難しいことでもありますけれど
も、そのことによって心身ともに、また家庭の中でのしわ寄せがどこに行くかということ、や
はり奥様であったり、それが子供に行ったり、本当に若いお父さんお母さんの職員たちは家
に帰っても子供の寝顔しか見てないと、子供が起きている姿をなかなか見られないという、
そういった若いお父さんもいらっしゃるかと思います。ぜひその辺のマネジメントを、どう
やったら効率よく仕事が運べるかと、このことがワーク・ライフ・バランスにとって一番大
きなことだと思っております。

北見市では、このワーク・ライフ・バランスがなぜ広がらないのかという原因を調査して、それを広報紙に取り上げて、改善する取り組みを公表しているということも聞きました。私たちも、「仕事だから仕方がない」「このことは最優先なんだ」ではこれまでと同じだと思いますので、ここで一旦立ちどまって、このワーク・ライフ・バランスの本当の目的を、国のほうでも推進しておりますし、今定例会におきましても育児休業と介護休暇制度の拡充が図られました。これは何のためかということをもう一度考えていただきたいなと思っておりますが、市長、ご見解を聞いていいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げたとおりでありまして、本当に職員には過酷な状況の中で5年9カ月、耐え忍んでいただいたというのが率直な感想であります。おかげをもちまして、他市町から本当に大勢の職員の方々に助けていただきました。また、さまざまな分野で県外の市町あるいは県から本市をご支援いただきました。熊本に職員を派遣するときの思いであります。ほかからお手伝いをもらっているながら、派遣職員、要するに支援職員を出すのかというような、非常に気持ちの中の整理がつかないままにありましたが、職員がみずから「いや、我々行きます」と、「我々塩竈が大勢の方々に助け支えていただいている今日ではないですか」と、「我々もできることはやりましょう」ということで、職員が自発的に行ってくれました。本当に感謝の気持ちであります。そういった中での2年9カ月でありましたが、ようやく峠が見えてきたものと思っております。いつときも早く、また総力で峠を越えて、通常的生活を、まずは市民の皆様方が被災の状況を忘れられるような生活を行っていただくと、そのうちに我々も今までの公務に戻れるよう、頑張ってまいります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

イクボス宣言、市長がみずから家事もしたことないとおっしゃっていましたがけれども、ぜひここで考えを変えていただきまして、イクメン、それから家事メン、それから地域メンということで、その全てに携わっていくということが、これは別に職員の福利厚生とかという問題ではありません。これはイクボスが中心になって、働きやすい職場環境を実現したときに、企業からの声の中に「社員がプライベートが充実したことで視野が広がり、仕事に意欲的になった」と。また「体調不良、事故、それから離職率が改善した」と。それから「業績

がアップした」と。社員の満足度と企業の業績は比例していると言われていました。そういうわけで、これは立派な経営戦略になっているわけなんですね。先ほど言いましたように、育児休業ですが、平成8年には全国で0.1%から0.2%しかとっていませんでした。しかし、平成23年、イクメンという言葉がはやった翌年からは2%に上り、国としては平成32年まで13%を突破したいというふうを考えているんだそうです。イクボスとは何か、先ほど市長もつけ焼き刃でとおっしゃいましたが、イクボスとは何かという声は私も言うたびにいろんな方から聞かれます。この言葉がどのような効果があつて、そして取り組むにはどのようにしたらいいのかという講習会が、先ほどおっしゃったNPOで全国的に展開しております。ぜひこういった講習会から始めて、皆さんの意識を改革するところから始めてはいかがでしょうか。そういった考えをお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 将来的な視点で、このまちで本当に全ての市民の方々が住みやすい、住んでよかったと言われるような環境を目指すということについては、私も全く同様であります。ただ、その道のりといいますか、そういった到達地点までの官の手法については、いろいろあるかと思えます。再三申し上げますが、我々は恐らく今一番厳しい環境の中で当然仕事をするべきなんだろうと思っております。かつて誰も体験し得なかった、誰も経験し得なかったような環境の中で、この5年9カ月やってまいりました。身内を褒めるのは非常に恐縮ではありますが、職員は本当によくやってくれました。もう少しであります。もう少し頑張つて、本当に市民の方々が「ああ、やっぱり塩竈はここまで復興したよね」と言っていたときに、改めて検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 期待しておりますので、よろしく願いいたします。

インフルエンザの助成ですが、塩竈市におきましてもさまざまな、国保のほうで脳ドックとか、それから不妊治療の部分とかいろいろやっていただいております。そういった中で、各自治体によっての特徴もありますが、平成30年に県のほうに移行になるというようなお話もあつて、その間の財源的なものも見通しとかいろいろあると思えますが、先ほど市長がいろいろこれから検討していきますというその材料の中には、この財源とか罹患率とかそういった部分も含まれているかなと思えますが、その辺はどのようにお考えになっていくのかお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私がお答弁を申し上げましたので、ご説明を申し上げたいと思いますが、国民健康保険、収納を市民の方々が大変心がけていただきまして、今収納率が大幅に上がってきております。結果として、概数で恐縮であります。今14億円ぐらいの基金が醸成されつつあります。これはあくまでも被保険者の方々から預かっている金額でありますので、いずれ被保険者の方々に還元すべきものだとも私も考えております。

一方で、市立病院の補正予算の中でご説明させていただきました。例えばC型肝炎の飲み薬が一定程度新しくできたことによりまして、1億5,000万円ぐらいの薬剤費がかかっているという状況でありますので、これは保険料に当然はね返ってくるということになるのかなと思っております。がんの治療薬等も、今どんどん開発され、できる限りがん患者の皆様方が使いやすい値段に引き下げをするという動きを国のほうでもやっていたいただいているようがあります。いずれ市民の方々もそういった薬剤を使用して治療に専念できるような環境が整ってくるかと思っております。

そういったところの見通しがもう一つ不透明な状況ではありますが、今後の対応策として今申し上げましたようにC型肝炎の治療薬の分、あるいはがん治療のための薬剤の分、それからこのインフルエンザ予防接種のための費用がどうなるかといったようなことについては、今後試算をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

○3番（浅野敏江君） とにかくまず財源の部分だと思いますので、そういった部分と、それから助成の部分と、それから給付のバランス、ぜひその辺のことをご検討いただいて、子供たちにも、また若い世代にも、パンデミックでインフルエンザ等々さまざまな感染症がございますけれども、一番身近な感染症でないかなと思っておりますので、そういった部分についての予防に対して、市も積極的に対処していただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に再開発ですが、先ほど市長から直会横丁という言葉を知りました。ようやく少し夢を抱けるようなお話かなと思っております。前にも私も一般質問でお話ししたと思っておりますけれども、やはり食という部分は観光客の方はもちろんのこと、地元の私たちにとっても大変魅力でございます。そういった意味で、まず魚市場のほうというか仲卸のほうとか、それから

マリゲート、それから鹽竈神社、この3つの拠点を結びつける中心になるのが今回の再開発の部分だと思っていますので、まずここに来て観光客の方が安心して、そしてまた楽しんで、そこから市内に散っていただく、また市内からお戻りになるときにここでまた一休みしていただいて、塩竈市を堪能していただいて帰っていかれる、そういった部分をぜひ構築していただきたいと思いますので、お願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番菊地 進議員。

○12番（菊地 進君） 私は、市民クラブの菊地でございます。鎌田議員、志子田議員に引き続き、質問をしてみたいと思います。また、このように質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝申し上げます。

国会では、昨日カジノを含むIR法案など、そして国民が知らない間に、年金が減るかふえるかの議論も、我々がわからないうちに年金制度改革法なども通っております。そういった国の情勢の中で、私は今回質問をしてみたいと思います。

そして、私は監査委員という立場ですので、地方自治法第198条の3、第2項の規定に抵触しないように質問をまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

あの忌まわしい大震災より5年9カ月が過ぎました。私は忘れないし、忘れることができないと思っております。そんな中、市民の方から「これからも住みなれた塩竈で生活する上で不安があります」と。まちの活気のなさ、元気のなさ、もがいてももがいても浮上しない環境、生活の向上が望めない、希望が湧かない、先行き不安で落ちつかないと市民の方から相談を受けました。私は明快な回答は言えず、ただ現実を見ることと、あすへの希望を持ち、生き抜くことの励まししかできませんでした。「議員さん、何とかしてください」と問いかけられますので、そんな市民、住民の声を生かしながら、質問をしてみたいと思いますので、未来に希

望が見えるような答弁を期待して、質問してまいります。

まず、政治姿勢についてであります。

行財政運営について、震災後の行政運営を観察していましたが、この5年9カ月間で何の復興事業が推進されたのか。災害公営住宅、防潮堤、避難デッキ、新魚市場等、ハード面は見えますが、市民感情としての長総の「住民のための福祉向上」は何が残されたのかなというのをお伺いしたい第1点でございます。

次に、施政方針等でいつでも言われております「選択と集中」、行政運営で何を選択と集中をなされたのかお伺いいたします。

事業のスクラップ・アンド・ビルドの成果について、行政運営でどの事業を実施して、どのような成果があったのかお知らせください。

次に、費用対効果、評価の基準についてということで、お伺いしてまいりたいと存じます。

9月定例会で数人の議員、つまり鎌田議員、山本議員、小高議員、土見議員、志子田議員から費用対効果についての質問がありましたが、事業の費用対効果の意識は予算についてどのくらいの効果か、数的にどのくらいの効果がありましたかお伺いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、事業計画と予算の考え方についてお伺いしてまいりたいと思います。

事業計画と予算は表裏一体と考えますが、私は議会に対しての説明が不足していると考えておりますが、市長はどのように理解しておりますかお知らせいただければ幸いに存じます。

次に、住民、議会からの要望の取り扱いについてお伺いしてまいりたいと思います。

多種多様の住民要望、議会からも住民の声として意見、要望が数多く提出されておると思いますが、その取り扱い方について行政の考え方をお示しいただければ幸いに存じます。

次に、平成27年度の復興事業での不用額が多いことについてお聞きしたいと思います。

事業自体が多くて、事業の処理、運営、管理ができないことを承知で事業化、予算化をしているのかなと疑った面もありますので、お答え願えれば幸いに存じます。

次に、新魚市場整備の費用対効果の目標についてお伺いしたいと思います。

150億円もの施設整備をするに当たって、水揚げ数量、金額の目標額を示していたのであれば、目標金額、数量等をお知らせ願えれば幸いに存じます。

次に、3人の議員さんが質問しておりました海岸通地区震災復興市街地再開発について、説明を願ひたいと思います。

私は産業建設常任委員会の委員さんから、1番地区の保留床が4階建てから2階建てにと計画変更がありましたと聞かされたとき、びっくりしました。2月定例会で附帯決議まで出した計画が変更とはどういうことなのかなど。8億3,000万円の予算を議決したのに、なぜという思いがあります。その予算はどうなるのか、これも不用額という3文字で処理されるのですか。12月定例会で補正減額されたのかどうか、確認をお願いしたいと存じます。

最後になりますが、福祉政策の充実についてということをお願いします。

宮城東部地域自立支援協議会で進められております障害者福祉施設計画を行政としてどう推進なされていくのかお伺いしたいと思います。

重度障害児の親亡き後の施設整備について、行政の考え方、これからの進め方をお伺いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から4点にわたりご質問いただきました。

まず、行政運営についてであります。ご案内のとおり平成23年3月11日に東日本大震災が発災をいたしました際に、今後第5次長期総合計画と震災復興計画をどのように進めていくのか、長期総合計画を見直しをすべきではないのかというご意見も数多くいただいたところであります。私からは、「第5次長期総合計画は市民の総意で策定をさせていただいたものであります。当然のことではありますが今後は長期総合計画と震災復興計画を両輪として進めてまいります」というご説明をさせていただきました。今現在も、長期総合計画に掲げる目標と震災復興計画に計上しました各種施策を並行して取り組みをさせていただいているというふうに認識をいたしております。

そういった中で、行政運営に関し、何を選択と集中をしたのかというご質問でありました。

厳しい財政状況の中、さまざまな課題をどう解決していくのかといったようなことが極めて重要であると認識をいたしております。このことから、本市では第5次長期総合計画に基づき、その重点戦略の一つであります「定住」を重視し、特に子供、子育て、若者世代を中心としながらも、さまざまな世代が塩竈で暮らす幸せを実感していただけますよう事業を推進し、実施計画の策定において定住促進枠及びふるさと復興枠を設けさせていただくとともに、国の地方創生推進交付金等の財源を積極的に活用することとし、選択と集中を図ってまいりました。

主に新たな取り組みで申し上げますと、例えば定住促進枠では小中一貫教育推進事業や特定不妊治療費助成事業、ふるさと復興枠では電動フォークリフト導入支援事業や神戸招待プログラム支援交流事業等であります。

一方で、行政運営におきましては公平性・透明性等の確保が求められますことから、行政サービスがより多くの市民の皆様に行き届くよう、さまざまな取り組みをさせていただいているところであります。

また、長期総合計画を指針といたします第3次行財政改革推進計画を策定し、5カ年にわたる中期財政計画を作成するとともに、計画策定後の社会情勢の変化に即応するため、毎年度ローリングにより計画の見直しを行い、適正な行財政運営に努めてまいりました。

本市といたしましては、こうした基本的な方針を踏まえながら、実施計画事業の取り組みを通じ、第5次長期総合計画に掲げます「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」の実現に向け、一年一年取り組みを進めさせていただいてまいりました。

次に、事業のスクラップ・アンド・ビルドの成果についてご質問いただきました。

これまでまちづくりの基本計画であります第5次長期総合計画と震災復興計画を前段申し上げました両輪に位置づけ、限られた財源の中ではありますが、国や県の制度を最大限活用しながら、市民の皆様の要望に応えるため、課題解決に向けた事業に予算を配分し、施策の推進を図ってまいりました。

具体的に申し上げますと、長期総合計画の重点戦略の中で最重要課題であります定住の促進を図るための予算枠として定住促進枠を設定し、これまでの施策事業における事業規模縮小の観点からの見直しなどにより、所要一般財源を確保するとともに、あわせて国、県の制度活用を図りながら、事業の財源を生み出してまいりました。

平成28年度当初予算におけます定住枠の事業であります、NEWしおナビ100円バス運行事業の拡大、地域おこし協力隊による浦戸産業担い手確保事業、復興支援による浦戸諸島復興支援事業、子ども医療費の助成拡大、あるいは待機児童ゼロ推進事業、子育て支援センター運営事業、こころんであります。また、放課後児童クラブ運営事業、特定不妊治療費助成事業、小中一貫教育事業を計上させていただきました。

また、本市の復旧・復興に資する事業の中で、ふるさと塩竈復興基金を財源として、従来の震災関連事業に上乘せ措置するふるさと復興枠を設定いたしました。地域放送活用事業、浦戸軽自動車車検時運搬費助成事業、電動フォークリフト導入事業、防災備蓄事業、防災ラ

ジオ整備事業、指定避難所環境改善事業、村山市小中学校交流事業、復興事業防災教育支援事業、神戸招待プログラム事業などを計上いたしております。また、本市の老朽化した施設の修繕や補修に対応するため、計上予算をスクラップして、一般財源を捻出し、既存の維持補修費に上乗せをする既存ストック再生枠を設定し、清掃工場などの維持補修費に上乗せをさせていただいたところであります。

次に、しからは費用対効果、評価の基準についてはというご質問でございました。

例年、決算とともにお示しをさせていただいております主要な事業の成果につきましては、行政評価の視点を盛り込みながら、本市の重要な各種施策の成果や課題を取りまとめたものでございます。また、評価の基準につきましては自己評価とし、行政関与の妥当性、手段の妥当性、事業の成果、そして費用対効果を検証する効率性の4つの視点から評価をいたしているところであります。

一方で、主要な施策の成果と関連します重要な施策につきましては、第5次長期総合計画の進捗報告会におきまして、計画策定にかかわっていただきました審議会の方々や市民懇談会委員の皆様にご評価をいただいておりますとともに、市民の皆様との情報の共有を図らせていただいております。なお、平成27年度で第5次塩竈市長期総合計画の計画期間の前期5カ年が終了し、平成28年度は折り返し点でありますことから、12月17日、マリゲート塩釜マリホールにおきまして、第5次長期総合計画の前期5カ年の中間総括であります中間報告会を開催をする予定でございます。

市民に対します事業アンケート等についてのご質問もいただきました。

平成18年から市民に対しまして市民満足度調査というものを、さまざまな形で実施をさせていただいているところでございます。

次に、事業計画と予算の考え方についてのご質問であります。

本市が取り組んでおります全ての事業につきましては、長期総合計画及び震災復興計画にそれぞれ掲げております基本理念等を実現するために必要な事業であります。事業の選択に当たりましては、まちづくりの目標や基本方針に基づき、向こう3年間に実施をいたします具体的な事業の計画と予算につきまして、実施計画として取りまとめを行い、お示しをさせていただいているところであります。

なお、実施計画につきましては、計画策定後の社会経済情勢などの事業環境の変化に柔軟に対応するため、長期総合計画に定めた代表的な手法等の推移を踏まえ、1年後ごとにロー

リングを行うことで必要な見直しを行っているところであります。

また、具体の事業実施に当たりましては、国、県の制度等を最大限に活用し、限りある財源の有効活用を図っております。国、県の制度につきましては、社会情勢や経済状況の変化等により、支援の対象範囲や助成の期間、助成額等の制度改正が適宜行われるものであり、本市といたしましては国、県の制度改正に注視をし、より有利な制度を選択しながら、それまで財源が不足し、実施に至らなかった事業等の実現に向け、取り組みをさせていただいているところであります。一例を挙げさせていただきますと、最近では子育て支援関連の取り組みで少子高齢化や人口減少の課題解決に向け、子育て分野や地方創生の分野において、国の支援制度の改正や創設等が多く行われているところでありますので、この分野の制度活用により新たな事業に取り組みを始めたところであります。

今後とも本市が目指します都市像を示した長期総合計画と、震災からの復興の道筋を示した震災復興計画に基づきます実施計画事業に取り組みますとともに、国、県等の有利な制度と本市の限りある財源の有効活用を図り、市政運営に努力をいたしてまいります。

次に、住民、議会からのご要望の取り扱いについてのご質問であります。市民、議会からいただきましたご要望につきましては、その内容に応じ、直ちに取り組むべきもの、一定程度時間を必要とするもの、あるいは長期的な取り組みが必要となるもの等に整理をさせていただき、その内容に応じた取り組みに努めているところであります。

市民の皆様方からの要望につきましては、町内会等各種団体からの要望書を初め、メール、手紙、庁内に設けておりますホットライン、市民相談室等々、さまざまな方法で受け付けを行っております。要望書の回答につきましては、要望を受けましてからおおむね1カ月を目途に文書で回答するよう努めているところであります。

平成27年度の状況でございますが、要望書等が43件、市民相談での市政に関するご相談・ご意見が23件、市政ホットラインは38件でございます。今後も皆様方からお寄せいただきましたご意見・ご要望に誠実に対応させていただき、事業の実施に反映をさせてまいります。

議会からの要望についてでございますが、議会でのさまざまなご意見・ご質問につきましては、各常任委員会や一般質問、決算・予算にかかわる特別委員会等でご審議をいただく中で、行政としての取り組みの考え方等についてご答弁をさせていただいております。また、議会において付されましたご意見・ご要望等につきましては、各部・各課で取りまとめの上、改めて庁議等で報告を行い、その内容に応じた取り組みに努めているところであります。

次に、本年9月定例会で決算認定をいただきました平成27年度の決算額のうち、復興事業の不用額について具体的な説明というお話でありました。

まず、平成27年度一般会計の決算における不用額であります、37億6,436万4,774円となっております。平成26年度と比較をいたしますと、17億2,692万2,919円の増、84.8%増となっております。通常予算につきましては、年度内での予算執行が見込めない場合には、可能な限り12月定例会や2月定例会に減額補正予算を計上し、予算額と執行額の整合を図っているところであります。

しかしながら、特に復旧・復興の大型予算を伴う繰り越し事業において、繰り越し予算に対しては補正予算を組めないことから、結果として年度末までに予算執行ができなかった事業費が不用額となるものであります。当該事業は、新たに新年度で予算化し、引き続き事業を進めることといたしており、不用額につきましては事業の主な財源でありました復興交付金基金への積み戻しや、震災復興特別交付税の精算が後年度に行われることになっております。また、通常予算におきましても、事業費の確定や入札差額の発生などが不用額の大きな要因となっております。

復興事業での不用額の主な理由をご説明させていただきます。

まず、農林水産事業では3億1,577万8,275円の不用額が生じておりますが、内訳の中から主なるものを申し上げますと、野々島地区海岸保全施設整備事業で約1億6,000万円、野々島地区漁業集落防災機能強化事業で約7,000万円の不用額が生じております。その理由といたしましては、野々島地区に整備する防潮堤の天端高について、県、市、地元の皆様の三者で協議を重ねてまいりましたが、残念ながら平成27年度内に合意に至ることができなかったため、新規に整備する防潮堤の整備費と、関連する宅地のかさ上げ整備に向けた権利者の皆様との補償交渉に着手できなかったものであります。

次に、土木費では10億3,919万4,831円の不用額が生じておりますが、内訳の中から主なるものを申し上げますと、下水道事業特別会計への繰出金で約4億9,000万円の不用額が生じております。その理由であります、港町二丁目地区下水道整備事業におけます残土処理分の受け入れ先の調整など、関係機関との協議に時間を要したことにより、計画年度内に執行ができなかったものであります。その他、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計への繰出金で6,900万円の不用額が生じておりますが、その理由といたしましては北浜地区復興土地区画整理事業において複数の地権者で移転と再築を玉突き式に繰返し換地を進める計画が

ありましたが、一部において移転条件が整わなかったため、補償費の執行ができなかったものでございます。

次に、新魚市場の費用対効果についてのご質問でありました。

今後の水揚げ目標についてという具体的なお質問でありました。

当面の目標額といたしましては、年間120億円の取り扱いを将来目標としておりますが、なお時間の経過によりまして、さらなる目標の設定を行わせていただきたいというふうに考えております。

また、その水揚げ目標を達成するためには、背後の水産加工業者が求める商材をどれだけ集められるかといったようなことが大きなポイントになるものと考えております。そこで、水揚げの強化に取り組んでおりますものがサバなどの青物であります。本年3月には、議長にもご同行いただき、千葉県と茨城県の漁協をご訪問し、漁船誘致活動を行ってきたところであります。

本年11月までの水揚げといたしましては、数量で3,300トン、金額では1億8,000万円となっており、昨年同月比としては数量で1,915トン、金額で9,880万円の増となったところであります。

また、陸送による加工用原魚の取り扱いにつきましても、強化のポイントと考えております。本年10月までの陸送によるイカやアナゴ等の沖合底引き網漁業の取扱いは786トン、約3億3,900万円となっておりますが、今後はこれらの水産加工場で使用する原材料の取り扱い量の増加が大きなポイントになるものと考えております。

次に、海岸通地区市街地再開発事業に係る事業計画と予算についてご質問いただきました。

再開発組合では、1番地区の業務等について当初2階、3階部分にテナントを想定し、4階には本市の子育て支援施設が入居する4階棟を計画しておりました。しかしながら、依然として資機材等の高騰が高どまりの現状を考えましたとき、また事務所床を保有することの今後の資金的な割合等を想定し、今現在4階層から2階層へ計画を変更した場合、全体事業費がどの程度圧縮できるかということについて試算を行っている段階でございます。内容が固まりましたら、当然本市にも報告をいただくものと思っておりますので、そういった内容につきましては議会の皆様方にもご報告をさせていただきます。

また、市の予算との関連についてもご質問いただきました。

業務棟の設計変更等により、全体事業費が減額になった場合、本市の補助対象経費がどう

なるのかというご質問でありました。

本市の支援につきましては、さきの議会でこのようなご支援をさせていただきたいという内容のご説明をさせていただきました。まだ予算計上はいたしておりません。今後、事業の進捗に合わせまして、当然ご説明をさせていただきました内容につきまして適宜予算計上させていただくことになるものと考えておりますが、今ご説明させていただきました事業費等がもし圧縮をされれば、5分の4の国の復興交付金の負担、そして組合負担となる5分の1を本市が肩がわり負担させていただくという内容等についても、変更があるものと考えているところであります。

次に、福祉施策の充実についてというご質問をいただきました。

親亡き後の福祉施設整備につきましては、議員からもたびたびご質問を賜ってまいりました。障がいのある方を長年支えてこられたご家族がお亡くなりになり、あるいはご高齢等の理由から支えられなくなった場合のいわゆる親亡き後の問題につきましては、本市といたしましても大切な課題であると受けとめております。その地域での受け皿として、共同生活支援を行いますグループホームの整備が必要であります。平成28年度現在、二市三町圏域のグループホーム数であります。13施設であります。利用定員は89人で、まだまだ施設数をふやしていく必要があると認識をいたしております。

国はこうした課題を踏まえ、障がい者の親亡き後を見据えて、平成29年度までに地域生活支援拠点施設を市または圏域に1カ所整備することを成果目標として、設計をいたしました。この拠点施設は、障がい者へのさまざまな支援を切れ目なく提供していくことで、地域生活への移行等の相談やグループホームの入居体験機会の提供、そしてショートステイによる緊急時の受け入れ体制の確保などの機能を有する施設でございます。この方針に基づき、塩釜地区二市三町で構成する宮城東部地域自立支援協議会におきまして、平成27年度から検討・協議を重ねて、平成29年度からの地域生活支援拠点施設の開所に向けて、現在NPO法人さわおとの森が施設整備を進めているところでございます。

この施設の概要であります。構造は木造一部2階建てで、延べ床面積436平米であります。所在地は県利府支援学校の道路を挟んだ向かい側に、7月下旬から建築工事に着手し、本年末に竣工の予定であります。竣工後の来年2月から放課後等デイサービス事業を先行実施しながら、全面開所する平成29年4月を見込んで、さらなる施設整備に取り組まれるというふうにお伺いをいたしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地 進議員。

○12番（菊地 進君） 今、市長からるる説明があつたんですが、一問一答なので、具体的に一問一答で行きたいと思ひます。答弁は簡潔にお願ひしたいと存じます。

先ほど事業のスクラップ・アンド・ビルドでいろいろ聞いたわけなんですが、經常予算を圧縮して、それでスクラップしたんだよと言ひますが、普通は經常予算をスクラップしないで、あるものの事業を廃止してやるというのがこの理念でないかなと思ひますが、私の考へが間違つてゐるのでしょうか。お答へ願ひます。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 通常、スクラップ・アンド・ビルドということでご説明させていただくときは、例えば何々の事業を廃止して、新たな事業を立ち上げるということに使われる例のほうが多いと感じております。ただ、やはり末端の自治体である市町村なんかの事業の場合ですと、一旦事業を始めると現状としてはなかなか廃止できないという事業が大変多うございます。そういう中で、我々は必要な財源を生み出すために經常経費としてかかっているところからそのような財源を生み出させていただくというようなところで、ちょっと苦労しながらやっているとというのが現状でございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） いろいろ考へ方があるんですけども、やっぱり継続は継続、だめなものはだめというふうにはやっていかないで、ずるずるずるずるしていくというのもいかななものかなと思ひます。なかなかスクラップできない事業がいっぱいあるんだというのは、それは裏を返せばやっぱり市民にとって大事な大事な事業だからでないかなと、そう思ひますよ。けれども、だったらちゃんと市民にとってプラスになるような事業を推進してもらえればいいわけで、經常予算を削つたり何だりなんてするのではなく、無理、無駄をなくす工夫とかというのがあるのではないかなと思ひますよ。行財政計画にしても、向こう5年間の予算が出て、収支不足云々となっているんだけど、あれを見させてもらつても、数字の入れかえでないかなと思ひますので、本当に市民のため、市民の要望、意見というのがどこで組み入れてもらえるのかなというのを行政側に聞きたいんですよ。お答へください。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今議員がおっしゃられましたように、なかなかスクラップができない事業、まさに市民のために必要な事業として継続せざるを得ないというところで現状があるのかなと思ってございます。そういう中で、本当に国、県等のいろんな補助事業等も含めまして、何とか財源をとにかく確保しながら新しい事業にも取り組むというところで、今我々行財政運営をさせていただいているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） 選択と集中にしても、市民目線なのか行政目線なのかということなんです。私はこう思うのね。だから、市民が要望するものを行政がやれば、市民は「やってもらってありがとう」「よかったな」と思うと思うんですよ。それが、市民が余り望んでいないと言うと失礼だけれども、ここのところの事業を見させてもらうとこういう交付金、助成金があるからこういう事業をしますと言うけれども、その事業をするのはいいんだけど、本当に地域住民がそれを必要としているのかということまで庁内で議論されての事業のかなというふうな思いがするんですよ。だから、せっかく莫大な予算があって、その予算の割り振りの問題でないかなと私は思うのね。だから、住民や議会の声、意見、要望を聞いて、それに何%くらい応えているのかなと、こう思うんですよ。例えば予算360億円が一般会計だとしたら、その何%を住民の要望に応えていると市長はお思いですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 100%でないことは確かであります。ただ、個別個々の事業を、今議員のほうから何%ですかというお問い合わせもありましたが、なかなか答えにくいことについてはご理解をいただければと思います。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） 答えにくいかわからないんですが、例えばハード面というのはある程度数字、建設費だ何だ、大きな事業はわかるけれども、市から出してもらった例えば市民の負担軽減関係だと何%くらい軽減になっていると思いますか。一般会計。全会計で六百何十億円のうち何%ですか。

では、いいです。復興関係の事業と一般会計で大体0.0004%ですよ。金額が、私計算したんですけども、市民の負担軽減関係は2億9,000万円。約3億円というところなんです。だから、例えば360億円の3億円だったら割れば計算が出ると思うし、六百何億の復興関係だったらもっと比率が下がるということになる。だから、そういうふうな見方をすると、またもっと

もっと市民の負担軽減になるとか、市民が例えば私道整備で道路をつくってほしいとか何かというの、これは含まれていないと思いますけれども、そういったものをもっともつとすれば、住民満足というのが上がるのではないかなという思いなんです。ですから、スクラップ・アンド・ビルドとか、選択と集中とかと私こういう質問をしたのは、東京あたりは都民ファーストだなんて人気のある知事がいるんですけれども、やっぱり人気のある市長には市民ファーストで、市民のために市民の生活がよくなるような事業運営をしてもらいたいという希望がありますので、そういった思いで今質問しているわけなので、そういう発想を変えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどの2億数千万円という数字の中身がよく理解できないので恐縮ではありますが、例えばそれぞれの分野でさまざまな負担軽減に今努めているわけでありまして、子ども医療費につきましても、例えば子供たちの負担が少なくなるように、保育所の保育料についてもしかりであります。学校教育についてもしかりであります。そういったさまざまな事務事業の中で負担軽減に努めておりますものを、今包括的に聞かれてもここで一つ一つお答えすることができなかつたものですから、100%ではありませんというお答えをあえてさせていただいたところでありますが、ご要望のご趣旨の、我々もあくまでも市民ファーストという目線で事務事業に取り組んでまいったつもりでありますし、これからも市民目線で問題、課題の解決に取り組んでまいりますように努力をさせていただきたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） 希望しますし、そういうふうになってほしいなと思っております。

以前、部課長だったかな、チャレンジ21という皆さんが目標をつくっておられる、それはいまだにそういった各部長なり課長が自分の部、課でそういった目標を持ってやっておられて、まとめておられるんですか。しているかしていないかでいいです。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 毎年度、年度初めにミッション・チャレンジということで、各部あるいは各課の目標、今年度どういう事業をやるということ、チャレンジしていきましようということで、項目を出します。当然市長のもとで協議をしながら、これは市民の方にも公表するというので、ホームページの中に年度初めのところで情報を出しております。そしてまた年度が終わった後はその達成度合いと、こういうものをホームページにて公開を

させていただいているところでございます。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） なされていると。そういった意味で、その評価というのは誰がするのかなと思うんですよ。先ほど質問の中でも、9月定例会の決算特別委員会で多くの、先ほど名前を申し上げました議員から、評価は誰がしているのと、誰のための評価という質問があったと思うんですよね。この間、玉川中学校の立志式に呼ばれて、行きました。子供さんは物すごい夢と希望、自分の考えを持って、こういうふうになりたいんだと、そういう強い意志表明をされていました。私は大変感動してきました。あの中学生の発表を聞いて、本当に子供がああいう気持ちで大人になったらいいなというふうな思いをしてきました。ですから、その思いをミッション・チャレンジですか、それを皆さんがやったら、それを実行すべく、やっぱり日ごろの鍛錬というのかな、そういうのをしているとは思いますが、もっと市民にアピール、PRして、我々はこのように目標を持ってこういうふうにしてるんだよ、市民のためにというのを発表してほしいんですよ。ホームページでやっています、それはわかるけれども、そういった住民に対して報告をしてほしい、チャレンジをやって、だから塩竈はよくなりますよというのをしてほしいなと思うんですが、今までやってるんだというのであればそれでいいんですが、やっていたか、これからするか、お答え願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） ミッション・チャレンジで目標を設定する場合に、なるべくその目標というのは数値でもって定量的にこういうところまで行きますというのを数値目標としてあらわせるように各項目、チャレンジを設定させていただきます。それで年度末が終わった時点で、翌年の初めになりますが、じゃあどのくらい達成できたかということ、まさに数値の達成度合いで幾らかということですので、あくまでも評価は確かに我々内部の人間でさせていただきますが、あくまで数値に対してどれくらいかということですので、ただ思いだけでこれくらいなどということではない評価基準ということで評価させていただいているというふうに我々考えております。ただ、議員おっしゃられますように、我々このミッション・チャレンジ、データを公表しておりますが、ホームページだけですので、もっとアピールする場ということでは、改めて検討させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） やっぱり情報公開という感じで考えれば、ぜひしてほしいなと思います。職員がどういう目標に向かってこの塩竈を住民とともにいい塩竈市にしていくかという気持ちをぜひ発信して、それに同調していただける住民をいっぱいつくってもらえればいいなと思うんですが、ぜひしてください。

それで、そのミッション・チャレンジの中には、私の記憶ではある程度事業計画の中のチャレンジかなと思うんですが、新たな発想とか新たなチャレンジというのが比率であるんですか。例えば事業で、市民総務部長がことしはこういうことをしたいという新たな事業とかそういうのは1割くらいあるのか、それとも現在の事業の成り行きでこれをしたんだというだけのミッション・チャレンジというやつなのか、その辺だけお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 事業の項目は、どちらかといいますと実施計画計上事業ということで、ある程度ちゃんと予算とかも伴って動くような事業、これが中心で動くもののほうが多いです。ただ、当然その部として今年度我々がどういう思いで取り組みたいかということで、例えば新しい発想でこういうものにチャレンジしていきたいというようなことも含んで、場合によっては予算は伴わないけれども、こういう項目にも取り組んでいきたいというような内容も含んだ事業も、済みません、割合で言うと、大変申しわけないですが、そういう事業も含んだ中で挑戦はさせていただいているというところです。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） ありがとうございます。大いに期待しますので、頑張ってください。

あと、議会に対して事業計画という予算の考え方ということでちょっとお聞きしたいんですが、魚市場関係で例えば魚体選別機、まだ入ってないんですよね。だから、2月に予算を1億2,000万円つけられても、いまだに事業の見通しが立ってないとなると、何のための予算なのかなと。我々は、あの2月定例会、いろんな大きな補正予算があって、夜8時過ぎまでけんけんがくがくと議論して、それを認めたり何だりして、そして今度次の日あたりから予算特別委員会というのがあって、こういうものが出てくるんですよね。それがいまだに事業化されてないというのはどういうことなのかなと。やっぱりちゃんと説明責任というのをして、自信と確信を持って予算とか事業というのを出してくるべきじゃないかなと思うんですが、ある程度こういうふうになるであろうというだけで議会に審議をお願いするというのはいかがなものかなと思うんですよ。私はですよ。ほかの議員はいいんだと、当局が出して

くるんだから何でもやればいいんだ、審議して、塩竈のためになるんだからいいんだというよりも、やっぱり実をとるような議論を私はしたいんですよ。魚体選別機、あらゆる魚種、話を聞くと冷凍カツオしかしないというんですよ。だから、説明があやふやだから、私たちは後であらゆるサバだ何だとさっき1億何ほも水揚げありましたどうのこうのと言われているんだけれども、ちょっと違うのではないかなと。行政運営が。議会に対してですよ。住民に対してはなっているかもわからないけれども、ちょっとその辺の説明不足というか、我々の理解不足なのかはわかりませんが、私はその辺は疑問がいっぱいあります。お答えください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員からは当初予算についてのご質問であるかと思っております。ご案内のとおり、本市の当初予算編成であります。もう既に始まっております。大体12月の頭ぐらいから1月の半ばまで当初予算をまとめなければ、議員の皆様方に新年度予算をお示しができないという状況であります。一方で、国の予算が確定するのは4月、5月であります。我々にこういう予算を配当しますという通知が来るのはおおむね早くも4月末か5月ということになります。でありますので、私どもは議会のほうに当初予算をお示しするときは、例えば要求額でありますとかそういった形のもを上げざるを得ないということはぜひご理解をいただければと思います。当然満額を目指してさまざまな努力をいたしていくわけですが、要望どおりの金額がつかない、あるものにとっては事業そのものすら認められないというケースもあるわけですが、我々はそういったものを新年度予算として計上していかなかったら、じゃあ予算がついてからかということになりますと、例えば今からですと29年度の全体像というのがまずお示しできないわけであります。先ほど来お話をいただいておりますとおり、一般会計予算というのは概略200億円前後であります。そのプラス部分というのは、復興交付金事業であります。復興交付金事業等については、一定程度基金を活用していくわけでありますので、精度はかなり上げられるかと思いますが、他の補助事業についてはかなり査定が入ってしまうということも事実であります。そのような状況下での予算の提案であるということは、ぜひご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） 一生懸命予算をやる、事業計画をするんだと。でも、私以前に質問し

たと思うんですが、やっぱり行政は議会に提案してくるときは自信と確信を持って出してくるのではないかなと思うんですよ。何でも、事業をね。今市長が、事業が認められないものもあるかもわからないなんて、そういうのを出されてきても、議論してください、議論してください、こういう事業をしますと。議論して、やりましょう、いいですよと認めた、でも国で認められませんでしたというのでは、ちょっとどうなるのかなと、その辺の心の動きなんです。苦勞して予算をつくるのもわかります。けれども、我々も真剣勝負で審議して、市民のために議決を与えて、市民生活が向上するために一生懸命議論するんです。それをわかってくださいよ。それが、さっき事業を認められないものが出るかもわからないと、だったらちょっと違うのではないのかなと。私の言う、もし事業計画だけ立てて予算がぱっと出てきたら、補正予算を上げてくださいよ。だから、予算がつくかわからないけれども議論しなさいと言われても困るんです。私はそう思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今のご質問は、塩竈市の特別な事情じゃないんです。全国の全ての自治体、都道府県が同じことをやっているんです。国は、予算が確定したらそれを各省庁に配分します。各省庁は、それをどう使うかということについては4月以降に決定するわけでありまして、我々はまずは議員の皆様方に塩竈市の財政がこういう状況であります、全体としてまず新年度はこういった事業を何とか頑張ってやりたいと思いますということをご提案させていただくわけでありまして。ですから、当然のことながら満額獲得することを目標に当然努力はしていくわけでありまして、中には残念ながら査定をされて金額を減らされてしまう、あるものにとってはこれはやっぱりだめですよというものが残念ながら発生してしまうというのは、今の国の予算制度からするとこれはどうしても避けられない事情であります。このことについては、恐らくは国内全ての地方自治体がそういう中で作業をしているわけでありまして、その事情はご理解をいただきたいということを私は申し上げているつもりであります。

○副議長（伊藤博章君） 12番菊地議員。

○12番（菊地 進君） その事情は理解します。しかしながら、やっぱり事業をするんだったら選択と集中、そういうふう施政方針で述べているんです。だから、こういう事業を選択と集中して、予算を上げてきたんだなと思いますよ。国の都合もあると思います。行政の都合もあると思います。我々議員の都合もあると思いますよ。やっぱり我々はさっきも言っ

たとおり二元代表制の中で市民のために一生懸命頑張っぺと、そういう思いで議論をして、ちょっとでもいい事業を達成のためにいろんな意見や、あと先ほど未来に向かって、西村議員なんかもこういうふうにどうですかというふうな要望を出していましたよ。そういう要望、意見を行政と議会がどういうふうにしてやっていくか、私はそこを選択と集中してもらえればいいのではないかなと。市民のために。市民ファーストのためだったら、そういうものもいいのではないかなと私は思っております。そんな意味で、塩竈市政発展のためにいろいろ住民から、議会から要望、意見が出されると思うんですが、それをどうまとめていって、どこでフィードバックさせて、議会にこういうふうになっているというのをお伝え願えればなと思っております。

時間、11秒なんですけど、最後になりますけど100条委員会で市の書類上で数値、数量に誤りがあったんだけど、その後の環境省からの答えはあったのかどうかお答えください。

○副議長（伊藤博章君） 菊池環境課長。短目をお願いいたします。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 浦戸の瓦れきの撤去委託ということで、数値の訂正を環境省のほうにお示しいたしまして、環境省のほうからはそれは受理されたということで報告が来ておるところでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 以上で菊地 進議員の一般質問は終了いたしました。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 12月定例会最後の一般質問者となりました。もう少しの時間、どうぞご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。日本共産党の曾我ミヨでございます。

一般質問は4項目8点でございますが、昨日からの質問者と重複する項目の中で、もう既に答弁されたことについては、時間を短縮する上でも、その辺は答えていただかなくていいということを申し上げておきます。

まず初めに、子育て支援について伺います。

1点は、来年度から実施する県の小学校入学時の教材購入助成は、第3子を対象に3万円を最高上限として市町村が実施した場合にその2分の1を補助するということがわかりました。それで、聞きたいことは、塩竈市で来年度に入学予定の児童数、小学校で何名なのか、また中学校についても聞いておきたいと思ひます。そしてさらに第3子の小学生は何名で、第3子の中学生は何名になるのかについてお答え願ひたいと思ひます。

第2点は、保育所の建てかえについてです。

平成27年12月の議会で、公立保育所の建てかえを求めたのに対して、佐藤市長は「市が設置する公立保育所を市が建てかえる場合は交付金の対象にならないとされている。このため、市の保育所の建てかえについては一般財源のみで対応することになり、本市の財政状況から現時点では建てかえは考えにくい」と答弁してきました。しかし、平成27年3月24日に開催された参議院の総務委員会で、日本共産党の吉良佳子参議院議員が国の待機児童解消加速化プランについて、受け皿をどう拡大するのか、そのための財源措置はとられているのかという質問に対して、高市総務大臣は「国庫補助金の一般財源化により、影響が生じないように適切な財政措置を講じている」と述べ、さらに「待機児童解消加速化プランは公立、私立問わず平成29年度までに40万人の保育の受け皿を確保することとなっている。自治体が公立保育所によって受け皿を確保すると判断した場合には、整備費用に対して地方債に加えて一定の要件のもとで集約化、複合化、転用に係る地方債などの活用が可能となる」と述べてきました。待機児童解消加速化プランを活用して、公立保育所の整備も可能となるものです。それで、塩竈のこれまでの議論の中で、隠れ待機児童は60人いることや、また未満児保育所の枠の拡大が急務であることなどから言って、ぜひ公立保育所の建てかえを検討すべきだと改めてこの場で要望するものであります。一般住宅の耐震化では、昭和56年以前に建てられたものはぜひ耐震化を図るべきだと推進しているわけですが、新浜町保育所や東部保育所は建てられてからもう44年から45年になります。ぜひ検討するよう、改めて求めるものであります。

第2は、国民健康保険税の引き下げについてです。

塩竈市は、この間国民健康保険税の引き下げを行ってまいりました。国保税を引き下げても、近隣市町村と比較して国保税は高い位置にあります。モデルケースとなっている40代夫婦、未成年の子供2人、年間所得200万円の世帯で年間の国保税額は38万3,000円、所得に占める国保税は19.2%になっています。多賀城と比べて3万3,000円、利府町より8万5,000円も高い国保税になっています。

平成28年度の基金残高は、先ほども市長が答弁されましたように、14億円の見込みと伺っています。国保の国一本化に向けても、市長は確保しておく基金についてはこれまで3億円程度と言ってまいりました。民生常任委員協議会の国保事業の財政見通し、平成27年度の決算見込みの国保の税収は14億1,400万円、平成28年度の見込みは前年度より1億7,200万円の減、12億4,200万円になっています。では平成29年度はどうか。3,100万円の減となって、12

億1,100万円、合計で約2億円程度の減となるものであります。保険給付費の見込みを入れて試算しても、14億円からこの分を差し引いても私は8億円から9億円の基金が残ると思います。ですから、この基金を活用して、国保税の引き下げを求めますが、お伺いします。

第3点は、環境問題についてお伺いします。

1点は、1キログラム8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物処理についてです。昨日、「県知事の方針を真摯に受けとめたい」という答弁をされましたが、今回のごみ処理は放射能汚染廃棄物であって、一般ごみを処理することについて協力するかどうかではありません。そのこととわけが違います。それだけに、住民の合意なしで決めるべきではありません。塩竈で対象となっている中倉最終処分場に埋め立てることを受けるかどうかは、市民との合意が不可欠です。

そもそも中倉埋立処分場は、放射能飛灰を想定してつくったものではありませんし、遮断型最終処分場にもなっておりません。最終処分場の遮水シートは耐用年数15年と言われております。経年劣化による漏れは、絶対大丈夫と言える状況にあるのかどうか。中倉の雨水の流入先は松島湾になります。放射能汚染水を松島湾に広げる可能性も心配されます。塩竈市内の水産業界は、放射能による風評被害で苦慮しています。汚染土壌処理問題を通じて、これ以上のリスクを負うことを望んでおりません。市民を初め、中倉埋立処分場、あるいはその周辺、利府町須賀、石田地域住民、あるいは漁業協同組合に対する説明会をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、仙台港区における石炭火力発電所建設についてです。

2014年9月に石炭火力発電所の建設が報じられる中で、2015年8月に地元の方々が地元説明会を企業に求める取り組みがありました。しかし、真摯にそれこそ対応しないままいたわけですから、そういう点で気候ネットワークとか、蒲生を守る会なども加わり、今大きな運動や活動が広がっています。

1970年代に石炭火力が二酸化炭素の排出量が天然ガスの2倍以上、大気汚染、水銀排出、硫黄酸化物、オキシダントなどによる健康被害で公害問題が起きました。七ヶ浜に建設された石炭火力発電所も同様で、塩竈に大気測定所が設置されて、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシダントなどを測定されてまいりました。その後、環境負荷のないガスによる発電に切りかえられてきたわけであります。

石炭火力発電の環境アセスメント法の対象は11.25万キロワットから11.50万キロワットに

なっていますが、仙台港の石炭火力発電所はこの環境アセスメント法にわずか0.15万キロワット少ない11.10万キロワットで、環境アセスメント対象外に申請されてきたものです。しかし、環境省の小規模火力発電については、環境に関する検討委員会の報告では「環境影響評価の事例は排出濃度も最大着地濃度も抑えられている傾向にはあるけれども、10万キロワット前後の小規模火力の排出量も着地濃度も逆に高くなっている」と指摘しています。

今回の石炭火力発電所建設によって、再びこの周辺が大気汚染、水銀排出、硫黄酸化物などによる健康被害を防止する対策が急務になるわけであります。特に今回の石炭火力発電所建設については、地域住民が説明会を要請しても対応しないなど、大きな問題があったわけですが、今早急に取り組むべき課題は宮城県に対して県独自に環境影響評価、アセスメント条例を制定するよう求めることだと考えます。もう一つは、前にありました塩竈に大気汚染の測定所を複数の場所に設置させること、そしてそのデータの公表を行うよう求めるべきだと考えますが、お伺いします。

第4は、復興事業及び長期総合計画に関連して伺います。

1つは、浦戸の復興事業及び振興策となる浦戸の危険区域をどのような整備を行い、振興を図ろうとしているのかについてお伺いします。

2点目は、活力あるまちづくりの取り組みです。

地域循環型につながる商店、事業所のリフォーム助成の提案をするものであります。

当市議団は、地域循環型の地域経済対策として住宅リフォーム助成制度を求めてまいりました。この制度は、今全国自治体に広がり、昨年1月の段階で全国自治体で住宅リフォーム助成は603自治体、店舗リフォーム助成は55自治体になっています。住宅リフォーム助成も店舗リフォーム助成も、今ある商店や事業所を持続させ、安心してそこで働き、生活できる、地域経済循環型社会につながる事業として広がっているものと考えます。県内では、登米市で空き家店舗と既存の店舗改修への助成を実施、最近気仙沼市長も中小企業の振興を位置づけた条例制定の検討や、日本で一番住みたいまちを目指し、お店のリフォームは必要だと、地方創生の取り組みを進める上でも有効と、前向きな考え方を述べています。ぜひ塩竈でも、今中心部にも小さな店がいっぱいあるわけですが、その商店のリフォーム助成を新年度から実施できるよう求めますが、いかがでしょうか。

第3点は防災計画です。

原発事故の避難計画について伺うものです。

塩竈市の防災計画では、福島原発事故の教訓を生かされているものとはあの計画からは見られません。福島原発は、放射能は40キロメートル離れた相馬市、飯舘村まで被害をもたらしています。5年9カ月たっても、ふるさとに戻ることができない現状が続いています。放射能物質が大気中に流れ出る過酷事故、放射能物質は風の流れでどちらに流れるかで大きく変わります。気象庁のデータなどで、春の期間、夏の時期、冬の時期、それぞれ分析が必要ですが、特に原発事故に対して市民の命を守る責務があるわけでありますから、より実効のある避難計画をつくるべきと考えます。ぜひそうした検討をしていただくことをお願い申し上げます。第1回目の質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から4点にわたりご質問をいただきました。

初めに、子育て支援についてのご質問のうち、県の小学校入学時の教材購入助成につきまして、先日小野議員からご質問いただいた際に、前向きに検討させていただきますというご答弁を申し上げましたので、あえて同じ答弁は繰り返しません。なお、全体の小中学校の入学児童生徒数、それから第3子の児童生徒数につきましては、後ほど担当のほうからご説明をいたさせます。

次に、保育所の建てかえについてであります。

公立保育所を建てかえた場合ということについてのご質問でありました。

かねがね曽我議員からも補助で建てかえができないのかというご質問をいただきました。補助事業というのはありませんというお話をさせていただいてまいりました。きょうのご質問では、突然地方交付税ということで変わりましたので、答弁の内容を変更させていただきますが、市が公立保育所を整備する場合は現在は国の補助制度はございません。これは同じであります。一般財源を充てることとなります。事業費の2分の1が地方債の対象となり、その元利償還金分の70%が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるという措置がされます。しかし、交付税の性格上、全てが交付されているかどうかということについては、内容が確認できませんことと、交付税そのものにつきましてはもともと補助金ではなくて、交付税という固有の税財源であります。したがって、そういったものを活用して市のさまざまな事業を展開させていただいているという実態は変わらないということをご理解をいただければと思います。

2点目であります。老朽化する保育所の考え方について、国の待機児童解消加速化プラン

を活用してはどうかというご質問でありました。

このプランは、補助金を利用して保育所等を整備する場合に、補助率の優遇措置として通常の補助率2分の1を3分の2に優遇する等の措置がとられるプランであることは事実であります。ただし、補助の対象であります、社会福祉法人等ということに限定されておまして、我々に対する通知では市町村に係る公立保育所の整備は対象とならないということですが、今議員のほうからは公立保育所も対象になるのではというお話でありましたが、なお確認をさせていただきますが、子どもへの通知については旧来ありました補助のかき上げでありますので、旧来の補助は当然のことながら公立保育所が対象にならないという大前提からいたしますと、やはり対象にならないのではないのかなというのが私の答弁であります。

また、隠れ待機児童云々のお話もいただきましたが、皆様方は隠れ待機児童という言葉をお使いになりますが、我々は厚生労働省で定められた基準に基づいて待機児童ゼロというものを報告させていただいているところでありますので、またこの辺についてもご理解をいただければと思います。

このプランであります、原則として4月1日における待機児童数が1名以上おり、待機児童解消加速化計画を国へ提出し、国が定めた事業を実施する市町村の今申しあげました社会福祉法人等の事業者が対象になるというふうな通知であるようでありますが、なおこの部分については確認をさせていただければと思います。

次に、国民健康保険事業のご質問でありました。塩竈の保険税は高い高いということをお聞きいただきましたが、決算ベースでまいりますと塩竈市の保険税も中位近くになっていることについてはご存じかと思います。

現在の国民健康保険特別会計の財政調整基金であります、平成27年度決算剰余後の基金残額は14億1,144万円であります。これはご指摘のとおりであります。今年度におきましては、歳出において高額薬剤の保険適用等に伴い、医療費が急激に上昇しております現状がございます。先ほど市立病院のほうでも説明申しあげましたが、C型肝炎等であります。そういったこともございまして、平成28年度末の実質基金残額は10億8,900万円になるものと見込んでおります。

現在の基金残額を活用した国民健康保険税の引き下げについてであります。

基金が基本的に3億円ということについては私がお説明させていただきました。通常のケースの場合には最低3億円という基金が必要でありますということをご答弁を申し上げたと

ころであります。今回は、県一本化が平成30年度から図られます。そういったことに伴いまして、市町村の果たす役割がどのような形になっていくのかということがまだ見通せない状況であります。したがって、今現在平成28年度、29年度で6.05%引き下げをさせていただきましたので、当面、平成29年度までは現行の引き下げ税率で対応させていただければ幸いです。

一方、平成30年度には市町村国保の財政運営が都道府県に一本化される、いわゆる単位化が進められております。この保険税の取り扱いや財政運営について、まだ未確定な状況にありますので、そういった状況を踏まえ、精査を行った上で、保険税のあるべき水準をその後に検討させていただきたいと思っております。当然そういった時点で基金等が一定程度ございましたら、また改めてご意見を拝聴させていただきたいと思っております。

ちなみに、平成28年度の国保税の引き下げの効果についてであります。平成27年度と28年度の7月本算定の調定額で比較をさせていただきますと、1世帯当たりで15万6,839円から14万3,781円、額で1万3,058円、率にしまして8.33%軽減をされております。また、過年度分を含めた平成27年度決算額と28年度見通し額の保険税収総額全体で比較をいたしますと、14億1,400万円から12億5,400万円、額で1億6,000万円、率にいたしまして11.3%負担軽減を図らせていただいたところであります。

次に、環境問題について、放射能汚染廃棄物の焼却処分についてのご質問でありました。先日、内容等については志子田議員にもご説明をさせていただきました。

塩竈市にも、かつて例えば放射能汚染をいたしました瓦れき等が存在したことも事実であります。塩竈市で処分ができず、中倉の処分場に山積みにした経過がございました。その際に、友好協定を締結していただきました村山市にその処分をお願いをさせていただいたところ、快く引き受けていただきまして、瓦れきの処理が進んだという事実がございました。私どものこのような事例につきましては、被災された15市町村それぞれ同じような体験をしているかと思っております。県外の方々にこういったものを助けていただいたという事実であります。

今回は、宮城県内の放射能汚染廃棄物を抱える自治体の方々が大変なお苦しみをされているものと思っております。そういった方々は、いまだ復旧・復興が進んでいないという状況にあるわけでありまして。恐らく知事はそういった状況を勘案し、まずは試験焼却を、そして試験焼却後に影響等の状況あるいは測定値を全て公表した上で、本格実施に至るかどうかを

判断させてもらいたいというような説明でありました。塩竈市が焼却する、しないということではなくて、県内のこういった厳しい環境を考えますときに、ほかの自治体でもそういった方々に手を差し伸べるということとは行っていくべきではないのかと。ほかに解決すべき代替策があればそれは別であります、今現在はすき込みとかそういったことでごく少量について減らすことはできるとしても、そういった形でもしやっていくとすれば30年、40年の時間がかかるというふうにお伺いをいたしました。そういった方々が一刻も早くそういった環境から抜け出すことができますように、私も真摯に受けとめさせていただかなければならない課題ではないかというようなご答弁を申し上げさせていただきました。よろしくご理解をお願いを申し上げます。

次に、仙台港区における石炭火力発電施設についてご質問いただきました。

このことについては、9月定例会で伊勢議員からも一般質問で同様のご質問をいただいたときにご答弁申し上げました内容と同じとなりますが、ご答弁を申し上げます。

発電所建設による環境への影響についてのお尋ねでございました。

近年、全国的な動向として大規模な土地造成等を伴う太陽光発電施設や、石炭を燃料とする火力発電施設等の整備計画が顕著になってきております。この背景といたしましては、平成24年、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の導入、本年4月から実施の電力小売全面自由化等が要因となっているものと考えております。

こういったことを受けまして、協定ということになったわけではありますが、協定書では大気汚染等の公害に対する環境の保全を図るために、公害防止対策に関して排出基準や規制基準を設け、事業者に対し協定書の内容を遵守し、最善の公害防止対策の実施に努めるよう規定いたしている内容であります。また、宮城県は事業所の操業開始後、硫黄酸化物や窒素酸化物の大気汚染物質について協定値が守られているか自動測定装置により常時監視を行うとともに、環境負荷項目等の測定結果を仙塩地域七自治体公害防止協議会に定期的に報告することを事業者には義務づけているところであります。このようなことを受けまして、協定を締結させていただいたところであります。

次に、防災集団移転促進により生じた浦戸地区のいわゆる移転元地の活用についてのご質問でありました。

本市では、防災集団移転促進事業の実施に当たり、地元の皆様と協議を重ね、平成20年12月に桂島地区に10.9ヘクタール、寒風沢地区に2.9ヘクタールの災害危険区域を設定させて

いただきました。以降、平成25年度から27年度までの間、地域の皆様にまずは安心してお暮らしをいただける環境を整えるため、移転先団地の造成、災害公営住宅の整備を進めてまいりましたが、これと並行して移転元地に復興交付金を活用した地域のなりわい再生にもつながる施設等が整備をできないか検討させていただいてまいりました。

しかしながら、要綱上、買い取り可能な用地が宅地と宅地に隣接する農地に限定されているため、市が買い取らせていただいた用地がモザイク状に点在をするという形になっております。一体的な土地利用が困難なことであります。加えまして、特別名勝松島の区域内に存在することも相まって、いまだ整備計画が策定できない状況にあります。手をこまねいたということではなくて、これまでの間、さまざまな整備方針を取りまとめ、復興庁との相談を重ねながら、歴代の復興大臣を初め関係者が来訪の折を捉え、窮状を訴えさせていただきましたが、残念ながらいまだ具体化に至っていないというのが実情であります。

一方、平成26年度に実施をいたしました浦戸地区集落再生方針検討調査の中で、地域の皆様のご意見としては、桂島地区の移転元地は主に観光に資する土地利用、寒風沢地区の移転元地は地域資源の活用・発信に係る土地利用をそれぞれ図るべきとの考えをお持ちであることがわかりました。本市といたしましては、こうした声を少しでも具体化できますよう、復興庁との協議を継続させていただきますとともに、例えば他の整備手法についても幅広く検討させていただきたいと考えております。

次に、商店事業にリフォーム助成というご質問でありました。

塩竈市は、ご案内のとおり震災後いち早く災商店再生支援事業を創設し、396事業者が事業再開にこぎつけた経過がございます。その後も、市内空き店舗の解消による商店街の維持とにぎわい創出のため、シャッターオープン・プラス事業などに取り組んできておりますが、議員ご質問のとおり現状としては空き店舗・空き地が解消されていないという状況にあります。

一方、町並みの維持に関して、本市の歴史・文化など門前町としての魅力を生かした町並み形成として、過去に北浜沢乙線の景観助成に取り組んだ実績もございますが、内装等のリフォームにつきましては資産形成との微妙な兼ね合い等もございます。今後検討させていただきたいと思っておりました矢先、店舗改装などの費用について75万円を限度に3分の2の50万円を助成する小規模事業者持続化補助金などの支援策が国の第2次補正予算に計上され、強化がなされておりますので、本市といたしましてはこういった国の制度をPRしながら、

リフォームを検討されておられる事業者の方々にご活用いただくよう、努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、原発事故に備えた防災計画について、広域避難計画を実効性のあるものにするため、本市の地域防災計画の防護措置の見直しを行ってほしいというご質問でございます。

本市が平成26年3月に見直しを行いました現行の地域防災計画の原子力災害対策編では、本市は東北電力株式会社女川原子力発電所を起点とする原子力防災対策を重点的に実施すべき地域に該当しないことから、これは県が10キロメートルから30キロメートルに見直した時期であります。原子力災害時の至急避難の必要性は低く、プルームと言われる放射性物質を含む大気の影響を避けるための屋内避難による防護措置を実施すると規定をさせていただきました。

しかしながら、ご質問の風向きなど気象状況等に応じた対応が必要となることも認識をいたしております。県の地域防災計画にも、原子力災害のおそれがある場合には、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域である7市町以外の市町村に対しても、迅速かつ的確な情報を伝達いただくということになっておりますので、こういったことから原発事故が発生した場合に現行の地域防災計画を基本としながらも、県等と連携を図り、状況に応じた防護策をとり、さらなる市民の皆様の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま曽我議員から、宮城県の小学校入学時の経済的な支援ということに関連いたしまして、小学校の入学児童の見込みというお話を頂戴いたしました。これは宮城県が今回の制度設計の一環として、例えば平成28年度の学校基本調査、それから平成22年度の人口動態統計等をもとに推計した試みの数でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本市の来年、平成29年4月の小学校の新入児童の見込みでございますが、全体で381名というふうに試算されております。このうち、第3子以降の数については61名ということでございます。この試算値をもとに、中学校の新入生徒について本市が独自に試算をいたしました結果、全体で453名、このうち第3子以上の生徒は72名というふうに試算をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。

それでは、一つ一つ伺ってまいりたいし、要望もしていきたいと思います。

今小学校入学時の教材購入については検討させていただきたいということがありましたので、ぜひ検討していただきたいと。例えば61名と言いましたが、大体九十四、五万円なんですよね。第3子で計算しますと。中学校でいきますと72名と言いましたから、ざっと計算しても、合わせても200万円ちょっとぐらいかなと思います。むしろ中学校の子供のほうが学生服だとかいろんなことがあって、小学校よりも経費がかかるのかなと、家庭にとってはね、そういうこともありますので、200万円程度だったらぜひ市の子育て支援をやっていくという観点で、それらも含めて検討していただきたいと思います。これは検討していくということで、そこに委ねていきたいと思います。

同時に、関連して伺いたいと思っていたことが一つあります。要保護、準要保護の入学準備金の支給について、6月ごろに支給になっているんですけども、本来の目的を達成するためには2月、3月ごろに支給してはどうかということで、教育長に求めたことがあったんですが、文科省が最近、準備金の額も上げることと、それから準備金、支度金を2月、3月に取り組むようにということで、そういう方向で国のほうも市町村に通達というか、そういうことをやっていくというふうに答えているんですが、そういった通達があるのであればぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） お答えいたします。

文科省からの通達については、教育委員会のほうにはまだ来ておりません。前回お話ししたとおりでございます。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 多分来るだろうと思いますので、それらをちゃんと含んで、前向きになるようにぜひ取り組んでいただきたいということを、これも要望しておきます。

それから、保育所の建てかえです。前も言うておりますけれども、補助金制度から一般財源化されたら、これは問題だと思っているんですけども、国会の質疑の中できちんと待機児童解消プランの中では公立、私立ともやれるんですよというふうに、国の制度も市長が言うようになかなか大変な中身かもしれませんが、だからといって公立保育所を古くなっても

そのままにしておくのかということが行政には問われるんだというふうに思います。そのところをどう考えるのかと。先ほど、海岸通は子育てプランの中には入っていないのに、いつの間にか2階を子育て支援室にするということが突如として出てくるわけでしょう。それは復興交付金の中から出てくると。通常の保育所は何ぼ古くなっても見向きもしないと言ったら言い方があれだけれども、私は何回も取り上げている立場からすれば、いつどうやるんだというふうな思いがあります。例えば、ところてん突きですよ、壺番館のこころんをただ押してその上にやればいいんだと。建物の分の何分の1かは交付金で出すけれども、それからの維持管理、運営、部屋代をまた一般財源で賄うわけでしょう。そういうことになるんだと思いますよ。だから、そういうことも含めて全体の中で審議された中でそうだ、そうだと一歩ずつ進むのならいいんだけど、先ほど菊地議員が言われたように、突如として、あるところでそういうことが一番まちづくりにいいのではないかと、それは行政だけが思っていることで、市民の中から生まれてきたことではないんですよね。そこをかけ違うと、大きな乖離が出てくるんですよ。だから、そういう点ではやっぱりきちんとそのことも、そういう思いもあるのかもしれませんが、明らかにしていかないと、建物が建ってからこのお金でございませぬ、この予算でございませぬと言われても、わからないと。一体子育てのためにどれだけの人たちが利用しようとしているのか、どういう見通しがあるのか、どういう保育体制をするのか、そういうことがないまま、ただ復興交付金であっちだこっちだと動いているというふうに私は思います。その辺はちゃんとしてほしいというふうに思います。同時に、もう一回言いますが、繰り返しますが、古い保育所、隠れ待機児童も生まれる状況をそのままにしておくのかということも問われているんだということをぜひ市長にはつかんでいただきたいと。これは次に回します。

それから、国保税です。国保税は、要するにもう少し見させてくれと言うけれども、いつも見ても見ても基金が残る状態ですよ。一生懸命税金を徴収していると言われればそれも一理あります。けれども、やっぱり14億円から半分にしても7億円が余るんですよ。そして、どうも県一本化一本化とアドバルーンを上げているけれども、一本化になって今の塩竈市の保険税を高くして集めるということにはまずすぐにはならないと。今塩竈市がある段階から一歩ずつ進むということも聞いておりますので、ちょっと猶予を与えて考えさせてくれと言うなら、それは考えるなということはいませんが、ぜひ引き下げに取り組んでいただきたいということも申し上げておきます。要望です。

環境問題ですが、これは市長の優しい思いはわからなくはないわけです。けれども、中倉埋立処分場は市民の税金でつくった処分場なんです。そして、今言ったように水産業界も風評被害で苦しんでいることは行政みずからがわかっているわけでしょう。そして、環境省の処分の仕方、私たちに全員協議会でくれましたこの中にも、8通りの処分があるんですよ。新聞を見ると、登米市だとか栗原市もそっちこっちにばらまいて、ありがとうございますという問題ではないんですよ。これをやっぱり自分のところで本当は処分しなければならないというような思いがあるから、すき込みとか何とかと努力しようというのもあるんですよ。清掃工場もみんな違うんですから、バグフィルター、集じん機も違うんですから、全然違うんだそうです。だから、何とかしてあげたいなという市長の思いはあるにしても、やっぱり住民説明会をいつするのだと、これはまず聞いておきますよ。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁の中で、宮城県の今後の進め方についてご説明申し上げたかと思えます。まずは試験焼却をやらせてくださいという話であります。試験焼却の際に、1回当たり約1トンぐらいを焼却することについては資料の中に入っているかと思えます。そういった状況で焼却を行いながら、煙突から出る煙の量でありますとか、あるいは処分場に運搬する際の運搬方法でありますとか、安定型の処分場に埋め立てをした後の地下水の汚染状況でありますとか、流れ出す水の放射能の測定とかをしっかりとやると。そういった状況を全て公表した上で、次の段階でそういったものが環境に影響がないということがもし確認できたとしたら、それから次の本格的な焼却に入りますという説明であります。

今議員から、塩竈におきましては市民の方々にいつご説明ということであります。特に中倉ということでご質問いただいたんですが、ご案内のとおり試験焼却の段階では塩竈市は試験焼却はないわけでありまして。今議員のほうから、汚染物質を外に出ないように対応するためのフィルターが、バグフィルターというものであります、県の説明では99.何%が捕捉できるというものであります、塩竈市の除煙装置についてはマルチサイクロン方式というんですかね、遠心分離みたいな形でやる方式でありますので、塩竈市の焼却場については今回の試験焼却の対象から外されております。なおかつ試験焼却の際には焼却施設と安定型の処分場はセットでということありますので、少なくとも試験焼却の段階で塩竈の中倉にということはずないわけでありまして。今申し上げましたようなさまざまなデータを確認した上で、安全性が合意されれば、それから本格的な焼却に入っていくという通知をいただいております。

ります。もしそういった中で、ほかのほうから中倉にというケースがございましたら、当然そういった申し出があった際には私は関係住民の方々に少なくともしっかりとご説明をする責任があるというふうに理解をいたしております。また、こういった状況にありますということにつきましては、既に全員協議会でご説明をさせていただきましたが、近々東西南北の会長とか副会長に集まっただきまして、現状についてはご説明をさせていただく予定であります。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 要するに塩竈で焼却してほしいなんてそんなことはできないことはみんなわかっている、要するに今塩竈に問われているのは、中倉にその燃やした飛灰を受け入れるということになる、項目に入っているわけですよ。そういう点で、今度23日だか何かまた集めて、そこでやるのかやらないのかなんていうことになったら、大変だと。まだ説明会もしていないのに。だから、拙速にならずに、市長はこの塩竈の水産加工業者や漁業者の生活を守る立場があるわけですから、きちんとその辺は踏まえて対応していかなければならないのではないかと。思いとは別ですよ。為政者なんだから、その辺はきちんと対応してほしいことだけ申し上げておきます。

それから、福島原発の関係では国、県の関係の中での計画にならざるを得ないのかなと思うんですが、ただやっぱり私たちが認識しておかなければならないのは、福島原発で櫛葉町や相馬市まで流れて、今登米とか栗原まで行っているという、この被害で苦しんでいるわけでしょう。そういったときに、30キロメートル圏内だからいいですよという立場にならずに、塩竈でも30キロメートルをちょっと超えたところには浦戸の島々があるわけですから、そういうのを生かして、きちんと盛り込んで住民にやらないと、ただガムテープを張って部屋でじっとしててくださいと言っても、じゃあ水はどうするのかというようなことも含めて、本当に一つ一つ考えていかないと。救済に歩けないんですから。みんな部屋にこもって。そういう過酷事故を考えたときに、本当に何をすれば一番市民の命を守れるんだということにたどり着くんだと思うんですよ。そういう点で、きちんとした計画を今後ともやってほしいし、前段で災害のところをいろいろ質問して、答えていただいたわけですが、いろいろ見直しを図っているということは聞こえてきました。けれども、議員には今何が見直されて

いるのか全然わかりません。本当はこういう問題は議会のほうでも全員協議会を開いて一つ一つ協議をして深めなければならない問題だと思いますが、一定まとまった段階でぜひ議会にも示していただきたいというふうに思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員のご質問の見直しという部分については、石巻からの避難者の受け入れのことですか。（「そうじゃなくて、塩竈市民の」の声あり）特にこれから先の課題ということで申し上げまして、具体的な見直しというのはまだやっておりませんので、議会の皆様方に報告がないというふうなお話でありましたが、まだ報告できるような……。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 原発のことで言ったわけですが、前段のほかの議員が災害の避難施設だとかいろんなことで質問して、今いろんなことで見直しをしているということもあったから、それはそれで一定まとまったら全議員に知らせてくださいねということと、原発の避難計画ももっと福島原発を教訓にした取り組みにしていく必要がありますよということを提起しているんですよ。そういうことです。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 地域防災計画というのは、ご案内のとおり冊子になっております。当然国、県にも報告をしておりますし、ダイジェスト版については議員の皆様方にもお配りをさせていただいていると思っております。勝手に変更というのはできないんです。私も今唐突なお話をいただいて、さて何を見直ししているのかなということがわかりませんが……。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 一部事項を見直しも図られているのかなというふうな気もしたものですから、じゃあ計画はあのと通りの計画で進んでいるということなんですね。わかりました。

もう一つです。仙台港の石炭火力発電所です。私が求めたのは、今回新しく建てられた石炭火力発電所は宮城県の環境アセスメント調査をしなくてもいい基準で入ったということがあるんですよ。だから、県独自で基準をきちんとしていかなければならないのではないかと、いうことを申し上げて、そのことを市長からも県の知事に環境アセスメントがきちんとされるような基準にしてくださいよということを書いてほしいということが一つと、それからやっぱり仙台港から南東の風とかが吹けばすぐ塩竈にも入る、8メートルの高さの煙突だそうですから、そういう点では塩竈も啞然としていられないので、観測所を数カ所設けるように

してくださいねということ要望すべきではないかということをお願いしたんです。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、環境アセスメントについては宮城県が策定するものであります。したがって、今そういうお話をいただきましたので、県のほうに実情を確認させていただき、正確な情報でまたお返しをさせていただきたいと思っております。

それから、観測ステーションについてであります。大変恐縮であります。私先ほど詳細な調査を実施するというところをご説明させていただきましたが、その測定地点がどこにあるかということまで確認をいたしておりません。塩竈市にもどこにあるかといったようなことについて、もし必要でしたら確認の上、ご報告を申し上げさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 実は私は坂病院に勤務していたときに、ちょうど坂病院の先生たちが七ヶ浜の火力発電所の公害問題で調査をして歩いたんですね。この上ですよ、測定があったのは。今これは稼働していないか取り払ったか知らないけれども、塩竈市役所の上にあるんです。だと思います。確認したいんですが、ぜひ設置するようにお願いしたいです。

○副議長（伊藤博章君） 菊池環境課長。

○産業環境部環境課長（菊池有司君） 曾我議員おっしゃるとおり、ちょうどこの議場の上あたりに大気監視装置が設置されて、現在も稼働しております。これは常時監視装置でありますので、24時間、県の保健環境センターに全部情報が行って、やっておるものでございます。市内にはこの1カ所と、あと種類がちょっと違いますが、国道45号、中の島公園には自動車排気ガスの測定所もあります。そういったことで、県内にはこういった測定所が27カ所、県と仙台市で各所に設置しておりますので、そういった一般環境の大気については常時監視しているということをご理解いただきたいと思います。（「よろしく申し上げます」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日から18日までを議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日から18日までを議

会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月15日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成28年12月19日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成28年12月19日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第80号ないし第102号(各常任委員会委員長議案審査報告)
 - 第3 請願第3号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
 - 第4 議員提出議案第18号及び第19号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

追加日程第1 議員提出議案第20号

追加日程第2 議員提出議案第21号

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
水道部長	高橋敏也君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部次長 兼都市計画課長	阿部光浩君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	千葉正君
会計管理者長 兼会計課長	小林正人君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番菅原善幸議員、3番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第2 議案第80号ないし第102号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第80号ないし第102号を議題といたします。

去る12月7日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

14番志子田吉晃議員。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、平成28年の人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員等の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ等を行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、平成28年の人事院勧告を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市議会議員並びに市立病院事業管理者に係る期末手当等について支給月数を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」については、地方税法等の一

部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を分離課税とするほか、環境性能にすぐれた軽自動車に対する軽自動車税の軽減措置の延長、医薬品等購入費の支払いに対する医療費控除の特例措置の創設等を行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 当該条例の施行に当たっては、その制度内容について、広報等による十分な周知に努められたい。

また、特に今回新たに制度化される医薬品等購入費の医療費控除の特例については、時期を見定めながら、市民にとってわかりやすい情報の提供に努められたい。

次に、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例」については、コンビニエンスストア等の多機能端末機により各種証明書を取得できるサービスを平成29年2月から導入することに伴い、関連する条例について所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. コンビニエンスストア証明書自動交付サービスの実施に当たっては、各種証明書の取得の際に利用する、多機能端末の操作方法について、広報やホームページ等による十分な周知に努められるとともに、マイナンバーカードを紛失した際の手続等についても引き続き周知されるよう努められたい。

次に、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、浦戸地区における灯油輸送費等の助成を目的とした浦戸地区燃料輸送費助成事業や月見ヶ丘小学校の長寿命化改良工事としての小学校長寿命化改良事業等が計上され、また、債務負担行為において、NEWしおナビ100円バス運行業務委託及び学校給食調理業務一部委託が追加され、さらに地方債において、小学校施設整備事業及び遊ホール音響調整卓更新事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. NEWしおナビ100円バス運行業務委託は、平成28年7月から試行運転を開始した新

ルート便について、平成29年度以降のバス運行に係る業務を委託するために補正予算を計上するものであるが、今後とも利用者へのアンケート調査を行うなど、ニーズの把握に努め、利用者のより一層の利便性向上につなげられたい。

1. 小学校長寿命化改良事業は、国の平成28年度補正予算（学校施設環境改善交付金）を活用し、平成29年度に計画していた月見ヶ丘小学校の長寿命化改良事業（2期工事）を前倒しして行うものであるが、今後とも必要に応じて予算措置を行い、施設の老朽化による雨漏り等が発生した際には迅速に対応するなど、将来を担う児童の学習環境の整備に努められたい。

次に、議案第93号から議案第96号までは「工事請負契約の一部変更について」の案件であり、いずれも議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第93号については、25-復・交 中央第2ポンプ場（土木・建築）築造工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号については、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完管施設（C棟）新築工事の変更について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号については、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）電気設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号については、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）機械設備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「あらたに生じた土地の確認について」は、宮城県が施工していた芦畔町に隣接する公有水面埋立の竣功に伴って、新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号「町の区域を変更することについて」は、議案第97号で確認を行おうとする本市の区域内に新たに生じた土地を芦畔町に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」は、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理について、選定委員会の審査を経て候補者となった仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について」は、本市の公平委員会の事務を宮城県に委託するための協議を行うに当たり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや介護休暇の分割取得を可能とするものなど、平成28年の人事院勧告を踏まえ所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

3番浅野敏江議員。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第80号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、所得税法等の一部改正に伴い、市民税の課税の特例として分離課税となる特例適用利子等及び特例適用配当などに係る所得を、国民健康保険税の所得割額算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例」については、雇用保険等の一部改正により、65歳以上の雇用されている者が高年齢被保険者として定義され、また、求職活動支援費の支給制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、塩竈アフタースクール事業や高齢社会対策費などが計上され、また、繰越明許費において経済対策臨時福祉給付金給付事業が設定され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 経済対策臨時福祉給付金給付事業においては、社会全体の所得と消費の底上げを図るため、臨時福祉給付金を給付するものであるが、十分な支援につながるよう給付対象者の申請率の向上に向け取り組まれない。

1. 高齢者施設等の防災設備等の整備においては、スプリンクラー等の整備や防犯対策に要する経費を補助するものであるが、事業の申請を行っていない事業者については、申請に至らなかった経緯など実態の把握に努められるとともに、今後も事業の周知と必要な支援を行われ、防災・防犯設備のさらなる整備が図られるよう取り組まれない。

1. 塩竈アフタースクール事業は、地方創生推進交付金を活用し、放課後に子供にとって魅力的な事業を提供し、次代を担う子供の育成を図るものであるが、市民や関係機関等の協力が必要であり、児童館及び放課後児童クラブなどとの十分な連携のもと、保護者との適切なコミュニケーションを図られながら、事業の効果的な推進に努められたい。

次に、議案第88号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、決算整理に向けた減額補正が計上された一方で、主に高額新薬の影響や医療費の増加などによる保険給付費などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定において、介護保険法の制度改正に対応するためのシステム改修費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、収益的収入に

において肝炎治療に伴い増加した医業収益が計上され、また、収益的支出においては、薬品費の増加による医業費が計上されました。さらに、たな卸資産購入限度額が増額補正され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」は、塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定について、選定委員会の審査を経て候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番志賀勝利議員。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第81号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法等の一部改正により、65歳以上の雇用されている者が高年齢被保険者として定義され、また、求職活動支援費の支給制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、水産物供給基盤機能保全事業、漁船乗組員救急救命推進事業補助金及び浅海漁業復興事業などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 野々島地区漁業集落防災機能強化事業は、野々島地区における集落基盤のかさ上げ整備を行うに当たり、地権者が一時的に入居する仮設住宅等を設置するため債務負担行為を設定したものであるが、高齢化が進む浦戸地区の被災者にとっては、東日本大震災からの時間的経過による心理的不安を抱えていることから、可能な限り被災者の要望を踏まえた事業の推

進に努められたい。

1. 東日本大震災復興交付金事業は、決算整理に向けた予算が提案されたものであるが、特に翌年度以降への予算の繰り越しや次年度予算への計上等を予定している事業については、既に議会の議決を得た事業であることから、これらの取り扱いについては十分に議会への説明の上、予算化と事業進捗に努められたい。

次に、議案第89号「平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は、決算整理に向けた減額補正を計上し、北浜地区災害復旧工事を増額補正することから、財源である災害復旧費国庫補助金の増額補正等とあわせ、歳入歳出それぞれ26億1,990万1,000円を増額し、総額を115億2,030万1,000円にするものである。債務負担行為については、北浜地区災害復旧工事の歳出予算の増額補正に伴い、公共企業災害復旧事業費を廃止するものである。また、地方債については、北浜地区災害復旧工事に伴う公営企業災害復旧事業の限度額を増額補正するほか、決算整理に向け公営企業復興交付金事業の限度額を減額補正するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、決算整理に向けた減額補正として、資本的収入については、災害復旧事業費の補助対象事業費の減に伴い、国庫補助金8,340万9,000円の減額補正を計上し、総額を6億8,814万8,000円とするものである。また、資本的支出は、県事業との施工調整に伴い、災害復旧費6,400万円の減額補正を計上し、総額を12億5,934万1,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第101号について、討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） 山本でございます。私は、議案第101号「塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について」、反対討論をさせていただきます。

当該議案は、地方自治法第202条及び地方公務員法第7条第3項に定めるいわゆる公平委員会の事務を、地方自治法第252条の14に基づき、宮城県に委託しようとするものであります。

公平委員会は、労働基本権いわゆる争議権が制約されております公務員に関し、勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずることを目的とした行政委員会であります。本市では、地方自治法及び地方公務員法で制度が整備されて以来、設置されてきた委員会でございます。

今回、宮城県人事委員会に事務委託する理由の1つとして、事務の効率化を上げております。行政改革の一環としての事務委託と受けとめております。私は、事務の効率化という経済原則を職員の不服審査等に当てはめること自体、根拠とはならないと考えます。むしろ時間をかけても真実を究明し、そして、処分措置の妥当性、適法性を審査しなければならないのではないのでしょうか。もちろん行政改革の必要性は認めるところであります。不要不急の事務事業の見直し、行政コスト削減が図れる委託、そして、事務事業のたな卸しによる見直しなど、日々改善、改革の努力を傾注することは必要な姿勢であると考えております。

そして、提案されました2つ目の理由として、処理件数が少ない、県内自治体の多くが委託している、全国の自治体も同様であるというものであります。

そして、3つ目の理由は、第三者である県人事委員会に事務を委託することで、より客観性、公平性が確保されるという理由であります。

しかしながら、職員の身分に関すること、つまり不利益処分あるいは職場でのメンタル上のトラブルを理由とした原状回復あるいは苦情等に対し、県に委託してしまうことのどこに客観性、公平性が確保されるのか判然といたしません。

確かに塩竈市公平委員会での取扱件数は、議案資料にも示されているとおり、平成2年度以来7件であります。しかし、本来、件数は少なければ少ないほど良好な労使の関係が維持されていることとなります。むしろ平成26年度以降5件の処理件数であり、むしろ増加傾向にあると言わざるを得ません。

そして、平成28年度の公平委員会に関する当初予算は総額19万8,000円であります。その削

減効果と委託効果と比較衡量した場合、私は、職員の身分に関することであるだけに、削減額の過多ではないと考えます。かかる職員の身分回復、処分の適法を審査する組織機関を設置しておくこと自体に意味があり、安易に県に委託することは、私は責任回避であると言わざるを得ません。

現在の塩竈市の公平委員会の委員構成は、法律の専門家つまり弁護士、市内経済界代表、そして、学識経験者として市の特別職経験者となっており、第三者機関としての組織体であることを十分疑う余地はございません。

平成28年度の人事院勧告の基本的考えにもありますように、今後職場環境、勤務時間、そして勤務成績の評価制度導入など、いわゆる民間経営の手法を取り入れた自治体運営が求められることになり、職員にとっては新たな制度の導入の時代を迎えることとなります。さらに、今議会の一般質問でも提起されておりました、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現も大きな行政課題として議論されております。つまり職員一人一人が、働きがいを持ちつつ、個人生活も楽しむための時間を創出することが、ひいては市民福祉の向上、そしてまちづくりのための力にもなるというふうに確信しております。

一方、女性職員のみならず男性職員による、いわゆる育児休業制度の拡大に伴い懸念される職場における各種ハラスメント、さらに職員のメンタルヘルスへの対応も考慮した場合、それが実現できるような組織運営が使用者である地方自治体に求められているのが、今年度の人事院の基本的考えであります。

以上のように、新たな仕組みの中で生じる職員の処遇や処分行為、人事政策上かかるふぐあいな事案が発生した場合の救済制度としての公平委員会は、やはり従前どおり塩竈市に存置させるべきと考えております。

現在は、市の確認団体でもある職員労働組合が、不利益を訴える職員の相談に乗ったり、対応方について組織的支援を行っていると聞いております。前段、公平委員会の組織目的、権限を説明いたしましたが、改めて公務員労働者の労働基本権制約の代償措置としての行政委員会であることから、今回の議案提案に当たり職員組合への事前説明はあったのでしょうか。もちろん労使交渉対象事項ではなく、いわゆる管理運営事項であることから、その必要はないかもしれませんが、職員組合、そして所属する組合員、つまり一般職員への説明と理解を求める努力はあってしかるべきと思料いたします。

市長は、定例会初日、私の総括質疑に対する答弁で、「第三者としての宮城県へ委託するこ

とで訴える職員の心理的負担が軽減される」というふうに答弁されておりましたが、逆にハードルが高く心理的負担も大きくなるのではないかと懸念されます。何より東日本大震災以来、復旧・復興のために職員に過大な任務を強いてきていることを心からわび、かつ感謝している市長にして、今後その職員のための身分的救済制度である公平委員会の事務を県に委託してしまうことは、むしろ心情と実態が矛盾する提案ではないでしょうか。心優しい市長にして、みずからの手元でみずからの懐の中で職員の声を聞いてあげることこそ、真の市長に課せられた使命ではないかと私は考えます。

以上の理由により、議案第101号に反対し、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

4番西村勝男議員。

○4番（西村勝男君）（登壇） 議案第101号「塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託」について、賛成の立場の議員を代表して討論を申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の14第1項並びに地方公務員法第7条第4項の規定により、同法第8条第2項に規定されます本市公平委員会の事務を、宮城県の人事委員会に委託することについて協議するための案件であります。

まず、本市公平委員会の事務を県に委託することで期待される効果であります。第1には、申し立てをする職員の精神的負担の軽減と、それに伴う問題解決のスピードアップであります。本市公平委員会が対象とする市職員数は、企業職員などを除き380名程度とのことですが、何らかの案件が生じた場合、当事者間のみならずその他職員との距離が近いため、申し立てをする職員が事を荒立てまいとして、申し立てに対して気おくれしてしまうことがあるだろうと想像できます。

一方、第三者の立場であります県に委託することにより、申し立てをする職員の精神的負担が軽減され、窓口が県になることで、むしろ申し立てに対して敷居が低くなると考えるものであります。

また、速やかに申し立てがなされることにより、結果として早期の問題解決が期待されると判断するものであります。

第2に、業務の効率性であります。他の自治体の状況を見ますと、仙台市を除く宮城県内34市町村のうち、単独で公平委員会を設置している自治体は本市のほか石巻市、大崎市の3市のみとのことでありました。ほかの2市は人口規模、自治体職員数が本市を大きく上回る自

治体であります。そして、東北地方全体を見ましても、宮城県を除いた5県の単独設置市は64市中9市のみとのことであります。また、平成元年以降、本市公平委員会が処理した件数はわずか7件のみであります。こういった状況により、市全体の業務から見ても、県に委託することで業務の効率化が図られるものと期待するところであります。

以上の理由により、本議案につきまして賛成の立場とするものであります。

最後になりますが、本市公平委員会における3名の委員につきましては、どの方も人格、見識ともに非常にすぐれた方々であり、公平委員会として客観性、公平性をしっかりと確保されながら、これまで職を果たされてきました。県人事委員会におきましてもこれまで同様、客観性、公平性が確保された対応を期待いたしまして、議員の皆様にご賛同をお願いするものであります。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第80号ないし第100号、第102号について採決をいたします。

議案第80号ないし第100号、第102号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第80号ないし第100号、第102号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第101号について採決いたします。

議案第101号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第101号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第3号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願第3号を議題といたします。

去る12月7日の会議において所管の常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について、委員長の報告を求めます。

それでは、民生常任委員長の報告をお願いいたします。

3番浅野敏江議員。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました請願第3号「次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願」については、12月12日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第3号については、質疑・裁決の結果、願意妥当と認め、採択するべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（香取嗣雄君） 以上で常任委員長の報告は終了いたしました。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第3号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第18号及び第19号

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、議員提出議案第18号及び第19号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

初めに、議員提出議案第18号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第18号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、議案の趣旨説明にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」（5局長通知）や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6局長通知）の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014年施行）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。

そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師、看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含めた労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能を確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師、看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。
1. 医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

1. 改善のための費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保するなど、改善が利用者や患者の負担にならぬよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、議員提出議案第19号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第19号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

セシウム8,000Bq/Kg以下の放射能汚染廃棄物の一般廃棄物との混焼
による一斉焼却・埋立処理の再考を求める意見書

東京電力福島第一原発事故に伴う、放射性物質で汚染（国基準）されたセシウム8,000Bq/Kg以下の廃棄物（約36,000トン）について、宮城県は県内23市町村において一般廃棄物と混焼し、各市町村の管理型処分場に埋め立ての方針を固め、平成28年11月3日開催の第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議に提案しました。

宮城県の説明では、平成29年1月に試験焼却後、夏ごろから本格的処理に入り、市町村の焼却施設で混焼した焼却灰を搬送し塩竈市廃棄物埋立処分場に埋立てを行う事が検討されていますが、混焼を行う際の排ガス中へのセシウムの漏えいがあるとする論文に対し科学的に検証がされておられません。

塩竈市清掃工場で混焼はしませんが、近隣では利府町加瀬にある宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設があり混焼によって大気中にセシウムが放出され、人体に取り込まれれば内部被曝として悪影響を与えます。放射線ベータ線、ガンマ線によって、人間の遺伝子に損傷を与え、後年がん化することも指摘されております。また胎児や子供にはより大きな悪影響を与えます。

また埋め立ての安全対策として「①厚み50cm以上の下部土壌層（放射性セシウムの吸着層）設置②分散しないように埋立てし、層状埋立により安定性向上を図る③雨水浸入抑制のため、埋立て終了時には不透水層で覆う」としております。

塩竈市廃棄物埋立処分場は築21年が経過しております。塩竈市廃棄物埋立処分場の底部に遮

水シートが張ってあるとはいえ、埋立てによる荷重と経年での劣化や、大雨や地震などによるセシウム汚染水の漏えいが懸念されます。塩竈市廃棄物埋立処分場のゴミから出た汚水は、除去プラントを通して処理し利府町須賀地区の松島湾に放流されていますが、セシウム等の放射性物質は除去できません。セシウムの漏えいがあれば放流により近隣や松島湾に汚染被害が生じます。埋立てを行うことによる浅海漁業者などへの風評被害も懸念されています。

こうした点を踏まえ、宮城県に対し、次の事を求めます。

記

1. 一斉焼却・埋立処理の方針について、十分な説明がなく関係住民との間で納得と合意が得られておりません。また被曝リスク・風評被害が考慮されておりません。特に風評被害につきましては、塩竈市の場合、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故のため、基幹産業である、水産業界・水産加工業界、そして関連する商工業界は、放射能に対する風評被害のため、未曾有の影響を受けることとなりました。

係る被害に対しては明確な救済措置もないまま、業界自らの努力により払拭せざるを得ない状況が未だ続いております。

ここに至り、更に今回汚染廃棄物の混焼となれば、混焼による放射能の漏えいの可能性も指摘されており、一部沈静化しつつある風評被害のさらなる拡大が予想されます。

よって、画一的に混焼を進める宮城県の処理方針を再考すること。

1. 県内各地の一次保管について、関係市町村住民と市町村が適切な管理処理方法で合意するまでの間、国が責任をもって「安全な管理」をすることを国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第18号及び第19号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第18号及び第19号についてはさよう取

り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第18号について採決いたします。

議員提出議案第18号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第18号については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第19号について採決いたします。

議員提出議案第19号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第19号については否決されました。

お諮りいたします。

ただいま、1番小野幸男議員外16名から議員提出議案第20号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第20号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議員提出議案第20号

○議長（香取嗣雄君） 追加日程第1、議員提出議案第20号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第20号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

15番土見大介議員。

○15番（土見大介君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第20号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

介護保険制度における軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与
及び住宅改修の継続を求める意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。

この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による生活援助サービス・福祉用具貸与は、介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとされており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。仮に、生活援助サービス・福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担ということになれば、手すり・歩行器などの利用が減少し、転倒・骨折などが発生しやすくなり、要介護度の重度化を招くことになりかねない。このことは、介護保険給付費の抑制という目的に反して、かえって介護保険給付費の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。よって、下記の事項について強く要望する。

記

1. 今後の超高齢化社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第20号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第20号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第20号については原案のとおり可決されました。（「動議」の声あり）

4番西村勝男議員。

○4番（西村勝男君） 貴重な歴史的な価値を有する勝画楼の解体を所有者が決定したことを新聞報道によって知りました。大変驚いています。（「賛成」の声あり）ありがとうございます。（「動議成立」「どうぞどうぞ」の声あり）

そこで、本市議会として、その必要性に鑑み、勝画楼の解体に関する決議を提案し、全会一致で本会意思を示すべきと考えています。その取り扱いについて議会運営委員会を開催していただき、取り扱いを協議していただく動議を提案いたします。

○議長（香取嗣雄君） ただいま、勝画楼保存に向けての決議についての動議が出されました。この動議は1人以上の賛成がありましたので、4番西村勝男議員からの勝画楼保存に向けての決議についての動議の成立を認めます。

暫時休憩をいたします。

午後2時05分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議において、勝画楼保存に向けての決議についての動議が提出され、1人以上の賛成者がありましたので成立しております。

お諮りいたします。

議員提出議案第21号「勝画楼保存に向けての決議」を、追加日程第2として日程に追加する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第21号「勝画楼保存に向けての決議」を、追加日程第2として日程に追加することに決しました。



追加日程第2 議員提出議案第21号

- 議長（香取嗣雄君） 追加日程第2、議員提出議案第21号「勝画楼保存に向けての決議」を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4番西村勝男議員。

- 4番（西村勝男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第21号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

勝画楼保存に向けての決議

12月17日の新聞報道において、勝画楼の解体について報道がありました。

本定例会にて一般質問でもあったとおり、勝画楼は江戸時代の建築とされ、歴代の仙台藩主に愛され、明治天皇のご宿泊所にもなり、その後は料亭として長く愛され続けた歴史と愛着のある建物です。

また、鹽竈神社を中心にした、塩竈の歴史を物語る建築物として、積極的に後世に残すべき重要なものの一つであると考えます。

以上に鑑み、今後、勝画楼の保存に向けて、塩竈市としての取り組みが必要と考えることから、塩竈市は所有者である鹽竈神社の協力を得て、市民及び市議会との情報共有を図りながら、勝画楼の保存に向けて全力で取り組まれるよう求めるものである。

以上、決議する。

以上であります。よろしく申し上げます。

- 議長（香取嗣雄君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第21号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第21号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第21号については原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月19日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江